

平成 3 0 年

財政援助団体等監査報告書

東京都監査委員

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 9 項の規定により、
平成 3 0 年財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成 3 1 年 2 月 1 2 日

東京都監査委員 清 水 やすこ

同 神 林 茂

同 友 渕 宗 治

同 岩 田 喜美枝

同 松 本 正一郎

目 次

第 1	監査の概要	1
第 2	監査の結果	6
第 3	補助金等交付団体別監査結果	2 3
	大島町	2 5
	大島町商工会	3 2
	八丈町	3 5
	八丈町商工会	3 9
	公益財団法人東京都私学財団	4 2
	学校法人 7 8 団体	6 9
	社会福祉法人等 8 0 団体	7 9
	公益財団法人東京都中小企業振興公社	1 1 3
	公益財団法人東京観光財団	1 3 8
	東京信用保証協会	1 5 6
	東海汽船株式会社など 7 団体	1 5 9
第 4	出資団体別監査結果	1 7 3
	八丈島空港ターミナルビル株式会社	1 7 5
	公立大学法人首都大学東京	1 8 4
	株式会社セントラルプラザ	2 0 9
	株式会社東京スタジアム	2 1 9
	東京都住宅供給公社	2 3 9
	東京臨海高速鉄道株式会社	2 7 5
	株式会社建設資源広域利用センター	2 8 7
	公益財団法人東京都保健医療公社	2 9 4
	公益財団法人東京しごと財団	3 2 3
	株式会社 P U C	3 3 9
第 5	公の施設の指定管理者	3 6 3
	公益社団法人東京都歯科医師会 (東京都立心身障害者口腔保健センター)	3 6 5

第6 団体索引	380
---------------	-----

※ 計数については、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示しているため、合計等と一致しない場合がある。

第1 監査の概要

1 監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、都が補助金の交付等をしている団体に対し、その事業が、補助等の目的に沿って適切に行われているかなどについて実施する監査である。

監査の対象となる団体は、

- ① 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体）
 - ② 出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）
 - ③ 公の施設の指定管理者
- などである。

あわせて、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定により、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかについて監査を実施した。

2 監査実施団体

今回監査を実施した団体は、表1及び表2のとおりである。

なお、団体の選定に当たっては、これまでの監査実施状況を踏まえ、

- 補助金交付額、指定管理料等が高額なこと
 - 東京都監理団体や地方独立行政法人など、都との関連性が強いこと
 - 監査を実施していない期間が、前回の監査から一定期間経過していること
- などの観点から選定した。

（表1）監査対象団体及び監査実施団体の内訳

区分	監査対象団体数	監査実施団体数	実施率
補助金等交付団体（注1）	5,133	173	3.4%
私立学校（再掲）	605	78	12.9%
交付額2,000万円以上（再掲）	1,037	138	13.3%
出資団体（注2）	50	10	20%
公の施設の指定管理者（注3）	25	1	4%
合計	5,208	184	3.5%

（注1）当該区分には、公の施設の指定管理者1団体（大島町）が含まれる。

（注2）当該区分には、公の施設の指定管理者2団体（東京都住宅供給公社及び八丈島空港ターミナルビル株式会社）が含まれる。

（注3）公益社団法人東京都歯科医師会は補助金等交付団体であるが、公の施設の指定管理を主として監査を行ったため、当該区分に分類する。

(表 2) 監査実施団体及び所管局の一覧

区分・団体名	所管局
補助金等交付団体 (173 団体)	
大島町	島しょ (生活文化局、オリンピック・パラリンピック準備局、福祉保健局、産業労働局)
大島町商工会	
八丈町	
八丈町商工会	
公益財団法人東京都私学財団	生活文化局
学校法人 78 団体	生活文化局、福祉保健局
公益社団法人東京都歯科医師会 (再掲)	福祉保健局
社会福祉法人等 80 団体	福祉保健局
公益財団法人東京都中小企業振興公社	産業労働局
公益財団法人東京観光財団	産業労働局
東京信用保証協会	産業労働局
東海汽船株式会社など 7 団体	港湾局、総務局
出資団体 (10 団体)	
八丈島空港ターミナルビル株式会社	港湾局
公立大学法人首都大学東京	総務局
株式会社セントラルプラザ	財務局
株式会社東京スタジアム	オリンピック・パラリンピック準備局
東京都住宅供給公社	都市整備局
東京臨海高速鉄道株式会社	都市整備局
株式会社建設資源広域利用センター	都市整備局
公益財団法人東京都保健医療公社	病院経営本部、福祉保健局
公益財団法人東京しごと財団	産業労働局
株式会社 P U C	水道局
公の施設の指定管理者 (1 団体)	
大島町 (再掲)	環境局
東京都住宅供給公社 (再掲)	都市整備局
公益社団法人東京都歯科医師会 (東京都立心身障害者口腔保健センター)	福祉保健局
八丈島空港ターミナルビル株式会社 (再掲)	港湾局

(注) 「(再掲)」の団体は、他区分で計上しているため団体数には含めない。

3 監査期間

平成30年9月3日から平成31年1月31日まで

ただし、島しょの団体（大島町、大島町商工会、八丈町、八丈町商工会及び八丈島空港ターミナルビル株式会社）については、平成30年4月及び同年5月に実施した。

4 監査対象範囲

原則として、平成28年度及び平成29年度の事業を対象に実施した。

5 監査の観点

監査の主な観点は、表3のとおりである。

（表3）主な観点

区分	団体	所管局
補助金等 交付団体	○ 補助対象事業は、目的に沿って適切に執行されているか。 ○ 補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか。	○ 補助対象事業に対する指導・監督は、適切に行われているか。 ○ 団体に対する補助金等交付は、適切に行われているか。
出資団体	○ 団体の事業は、出資又は出えんの目的に沿って適切に運営されているか。 ○ 団体の会計経理等は、適正に行われているか。	○ 団体に対する指導・監督は、適切に行われているか。 ○ 団体に対する補助金等交付、業務委託、財産貸付等は適切に行われているか。
公の施設の 指定管理者	○ 公の施設の管理運営は、目的に沿って、適切に行われているか。 ○ 管理業務に係る会計経理等は、適正に行われているか。	○ 指定管理業務に対する指導・監督は、適切に行われているか。

6 監査の方法

団体及び所管局から事前に提出を受けた各種書類を確認するとともに、実地監査による関係書類の閲覧や現場確認、団体及び所管局から説明の聴取を行うなどの方法により実施した。

団体区分ごとの検証・確認項目及び主な確認書類は、表4のとおりである。

また、学校法人78団体及び社会福祉法人等80団体の一部団体について、所管

局が保管する補助事業に係る書類の提出を受け、当該書類の確認を行う書面監査を実施した。

(表 4) 団体区分ごとの確認・検証項目等

区分	検証・確認項目	主な確認書類
補助金等 交付団体	○ 補助対象事業の執行状況 ○ 補助金等で購入した財産、物品等の管理状況 ○ 補助金等に係る会計経理、金額算定の状況	補助要綱 補助金交付関係書類 事業計画書 実績報告書 経理関係帳票類
出資団体	○ 団体の財務状況・事業実績 ○ 都から団体への補助金等交付・業務委託・財産貸付の状況(団体が委託事業を再委託している場合は、契約の競争性確保や再委託理由等を特に検証) ○ 団体の契約、会計経理、財産・物品管理等の状況	定款 中長期計画 事業計画書 実績報告書 財務諸表 経理関係帳票類 補助金交付関係書類 各種契約書
公の施設の 指定管理者	○ 施設管理業務の運営状況 ○ 施設の利用状況、サービスの提供状況 ○ 指定管理業務に係る契約・会計経理・収入事務の状況(指定管理者が指定管理業務の一部を第三者に委託している場合は、契約の競争性確保や委託理由等を特に検証)	協定書 事業計画書 実績報告書 経理関係帳票類 各種契約書 指定管理に関する各種書類

7 技術面からの監査

今回の監査では、表 5 のとおり 2 団体について、技術面からの監査も併せて実施した。

（表５）技術面からの監査の実施状況

監査実施団体名	監査の内容
公益財団法人 東京都保健医療公社	病院施設の老朽化への対応について、荏原病院と多摩南部地域病院を対象に、維持保全計画（平成２９年３月策定）に基づき維持保全が適切に進められているかを監査
東京臨海高速鉄道 株式会社	計画、設計、積算、施工等の各段階において、技術面から工事等が適正に行われているかという観点から、契約金額１００万円以上の工事を監査

８ 行政監査との連携

一部の公の施設の指定管理者に対する監査については、各監査を有機的かつ多角的に連携させ、より民間等の創意工夫を発揮し得るかどうかの観点から、行政監査「公の施設の指定管理について（都民・利用者ニーズに応える施設の管理・運営）」で実施することとし、今回は財政援助団体等監査の監査実施対象から除外した。

なお、該当団体については、表６のとおりである。

（表６）行政監査の対象とした団体及び施設

対象団体名	施設名
株式会社東京スタジアム	武蔵野の森総合スポーツプラザ
公益財団法人東京しごと財団	東京都しごとセンター
公益財団法人東京都中小企業振興公社	東京都立産業貿易センター台東館

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

今回の監査の結果、補助金を返還すべきものや会計経理及び事務処理については是正・改善すべきものが認められたので、表7及び表8のとおり、24団体及び7局に対し、66件の指摘、4件の意見・要望を行った。

指摘事項等の一覧は別表1（団体別）及び別表2（区分別）のとおりである。

指摘金額は約23億5,225万円であり、このうち主なものは、予定価格が不適切に積算された委託契約の契約総額約19億2,750万円、補助金の過大交付を指摘したものが約821万円などである。

上記指摘事項及び意見・要望事項を除き、補助等の対象となった事業及び出資団体の事業は、監査を実施した限りにおいて、その目的に沿って執行されていると認められる。

（注）指摘金額とは、指摘の対象となった会計処理や財産・物品管理などの金額を集計したものであり、収入や支出に直結しない事務手続に関するものは含めていない。

(表 7) 指摘事項、意見・要望事項の団体別件数

区分・団体名	指摘			意見・ 要望	合計
	団体	局及び 団体	局		
補助金等交付団体（173 団体）					
大島町					
大島町商工会					
八丈町					
八丈町商工会					
公益財団法人東京都私学財団	2			1	3
学校法人 7 8 団体		1			1
公益社団法人東京都歯科医師会（再掲）	(3)	(1)	(1)		(5)
社会福祉法人等 8 0 団体		14	2	2	18
公益財団法人東京都中小企業振興公社		1			1
公益財団法人東京観光財団	1				1
東京信用保証協会					
東海汽船株式会社など 7 団体					
出資団体（10 団体）					
八丈島空港ターミナルビル株式会社					
公立大学法人首都大学東京	6				6
株式会社セントラルプラザ		1	1		2
株式会社東京スタジアム		2	2		4
東京都住宅供給公社	5	3	6		14
東京臨海高速鉄道株式会社					
株式会社建設資源広域利用センター					
公益財団法人東京都保健医療公社	3	2		1	6
公益財団法人東京しごと財団					
株式会社 P U C	8		1		9
公の施設の指定管理者（1 団体）					
大島町（再掲）					
東京都住宅供給公社（再掲）	(5)	(3)	(6)		(14)
公益社団法人東京都歯科医師会（東京都立心身障害者口腔保健センター）	3	1	1		5
八丈島空港ターミナルビル株式会社（再掲）					
合計	28	25	13	4	70

(注) 「(再掲)」の団体は、他区分で計上しているため団体数及び指摘件数には含めない。なお、当該指摘件数は、() で表記する。

(表 8) 指摘事項、意見・要望事項の区分別件数

項目	区分	平成 30 年			(参考) 平成 29 年		
		指摘	意見・ 要望	合計	指摘	意見・ 要望	合計
収入	会計処理（収入）	1	1	2	2		2
	債権管理	5		5			
支出	契約（仕様・積算）	4		4	1		1
	契約（履行確認）	5		5	5		5
	契約（その他）	12		12	13		13
	会計処理（支出）	1		1	3		3
	補助金等	22	3	25	11	2	13
財産	財産管理	3		3	3	1	4
	物品管理	3		3	4		4
その他	情報管理	4		4	4		4
	その他	6		6	6	6	12
合計		66	4	70	52	9	61

2 主な指摘事例

【補助金等】

- 過大に交付した補助金を返還すべきもの

学校法人 78 団体、生活文化局	P. 78
社会福祉法人等 80 団体、福祉保健局	P. 101
公益財団法人東京都保健医療公社、福祉保健局	P. 310

各団体に交付している補助金が、加算対象者の数の算定誤りなどにより、過大に交付されていた。

学校法人や社会福祉法人など合計 14 団体に対して交付している補助金について、アレルギー児対応や延長保育事業の対象となる児童数の算定誤りなどがあり、合計約 821 万が過大に交付されていた。

そこで、各団体に対し、過大に交付された補助金について、返還を求めた。
また、各局に対し、補助金交付事務に係る審査のより一層の改善を求めた。

【会計処理（収入）】

- 保証金の清算事務を行えるよう損害賠償請求等を行うか決定すべきもの

都市整備局 P. 254

都営住宅における火災に伴う損害賠償請求等について、局が請求に係る決定を行っていなかったため、退去者に対して保証金の清算が行われていなかった。

都営住宅における火災に伴う損害賠償及び原状回復に要する費用の請求を退去者へ行うかについては、局が条例や要綱に基づき決定した上で、公社が保証金の清算事務を行うこととされている。

しかし、局は、要綱の見直し等を検討中であるとして、平成 25 年度以降、この決定をしていないため、火災による退去者に対して、保証金の清算が行われていない。

そこで、局に対し、公社が保証金の清算事務を行えるよう、損害賠償請求等を行うか決定するよう求めた。

【契約（仕様・積算）】

- 予定価格の積算を適切に行うべきもの

株式会社PUC P. 344

お客さまセンター等で使用する機器に係る契約について、予定価格が適切に算出されていなかった。

株式会社PUCは、お客さまセンター等の業務のため、機器のリース、保守等に係る契約を締結している。この契約を見たところ、会社は価格相場等を考慮し、予定価格の積算を行うべきにもかかわらず、次のとおり不適切な事例が認められた。

- ① ソフトウェア導入に係る作業について、業者から金額の誤りを理由に増額して再提示された高額な下見積りを、その増額理由を確認せずに積算の参考としている。
- ② ディスプレイの調達において、音声出力の機能は不要であったにもかかわらず、仕様書に反映していなかったため、業者から徴取した高額な下見積りを参考として積算している。そこで、会社に対し、予定価格の積算を適切に行うよう求めた。

【契約（履行確認）】

- 協定の見直しや施設管理業務の履行確認等を適切に行うべきもの

株式会社東京スタジアム、オリンピック・パラリンピック準備局
P. 228、P. 230

協定の見直しや施設管理業務の履行確認等が行われていないため、不必要な支出が発生していた。

局は協定を締結し、局が管理する調布庁舎の施設管理業務を株式会社東京スタジアムへ委託している。この施設管理業務について見たところ、次のとおり不適切な事例が認められた。

- ① 会社は、業務の一部である設備管理や警備を他団体へ再委託しているが、局が再委託金額を確認せずに協定を締結したため、協定金額として、実際の業務に要する経費より高い金額を支払っている。
そこで、局に対し、協定締結事務を適切に行うよう求めた。
- ② 施設管理業務に含まれる防災管理定期点検業務を確認したところ、調布庁舎は特例認定制度の適用を受け、3年間点検業務を行う必要はなく、実際の業務も行われてなかったにもかかわらず、局は協定の見直しや履行確認を行わず、会社の請求に基づき業務の経費を支払っている。
そこで、局及び会社に対し、点検業務に係る経費の支出等を適切に行うよう求めた。

【契約（その他）】

- 契約の競争性や受注の公正性を担保すべきもの

株式会社PUC P. 345、P. 346

契約相手の選定に当たり、入札・見積業者の辞退や失格が多いことから、実質的に契約の競争性や受注の公正性が担保されていなかった。

株式会社PUCにおける指名競争入札等の契約について見たところ、次の理由で辞退や失格が多く、実質的に競争性や公正性が担保されていないことが認められた。

- ① 十分な入札・見積対応期間が確保されておらず、また調達能力のある適切な業者の選定等が行われていない。
- ② 指名業者選定基準に失格についての定めがないため、年度前期で失格となった複数の業者を、後期においても見積参加者として選定している。

そこで、会社に対し、契約に係る入札・見積対応期間の確保等の適切な環境整備や指名業者選定基準の見直しを求めた。

【補助金等】

- 都民住宅用地に係る補助金の算定方法を見直すべきもの

都市整備局 P. 256

補助金額の算定が誤っており、補助金が過少に交付されていた。

局は、要綱に基づき、都民住宅用地として都有地等を貸し付ける場合の貸付料に係る補助金を東京都住宅供給公社へ交付している。補助金は、土地の貸付料が一般会計で所管する土地の貸付料の額（以下「一般会計貸付料相当額」という。）を超える場合、当該超過額を補助している。この補助金交付事務について見たところ、次のような不適切な事例が認められた。

- ① 補助金額を算定する際に基準となる一般会計貸付料相当額を、土地評価額の変動に応じて増減させるべきところ、事業開始当時から改定していない。
- ② 補助金額の算定に当たっては、契約により事業年度ごとに限度額が設定されているにもかかわらず、事業年度ごとに区分せず、補助対象団地全ての土地貸付料と一般会計貸付料相当額との差額の合計額を補助金額としている。

この結果、補助金額が適正に算定できておらず、交付額が1億1,131万4,792円過少（監査事務局試算）となっている。

そこで、局に対し、補助金の算定方法を見直すよう求めた。

【情報管理】

- 外部記憶媒体の管理を適正に行うべきもの

公立大学法人首都大学東京 P. 197

外部記憶媒体の管理について、規程等を遵守しておらず、また情報資産の管理者である教員について、私物を含む外部記憶媒体に係る具体的な取決めがなかった。

公立大学法人首都大学東京は、USBメモリなどの外部記憶媒体（以下「媒体」という。）使用時の取扱いについて、規程等にて教職員等に対する遵守事項を定めている。この管理状況を見たところ、次のとおり不適切な事例が認められた。

- ① 事務組織各課管理の媒体を使用する時は、貸出簿の記載が必要であるが、返却時に記載すべきデータ削除確認欄の記載が一部漏れている。
- ② 情報資産の管理者となっている教員は、方針等に抵触しない限り情報資産の具体的な管理方法が任されており、私物を含む媒体の使用に関する取決めがない。

過去に法人では、教員による個人情報を含む媒体の紛失が発生していることから、教員が使用する媒体の管理体制の整備等が必要である。

そこで、法人に対し、媒体の管理を適正に行うよう求めた。

3 主な意見・要望事項

【補助金等】

- 様々な手法を活用した補助金の審査方法の改善について

福祉保健局 P. 111

東京都保育サービス推進事業補助金について、過大交付を防止できていないため、審査方法の改善について検討することが望まれる。

東京都保育サービス推進事業補助金について、本年及び近年、多数の過大交付事例が指摘されており、局は団体から適正な申請がなされるよう努めている。

しかし、局は、一部の施設を除き、団体から報告された実績数値について、根拠資料を確認していないため、確認していれば防止できた補助金の過大交付が発生している。

このため、局は、補助事業に関し、団体を監督する権限及び団体の運営を直接指導する権限で様々な手法を活用し、審査方法の改善について検討することが望まれる。

(別表 1) 指摘事項、意見・要望事項一覧 (団体別)

【補助金等交付団体】

No.	区分	指摘件名 (※は意見・要望事項)	頁
公益財団法人東京都私学財団 (生活文化局)			
1	補助金等	私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費助成金交付事務を適正に行うべきもの	50
2	情報管理	個人情報取扱事務を適正に行うべきもの	51
3	補助金等	※私立専修学校教育環境整備費助成事業の助成金交付事務について	51
学校法人 78 団体 (生活文化局、福祉保健局)			
4	補助金等	私立学校経常費補助金を返還すべきもの	78
社会福祉法人等 80 団体 (福祉保健局)			
5	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 a	101
6	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 b	102
7	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 c	103
8	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 d	103
9	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 e	104
10	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 f	104
11	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金 (障害者支援施設) a	104
12	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金 (障害者支援施設) b	105
13	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金 (障害者支援施設) c	106
14	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金 (障害者支援施設) d	106
15	補助金等	補助金の返還を求めるとともに審査を適切に行うべきもの (民間移譲施設整備費補助金)	107
16	補助金等	補助金の返還を求めるとともに審査を適切に行うべきもの (受注促進・工賃向上設備整備費補助事業)	107
17	補助金等	補助金の返還を求めるとともに審査を適切に行うべきもの (軽費老人ホーム (A型及びB型) 運営費補助)	108
18	補助金等	補助金の実績報告及び審査を適切に行うべきもの	109
19	補助金等	補助事業の審査及び資料の保管を適切に行うべきもの	110
20	補助金等	補助金の確定事務を適切に行うべきもの	111
21	補助金等	※東京都保育サービス推進事業補助金の審査について	111
22	補助金等	※東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金 (障害者支援施設) の審査について	112

No.	区分	指摘件名	頁
公益財団法人東京都中小企業振興公社（産業労働局）			
23	補助金等	審査事務を適正に行うべきもの	128
公益財団法人東京観光財団（産業労働局）			
24	契約（その他）	委託契約を適切に行うべきもの	146

【出資団体】

No.	区分	指摘件名	頁
公立大学法人首都大学東京（総務局）			
25	契約（その他）	契約事務を適切に行うべきもの	193
26	契約（履行確認）	履行確認を適切に行うべきもの	194
27	契約（仕様・積算）	防犯カメラの運用を適切に行うべきもの	196
28	情報管理	外部記憶媒体の管理を適正に行うべきもの	197
29	その他	財務状況を適切に報告すべきもの	198
30	情報管理	ホームページの情報を適切に整備すべきもの	199
株式会社セントラルプラザ（財務局）			
31	契約（履行確認）	業務履行に係るチェック体制を見直すべきもの	213
32	財産管理	使用許可団体が行った変改工事の履歴について適切に管理し、現況を正しく把握すべきもの	214
株式会社東京スタジアム（オリンピック・パラリンピック準備局）			
33	契約（その他）	（調布庁舎等の施設管理業務について） 協定締結事務を適切に行うべきもの	228
34	契約（履行確認）	（調布庁舎等の施設管理業務について） 防災管理定期点検業務に係る経費の支出等を適切に行うべきもの	230
35	契約（履行確認）	（都の無償貸付物品の管理について） 管理方法を明確に定め、必要な管理・報告を行うよう求めるべきもの	230
36	物品管理	（都の無償貸付物品の管理について） 都所有物品について、無償貸付物品一覧表に適正に登載し、管理を適切に行うべきもの	231
東京都住宅供給公社（都市整備局）			
37	その他	都営住宅の不適正使用の是正業務を網羅的に実施しているか確認すべきもの	244
38	その他	（住宅長期不在届について） 住宅長期不在届の不在の期間を正確に入力すべきもの	247
39	その他	（住宅長期不在届について） 住宅長期不在届の初回受理時の取扱いを定めるべきもの	248
40	その他	（住宅長期不在届について） 不在期間の始期を届出のとおりとするよう要領を改めるべきもの	249
41	債権管理	（都営住宅使用料の滞納整理について） 指導記録の作成により効果的な納付指導を行うべきもの	250

No.	区分	指摘件名（※は意見・要望事項）	頁
42	債権管理	（都営住宅使用料の滞納整理について） 滞納を繰り返す者に滞納状況に応じた効率的かつ効果的な納付指導をすべきもの	251
43	債権管理	（都営住宅使用料の滞納整理について） 仕様書の定めを改めるべきもの	252
44	債権管理	（都営住宅使用料の滞納整理について） 公平性の確保に留意し滞納整理を網羅的に行うべきもの	253
45	債権管理	（都営住宅使用料の滞納整理について） 連帯保証人への働きかけを行うべきもの	253
46	会計処理（収入）	都営住宅における火災に伴う損害賠償請求等の取扱いを定めるべきもの	254
47	契約（その他）	都営住宅に係る委託業務の契約変更等の手続を適正に行うべきもの	255
48	補助金等	都民住宅用地に係る補助金の算定方法を見直すべきもの	256
49	契約（その他）	（小口・緊急修繕及びあき家修繕について） 小口・緊急修繕を行う工事店の選定に係る規程を定めるべきもの	258
50	契約（その他）	（小口・緊急修繕及びあき家修繕について） 廃棄物の処理を適正に行うべきもの	260
公益財団法人東京都保健医療公社（病院経営本部、福祉保健局）			
51	契約（その他）	契約事務を適切に行い、病院への指導を強化すべきもの	305
52	財産管理	消防用設備について速やかな改善措置を講じるべきもの	309
53	会計処理（支出）	借上職員住宅の使用料の算出根拠を定めるべきもの	310
54	補助金等	補助金を返還すべきもの	310
55	物品管理	応急用医療資器材について適切に管理し、状況把握の上、対応を促すべきもの	311
56	会計処理（収入）	※回収不能な医業外未収金について	312
株式会社PUC（水道局）			
57	契約（仕様・積算）	予定価格の積算を適切に行うべきもの	344
58	契約（その他）	契約に係る競争性を担保すべきもの	345
59	契約（その他）	指名業者選定基準を見直すべきもの	346
60	契約（その他）	辞退届の様式を見直すべきもの	348
61	契約（仕様・積算）	搬送業務委託契約を適切に行うべきもの	349
62	契約（その他）	営業所車両のリース契約を適切に行うべきもの	350
63	契約（仕様・積算）	業務特性を活かした事業者の受注機会を確保すべきもの	350
64	契約（履行確認）	文書廃棄委託契約の履行確認を適正に行うべきもの	351
65	財産管理	視覚障害者誘導用ブロックの配置が適切となるよう改善すべきもの	352

【公の施設の指定管理者】

No.	区分	指摘件名	頁
公益社団法人東京都歯科医師会（東京都立心身障害者口腔保健センター）（福祉保健局）			
66	契約（その他）	指定管理事業に係る契約事務が適切に行われるよう規程を整備すべきもの	370
67	物品管理	感染性産業廃棄物の保管に当たり適正な表示を行うべきもの	372
68	情報管理	指定管理事業に係る文書管理を適切に行うべきもの	372
69	補助金等	補助金の申請及び審査を適切に行うべきもの	373
70	その他	指定管理事業に係る規程の整備について団体を指導すべきもの	375

(別表2) 指摘事項、意見・要望事項一覧(区分別)

【会計処理(収入) 2件】

No.	指摘件名(※は意見・要望事項)	団体名	頁
46	都営住宅における火災に伴う損害賠償請求等の取扱いを定めるべきもの	東京都住宅供給公社	254
56	※回収不能な医業外未収金について	公益財団法人東京都保健医療公社	312

【債権管理 5件】

No.	指摘件名	団体名	頁
41	(都営住宅使用料の滞納整理について) 指導記録の作成により効果的な納付指導を行うべきもの	東京都住宅供給公社	250
42	(都営住宅使用料の滞納整理について) 滞納を繰り返す者に滞納状況に応じた効率的かつ効果的な納付指導をすべきもの	東京都住宅供給公社	251
43	(都営住宅使用料の滞納整理について) 仕様書の定めを改めるべきもの	東京都住宅供給公社	252
44	(都営住宅使用料の滞納整理について) 公平性の確保に留意し滞納整理を網羅的に行うべきもの	東京都住宅供給公社	253
45	(都営住宅使用料の滞納整理について) 連帯保証人への働きかけを行うべきもの	東京都住宅供給公社	253

【契約(仕様・積算) 4件】

No.	指摘件名	団体名	頁
27	防犯カメラの運用を適切に行うべきもの	公立大学法人首都大学東京	196
57	予定価格の積算を適切に行うべきもの	株式会社PUC	344
61	搬送業務委託契約を適切に行うべきもの	株式会社PUC	349
63	業務特性を活かした事業者の受注機会を確保すべきもの	株式会社PUC	350

【契約(履行確認) 5件】

No.	指摘件名	団体名	頁
26	履行確認を適切に行うべきもの	公立大学法人首都大学東京	194
31	業務履行に係るチェック体制を見直すべきもの	株式会社セントラルプラザ	213
34	(調布庁舎等の施設管理業務について) 防災管理定期点検業務に係る経費の支出等を適切に行うべきもの	株式会社東京スタジアム	230

No.	指摘件名	団体名	頁
35	(都の無償貸付物品の管理について) 管理方法を明確に定め、必要な管理・報告を行うよう求めるべきもの	株式会社東京スタジアム	230
64	文書廃棄委託契約の履行確認を適正に行うべきもの	株式会社PUC	351

【契約（その他） 12件】

No.	指摘件名	団体名	頁
24	委託契約を適切に行うべきもの	公益財団法人東京観光財団	146
25	契約事務を適切に行うべきもの	公立大学法人首都大学東京	193
33	(調布庁舎等の施設管理業務について) 協定締結事務を適切に行うべきもの	株式会社東京スタジアム	228
47	都営住宅に係る委託業務の契約変更等の手続を適正に行うべきもの	東京都住宅供給公社	255
49	(小口・緊急修繕及びあき家修繕について) 小口・緊急修繕を行う工事店の選定に係る規程を定めるべきもの	東京都住宅供給公社	258
50	(小口・緊急修繕及びあき家修繕について) 廃棄物の処理を適正に行うべきもの	東京都住宅供給公社	260
51	契約事務を適切に行い、病院への指導を強化すべきもの	公益財団法人東京都保健医療公社	305
58	契約に係る競争性を担保すべきもの	株式会社PUC	345
59	指名業者選定基準を見直すべきもの	株式会社PUC	346
60	辞退届の様式を見直すべきもの	株式会社PUC	348
62	営業所車両のリース契約を適切に行うべきもの	株式会社PUC	350
66	指定管理事業に係る契約事務が適切に行われるよう規程を整備すべきもの	公益社団法人東京都歯科医師会（東京都立心身障害者口腔保健センター）	370

【会計処理（支出） 1件】

No.	指摘件名	団体名	頁
53	借上職員住宅の使用料の算出根拠を定めるべきもの	公益財団法人東京都保健医療公社	310

【補助金等 25件】

No.	指摘件名（※は意見・要望事項）	団体名	頁
1	私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費助成金交付事務を適正に行うべきもの	公益財団法人東京都私学財団	50
3	※私立専修学校教育環境整備費助成事業の助成金交付事務について	公益財団法人東京都私学財団	51
4	私立学校経常費補助金を返還すべきもの	学校法人78団体	78
5	（補助金を返還すべきもの） 東京都保育サービス推進事業補助金 a	社会福祉法人等80団体	101
6	（補助金を返還すべきもの） 東京都保育サービス推進事業補助金 b	社会福祉法人等80団体	102
7	（補助金を返還すべきもの） 東京都保育サービス推進事業補助金 c	社会福祉法人等80団体	103
8	（補助金を返還すべきもの） 東京都保育サービス推進事業補助金 d	社会福祉法人等80団体	103
9	（補助金を返還すべきもの） 東京都保育サービス推進事業補助金 e	社会福祉法人等80団体	104
10	（補助金を返還すべきもの） 東京都保育サービス推進事業補助金 f	社会福祉法人等80団体	104
11	（補助金を返還すべきもの） 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設） a	社会福祉法人等80団体	104
12	（補助金を返還すべきもの） 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設） b	社会福祉法人等80団体	105
13	（補助金を返還すべきもの） 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設） c	社会福祉法人等80団体	106
14	（補助金を返還すべきもの） 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設） d	社会福祉法人等80団体	106
15	補助金の返還を求めるとともに審査を適切に行うべきもの（民間移譲施設整備費補助金）	社会福祉法人等80団体	107
16	補助金の返還を求めるとともに審査を適切に行うべきもの（受注促進・工賃向上設備整備費補助事業）	社会福祉法人等80団体	107
17	補助金の返還を求めるとともに審査を適切に行うべきもの（軽費老人ホーム（A型及びB型）運営費補助）	社会福祉法人等80団体	108
18	補助金の実績報告及び審査を適切に行うべきもの	社会福祉法人等80団体	109
19	補助事業の審査及び資料の保管を適切に行うべきもの	社会福祉法人等80団体	110
20	補助金の確定事務を適切に行うべきもの	社会福祉法人等80団体	111
21	※東京都保育サービス推進事業補助金の審査について	社会福祉法人等80団体	111
22	※東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）の審査について	社会福祉法人等80団体	112
23	審査事務を適正に行うべきもの	公益財団法人東京都中小企業振興公社	128
48	都民住宅用地に係る補助金の算出方法を見直すべきもの	東京都住宅供給公社	256

No.	指摘件名	団体名	頁
54	補助金を返還すべきもの	公益財団法人東京都保健医療公社	310
69	補助金の申請及び審査を適切に行うべきもの	公益社団法人東京都歯科医師会（東京都立心身障害者口腔保健センター）	373

【財産管理 3件】

No.	指摘件名	団体名	頁
32	使用許可団体が行った変改工事の履歴について適切に管理し、現況を正しく把握すべきもの	株式会社セントラルプラザ	214
52	消防用設備について速やかな改善措置を講じるべきもの	公益財団法人東京都保健医療公社	309
65	視覚障害者誘導用ブロックの配置が適切となるよう改善すべきもの	株式会社PUC	352

【物品管理 3件】

No.	指摘件名	団体名	頁
36	（都の無償貸付物品の管理について） 都所有物品について、無償貸付物品一覧表に適正に登載し、管理を適切に行うべきもの	株式会社東京スタジアム	231
55	応急用医療資器材について適切に管理し、状況把握の上、対応を促すべきもの	公益財団法人東京都保健医療公社	311
67	感染性産業廃棄物の保管に当たり適正な表示を行うべきもの	公益社団法人東京都歯科医師会（東京都立心身障害者口腔保健センター）	372

【情報管理 4件】

No.	指摘件名	団体名	頁
2	個人情報取扱事務を適正に行うべきもの	公益財団法人東京都私学財団	51
28	外部記憶媒体の管理を適正に行うべきもの	公立大学法人首都大学東京	197
30	ホームページの情報を適切に整備すべきもの	公立大学法人首都大学東京	199
68	指定管理事業に係る文書管理を適切に行うべきもの	公益社団法人東京都歯科医師会（東京都立心身障害者口腔保健センター）	372

【その他 6 件】

No.	指摘件名	団体名	頁
29	財務状況を適切に報告すべきもの	公立大学法人首都大学東京	198
37	都営住宅の不適正使用の是正業務を網羅的に実施しているか確認すべきもの	東京都住宅供給公社	244
38	(住宅長期不在届について) 住宅長期不在届の不在の期間を正確に入力すべきもの	東京都住宅供給公社	247
39	(住宅長期不在届について) 住宅長期不在届の初回受理時の取扱いを定めるべきもの	東京都住宅供給公社	248
40	(住宅長期不在届について) 不在期間の始期を届出のとおりとするよう要領を改めるべきもの	東京都住宅供給公社	249
70	指定管理事業に係る規程の整備について団体を指導すべきもの	公益社団法人東京都歯科医師会（東京都立心身障害者口腔保健センター）	375

(参考) 東京都監理団体及び指定管理者の評価制度について

1 東京都監理団体（以下「監理団体」という。）

都は、監理団体に自ら「経営目標（注1）」を設定させ、その達成度を評価している。

経営評価制度は、監理団体の経営状況を的確に把握し、これを適正に評価することにより、監理団体の自律的経営を促進するとともに、監理団体の経営責任及び所管局の指導監督責任を明確にすることを目的としている。

平成29年度は、東京都監理団体経営目標評価制度に係る評価委員会（以下「評価委員会」という。）の委員からの意見を踏まえ（注2）、各監理団体の経営目標の達成状況が5段階（S、A、B、C、D）で評価された。

なお、制度改革に伴い、平成28年度は経営目標の設定・評価は行っていない。

また、平成30年度以降は各監理団体が策定した経営改革プラン（注3）を当該制度の評価対象と位置付けることとされている。

（注1）経営目標は、「利用者・都民本位」、「効率化」及び「収益増加」の三つの視点のもと、「目指す姿に向けた方策」、「成果指標」及び「目標値」で構成される。

（注2）評価委員会の委員は、東京都監理団体経営目標評価制度に係る評価委員会設置要綱（平成29年4月10日付28総行革監第49号）第2条第1号に基づき、東京都総務局長の求めに応じ、監理団体が作成した「経営目標」及びその達成状況に関して、監理団体の一層の経営改善に資する目標設定・評価となるよう意見を述べることとされている。

（注3）各監理団体が2020年までに重点的に進めていくべき経営改革の取組を示す中期的な計画

2 指定管理者

都は、指定管理者制度を導入した公の施設の管理運営状況について、施設所管局がそれぞれ評価委員会を設置し、第三者の視点を含めた評価を実施している。

指定管理者の管理運営状況に関する評価は、指定管理者が守るべき事項について確認を行うとともに、サービス実施状況や利用者満足度等をチェックし、その結果を今後の施設管理運

営に反映していくPDCAサイクルを構築することで、都民サービスの一層の向上を図っていくことを目的としている。

評価の目安は、次のとおりである。

評価区分	内容
S	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
A ⁺	管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
A	管理運営が良好であった施設
B	管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設

第 3 補助金等交付団体別監査結果

大 島 町

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	大島町	平成30年5月9日	平成28年度及び平成29年度の補助対象事業
局	オリンピック・パラリンピック準備局、環境局、福祉保健局、産業労働局	平成30年4月27日	

2 団体の概要

所 在 地		東京都大島町元町一丁目1番14号（町役場）	
地 勢		（面積）90.76 km ² （東京・大島間の距離）約120 km	
人 口		4,712 世帯 7,911 人	
都との関係	補助金	64 件 10 億 6,565 万余円（平成28年度交付額）	
		64 件 11 億 8,302 万余円（平成29年度交付額）	
		うち、今回監査対象（表1）	12 件 9,068 万余円（平成28年度交付額）
			12 件 9,035 万余円（平成29年度交付額）
	負担金	12 件 3 億 1,259 万余円（平成28年度交付額）	
		11 件 3 億 1,870 万余円（平成29年度交付額）	
		うち、今回監査対象（表2）	4 件 6,214 万余円（平成28年度交付額）
			4 件 6,174 万余円（平成29年度交付額）
	交付金	32 件 22 億 8,003 万余円（平成28年度交付額）	
		31 件 27 億 8,797 万余円（平成29年度交付額）	
	公の施設の管理運営（表3）	5,296 万円（平成28年度指定管理料）	
		5,113 万余円（平成29年度指定管理料）	
	指定管理者運営状況評価	平成28年度：A 平成29年度：A ⁺	

（注）上記数値等は、面積及び人口は平成29年10月1日現在、その他は平成30年3月31日現在である。

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

所 管 局	補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
パ ラ リ ン ピ ッ ク 準 備 局 オ リ ン ピ ッ ク・	ス ポ ー ツ 振 興 等 事 業 費 補 助 金	ス ポ ー ツ 振 興 等 事 業 費 補 助 金 交 付 要 綱	区市町村が主体的に実施するスポーツ振興等につながる事業に要する経費を補助(補助率：1/2等)	3,000	5,000	5,064
福 祉 保 健 局	市町村公立病院等医師派遣事業補助金	市町村公立病院等医師派遣事業補助金交付要綱	へき地の公立医療機関等に派遣される医師への派遣手当に要する経費を補助(基準額以内)	12,150	12,150	12,200
	東京都へき地診療所医療機器整備費補助金	東京都へき地診療所医療機器整備費補助金交付要綱	へき地診療所を設置する町村に対して、医療機器の整備に要する経費を補助(補助率：3/4)	12,029	11,542	5,977
	地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金	地域福祉推進区市町村包括補助事業実施要綱	地域の実情に応じ創意工夫を凝らし主体的に実施する福祉等の推進事業に要する経費を補助(補助率：1/2等)	11,118	9,512	8,942
	東京都へき地産科医療機関運営費補助金	東京都へき地産科医療機関運営費補助金交付要綱	実際に分娩を取り扱う医療機関を有するへき地町村に対し、産科医療機関の運営に要する経費を補助(基準額以内)	8,770	9,505	7,912
	義務教育就学児医療費助成事業	義務教育就学児医療費助成事業補助要綱	義務教育就学期にある児童を養育する者への医療費の助成に要する経費を補助(補助率：1/2)	5,131	5,446	5,637
	乳幼児医療費助成事業	乳幼児医療費助成事業補助要綱	乳幼児を養育する者への医療費の助成に要する経費を補助(補助率：1/2)	5,229	4,881	5,177
	子供・子育て支援交付金(学童クラブ事業)	子供・子育て支援交付金補助要綱(学童クラブ事業)	学童クラブを運営する区市町村に対し、学童クラブの運営等に要する経費を補助(補助率：1/3等)	2,925	2,913	3,654
	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等医療費助成事業補助要綱	ひとり親家庭等への医療費の助成に要する経費を補助(補助率：2/3等)	2,853	2,821	2,719

所 管 局	補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
産業労働局	離島漁業再生支援事業費補助金	離島漁業再生支援事業費補助金等交付要綱	漁業集落が行う漁場の生産力向上等に要する経費を補助（定額）	11,622	11,622	11,622
	東京都シルバー人材センター事業補助金	東京都シルバー人材センター事業補助金交付要綱	シルバー人材センターに対し、区市町村が補助に要する経費を補助（補助率：1/2 以内）	10,297	10,297	10,297
	小規模土地改良事業費補助金	土地改良事業費補助金交付要綱	農業の生産性向上を目的に行う土地改良事業に要する経費を補助（補助率：1/2 以内等）	-	4,995	11,150
合計				85,124	90,684	90,351

(表 2) 負担金の交付状況

(単位：千円)

所 管 局	負担金名	根拠	対象事業 (負担割合)	交付額		
				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福祉保健局	子どものための教育・保育給付費都費負担金	子ども・子育て支援法	保育所・幼稚園等施設に対し、市町村が支給に要する費用の一部を負担（負担割合：1/4）	23,707	23,126	24,393
	保険基盤安定負担金	後期高齢者医療保険基盤安定都負担金交付要綱	低所得者等への保険料軽減措置に対し東京都後期高齢者医療広域連合の財政基盤の安定を図るため軽減分の一部を負担（負担割合：3/4）	20,331	20,278	20,182
	高額医療費共同事業負担金	国民健康保険高額医療費共同事業都負担金交付要綱	高額な医療費発生による区市町村保険者の財政運営の不安定性を緩和するため、東京都国民健康保険団体連合会への拠出金の一部を負担（負担割合：1/4）	14,446	17,735	16,156
	特定健康診査等負担金	国民健康保険特定健康診査・保健指導都負担金交付要綱	医療保険者が行う、生活習慣病予防のための特定健康診査・特定保健指導に係る経費の一部を負担（負担割合：1/3）	909	1,007	1,008
合計				59,395	62,147	61,741

(表 3) 公の施設の管理運営状況

(単位：千円)

施設名 (所在地)	指定管理期間	交付額		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
東京都立大島公園海のふるさと村 (東京都大島町泉津字原野)	平成 27. 4. 1～平成 30. 3. 31 (注)	49, 065	52, 960	51, 133

(注)平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までについても、引き続き大島町が受託している。

第 3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

本監査では、表 1 及び表 2 の補助金等を監査対象として選定し、団体の補助対象事業について、主に、財政援助の目的に沿って適切に行われているか、補助金等の算定は適正に行われているかなどの観点から、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

2 指定管理事業の執行に関する事項

(1) 監査の観点

本監査では、東京都の自然公園施設である「東京都立大島公園海のふるさと村」(以下「海のふるさと村」という。)が、より多くの人に利用されるよう事業の充実を図っているかなどの観点から、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

大島町(以下「町」という。)は、平成 18 年度以降、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び東京都自然公園条例(平成 14 年東京都条例第 95 号)第 66 条の 2 第 2 項の規定に基づき、海のふるさと村における施設について、指定管理者として管理運営を行っている。

この施設は、昭和 61 年 6 月に自然ふれあい施設として開業した。この中には、ロッジ及びキャンプ場といった宿泊施設をはじめ、キャンプファイヤー場、食堂、テニスコート等が整備され、自然散策を楽しむための歩道も設置されている。

海のふるさと村の主な事業として、周辺地域の情報提供、自然体験教室の開催、キャンプ自炊体験や宿泊施設の供用を行っている。

町は、施設の管理運営に係る協定を都と締結している。管理運営に係る費用の見込額から施設の利用料金の見込額を控除した額を毎年度当初に確定し、四半期に分割して都が支出する委託料と各施設の利用料金とを町の収入とし、海のふるさと村の管理運営に係る費用に充当することとしている。

平成 28 年度及び平成 29 年度において、いずれも支出額が収入額を上回っており、収入不

足額については、町の財源を充てている。

収入及び支出の増減を見ると、表４のとおり、平成２８年度は、前年度末までに都が専用水道施設を設置し、平成２８年４月中、当該施設の水質確認検査等を行ったことにより、一部を除き施設を閉鎖したことから、施設利用者の減少に伴う施設利用料の減少が見られるとともに、当該施設の維持管理に要する費用の増加も見られ、収支の差が前年度より大きくなった。平成２９年度は、前年度中のような施設閉鎖期間はなく、施設利用者が前年度に比べて増加したことに伴い、施設利用料の増加、人件費及び事業費等の減少が見られたことから、収支の差が前年度より小さくなった。

(表４) 公の施設の管理運営に係る収益及び費用の状況

(単位：円)

項目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収入	委託料	49,065,000	52,960,000	51,133,000
	施設利用料	8,898,050	6,957,200	8,961,800
	合計	57,963,050	59,917,200	60,094,800
支出	人件費	25,693,912	27,901,683	25,321,677
	事業費等	33,320,058	37,388,448	37,196,620
	合計	59,013,970	65,290,131	62,518,297

海のふるさと村では、施設利用者やイベント参加者へのアンケートを行うことで利用者ニーズの把握に努め改善を図る、新たなニーズを掘り起こして施設利用者を増やす、施設の維持管理に係る作業を職員自らが行って経費節減を図るなど、様々な取組を行ってきた。

平成２８年度には、町は、施設の補修及び修繕を行うとともに、「町内高齢者日帰り体験教室」を新たに開催した。また、交通手段が限られていることから、交通事業者のホームページにリンクする、宿泊施設の空室状況等をホームページに掲載するなど、広報を充実させた。

平成２９年度には、ホームページをリニューアルし、自然教室等イベントの更なる情報発信を進め、フェイスブックの活用による空室状況の更新を図った。また、町内で導入されている無料Wi-Fiの通信環境を整備し、一部施設において利用を可能とし、施設利用者の利便性を向上させた。さらに、町の他の事業と連動した職業体験を実施するとともに、平成２８年２月に国際ツバキ協会から「国際優秀つばき園」に認定された島内３か所の椿園を回る優秀椿園見学ツアーを開催した。

海のふるさと村は、昭和６１年の開業以降、各施設の老朽化が進んでいる。また、平成２７年度から支出が収入を上回る状況が続いており、施設利用者を増やすこと等により収入を増やしていく必要がある。町は、施設の維持補修を行うとともに、町内外の団体や企業、大島公園事務所をはじめとした都の機関と更なる連携を進め、事業の充実を図り、指定管理者としての業

務を着実に進めていくことを望むものである。

指定管理事業の執行に関する事項は以上のとおりであり、町による指定管理者としての受託業務は、監査を実施した限りにおいて、目的に沿って運営されていると認められる。

第4 運営状況の概要

1 事業実績

(1) 施設規模等

目的	地域の優れた自然環境を保全し、自然とのふれあいを主体とした都民の健全なレクリエーションの場を提供するとともに、あわせて、環境保全の担い手となる地域住民や都民との協働を促進するため、その活動拠点を整備する。
施設規模	・ セントラルロッジ（管理棟）（宿泊棟） ・ キャンプ場 ・ テニスコート ・ その他
主な業務内容	1 管理運営業務 (1) 管理業務 (2) 環境教育活動業務 2 維持管理業務 (1) 施設管理 (2) 園地管理

(2) 公の施設の管理運営に係る実績

事業その他			実績		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
宿泊者・有料用具等利用者					
	営業日数	セントラルロッジ	273 日	335 日	365 日
		テニスコート	273 日	331 日	359 日
		キャンプ場	273 日	329 日	359 日
	延人数		7,357 名	6,773 名	8,916 名
	満足度調査結果（注 1）		86%	86%	88%
自然教室等イベント					
	回数		1 回	7 回	10 回
	参加人数		6 名	136 名	137 名
	満足度調査結果（注 2）		100%	100%	100%

（注 1）施設の実績報告書によると、町では、接遇、管理及びサービスに係る調査項目について 4 段階評価をしてもらった結果、上位 2 段階の「満足」及び「まあ満足」の回答を「満足」としている。表中の数字は、「満足」又は「まあ満足」の回答が得られた割合である。

（注 2）施設の実績報告書によると、町では、内容、講師及び職員の対応について 4 段階評価をしてもらった結果、上位 2 段階の「面白かった」及び「普通」の回答を「満足」としている。表中の数字は、「面白かった」又は「普通」の回答が得られた割合である。

大 島 町 商 工 会

第 1 監査の目的

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項に基づき、都が補助金交付の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第 2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	大島町商工会	平成 30 年 5 月 11 日	平成 28 年度及び平成 29 年度の 補助対象事業
局	産業労働局、生活文化局	平成 30 年 4 月 27 日	

2 団体の概要

設立の目的		商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に基づき、地区内における商工業の総合的な改善発達を図ることなどを目的として設立
主 な 沿 革		昭和 36 年 12 月 法人設立
事業の概要		・ 商工業に関する相談・指導及び情報・資料の収集提供 ・ 商工業に関する講習会・展示会等の開催 ・ 商工業に関する調査研究
所 在 地		東京都大島町元町一丁目 1 番 14 号
組織・人員		会員 398 名で組織され、役員 27 名（会長 1 名、副会長 2 名、理事 22 名、監事 2 名、全て非常勤） 事務局職員 4 名
都 と の 関 係	補助金（表 1） （産業労働局）	2,671 万余円（平成 28 年度交付額） 2,862 万余円（平成 29 年度交付額）
	補助金（表 1） （生活文化局）	30 万円（平成 28 年度交付額） 30 万円（平成 29 年度交付額）

（注）上記数値等は、平成 30 年 3 月 31 日現在

(表 1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
東京都小規模事業経営支援事業費補助金	東京都小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱	経営相談事業及び地域活性化事業に要する経費 (補助率：10/10 以内)	22,271	26,717	28,621
地区花火大会事業補助金	地区花火大会事業補助金交付要綱	区市町村が主催又は補助する花火大会に要する経費	300	300	300
合計			22,571	27,017	28,921

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

(1) 監査の観点

本監査では、大島町商工会（以下「商工会」という。）の補助対象事業について、主に、商工会が行う経営改善普及事業のうち、経営相談事業及び地域活性化事業に関するものが、その機能を活用し、小規模事業者の経営の改善、発達を支援するものとなっているかの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

ア 東京都小規模事業経営支援事業

経営改善普及事業	事業内容
経営相談事業	小規模事業者の経営改善のために実施する相談・講習会の開催、指導等の事業
地域活性化事業	地域の産業振興や社会的課題の解決等を目的として実施する事業

(注) 小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の商工業者をいう。

(ア) 経営相談事業

(単位：回、件)

年度	巡回指導	窓口指導	集団指導	個別指導	金融斡旋	記帳指導
平成27年度	631	199	4	25	6	0
平成28年度	600	201	4	27	7	354
平成29年度	588	197	5	22	13	256

(イ) 地域活性化事業

事業内容
・ 経営改善普及事業の円滑な遂行のための調査研究、研修受講及び参考資料の購入等 ・ ジオパーク（注1）を背景とした地域ブランド確立に向けた調査・構築事業（注2）

（注1）地球活動の遺産を見所とした自然の中の公園

（注2）平成29年度に実施

イ 地区花火大会事業

地区花火大会事業	事業の内容
花火大会事業助成	大島のイメージをアップし、来島客及び滞留客の増加を図り、地区内商工業者の振興と安定に寄与することを目的として実施する事業 （平成27年度：919発、平成28年度：908発、平成29年度：965発）

補助対象事業の執行に関する事項は以上のとおりであり、監査を実施した限りにおいて、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

第4 補助対象事業の概要

1 事業実績

（単位：千円）

事業名	実績		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経営改善普及事業（経営相談事業）	18,540	23,577	23,619
経営改善普及事業（地域活性化事業）	5,017	5,048	6,680
地区花火大会事業	3,230	3,230	3,730

八 丈 町

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	八丈町	平成30年5月22日	平成28年度及び平成29年度の補助対象事業
局	福祉保健局、産業労働局	平成30年4月27日	

2 団体の概要

所在地		東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2（町役場）	
地 勢		（面積）72.18 km ² （東京・八丈島間の距離）約290 km	
人 口		4,387 世帯 7,567 人	
都との関係	補助金	70件	10億6,063万余円（平成28年度交付額）
		59件	13億3,833万余円（平成29年度交付額）
	うち、今回監査対象（表1）	12件	8,343万円（平成28年度交付額）
		11件	7,571万余円（平成29年度交付額）
	負担金	9件	3億5,792万余円（平成28年度交付額）
		9件	3億2,834万余円（平成29年度交付額）
	うち、今回監査対象（表2）	4件	3,355万余円（平成28年度交付額）
		4件	3,245万余円（平成29年度交付額）
	交付金	28件	16億8,765万余円（平成28年度交付額）
		28件	19億1,602万余円（平成29年度交付額）

（注）上記数値等は、面積及び人口は平成29年10月1日現在、その他は平成30年3月31日現在である。

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

所 管 局	補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福祉保健局	市町村公立病院等医師派遣事業補助金	市町村公立病院等医師派遣事業補助金交付要綱	へき地の公立医療機関等に派遣される医師への派遣手当に要する経費を補助（基準額以内）	10,480	10,450	10,410
	高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金	高齢社会対策区市町村包括補助事業補助要綱	区市町村が行う高齢者の福祉サービス事業に要する経費を補助（補助率：1/2 等）	9,294	9,270	8,841
	地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金	地域福祉推進区市町村包括補助事業補助要綱	地域の実情に応じ創意工夫を凝らし主体的に実施する福祉等の推進事業に要する経費を補助（補助率：1/2 等）	7,390	7,390	7,340
	義務教育就学児医療費助成事業	義務教育就学児医療費助成事業補助要綱	義務教育就学期にある児童を養育する者への医療費の助成に要する経費を補助（補助率：1/2）	7,026	6,044	6,634
	検診体制支援	健康増進法等による健康増進事業に係る都補助金交付要綱	島しょ地区住民を対象とした健康診査等に要する経費を補助（補助率：2/3）	5,685	5,685	5,685
	東京都へき地医療運営費等補助金	東京都へき地医療運営費等補助金交付要綱	へき地において医師の確保や診療体制の充実等に要する経費を補助（基準額以内）	3,954	4,382	4,112
	乳幼児医療費助成事業	乳幼児医療費助成事業補助要綱	乳幼児を養育する者への医療費の助成に要する経費を補助（補助率：1/2）	5,000	4,896	5,329
産業労働局	東京都シルバー人材センター事業補助金	東京都シルバー人材センター事業補助金交付要綱	シルバー人材センターに対し、区市町村が補助に要する経費を補助（補助率：1/2 以内）	9,816	9,816	9,816
	東京都新規就農者確保事業費補助金	東京都新規就農者確保事業費補助金交付要綱	経営開始直後の新規就農者等に対し、区市町村が補助に要する経費を補助（定額）	750	6,750	6,750
	東京都多摩・島しょ地域観光施設整備等補助金	東京都多摩・島しょ地域観光施設整備等補助金交付要綱	多摩・島しょの市町村が行う観光施設整備等の事業に要する経費を補助（補助率：1/2 以内）	9,736	5,306	5,949

所 管 局	補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
産業労働局	水産物加工・流通促進対策事業費補助金	水産物加工・流通促進対策事業費補助金交付要綱	水産物加工・流通促進対策事業に要する経費を補助（補助率：3/4 以内）	4,263	7,441	4,845
	漁村地域防災力強化事業費補助金	漁村地域防災力強化事業費補助金交付要綱	町村等が行う漁村地域防災力強化事業に要する経費を補助（補助率：3/4 以内等）	20,595	6,000	-
合計				93,989	83,430	75,711

(表 2) 負担金の交付状況

(単位：千円)

所 管 局	負担金名	根拠	対象事業 (負担割合)	交付額		
				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福祉保健局	保険基盤安定負担金	後期高齢者医療保険基盤安定都負担金交付要綱	低所得者等への保険料軽減措置に対し東京都後期高齢者医療広域連合の財政基盤の安定を図るため軽減分の一部を負担（負担割合：3/4）	22,076	21,822	21,163
	高額医療費共同事業負担金	国民健康保険高額医療費共同事業都負担金交付要綱	高額な医療費発生による区市町村保険者の財政運営の不安定性を緩和するため、東京都国民健康保険団体連合会への拠出金の一部を負担（負担割合：1/4）	8,499	9,864	9,457
	特定健康診査等負担金	国民健康保険特定健康診査・保健指導都負担金交付要綱	医療保険者が行う、生活習慣病予防のための特定健康診査・特定保健指導に係る経費の一部を負担（負担割合：1/3）	952	1,032	1,017
	低所得者保険料軽減都負担金	低所得者保険料軽減都負担金交付要綱	区市町村が一般会計から介護保険特別会計に繰り入れる繰入金の一部を負担（負担割合：1/4）	853	833	820
合計				32,382	33,552	32,457

第 3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

本監査では、表 1 及び表 2 の補助金等を監査対象として選定し、団体の補助対象事業について、主に、財政援助の目的に沿って適切に行われているか、補助金等の算定は適正に行われているかなどの観点から、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

八 丈 町 商 工 会

第 1 監査の目的

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項に基づき、都が補助金交付の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第 2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	八丈町商工会	平成 30 年 5 月 24 日	平成 28 年度及び平成 29 年度の 補助対象事業
局	産業労働局	平成 30 年 4 月 27 日	

2 団体の概要

設立の目的		商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に基づき、地区内における商工業の総合的な改善発達を図ることなどを目的として設立
主 な 沿 革		昭和 45 年 2 月 法人設立
事業の概要		・ 商工業に関する相談・指導及び情報・資料の収集提供 ・ 商工業に関する講習会・展示会等の開催 ・ 商工業に関する調査研究
所 在 地		東京都八丈島八丈町大賀郷 2551 番地 2
組織・人員		会員 358 名で組織され、役員 30 名（会長 1 名、副会長 2 名、理事 25 名、監事 2 名、全て非常勤） 事務局職員 5 名
都との関係	補助金（表 1） （産業労働局）	2,704 万余円（平成 28 年度交付額） 2,694 万余円（平成 29 年度交付額）

（注）上記数値等は平成 30 年 3 月 31 日現在

(表 1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
東京都小規模事業経営支援事業費補助金	東京都小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱	経営相談事業及び地域活性化事業に要する経費 (補助率：10/10 以内)	26,948	27,043	26,949

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

(1) 監査の観点

本監査では、八丈町商工会（以下「商工会」という。）の補助対象事業について、主に、商工会が行う経営改善普及事業のうち、経営相談事業及び地域活性化事業に関するものが、その機能を活用し、小規模事業者の経営の改善、発達を支援するものとなっているかの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

ア 東京都小規模事業経営支援事業

経営改善普及事業	事業内容
経営相談事業	小規模事業者の経営改善のために実施する相談・講習会の開催、指導等の事業
地域活性化事業	地域の産業振興や社会的課題の解決等を目的として実施する事業

(注) 小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の商工業者をいう。

(ア) 経営相談事業

(単位：回、件)

年度	巡回指導	窓口指導	集団指導	個別指導	金融斡旋	記帳指導
平成27年度	442	96	2	15	25	656
平成28年度	407	211	2	16	28	614
平成29年度	405	154	3	15	22	616

(イ) 地域活性化事業

事業内訳
経営改善普及事業の円滑な遂行のための調査研究、研修受講及び参考資料の購入等

補助対象事業の執行に関する事項は以上のとおりであり、監査を実施した限りにおいて、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

第4 補助対象事業の概要

1 事業実績

(単位：千円)

事業名	実績		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
経営改善普及事業（経営相談事業）	32,129	27,875	29,391
経営改善普及事業（地域活性化事業）	4,302	4,309	4,309

公益財団法人東京都私学財団

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項及び第8項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京都私学財団	平成30年10月10日から 同月16日まで	平成28年度及び平成29年度の補助対象事業
局	生活文化局	平成30年10月9日及び 17日	

（注）公益財団法人東京都私学財団が行っている助成事業の相手方のうち、A、B及びCについて、関係人として調査を実施

2 団体の概要

設立の目的	東京都内における私立学校教育の充実及び振興を図るとともに、東京都民の修学上の経済的負担を軽減するための総合的な援助を行い、もって東京都における教育文化の高揚に資することを目的として設立	
主な沿革	昭和40年12月 社団法人東京都私学退職金社団設立 昭和56年6月 財団法人東京都私立学校教育振興会設立 平成15年4月 財団法人東京都私立学校教育振興会が社団法人東京都私学退職金社団を統合し、財団法人東京都私学財団発足 平成23年4月 東京都の公益認定を受け、公益財団法人へ移行	
事業の概要	・ 私立学校における教育環境の充実及び向上に資する事業 ・ 都民の修学上の経済的負担を軽減するための支援を行う事業等	
所在地	東京都新宿区神楽河岸1番1号	
組織	事務局4部	
人員	役員27名（理事長1名、専務理事1名、理事22名、監事3名、専務理事を除き非常勤） 職員45名	
都との関係	出えん	基本財産13億7,500万円のうち、2億円（14.5%）
	補助金（表1）	145億2,560万余円（平成28年度交付額） 218億4,587万余円（平成29年度交付額）
	事業の委託（表2）	4億5,783万余円（平成28年度委託料） 5億1,664万余円（平成29年度委託料）
	職員の派遣等	非常勤役員1名及び常勤職員11名を都から派遣 常勤役員1名が都退職者
	東京都監理団体等	都は公益財団法人東京都私学財団を報告団体とし、補助金等交付要綱等に基づき指導を行うとともに、毎年度終了後、運営状況の報告を受けている。

（注）上記数値等は平成30年3月31日現在

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
私立学校教育振興資金融資利子補給補助金	公益財団法人東京都私学財団事業補助金交付要綱	教育施設の整備等に必要な資金の融資を行う振興資金融資事業のために公益財団法人東京都私学財団が金融機関から借り入れた原資に対する利子の支払に要する経費(補助率：10/10)	427,389	372,735	350,707
私立専修学校教育環境整備費補助金	同上	教育設備装置等の取得経費の一部を助成する私立専修学校教育環境整備費助成事業に要する経費(補助率：10/10)	324,475	306,248	324,167
私立学校安全対策促進事業費補助金	同上	私立専修学校等耐震化事業費助成事業 校舎の耐震補強工事等に要する経費の一部を助成する事業に要する経費(補助率：10/10)	1,130,952	52,182	231,622
		私立学校耐震化普及啓発事業 建築士等の専門家を学校に派遣し、簡易耐震診断等による助言、相談の実施に要する経費(補助率：10/10)	403	1,854	3,477
		私立学校非構造部材耐震対策工事費助成事業 校舎等の非構造部材の耐震対策に要する経費の一部を助成する事業に要する経費(補助率：10/10)	799,049	410,356	285,549

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
私立学校安全 対策促進事業 費補助金	公益財団法人東京都私 学財団事業 補助金交付 要綱	私立学校安全推進助 成事業に要する経費 AED（注 1）等の 非常時の安全に係 る設備の設置に要 する経費の一部を 助成する事業に要 する経費（補助率： 10/10）	137,970	76,751	-
		私立学校防災力向上 助成事業 防災に関する外部 専門家が関与して 行う防災訓練等の 防災力の向上に要 する経費（補助率： 10/10）	4,410	7,092	-
		私立学校災害時対応 環境整備費助成事業 災害時における非 常食糧の整備に 要する経費（補助 率：10/10）	-	286,011	281,604
		小計	2,072,786	834,248	802,253
私立学校教育 研究費補助金	同上	研究助成事業 教職員が教育研究 活動の充実を図る ために行う研究活 動に要する経費 教職員研修事業 教職員の資質向上 のために行う研修 に要する経費（補助 率：10/10）	71,129	70,580	69,708

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
私立高等学校 等老朽校舎改 築促進事業補 助金	公益財団法人東京都私 学財団事業 補助金交付 要綱	私立高等学校老朽校 舎改築資金貸付事業 平成 8 年度から平成 12 年度までの私立 高等学校老朽校舎 改築促進事業のため財団法人東京 都私立学校教育振 興会（当時）が金融 機関等から借り入 れた原資に対する 利子と公益財団法人東京都私学財団 が学校設置者から 受け取る利子との 差 額 （ 補 助 率 ： 10/10）	9, 299	6, 189	3, 491
		老朽校舎改築促進対 策利子補給事業 平成 13 年度から平 成 24 年度までに日 本私立学校振興・共 済事業団から資金 を借り入れた学校 設置者が負担する 利子の一部を助成 する事業に要する 経 費 （ 補 助 率 ： 10/10）	7, 785	4, 582	3, 060
	同上	小計	17, 084	10, 772	6, 551
私立高等学校 等入学支度金 貸付利子補給 補助金	同上	学校設置者が、生徒の 保護者に対し、入学時 に必要な費用を無利 息貸付する場合に、そ の貸付原資を融資す る入学支度金貸付資 金融資事業のために 公益財団法人東京都 私学財団が金融機関 から借り入れた原資 に対する利子の支払 に要する経費（補助 率：10/10）	7, 815	6, 547	5, 911

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
私立高等学校 定時制及び通 信教育振興奨 励費補助金	公益財団法人 東京都私 学財団事業 補助金交付 要綱	学校設置者が、生徒に 対し、教科書の給与事 業を行う場合に、必要 な経費の一部を助成 する私立高等学校定 時制・通信教育振興奨 励費助成事業に要す る経費（補助率： 10/10）	2,591	1,914	1,368
私立高等学校 海外留学推進 補助金	同上	生徒が学校主催の海 外留学プログラムに 参加するとき、保護者 が学校へ支払う参加 費用の一部を助成す る私立高等学校海外 留学推進助成事業に 要する経費（補助率： 10/10）	319,150	364,589	422,229
私立学校 I C T 教育環境整 備費補助金	同上	I C T（注 2）を活用 した教育・学習方法の 改善に向けた取組に 要する経費の一部を 助成する私立学校 I C T 教育環境整備費 助成事業に要する経 費（補助率：10/10）	297,286	462,464	604,464
私立学校省エ ネ設備等導入 事業費補助金	同上	東京都地球温暖化防 止活動推進センター が実施する省エネル ギー診断の結果を踏 まえ省エネ設備を導 入する学校に対し、そ の経費の一部を助成 する私立学校省エネ 設備等導入事業費助 成事業に要する経費 （補助率：10/10）	-	518,396	684,028
私立学校外国 語科教員海外 派遣研修事業 費補助金	同上	英語指導力向上のた め教員海外派遣研修 を行う学校に対し、経 費の一部を助成する 私立学校外国語科教 員海外派遣研修事業 費助成事業に要する 経費（補助率：10/10）	-	19,215	13,349

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
私立高等学校 外部検定試験 料補助金	公益財団法人東京都私 学財団事業 補助金交付 要綱	学校が行う、生徒の英 語力の向上を目的と した外部検定試験の 試験料相当額を助成 する私立高等学校外 部検定試験料助成事 業に要する経費（補助 率：10/10）	-	-	116,815
私立学校外国 語指導助手活 用事業費補助 金	私立学校外 国語指導助 手活用事業 費補助金交 付要綱	J E Tプログラム（注 3）参加者を英語指導 助手として活用する 学校に対し、経費の一 部を助成する私立学 校外国語指導助手活 用事業費助成事業に 要する経費（補助率： 予算内）	436,369	648,694	724,873
私立学校退職 手当補助金	私立学校退 職手当補助 金交付要綱	標準給与月額の千分 の110に相当する教職 員退職資金事業の掛 金のうち標準給与月 額の千分の36に相当 する経費（補助率： 10/10）	3,928,530	3,945,240	3,962,381
私立高等学校 等特別奨学金 補助金	私立高等学 校等特別奨 学金交付要 綱	東京都内に住所を有 する生徒の授業料の 一部を助成する私立 高等学校等授業料軽 減助成事業に要する 経費（補助率：10/10）	5,078,452	5,505,972	12,488,230 (注4)
私立高等学校 等奨学給付金 補助金	私立高等学 校等奨学給 付金交付要 綱	東京都内に住所を有 する生徒の授業料以 外の教育費を助成す る私立高等学校等奨 学給付金助成事業に 要する経費（補助率： 10/10）	544,429	924,539	1,040,975

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
育英資金貸付 事業費補助金	公益財団法人東京都私学財団育英資金貸付事業費補助金交付要綱	東京都内に住所を有する国公立又は私立の高等学校等の生徒に対し、学資金の一部を無利息で貸し付ける東京都育英資金貸付事業において、当年度に必要な貸付原資から当年度の返還金額等を控除した金額 (補助率：10/10)	776,511	533,448	227,865
合計			14,304,001	14,525,607	21,845,879

(注1) Automated External Defibrillator (自動体外式除細動器) の略

(注2) Information and Communication Technology (情報通信技術) の略

(注3) 総務省、外務省、文部科学省及び一般社団法人自治体国際化協会が実施する

The Japan Exchange and Teaching Programme (語学指導等を行う外国青年招致事業) の略

(注4) 前年度に比べ補助単価が増額していることから交付額も増額している。詳しくは、66 頁参照

(表2) 委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
私立高等学校等就学支援金等支給事務に関する委託	295,477	457,835	444,056
私立小中学校等就学支援実証事業における支援金支給事務に関する委託	-	-	72,591
合計	295,477	457,835	516,648

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

(1) 監査の観点

本監査では、公益財団法人東京都私学財団（以下「財団」という。）の補助対象事業について、主に、補助金の算定は適切に行われているか、目的に沿って適切に行われているかなどの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

なお、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、財団の助成事業の相手方について、関係人として調査を行った。その概要は次のとおりである。

ア 実施理由

東京都耐震改修促進計画を受け、局は私立学校安全対策促進事業費補助事業を推進している。補助額は、財団の私立専修学校等耐震化事業費助成事業等の助成額により算定され、また、財団の助成額は、私立学校設置者の実績報告により算定されることから、財団の助成事

業が申請等に沿って実施されているかについて関係人調査を実施する。

イ 助成事業の年間スケジュール

私立専修学校等耐震化事業費助成事業		私立学校非構造部材耐震対策工事費助成事業	
4月1日以降に実施し、翌年2月末までに完了する工事を助成対象としている。			
6月 7月	申請書類の受付 財団が設置している私立専修学校等耐震化事業費助成審査会（構成メンバー8名のうち建築構造設計実務経験者2名）等による審査及び助成金交付決定	8-9月 11-12月	申請書類の受付 財団が設置している私立学校非構造部材耐震対策工事費助成審査会（構成メンバー9名のうち建築構造設計実務経験者2名）等による審査及び助成金交付決定
8-翌2月 翌3月	現地調査 実績報告書類の受付及び助成金の交付	11-翌2月 翌3月	現地調査 実績報告書類の受付及び助成金の交付

ウ 調査を行った私立学校設置者に係る助成事業の実績

監査対象年度について見ると、表8のとおり、私立専修学校等耐震化事業費助成事業の実績は9件、また、私立学校非構造部材耐震対策工事費助成事業の実績は151件であり、このうち3件について、技術的観点も踏まえて調査した。調査を行った私立学校設置者及び学校に係る助成事業の実績は表3のとおりである。

（表3）調査を行った私立学校設置者及び学校に係る助成事業の実績（単位：千円）

調査対象の 私立学校設置者 （学校名）	調査 実施日	助成金の種類	助成金交付額		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
A (D)	平成30年 11月12日	私立専修学校等耐震化事業費助成金（耐震補強工事）	117,079	20,412	0
B (E)		私立学校非構造部材耐震対策工事費助成金	12,355	8,967	20,429
C (F)			43,603	0	3,945

（2）事業実績

局は、公益財団法人東京都私学財団事業補助金交付要綱等に基づき、財団に対し、私立学校教育振興資金融資利子補給補助金等の17の補助事業を行っており、財団は局から交付された補助金を基に、私立学校設置者等に対し、振興資金融資事業等の21の事業を行うことにより、私立学校における教育環境を充実及び向上させるとともに、都民の修学上の経済的負担を軽減するための支援を実施している。

(3) 局が財団に交付している補助金に係る検査について

平成27年度包括外部監査の結果に基づき、局は、補助金に関する検査について改善し、平成29年度からは検査基本計画を策定し、これに基づき実施することとしている。

同計画は、検査対象年度について、原則として前年度分とし、検査対象事業を毎年度検査する私立高等学校等授業料軽減助成金事業及び私立高等学校等奨学給付金事業と各年度に別途選定して検査する事業とに分け、それぞれ、財団の定める交付要綱に基づき、財団が交付先からの提出書類を適正に審査した上で助成金を交付しているか等について検査することとしている。

また、各年度に別途選定して検査する事業の選定基準について、過去5年度において検査対象になっていない事業を検査対象とする等の基準を設け、財団からの交付金額の大きい交付先等についても検査することとしている。

平成29年度は、平成28年度の私立高等学校等授業料軽減助成金事業及び私立高等学校等奨学給付金事業のほか、私立学校省エネ設備等導入事業費助成事業、私立専修学校等耐震化事業費助成事業及び私立学校外国語科教員海外派遣研修事業費助成事業について検査を行ったところ、局は適正に執行されていたとしている。監査の結果、別項指摘事項等もあるので、更なる検査の充実が望まれる。

補助対象事業の執行に関する事項は以上のとおりであり、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項及び意見・要望事項を除き、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費助成金交付事務を適正に行うべきもの

財団は、私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費助成金交付要綱に基づき、有職である生徒等に教科書等の給与事業を実施している東京都の区域内にある私立高等学校定時制課程又は通信制課程の設置者に対し、助成金を交付している。

同助成金交付要綱第7条は、助成事業者は、助成対象事業を完了したときは、実績報告書に同助成金事業に係る収支決算書を添付して、事業の完了の日から起算して30日以内又は3月10日のいずれか早い期日までに財団理事長に提出することとしている。

ところで、助成金の交付事務手続について見たところ、申請のあった3校に対して財団が収支決算書を3月11日以降に提出させている状況が認められた。

財団は、私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費助成金交付事務を適正に行われたい。

(公益財団法人東京都私学財団)

イ 個人情報取扱事務を適正に行うべきもの

財団は、私立高等学校等授業料軽減助成事業等の事業に必要な私立学校の生徒や保護者の個人情報を取り扱うに当たり、公益財団法人東京都私学財団個人情報保護規程(平成23年4月1日制定)を定めている。

ところで、助成金の交付事務において取り扱う個人情報の手続について見たところ、次のとおり適正でない状況が認められた。

(ア) 保有個人情報取扱事務に係る目録の一般の閲覧について

財団は、取り扱っている個人情報の項目等を把握するために目録を作成し、保有状況を明確にし、開示請求等に対応する観点から、目録を一般の閲覧に供するものとするとして規定しているにもかかわらず、一般の閲覧に供していない。

(イ) 保有の必要がなくなった保有個人情報について

財団は、保有の必要がなくなった保有個人情報については、速やかに消去し、又はこれを記録した文書等を廃棄しなければならないとしているにもかかわらず、表4のとおり、保存期間経過後に文書等を廃棄していない。

財団は、個人情報取扱事務を適正に行われたい。

(公益財団法人東京都私学財団)

(表4) 財団の助成事業に係る保有個人情報の廃棄状況

番号	助成事業名	保存期間	保存期間経過後の廃棄の有無
1	私立高等学校等授業料軽減助成事業	5年	生活保護受給証明書などについて廃棄していない。
2	入学支度金貸付資金融資事業	5年	金銭消費貸借契約証書などについて廃棄していない。

3 意見・要望事項

(1) 団体

ア 私立専修学校教育環境整備費助成事業の助成金交付事務について

財団は、公益財団法人東京都私学財団私立専修学校教育環境整備費助成金交付要綱に基づき、教育設備等を整備する私立専修学校の設置者に対し、助成金を交付している。

同助成金交付要綱第9条は、助成金の交付を受けようとする設置者は、事業計画書に購入等に関する見積書等を添付して財団理事長に提出することとしている。

ところで、財団は、本助成金の交付に当たって、購入等の価格が経済的に合理的なものであることを検証する必要がある。

財団が行っているその検証状況について見たところ、パソコンリース品については複数の事業者による見積結果の提出を求める一方、これ以外のものについては財団がインターネット上の価格を調査するなどしているものの、表5のとおり、申請者に対し、複数の事業者による見積り又は入札結果を求めている事例が認められた。

この申請内容を見ると、複数の事業者による見積り等の結果を提出させることにより、購入等の価格が経済的に合理的であることを検証できるものとなっている。

財団は、私立専修学校教育環境整備費助成金事業の助成金交付事務に当たり、見積り等の結果を適切に求めることが望まれる。

(公益財団法人東京都私学財団)

(表5) 複数の事業者による見積り又は入札結果により購入価格を検証すべき平成29年度の事例
(単位：千円)

申請者名	申請内容	購入価格	助成金額
G	テレビ映像設備一式ほか	18,751	9,225
H	プロジェクター一式	3,189	1,568
I	印刷機一式	4,590	2,258
J	印刷機一式	3,584	1,763
K	音楽実習用ピアノ一式	4,252	2,091
L	印刷機ほか	2,998	1,475
M	音響舞台装置	2,575	1,266
N	学生実習用パソコン一式	4,122	2,028
O	パソコン一式	3,162	1,555

第4 補助対象事業の概要

1 事業実績

(1) 私立学校教育振興資金融資利子補給事業

局は、財団が行っている振興資金融資事業において、財団が融資の原資として金融機関から借り入れた資金に対する支払利息について、借入利率が、4 %以上の場合は4 %の利子、4 %未満の場合は借入利率に係る利子補給を行っている。

財団は、当該事業において、私立学校における教育環境の整備及び経営の安定化を図るため、金融機関から原資を借り受け、私立学校の設置者（以下「設置者」という。）に対し、教育振興資金として貸付けを行っている。

なお、局は、財団が金融機関から借り受けている原資及びその利子について、金融機関と損失補償契約を締結し、各年度の財団の金融機関からの借入限度額は、平成27年度、平成28年度及び平成29年度とも、80億円となっている。

平成27年度、平成28年度及び平成29年度の事業実績は、表6のとおりである。

(表6) 補助事業実績等

(単位：件、千円)

項目			平成27年度	平成28年度	平成29年度
借入金期末残高			27,871,600	27,108,295	25,577,992
支払利息額（補助対象経費）			427,389	372,735	350,707
補助金額			427,389	372,735	350,707
融資実績	施設設備資金	件数	21	19	16
		金額	1,812,900	3,648,400	1,633,500
	運営資金	件数	6	7	8
		金額	74,000	83,000	164,000
	つなぎ資金	件数	7	3	1
		金額	188,000	90,000	50,000
	合計	件数	34	29	25
		金額	2,074,900	3,821,400	1,847,500

(2) 私立専修学校教育環境整備費補助事業

局は、財団が行っている私立専修学校教育環境整備費助成事業に対し、その助成額を補助している。

財団は、当事業において、私立専修学校の設置者が、高等課程及び専門課程の教育条件の充実を図るため、図書、教育設備装置等を整備する際に、経費の2分の1以内の金額で助成を行っており、その実績は、表7のとおりである。

(表7) 補助事業実績等

(単位：件、千円)

項目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	備考
図書等 助成金	件数	78	94	86	助成対象経費 (50 万円以上 300 万円未満) の2分の1以内
	助成対象経費	154, 119	162, 449	154, 228	
	補助金額	74, 418	81, 200	75, 833	
教育設備 装置助成金	件数	70	63	66	助成対象経費 (300 万円以上 2,000 万円未 満) の2分の1 以内
	助成対象経費	517, 688	450, 118	504, 816	
	補助金額	250, 057	225, 048	248, 334	
合計	助成対象経費	671, 807	612, 567	659, 044	
	補助金額	324, 475	306, 248	324, 167	

(3) 私立学校安全対策促進事業費補助事業

局は、財団が行っている①私立専修学校等耐震化事業費助成事業、②私立学校耐震化普及啓発事業、③私立学校非構造部材耐震対策工事費助成事業、④私立学校安全推進助成事業、⑤防災力向上助成事業及び⑥私立学校災害時対応環境整備費助成事業における助成経費等を補助している。

財団は、

- ① 私立専修学校等耐震化事業費助成事業では、私立専修学校及び各種学校における校舎等施設の耐震診断、耐震補強工事等に要する経費の一部の助成
 - ② 私立学校耐震化普及啓発事業では、私立学校に建築士を派遣し、耐震診断等が未実施の学校を対象とする躯体及び非構造部材の簡易耐震診断、耐震化に係る助言、相談の実施
 - ③ 私立学校非構造部材耐震対策工事費助成事業では、私立学校において、学校施設設置者が非構造部材（躯体以外の外壁材、天井材等）の耐震対策工事等に要した経費の一部の助成
 - ④ 平成２８年度までの私立学校安全推進助成事業では、ＡＥＤ等の非常時の安全に関わる設備の購入・設置に係る経費の一部の助成
 - ⑤ 平成２８年度までの防災力向上助成事業では、防災に関する外部専門家が関与して行う防災訓練等を推進し、学校における防災力の向上を図るために必要な経費の一部の助成
 - ⑥ 平成２８年度からの私立学校災害時対応環境整備費助成事業では、災害時における非常用食糧の整備に要する経費の一部の助成
- を行っており、これらの実績は、表８のとおりである。

(表8) 補助事業実績等

(単位: 件、千円)

項目			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	備考
私立専修学校等耐震化事業費助成事業	耐震補強工事 耐震改築工事	対象件数	9	1	2	助成対象経費のうち
		助成対象経費	1,741,820	30,618	451,152	Is 値(注)＜0.3のとき5分の4以内
		補助金額	1,117,409	20,412	224,006	0.3≦Is 値＜0.7のとき3分の2以内を財団は助成する。
	耐震診断	対象件数	3	4	2	助成対象経費のうち
		助成対象経費	16,650	38,982	8,802	5分の4以内を財団は助成する。
		補助金額	13,319	31,182	7,041	
	事務費	助成対象経費	224	588	575	
		補助金額	224	588	575	
	小計	助成対象経費	1,758,695	70,189	460,530	
		補助金額	1,130,952	52,182	231,622	
私立学校耐震化普及啓発事業		建築士派遣件数	2	7	25	都は財団が建築士派遣に要する経費を補助する。
		助成対象経費	403	1,854	3,477	
		補助金額	403	1,854	3,477	
私立学校非構造部材耐震対策工事費助成事業	私立学校非構造部材耐震対策工事費助成事業	対象件数	125	82	69	助成対象経費のうち
		助成対象経費	2,065,243	976,501	744,362	国庫補助対象事業は3分の1以内
		補助金額	796,944	407,647	283,011	国庫補助対象外事業は2分の1以内を財団は助成する。
	事務費	助成対象経費	2,105	2,709	2,538	
		補助金額	2,105	2,709	2,538	
	小計	助成対象経費	2,067,349	979,211	746,900	
		補助金額	799,049	410,356	285,549	
	私立学校安全推進助成事業	私立学校安全推進助成事業	対象件数	476	284	－
助成対象経費			297,000	171,238	－	AED等は3分の2以内
補助金額			134,597	73,286	－	防犯カメラ等は3分の1以内を財団は助成する。
事務費		助成対象経費	3,373	3,465	－	
		補助金額	3,373	3,465	－	
小計		助成対象経費	300,374	174,703	－	
		補助金額	137,970	76,751	－	
私立学校防災力向上助成事業	私立学校防災力向上助成事業	対象件数	30	37	－	
		助成対象経費	3,463	5,826	－	
		補助金額	3,463	5,826	－	
	事務費	助成対象経費	947	1,266	－	
		補助金額	947	1,266	－	
	小計	助成対象経費	4,410	7,092	－	
		補助金額	4,410	7,092	－	
私立学校災害時対応環境整備費助成事業	私立学校災害時対応環境整備費助成事業	対象件数	－	852	832	
		助成対象経費	－	282,825	278,342	
		補助金額	－	282,825	278,342	
	事務費	助成対象経費	－	3,186	3,262	
		補助金額	－	3,186	3,262	
	小計	助成対象経費	－	286,011	281,604	
		補助金額	－	286,011	281,604	
	合計		助成対象経費	4,131,232	1,519,062	1,492,512
補助金額			2,072,786	834,248	802,253	

(注) Seismic Index of Structure (構造耐震指標) の略であり、建物の耐震性能を表す指標である。地震力に対する建物の強度、靱性(変形能力、粘り強さ)が大きいほど、この指標も大きくなり、建物の耐震性能が高いことを示す。

(4) 私立学校教育研究費補助事業

局は、財団が行っている研究助成事業及び教職員研修事業に要する経費の一部を補助している。

財団は、当事業において、私立学校の専任教職員の行う研究活動に要する経費の一部を助成するとともに、私立学校教職員等の資質の向上を図るため、財団の企画により、又は、財団が私学団体（一般財団法人東京私立中学高等学校協会、東京私立初等学校協会等）と共催して、各種の研修・研究事業を実施している。

その実績は、表9のとおりである。

(表9) 補助事業実績等

(単位：千円)

項目			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	備考
研究助成事業	事業費	課題数（件）	24	22	13	個人研究： 一課題 10 万円以内 共同研究： 一課題 20 万円以内
		補助対象経費	4,012	2,771	1,803	
		補助金額	3,341	2,771	1,803	
	事務費	補助対象経費	1,692	1,182	1,067	
		補助金額	690	690	690	
	小計	補助対象経費	5,704	3,953	2,870	
		補助金額	4,031	3,461	2,493	
教職員研修事業	財団主催 研修	回数（回）	15	16	15	
		参加者数（人）	1,465	1,127	870	
		補助対象経費	4,546	4,649	4,482	
		補助金額	4,260	4,281	4,377	
	共催研修	回数（回）	349	327	318	
		参加者数（人）	15,406	14,754	14,582	
		補助対象経費	70,931	70,931	70,931	
		補助金額	62,838	62,838	62,838	
	小計	補助対象経費	75,477	75,580	75,413	
		補助金額	67,098	67,119	67,215	
合計		補助対象経費	81,182	79,533	78,283	
		補助金額	71,129	70,580	69,708	

(5) 私立高等学校等老朽校舎改築促進事業

局は、財団が平成12年度までに行っていた私立高等学校老朽校舎改築資金貸付事業に係る借入金に対する支払利息と、これを原資として融資を行った資金に対する受取利息の差額について利子補給を行い、また、財団が、老朽校舎改築促進対策利子補給事業において、私立学校に対し行っている助成経費を補助している。

財団は、平成8年度から平成12年度までは、私立高等学校の老朽校舎の建替えのため、財団が金融機関から改築資金の原資を借り受け(原資借入期間20年変動金利、平成27年度、平成28年度及び平成29年度借入利率1.975%)、これを原資として設置者に貸付けを行っていた(貸付期間20年変動金利、平成27年度、平成28年度及び平成29年度貸付利率1.65%又は1.4%)。

また、財団は、平成１３年度から、私立高等学校等における建築後３０年以上経過した校舎等の改築を促進するため、設置者が日本私立学校振興・共済事業団から借り入れた改築資金の利子の一部（平成２７年度、平成２８年度及び平成２９年度における利子補給率は、０．２％）を助成している。

これらの事業の実績は、表１０のとおりである。

（表１０）補助事業実績等

（単位：千円）

項目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	備考
私立高等学校老朽校舎改築資金貸付事業	利子補給対象借入残高	1,605,900	866,300	537,200	財団の借入金に対する支払利息と、財団の融資に対する受取利息の差額への利子補給
	支払利息額 A	40,682	26,205	14,983	
	利子収入額 B	31,382	20,015	11,492	
	利子補給額（補助対象経費） A-B	9,299	6,189	3,491	
	補助金額	9,299	6,189	3,491	
老朽校舎改築促進対策利子補給事業	件数（件）	22	22	13	設置者が支払った利子への補給
	利子補給対象借入残高	3,497,070	2,068,690	1,317,810	
	利子補給額（補助対象経費）	7,785	4,582	3,060	
	補助金額	7,785	4,582	3,060	
補助金額合計		17,084	10,772	6,551	

（６）私立高等学校等入学支度金貸付利子補給事業

局は、財団が行っている入学支度金貸付資金融資事業において、財団が金融機関から借り入れている資金に対する利子補給を行っている。

財団は、当事業において、都内私立高等学校等に入学する生徒の保護者の負担を軽減するため、設置者が保護者に入学時に必要な経費の一部を無利子で貸し付けるための資金について、金融機関から原資を借り入れて、設置者に無利子で融資している（生徒１人当たり２０万円又は２５万円、３年後に一括償還）。

なお、局は、財団が金融機関から借り入れている原資及びその利子について、金融機関と損失補償契約を締結しており、各年度の財団の金融機関からの借入限度額は、平成２７年度、平成２８年度及び平成２９年度とも、２億４，０００万円となっている。

その実績は、表１１のとおりである。

（表１１）補助事業実績等

（単位：千円）

項目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
借入金期末残高		496,200	463,100	471,000
借入金利率（％）		1.43364	1.33364	1.27818
支払利息額（補助対象経費）		7,815	6,547	5,911
補助金額		7,815	6,547	5,911
融資実績	学校数(校)	141	138	140
	対象者数(人)	790	687	725
	融資額	158,000	146,500	175,550

(7) 私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助事業

局は、財団が行っている私立高等学校定時制・通信教育振興奨励費助成事業において、助成に要する経費を補助している。

財団は、当事業において、私立高等学校定時制課程又は通信教育課程を設置し、かつ当該課程に在学する勤労生徒に対し教科書等の給与事業を実施している設置者に対し、対象経費の2分の1以内の額を助成している。

その実績は、表12のとおりである。

(表12) 補助事業実績等

(単位：千円)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象校(校)	2	3	3
助成対象経費(教科書等給与経費)	5,183	3,830	2,737
助成額(財団助成額)	5,183	3,830	2,737
補助金額	2,591	1,914	1,368

(8) 私立高等学校海外留学推進補助事業

局は、財団が行っている私立高等学校海外留学推進助成事業において、その助成に要する経費及び事務費を補助している。

財団は、当事業において、私立高等学校に在学している生徒が、学校主催の海外留学・研修に参加するとき、学校へ支払う参加費用のうち表13の基準額を上限とした金額を、保護者に直接助成している。また、保護者の世帯が、①生活保護世帯、②住民税が非課税又は均等割のみの世帯及び③区市町村民所得割額が一定額以下の世帯について、基準額と加算額との和を上限とした金額を助成している。

その実績は、表14のとおりである。

(表13) 生徒一人当たり助成額に係る基準額等

(単位：万円)

留学期間	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	基準額	加算額	基準額	加算額	基準額	加算額
3か月	50	20	50	20	55	20
6か月	75	30	75	30	80	30
1年間	150	60	150	60	155	60

(表 1 4) 補助事業実績等

(単位：校、人、千円)

項目			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
留学期間	3 か月	対象校	49	66	74
		請求者	287	390	438
		助成対象経費	147, 166	200, 061	245, 518
		補助金額	147, 166	200, 061	245, 518
	6 か月	対象校	9	9	10
		請求者	25	29	24
		助成対象経費	19, 046	22, 138	20, 700
		補助金額	19, 046	22, 138	20, 700
	1 年間	対象校	40	39	37
		請求者	98	93	96
		助成対象経費	149, 482	138, 932	151, 484
		補助金額	149, 482	138, 932	151, 484
	小計	対象校	98	114	121
		請求者	410	512	558
		助成対象経費	315, 694	361, 133	417, 703
		補助金額	315, 694	361, 133	417, 703
事務費		助成対象経費	3, 521	3, 455	4, 526
		補助金額	3, 455	3, 455	4, 526
合計		対象校	98	114	121
		請求者	410	512	558
		助成対象経費	319, 215	364, 589	422, 229
		補助金額	319, 150	364, 589	422, 229

(9) 私立学校 I C T 教育環境整備費補助事業

局は、財団が行っている私立学校 I C T 教育環境整備費助成事業において、助成に要する経費及び事務費を補助している。

財団は、当事業において、私立学校が負担したタブレット端末等 I C T 機器の購入費及びその設置工事費の 2 分の 1 以内の額を助成している。

その実績は、表 1 5 のとおりである。

(表 1 5) 補助事業実績等

(単位：校、千円)

項目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学校	対象校	15	23	24
	助成対象経費	62, 653	127, 158	142, 356
	補助金額	31, 318	63, 571	71, 171
中学校	対象校	50	72	83
	助成対象経費	187, 391	303, 504	395, 091
	補助金額	93, 671	151, 724	197, 523
高等学校	対象校	61	86	109
	助成対象経費	343, 012	490, 079	666, 042
	補助金額	171, 483	245, 007	332, 992
小計	対象校	126	181	216
	助成対象経費	593, 057	920, 743	1, 203, 490
	補助金額	296, 472	460, 302	601, 686
事務費	助成対象経費	814	2, 162	2, 778
	補助金額	814	2, 162	2, 778
合計	対象校	126	181	216
	助成対象経費	593, 871	922, 905	1, 206, 268
	補助金額	297, 286	462, 464	604, 464

(10) 私立学校省エネ設備等導入事業費補助事業

局は、財団が行っている私立学校省エネ設備等導入事業費助成事業において、助成に要する経費及び事務費を補助している。

財団は、当事業において、東京都地球温暖化防止活動推進センター（注）が実施する省エネ診断を踏まえ、省エネ設備等の導入のため私立学校設置者が負担する費用の 2 分の 1 以内の額を助成している。

その実績は、表 1 6 のとおりである。

なお、当事業は平成 2 8 年度から実施されている。

(注) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 7 号）第 3 8 条の規定に基づき、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする法人の中から一つを都道府県知事等が指定するものであり、都においては公益財団法人東京都環境整備公社が指定を受けて開設している。

(表 16) 補助事業実績等

(単位：園・校、千円)

項目		平成 28 年度	平成 29 年度
幼稚園	対象園	41	44
	助成対象経費	313,340	263,123
	補助金額	155,458	131,547
小学校	対象校	4	7
	助成対象経費	41,603	101,149
	補助金額	20,801	50,572
中学校	対象校	27	34
	助成対象経費	227,941	297,189
	補助金額	113,961	148,582
高等学校	対象校	33	49
	助成対象経費	427,124	668,185
	補助金額	213,554	334,078
専修学校	対象校	1	4
	助成対象経費	23,760	19,847
	補助金額	11,880	9,922
特別支援学校	対象校	0	2
	助成対象経費	0	11,304
	補助金額	0	5,652
小計	対象校	106	140
	助成対象経費	1,033,769	1,360,801
	補助金額	515,654	680,353
事務費	助成対象経費	2,742	3,675
	補助金額	2,742	3,675
合計	対象校	106	140
	助成対象経費	1,036,511	1,364,476
	補助金額	518,396	684,028

(11) 私立学校外国語科教員海外派遣研修事業費補助事業

局は、財団が行っている私立学校外国語科教員海外派遣研修事業費助成事業において、助成に要する経費及び事務費を補助している。

財団は、英語指導力向上を目的とした教員海外派遣研修を行う私立中学校及び私立高等学校を設置する学校法人に対し、派遣者1名につき100万円を上限として研修に係る経費を助成している。

その実績は、表17のとおりである。

なお、当事業は平成28年度から実施されている。

(表17) 補助事業実績等

(単位：校、千円)

項目		平成28年度	平成29年度
中学校	対象校	6	3
	助成対象経費	6,097	3,953
	補助金額	5,719	3,873
高等学校	対象校	14	8
	助成対象経費	14,214	10,684
	補助金額	12,744	8,858
小計	対象校	20	11
	助成対象経費	20,312	14,637
	補助金額	18,463	12,731
事務費	助成対象経費	752	618
	補助金額	752	618
合計	対象校	20	11
	助成対象経費	21,064	15,255
	補助金額	19,215	13,349

(12) 私立高等学校外部検定試験料補助事業

局は、財団が行っている私立高等学校外部検定試験料助成事業において、その助成に要する経費及び事務費を補助している。

財団は、当事業において、私立高等学校及び特別支援学校の高等部の設置者に対し、世界で活躍するグローバル人材の育成のため、生徒の英語力の向上を目的とした外部検定試験の試験料相当額を設置者が負担した場合に助成を行っている。

その実績は、表18のとおりである。

なお、当事業は平成29年度から実施されている。

(表 18) 補助事業実績等

(単位：校、千円)

項目		平成 29 年度
高等学校	対象校	74
	助成対象経費	115,011
	補助金額	115,011
事務費	助成対象経費	1,804
	補助金額	1,804
合計	対象校	74
	助成対象経費	116,815
	補助金額	116,815

(13) 私立学校外国語指導助手活用事業費補助事業

局は、財団が行っている私立学校外国語指導助手活用事業費助成事業において、その助成に要する経費及び事務費を補助している。

財団は、私立中学校及び高等学校の設置者に対し、J E Tプログラム参加者を外国語指導助手として活用する場合にその経費の一部を助成している。

その実績は、表 19 のとおりである。

(表 19) 補助事業実績等

(単位：校、千円)

項目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	対象校	143	156	171
	補助金額	406,135	622,633	699,193
事務費	補助金額	30,233	26,061	25,679
合計	対象校	143	156	171
	補助金額	436,369	648,694	724,873

(14) 私立学校退職手当補助事業

局は、財団が行っている教職員退職資金事業において、都内私立学校設置者等の負担を軽減するため、設置者等が負担する掛け金（標準給与月額総額の1,000分の110）の一部（標準給与月額総額の1,000分の36）を補助金として、財団に交付している。

財団は、当事業において、都内私立学校教職員の待遇安定化を図り、私学教育の振興を目的として、退職資金事業に加入している都内私立高等学校等の設置者等の負担金と、都の補助金等を原資として、教職員が退職・死亡した場合に退職資金を交付する事業を行っている。

局の補助金の交付状況は、表20のとおりであり、また、財団の退職資金の交付状況は、表21のとおりである。

(表20) 補助事業実績等

(単位：人、千円)

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度
幼稚園	延届出教職員数（注）	125,297	126,661	126,931
	標準給与月額総額	28,750,414	29,285,372	29,744,470
	補助金額	1,035,014	1,054,273	1,070,800
小学校	延届出教職員数	15,084	15,113	15,041
	標準給与月額総額	5,488,300	5,513,890	5,465,630
	補助金額	197,578	198,500	196,762
中学校	延届出教職員数	46,856	46,423	46,374
	標準給与月額総額	18,110,552	18,011,374	18,031,724
	補助金額	651,979	648,409	649,142
高等学校	延届出教職員数	108,948	108,866	109,489
	標準給与月額総額	42,672,236	42,595,654	42,777,972
	補助金額	1,536,200	1,533,443	1,540,006
特別支援学校	延届出教職員数	1,057	1,034	946
	標準給与月額総額	333,450	332,530	311,750
	補助金額	12,004	11,971	11,223
専修学校	延届出教職員数	50,147	50,064	49,338
	標準給与月額総額	13,584,668	13,670,825	13,554,554
	補助金額	489,048	492,149	487,963
私学振興団体	延届出教職員数	611	602	596
	標準給与月額総額	186,240	180,380	180,060
	補助金額	6,704	6,493	6,482
合計	延届出教職員数	348,000	348,763	348,715
	標準給与月額総額	109,125,860	109,590,025	110,066,160
	補助金額	3,928,530	3,945,240	3,962,381

(注) 毎月 of 届出教職員人数 of 年間合計人数

(表 2 1) 退職資金の交付状況

(単位：人、千円)

項目	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	交付人数	交付金額	交付人数	交付金額	交付人数	交付金額
幼稚園	1,426	2,063,502	1,482	2,219,581	1,381	2,140,858
小学校	91	569,631	81	663,412	85	809,749
中学校	195	1,792,312	165	1,342,196	220	1,841,127
高等学校	575	5,090,869	523	4,640,873	601	5,371,276
特別支援学校	6	47,400	8	31,217	6	24,682
専修学校	317	1,123,419	363	1,170,221	363	1,166,270
私学振興団体	4	4,106	5	25,463	0	0
合計	2,614	10,691,241	2,627	10,092,967	2,656	11,353,965

(15) 私立高等学校等特別奨学金補助事業

局は、財団が行っている私立高等学校等授業料軽減助成事業において、その助成に要する経費及び事務費を補助している。

財団は、当事業において、私立高等学校等への修学に係る都民の授業料負担を軽減し、その修学を容易にすることを目的として、私立高等学校の設置者等に対し、授業料の一部を助成金として交付している。

その実績は、表 2 2 のとおりである。

なお、平成 2 9 年度の補助金額の合計は 1 2 4 億 8, 8 2 3 万余円であり、平成 2 8 年度に比べ、6 9 億 8, 2 2 5 万余円増加している。これは、住民税が一定額以下の世帯の区分において補助単価を 1 0 万 7, 1 0 0 円から 3 2 万 3, 2 0 0 円に増額する等、全ての区分において補助単価を増額したことによるものである。

(表 2 2) 補助事業実績等

(単位：人、千円)

項目	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	対象者	補助金額	対象者	補助金額	対象者	補助金額
事業費	47,223	4,979,558	50,458	5,361,005	54,475	12,317,130
生活保護世帯	559	62,793	537	53,394	548	56,582
住民税非課税又は均等割のみの世帯	7,651	747,216	7,637	661,943	7,707	880,668
区市町村民税所得割が年額 51,300 円未満の世帯	6,058	747,484	6,628	847,615	6,955	1,163,921
区市町村民税所得割が年額 154,500 円未満の世帯	32,955	3,422,065	35,656	3,798,051	16,880	3,770,575
住民税が一定額以下の世帯					22,385	6,445,382
事務費	-	98,893	-	144,966	-	171,099
合計	-	5,078,452	-	5,505,972	-	12,488,230

(16) 私立高等学校等奨学給付金補助

局は、財団が行っている私立高等学校等奨学給付金助成事業において、その助成に要する経費及び事務費を補助している。

財団は、当事業において、東京都内に住所を有し、私立高等学校等に在学している生徒の保護者の授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、保護者に対し、奨学給付金を交付している。

その実績は、表 2 3 のとおりである。

(表 2 3) 補助事業実績等

(単位：人、千円)

項目		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		生徒数	補助金額	生徒数	補助金額	生徒数	補助金額
事業費		7,017	495,879	10,347	865,230	10,640	973,083
	高等学校 (全日制・定時制)	6,003	446,541	8,759	786,591	8,775	876,947
	中等教育学校 後期課程	1	39	1	138	4	390
	高等専門学校 (1-3 学年)	14	753	16	1,287	23	2,278
	専修学校 (高等課程)	176	13,545	221	19,823	254	24,656
	専修学校 (一般課程)	0	0	0	0	0	0
	各種学校	37	2,762	58	4,874	63	6,772
	高等学校 (通信制)	786	32,237	1,292	52,516	1,521	62,039
事務費		-	48,549	-	59,308	-	67,891
合計		-	544,429	-	924,539	-	1,040,975

(17) 育英資金貸付事業費補助事業

局は、財団が行っている東京都育英資金貸付事業について、東京都育英資金条例（平成17年東京都条例第31号）に基づき、貸付事業費（当年度に必要な貸付原資から当年度の返還金額等を控除した額）及び事務費を補助している。

財団は、当事業において、東京都内に住所を有し、高等学校、高等専門学校又は専修学校に在学する生徒のうち、勉学意欲がありながら、経済的事由により修学困難な者に対し、修学上必要な学資の一部の貸付け及び償還に係る事務を行っている。

その実績は、表24のとおりである。

なお、この事業は、平成17年度に独立行政法人日本学生支援機構の高等学校奨学金事業が都に移管されたことに伴い、都の育英資金貸付事業を再構築し、事業実施主体を都から財団に変更したものである。

(表24) 補助事業実績等

(単位：人、千円)

項目			平成27年度	平成28年度	平成29年度
貸付事業	高等学校 高等専門学校	貸付延人数	51,582	47,741	41,214
		貸付総額 A	1,577,256	1,471,229	1,281,265
		返還金収入額 B	911,160	972,126	1,095,377
		補助対象経費 A-B	666,095	499,102	185,887
		補助金額 C	666,095	499,102	185,887
	専修学校 (高等課程)	貸付延人数	1,691	1,652	1,589
		貸付総額 D	59,185	57,880	55,675
		返還金収入額 E	28,507	34,420	35,132
		補助対象経費 D-E	30,677	23,459	20,542
		補助金額 F	30,677	23,459	20,542
	専修学校 (専門課程)	貸付延人数	7,946	6,869	5,110
		貸付総額 G	417,250	360,401	267,838
		返還金収入額 H	459,015	475,587	477,319
		補助対象経費 G-H	△ 41,765	△ 115,186	△ 209,481
		補助金額 I	△ 41,765	△ 115,186	△ 209,481
	小計	貸付延人数	61,219	56,262	47,913
		貸付総額 J	2,053,691	1,889,510	1,604,778
		返還金収入額 K	1,398,684	1,482,134	1,607,830
		補助対象経費 J-K	655,006	407,375	△ 3,052
		補助金額 L=C+F+I	655,006	407,375	△ 3,052
事務費	人件費	補助対象経費	50,722	58,937	62,385
		補助金額	50,722	58,937	62,385
	事務費	補助対象経費	70,782	67,135	168,532
		補助金額	70,782	67,135	168,532
	小計	補助対象経費	121,504	126,072	230,917
		補助金額 M	121,504	126,072	230,917
合計 L+M		776,511	533,448	227,865	

学校法人 78 団体

第 1 監査の目的

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項に基づき、都が補助金交付の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第 2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	私立学校の経常的経費を対象とした補助金を交付している 606 団体のうち、学校法人 78 団体（詳細は表 1 のとおり）	平成 30 年 9 月 14 日から同年 11 月 6 日まで（表 1 のとおり）	平成 28 年度及び平成 29 年度の補助対象事業
局	生活文化局、福祉保健局	・平成 30 年 9 月 12 日及び同年 10 月 4 日 ・平成 30 年 10 月 11 日から同月 17 日まで（生活文化局のみ）	

（表 1）監査対象団体及び団体別監査期間

監査日	学校法人名（実地監査対象 40 団体）					
9 月 14 日	三輪田学園	青葉学園	駒場学園	大和学園	山崎学園	－
9 月 18 日	高輪学園	杉野学園	松蔭学園	－	－	－
9 月 19 日	青蘭学院	調布学園	高千穂学園	日本聾話学校	－	－
9 月 21 日	駿河台大学	日出学園	星野学園	－	－	－
9 月 25 日	世田谷学園	武蔵野学院	東洋大学	－	－	－
9 月 26 日	芝浦工業大学	目黒学院	恵泉女学園	麻生学園	正秀学園	－
9 月 27 日	川村学園	駿台学園	コングレガシオン・ト・ノートルダム	－	－	－
9 月 28 日	獨協学園	白梅学園	みどりかげ学園	－	－	－
10 月 2 日	簡野育英会	城西学園	足立学園	武蔵野大学	育英幼稚園	国士舘
10 月 3 日	大原学園	文化学園	立教女学院		順天学園	武蔵野音楽学園
監査日	学校法人名（書面監査対象 38 団体）					
10 月 11 日 ～ 10 月 17 日	大妻学院	星美学園	上野塾	明昭学園	芝学園	宝仙学園
	立教学院	小野学園	渋谷教育学園	駒澤大学	保隣教育財団	戸板学園
	国本学園	開智学園	女子美術大学	自由ヶ丘学園	武蔵野東学園	北豊島学園
	聖学院	明星学苑	本郷学園	駒込学園	文教大学学園	桜美林学園
	光塩女子学園	東洋英和女学院	晃華学園	東邦大学	鷗友学園	関東国際学園
	大成学園	品川女子学院	明治大学	女子学院	町田学園	日本学園
	日本大学 第二学園	根津育英会 武蔵学園	－	－	－	－

監査日	学校法人名（書面監査後実地監査対象3団体）					
11月5日	駒込学園	東洋英和女学院	-	-	-	-
11月6日	北豊島学園	-	-	-	-	-

（表2）監査対象とした補助金の交付状況（平成30年5月1日現在）（単位：百万円、%）

区分	団体数	補助金交付額	
		平成28年度	平成29年度
今回監査対象（A）	78	11,704	11,971
全体（B）	606	120,283	121,397
比率（A／B）	12.9	9.7	9.9

2 監査の実施方法

（1）実地監査

学校（法人）へ出向き、経常費補助金をはじめとする、都が交付する全ての私立学校助成を対象とし、監査を実施した（40法人、83校）。

（2）書面監査

監査の効率化などを図る目的で、対象法人に監査対象年度において交付された、私立学校助成について、主に生活文化局が保管する補助事業関連書類の確認により、監査を実施した。

必要に応じて、学校（法人）へ出向き、監査を実施した。

対象法人の選定に当たっては、法人へのヒアリングを要さず、複数の書面等を照合することで監査を行うことを念頭に、主に施設整備事業を対象とする補助金等の交付を受けている法人を選定した（38法人、109校）。

3 団体の概要

学校法人は、私立学校法（昭和24年法律第270号）により設立された法人であり、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、私立学校を設置し、運営している。

監査対象とした学校法人（78団体）が設置する補助対象学校（192校）は、表3のとおりである。

(表3) 監査対象団体が設置する学校(平成29年5月1日現在)

学校法人名	設置学校名					
	高等学校	定員 (人)	中学校	定員 (人)	小学校、幼稚園等	校数
① 実地監査						
三輪田学園	三輪田学園高等学校	516	三輪田学園中学校	516	-	2
青葉学園	-	-	-	-	青葉学園幼稚園	1
駒場学園	駒場学園高等学校	1,080	-	-	-	1
大和学園	-	-	-	-	聖セシリア喜多見幼稚園	1
山崎学園	富士見高等学校	840	富士見中学校	840	-	2
高輪学園	高輪高等学校	675	高輪中学校	600	-	2
杉野学園	-	-	-	-	杉野幼稚園	1
松蔭学園	松蔭高等学校	1,080	松蔭中学校	720	松蔭幼稚園	3
青蘭学院	青稜高等学校	774	青稜中学校	600	-	2
調布学園	田園調布学園高等部	750	田園調布学園中等部	600	調布幼稚園	3
高千穂学園	-	-	-	-	高千穂幼稚園	1
日本豊話学校	-	-	-	-	日本豊話学校	1
駿河台大学	-	-	-	-	駿河台大学第一幼稚園	1
日出学園	日出高等学校 日出高等学校(通信制)	945 300	日出中学校	120	日出幼稚園	4
星野学園	-	-	-	-	小平みどり幼稚園	1
世田谷学園	世田谷学園高等学校	675	世田谷学園中学校	600	-	2
武蔵野学院	武蔵野高等学校	1,200	武蔵野中学校	360	-	2
東洋大学	東洋大学京北高等学校	750	東洋大学京北中学校	360	京北幼稚園	3
芝浦工業大学	芝浦工業大学附属 高等学校	516	芝浦工業大学附属中学校	480	-	2
目黒学院	目黒学院高等学校	1,080	目黒学院中学校	324	-	2
恵泉女学園	恵泉女学園高等学校	540	恵泉女学園中学校	540	-	2
麻生学園	-	-	-	-	麻生学園深沢幼稚園 麻生学園南多摩幼稚園	2
正秀学園	-	-	-	-	杉並日の出幼稚園	1
川村学園	川村高等学校	1,200	川村中学校	1,200	川村小学校 川村幼稚園	4
駿台学園	駿台学園高等学校 駿台学園高等学校 (定時制)	900 240	駿台学園中学校	360	-	3
コンクレカ・シオン・ ト・ノートルダム	-	-	-	-	マルガリタ幼稚園	1
獨協学園	獨協高等学校	900	獨協中学校	600	-	2
白梅学園	白梅学園高等学校	1,020	白梅学園清修中学校	180	白梅幼稚園	3
みどりかけ学園	-	-	-	-	和光幼稚園	1
簡野育英会	蒲田女子高等学校	750	-	-	蒲田保育専門学校附属幼稚園	2
城西学園	城西大学附属 城西高等学校	810	城西大学附属城西中学校	480	-	2
足立学園	足立学園高等学校	885	足立学園中学校	420	-	2
武蔵野大学	武蔵野女子学院高等学校 千代田女学園高等学校	1,200 600	武蔵野女子学院中学校 千代田女学園中学校	750 600	武蔵野大学幼稚園	5
育英幼稚園	-	-	-	-	育英幼稚園	1
国士館	国士館高等学校 国士館高等学校(定時制) 国士館高等学校(通信制)	780 258 300	国士館中学校	240	-	4
大原学園	大原学園高等学校 (通信制)	720	-	-	府中ひばり幼稚園	2
文化学園	-	-	-	-	文化学園大学附属 すみれ幼稚園	1
立教女学院	立教女学院高等学校	540	立教女学院中学校	540	立教女学院小学校 立教女学院短期大学附属 幼稚園 天使園	4
順天学園	順天高等学校	630	順天中学校	270	-	2
武蔵野音楽学園	-	-	-	-	武蔵野音楽大学 第一幼稚園 武蔵野音楽大学 第二幼稚園	2

学校法人名	設置学校名						校数
	高等学校	定員 (人)	中学校	定員 (人)	小学校、幼稚園等	定員 (人)	
② 書面監査							
大妻学院	大妻高等学校 大妻多摩高等学校 大妻中野高等学校	840 420 663	大妻中学校 大妻多摩中学校 大妻中野中学校	840 420 663	-	-	6
星美学園	星美学園高等学校 目黒星美学園高等学校	450 270	星美学園中学校 目黒星美学園中学校	450 270	星美学園小学校 目黒星美学園小学校 星美学園幼稚園	720 720 240	7
上野塾	東京高等学校 東京実業高等学校	900 1,485	-	-	-	-	2
日本大学第二学園	日本大学第二高等学校	1,485	日本大学第二中学校	720	-	-	2
芝学園	芝高等学校	1,050	芝中学校	900	-	-	2
宝仙学園	宝仙学園高等学校	735	宝仙学園中学校	405	宝仙学園小学校 宝仙学園幼稚園	420 315	4
明昭学園	岩倉高等学校	1,500	-	-	-	-	1
武蔵野東学園	-	-	武蔵野東中学校	291	武蔵野東小学校 武蔵野東第一幼稚園 武蔵野東第二幼稚園	576 210 315	4
渋谷教育学園	渋谷教育学園校 渋谷高等学校	540	渋谷教育学園渋谷中学校	525	渋谷幼稚園	160	3
駒澤大学	駒澤大学高等学校	1,500	-	-	-	-	1
保隣教育財団	保善高等学校	1,080	-	-	-	-	1
戸板学園	三田国際学園高等学校	564	三田国際学園中学校	480	-	-	2
国本学園	国本女子高等学校	900	国本女子中学校	240	国本小学校 国本幼稚園	300 400	4
開智学園	日本橋女学館高等学校	410	開智日本橋学園中学校	370	-	-	2
女子美術大学	女子美術大学 附属高等学校	600	女子美術大学附属中学校	405	-	-	2
自由ヶ丘学園	自由ヶ丘学園高等学校	810	-	-	-	-	1
根津育英会 武蔵学園	武蔵高等学校	480	武蔵中学校	480	-	-	2
北豊島学園	北豊島高等学校 北豊島高等学校(通信制)	480 2,400	北豊島中学校	360	北豊島幼稚園	240	4
聖学院	女子聖学院高等学校 聖学院高等学校	600 585	女子聖学院中学校 聖学院中学校	600 585	聖学院小学校 聖学院幼稚園	480 140	6
明星学苑	明星高等学校	1,932	明星中学校	1,032	明星小学校 明星幼稚園	720 310	4
本郷学園	本郷高等学校	1,350	本郷中学校	840	もみじ幼稚園	210	3
駒込学園	駒込高等学校	1,080	駒込中学校	360	-	-	2
文教大学学園	文教大学付属高等学校	810	文教大学付属中学校	600	文教大学付属小学校 文教大学付属幼稚園	272 120	4
桜美林学園	桜美林高等学校	960	桜美林中学校	480	桜美林幼稚園	160	3
光塩女子学園	光塩女子学院高等科	450	光塩女子学院中等科	450	光塩女子学院初等科 光塩女子学院幼稚園 光塩女子学院日野幼稚園	600 300 350	5
東洋英和女学院	東洋英和女学院高等部	570	東洋英和女学院中学部	570	東洋英和女学院小学部 東洋英和幼稚園	480 130	4
晃華学園	晃華学園高等学校	405	晃華学園中学校	405	晃華学園小学校 晃華学園マリアの園幼稚園 晃華学園暁星幼稚園	552 200 260	5
東邦大学	駒場東邦高等学校	750	駒場東邦中学校	750	-	-	2
鷗友学園	鷗友学園女子高等学校	660	鷗友学園女子中学校	660	-	-	2
関東国際学園	関東国際高等学校	1,080	-	-	-	-	1
大成学園	大成高等学校	1,215	-	-	-	-	1
品川女子学院	品川女子学院高等部	675	品川女子学院中等部	600	-	-	2
明治大学	明治大学付属 明治高等学校	750	明治大学付属明治中学校	450	-	-	2
女子学院	女子学院高等学校	720	女子学院中学校	720	-	-	2
町田学園	品川エトワール女子高等学校	903	-	-	エトワール幼稚園	420	2
日本学園	日本学園高等学校	840	日本学園中学校	360	-	-	2
立教学院	立教池袋高等学校	360	立教池袋中学校	360	立教小学校	720	3
小野学園	小野学園女子高等学校	1,350	小野学園女子中学校	300	小野学園小学校 小野学園幼稚園	240 640	4
学校等数合計							192

4 都との関係

(1) 補助金の概要

私立学校等への補助金の大半を占めているのは、表4のとおり、私立学校経常費補助金であり、教職員の人件費、教育研究経費、管理経費及び設備費を補助対象としており、一般補助及び特別補助から成っている。

一般補助とは、各学校の基礎数値（学級数、教職員数、生徒数等）に学校割単価、学級割単価、教職員割単価、生徒割単価等の各補助単価を乗じて算出した額に基づき交付するものである。

特別補助とは、特定の目的のために補助を行うものであり、補助項目ごとの算定方法に基づき、個別に交付額を決定するものである。特別補助には、国際化推進補助、授業料減免制度に基づく補助、40人学級編制推進に係る補助、スクールカウンセラーの配置に対する補助等がある。

また、私立高等学校都内生就学促進補助金や私立学校安全対策促進事業費補助金等の個別の要綱に基づき交付する補助金がある。

(2) 補助金の交付目的

都は、私立学校の教育条件の維持や向上、私立学校に在学する児童・生徒及び幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めるため、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）及び東京都私立学校教育助成条例（昭和53年東京都条例第10号）に基づき、私立学校経常費補助金交付要綱等により、学校法人に対して補助金を交付している。

(3) 監査対象団体に対する補助金の交付額

今回、実地監査の対象とした学校法人40団体に対する補助金別の交付額は、表4のとおり、平成28年度が115億6,250万余円、平成29年度が115億2,062万余円であり、学校法人別の補助金交付額は、表5のとおりである。

書面監査の対象とした学校法人38団体に対する監査対象補助金の交付額は、表6のとおり、平成28年度が1億4,162万余円、平成29年度が4億5,086万余円であり、学校法人別の補助金交付額は、表7のとおりである。

(表 4) 実地監査対象団体 (学校法人 40 団体) に対する補助金別の交付額 (単位: 円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
私立学校経常費補助金	10,606,069,500	10,983,601,300	11,081,734,600
私立特別支援学校等経常費補助金	111,189,000	123,609,000	140,504,000
私立通信制高等学校経常費補助金	26,635,800	25,299,700	24,049,820
経常費補助金計 (A)	10,743,894,300	11,132,510,000	11,246,288,420
私立幼稚園特別支援教育事業費補助金	1,176,000	784,000	1,380,000
障害児の就園する幼稚園に対し、特別支援教育の教育条件の維持・向上に資するための経費を補助			
産業・理科教育施設設備整備費補助金	3,960,000	4,586,500	9,319,500
産業教育振興法及び理科教育振興法に基づく国庫補助の対象となった施設、設備等に要する経費を補助			
私立学校安全対策促進事業費補助金	299,525,000	285,101,000	128,658,000
防災対策事業の実施に要する経費を補助			
私立幼稚園等環境整備費補助金	4,249,000	2,324,000	2,044,000
遊具、運動用具、教具、保健衛生用品等の幼児教育の質の向上に必要な整備、I C T 化の促進に要する経費を補助			
私立高等学校都内生就学促進補助金	59,169,600	60,947,100	56,419,000
私立高等学校の都内公立中学生に対する就学促進及び広く生徒募集等に係る広報活動の促進に要する経費を補助			
私立高等学校等就学支援金学校事務費補助金	26,063,000	30,772,000	30,627,000
就学支援金の支給に伴う私立高等学校等の事務に要する経費の一部を補助			
私立幼稚園預かり保育推進補助金	38,511,000	41,764,000	41,983,000
自園児を幼稚園内で過ごさせる預かり保育に要する経費を補助			
私立幼稚園等特色教育推進補助金	1,120,000	1,240,000	1,120,000
特色ある幼児教育の実施に要する経費を補助			
私立学校被災生徒等授業料等減免補助金	908,000	849,000	1,320,000
東日本大震災等により家計が急変し、授業料の納付が困難となった生徒等に対する費用の減免措置に要する経費の一部を補助			
私立学校等結核予防費補助金 (注)	1,368,732	1,627,704	1,461,714
学校が行う結核の定期健康診断に要する経費を補助			
その他補助金計 (B)	436,050,332	429,995,304	274,332,214
合計 (A) + (B)	11,179,944,632	11,562,505,304	11,520,620,634

(注) 私立学校等結核予防費補助金は、福祉保健局所管の補助金である。

(表5) 学校法人別補助金交付額(実地監査対象団体)

(単位:千円)

番号	学校法人名	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		経常費補助金	その他補助金	計	経常費補助金	その他補助金	計	経常費補助金	その他補助金	計
1	三輪田学園	325,710	1,091	326,801	336,181	1,217	337,399	325,076	1,242	326,319
2	青葉学園	57,543	7,512	65,055	58,265	7,410	65,675	60,210	8,120	68,330
3	駒場学園	364,015	10,678	374,693	360,982	10,641	371,624	384,538	7,481	392,019
4	大和学園	20,213	1,785	21,998	23,880	1,886	25,766	23,825	1,547	25,372
5	山崎学園	485,395	190,004	675,400	513,403	279,512	792,916	512,310	122,464	634,774
6	高輪学園	450,711	994	451,705	457,603	1,066	458,669	454,950	1,067	456,017
7	杉野学園	20,756	762	21,518	23,084	1,418	24,502	23,789	2,147	25,936
8	松蔭学園	230,963	3,868	234,831	228,358	3,630	231,988	235,706	3,780	239,486
9	青蘭学院	428,877	2,866	431,743	418,709	2,512	421,221	426,683	3,211	429,894
10	調布学園	457,707	2,905	460,613	464,183	2,670	466,853	472,080	2,580	474,660
11	高千穂学園	34,208	2,152	36,360	34,657	1,760	36,417	38,932	1,960	40,892
12	日本聾話学校	102,565	-	102,565	106,361	-	106,361	104,440	7,298	111,738
13	駿河台大学	32,956	1,120	34,076	33,214	1,320	34,534	34,376	2,240	36,616
14	日出学園	427,086	116,022	543,108	452,307	9,425	461,733	472,915	9,142	482,057
15	星野学園	37,196	5,430	42,626	42,911	5,361	48,272	42,288	5,875	48,163
16	世田谷学園	410,075	1,609	411,684	423,750	2,087	425,837	416,904	1,775	418,679
17	武蔵野学院	434,507	6,355	440,862	435,543	7,295	442,838	454,273	8,081	462,354
18	東洋大学	437,686	7,430	445,116	418,160	5,017	423,177	418,728	5,554	424,282
19	芝浦工業大学	343,301	1,932	345,234	347,650	2,795	350,446	356,212	2,128	358,341
20	目黒学院	437,217	6,283	443,500	454,047	7,174	461,221	453,905	5,459	459,364
21	恵泉女学園	383,904	990	384,894	388,896	1,062	389,958	386,889	1,054	387,943
22	麻生学園	63,932	820	64,752	66,665	1,218	67,883	66,225	923	67,148
23	正秀学園	34,902	1,257	36,159	34,883	1,000	35,883	37,095	800	37,895
24	川村学園	385,612	1,186	386,798	395,237	2,048	397,285	371,543	2,062	373,605
25	駿台学園	447,231	4,535	451,767	452,161	4,898	457,059	448,677	3,634	452,311
26	コンクレション・ド・ノートルダム	36,118	1,011	37,129	34,706	1,510	36,216	37,957	2,486	40,443
27	獨協学園	397,953	2,336	400,289	400,225	1,474	401,699	396,273	1,130	397,404
28	白梅学園	426,341	12,474	438,815	430,883	14,297	445,181	445,822	10,525	456,347
29	みどりかけ学園	19,228	1,000	20,228	19,595	930	20,525	20,228	1,000	21,228
30	簡野育英会	290,947	6,575	297,522	293,896	7,233	301,129	295,390	6,491	301,881
31	城西学園	404,956	4,733	409,689	396,815	5,474	402,290	385,281	6,099	391,380
32	足立学園	468,561	3,945	472,506	488,078	3,772	491,851	487,702	3,332	491,035
33	武蔵野大学	435,189	7,650	442,840	684,114	11,745	695,860	687,418	12,580	699,998
34	育英幼稚園	31,937	1,521	33,458	30,606	1,048	31,654	34,359	1,049	35,408
35	国士舘	391,584	4,297	395,881	387,549	6,741	394,290	441,033	9,372	450,406
36	大原学園	56,223	3,139	59,362	52,182	3,442	55,624	57,413	1,041	58,454

番号	学校法人名	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		経常費補助金	その他補助金	計	経常費補助金	その他補助金	計	経常費補助金	その他補助金	計
37	文 化 学 園	42,404	980	43,384	40,860	1,180	42,040	41,368	1,440	42,808
38	立教女学院	464,950	1,140	466,091	470,455	1,216	471,672	464,425	1,208	465,633
39	順 天 学 園	372,001	3,513	375,515	381,003	3,599	384,602	380,204	3,130	383,334
40	武蔵野音楽学園	51,215	2,144	53,359	50,436	1,903	52,339	48,828	1,818	50,646
合 計		10,743,894	436,050	11,179,944	11,132,510	429,995	11,562,505	11,246,288	274,332	11,520,620

(表 6) 書面監査対象団体 (学校法人 38 団体) に対する補助金別の交付額 (単位: 円)

項目	平成28年度	平成29年度
私立学校安全対策促進事業費補助金	116,304,000	432,800,000
産業・理科教育施設設備整備費補助金	22,960,000	14,079,000
私立幼稚園等環境整備費補助金	2,364,000	3,983,000
合 計	141,628,000	450,862,000

(表 7) 学校法人別補助金交付額 (書面監査対象団体・監査対象補助金) (単位: 千円)

番号	学校法人名	平成 28 年度			平成 29 年度		
		私立学校安全対策 促進事業費補助金	産業・理科教育施設 設備整備費補助金	私立幼稚園等環 境整備費補助金	私立学校安全対策 促進事業費補助金	産業・理科教育施設 設備整備費補助金	私立幼稚園等環 境整備費補助金
41	大 妻 学 院	—	1,492	—	—	1,969	—
42	星 美 学 園	—	280	—	—	267	—
43	上 野 塾	—	500	—	50,029	—	—
44	日 本 大 学 第 二 学 園	—	101	—	—	74	—
45	芝 学 園	798	1,583	—	—	262	—
46	宝 仙 学 園	—	251	—	—	363	—
47	明 昭 学 園	—	7,479	—	—	628	—
48	武蔵野東学園	—	—	452	—	272	796
49	渋谷教育学園	—	271	106	—	271	—
50	駒 澤 大 学	—	259	—	—	318	—
51	保隣教育財団	—	625	—	—	417	—
52	戸 板 学 園	—	1,539	—	—	688	—
53	国 本 学 園	—	—	—	—	367	660
54	開 智 学 園	—	256	—	—	960	—
55	女子美術大学	—	447	—	—	381	—
56	自由ヶ丘学園	—	317	—	—	262	—
57	根津育英会 武 蔵 学 園	—	279	—	—	410	—
58	北豊島学園	10,085	—	666	—	—	—
59	聖 学 院	—	1,018	47	—	415	—
60	明 星 学 苑	—	507	156	—	499	666

番号	学校法人名	平成 28 年度			平成 29 年度		
		私立学校安全対策 促進事業費補助金	産業・理科教育施設 設備整備費補助金	私立幼稚園等環 境整備費補助金	私立学校安全対策 促進事業費補助金	産業・理科教育施設 設備整備費補助金	私立幼稚園等環 境整備費補助金
61	本 郷 学 園	－	712	70	－	631	24
62	駒 込 学 園	9,662	－	－	－	－	－
63	文教大学学園	66,956	390	－	－	317	－
64	桜美林学園	－	356	－	－	－	96
65	光塩女子学園	－	302	95	－	254	－
66	東洋英和女学院	－	－	－	2,483	－	－
67	晃 華 学 園	－	－	772	－	274	1,075
68	東 邦 大 学	－	842	－	－	1,049	－
69	鷗 友 学 園	－	564	－	－	382	－
70	関東国際学園	－	258	－	－	274	－
71	大 成 学 園	－	716	－	－	593	－
72	品川女子学院	－	－	－	236,343	－	－
73	明 治 大 学	－	874	－	－	875	－
74	女 子 学 院	－	237	－	－	264	－
75	町 田 学 園	28,803	－	－	67,265	－	－
76	日 本 学 園	－	－	－	3,801	－	－
77	立 教 学 院	－	497	－	－	337	－
78	小 野 学 園	－	－	－	72,879	－	666
合計		116,304	22,960	2,364	432,800	14,079	3,983

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

各団体の補助対象事業について、表1の実地監査対象40団体については、主に、補助金が補助金交付要綱に沿って適正に算定されているかなどの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

また、表1の書面監査対象38団体については、主に、補助金交付に当たっての団体の申請、生活文化局の審査が適正に行われているかなどの観点から、生活文化局が保管している補助事業実績報告書等の補助事業関連書類を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 局及び団体

ア 私立学校経常費補助金を返還すべきもの

生活文化局は、私立学校経常費補助金交付要綱及び「私立学校教育助成金調査表（A表・B表）記入の手引き 幼稚園用」により、交付年度の5月1日現在の園児数に基づき、補助金を算出し、交付している。

ところで、学校法人星野学園の小平みどり幼稚園における補助金の交付状況を見たところ、補助対象に、5月9日入園の園児1名が含まれていたことが認められた。

これにより、平成28年度において2万1,500円が過大交付となっている。

学校法人星野学園は、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、学校法人星野学園に対し、補助金の返還を求められたい。

(学校法人星野学園)

(生活文化局)

社会福祉法人等 80 団体

第 1 監査の目的

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項に基づき、都が補助金交付の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第 2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	社会福祉事業を対象とした補助金を交付している 2,285 団体のうち、社会福祉法人洛和福祉会など 80 団体（詳細は表 1 及び表 2 のとおり）	平成 30 年 9 月 11 日から同年 10 月 24 日まで（詳細は表 1 のとおり）	平成 28 年度及び平成 29 年度の補助対象事業
局	福祉保健局	平成 30 年 9 月 7 日及び同年 10 月 26 日	

（表 1）監査対象団体及び団体別監査期間

監査日	団体名（実地監査対象 40 団体）		
9 月 11 日	社会福祉法人洛和福祉会	社会福祉法人櫻灯会	社会福祉法人七日会
12 日	社会福祉法人福栄会	医療法人社団健育会	社会福祉法人三幸福祉会
13 日	社会福祉法人東京蒼生会	社会福祉法人友愛十字会	社会福祉法人安心会
18 日	社会福祉法人えどがわ	社会福祉法人藤倉学園	社会福祉法人春和会
19 日	-	社会福祉法人共生会	
20 日	社会福祉法人えどがわ	-	-
21 日		社会福祉法人共生会	社会福祉法人東京都福祉事業協会
25 日	社会福祉法人恩賜財団済生会	社会福祉法人杉の子保育会	社会福祉法人敬愛学園
27 日			
28 日	社会福祉法人福音寮	社会福祉法人原町成年寮	社会福祉法人徳心会
10 月 2 日	社会福祉法人みずき福祉会	社会福祉法人のゆり会	社会福祉法人つるかわ学園
3 日	社会福祉法人東京援護協会	社会福祉法人もくば会	社会福祉法人嬉泉
4 日	社会福祉法人フロンティア	社会福祉法人田無の会	社会福祉法人啓光福祉会
5 日	社会福祉法人悠々会	医療法人社団 K N I	-
9 日	社会福祉法人南風会	-	-
10 日	社会福祉法人萌の会	社会福祉法人睦月会	社会福祉法人全国スモンの会
11 日	社会福祉法人あすはの会	社会福祉法人金木星の会	社会福祉法人すみれ会
12 日	社会福祉法人清心福祉会	社会福祉法人品川総合福祉センター	-
監査日	団体名（書面監査対象 40 団体）		
10 月 15 日 ～ 10 月 24 日	社会福祉法人武蔵野千川福祉会	医療法人社団善仁会	社会福祉法人老後を幸せにする会
	社会福祉法人緑水会	社会福祉法人キングス・ガーデン 東京	社会福祉法人あかねの会
	一般社団法人巨樹の会	医療法人社団成和会	社会福祉法人千葉育美会
	社会医療法人社団森山医会	医療法人社団充会	社会福祉法人楽晴会
	医療法人財団良心会	社会福祉法人巣立ち会	医療法人社団天紀会

監査日	団体名（書面監査対象 40 団体）		
10 月 15 日 ～ 10 月 24 日	社会福祉法人ボワ・すみれ福祉会	医療法人社団恵仁会	医療法人社団同愛会病院
	社会福祉法人手をつなぐ福祉会	社会福祉法人練馬山彦福祉会	社会福祉法人浄栄会
	社会福祉法人山鳥の会	医療法人社団日成会	社会福祉法人山鳩会
	社会福祉法人明徳会	社会福祉法人つつじ会	公益財団法人河野臨牀医学研究所
	社会福祉法人もえぎの会	社会福祉法人ひふみ会	社会福祉法人佑啓会
	社会福祉法人夢ふうせん	特定非営利活動法人青松の会	社会福祉法人日本点字図書館
	医療法人社団三成会	社会福祉法人日本盲人会連合	社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会
	公益財団法人がんの子どもを守る会	医療法人社団博鳳会	社会福祉法人白寿会
	特定非営利活動法人ぶどうの木	-	-

（表 2）監査対象補助金交付額及び補助対象施設の規模

区分		平成 28 年度		平成 29 年度	
		交付金額（千円）	施設数	交付金額（千円）	施設数
監査対象団体に対する 補助金交付額等	実地監査対象	14,344,488	161	8,904,605	170
	書面監査対象	8,174,690	66	6,318,385	47
	計	22,519,178	227	15,222,990	217

（注 1）平成 29 年度交付額は、交付額確定前の補助金額も含めた数値である。

（注 2）今回の監査対象施設数は、平成 28 年度施設数（227）と平成 29 年度施設数（217）の合計から、両年度とも補助を受けている施設数（184）を差し引いた 260 施設である。

2 監査の実施方法

（1）実地監査

対象団体に監査対象年度において交付された、社会福祉事業を対象とした補助金について、団体に outward、監査を実施した（40 団体）。

（2）書面監査

監査の効率化などを図る目的で、対象団体に監査対象年度において交付された、社会福祉事業を対象とした補助金について、主に福祉保健局が保管する補助事業関連書類の確認により、監査を実施した。

対象団体の選定に当たっては、団体へのヒアリングを要さず、複数の書面等を照合することで監査を行うことを念頭に、主に施設整備事業を対象とする補助金等の交付を受けている団体を選定した（40 団体）。

3 団体の概要

社会福祉法人洛和福祉会など 80 団体は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に定める各種の社会福祉事業を行うため、関連の社会福祉施設等を設置し、運営している。

監査対象とした各団体における補助対象施設（260 施設）は、表 3 のとおりである。

(表3) 監査対象団体が設置する施設(補助対象施設のみ)(平成30年3月31日現在)

(単位:人)

実地監査対象40団体					
団体名	施設の名称	施設の主な機能	所在地	施設の規模 (注1) (注2)	
				現員	定員
(社福) 洛和福祉会	洛和ヴィラ南麻布	特別養護老人ホーム	港区南麻布	98	100
	洛和ヴィラ文京春日	特別養護老人ホーム	文京区春日	94	99
(社福) 春和会	(仮称) 春江町さくらの杜	特別養護老人ホーム	江戸川区春江町	開設前	140
	江戸川さくらの杜	特別養護老人ホーム	江戸川区東小松川	115	120
	練馬さくらの杜	特別養護老人ホーム	練馬区土支田	107	108
	(仮称) 練馬さくらの杜	特別養護老人ホーム	練馬区土支田	開設前	83
	東日暮里わんぱく保育園	保育所	荒川区東日暮里	61	102
	船堀わんぱく保育園	保育所	江戸川区船堀	91	102
	篠崎わんぱく保育園	保育所	江戸川区篠崎町	99	99
	(仮称) 篠崎わんぱく乳児院	乳児院	江戸川区篠崎町	開設前	35
(医) 健育会	石川島記念病院	病院	中央区佃	-	47
	ケアセンターけやき	地域密着型特定施設入居者生活介護	板橋区桜川	27	28
	ライフサポートねりま	介護老人保健施設	練馬区大泉学園町	59	80
	ねりま健育会病院	病院	練馬区大泉学園町	-	100
(社福) 三幸福社会	杜の癒しハウス文京関口	特定施設入居者生活介護	文京区関口	55	56
	癒しの里亀有	特別養護老人ホーム	葛飾区亀有	73	74
	癒しの里西小松川	特別養護老人ホーム	江戸川区西小松川町	69	70
	癒しの里南千住	特別養護老人ホーム	荒川区南千住	79	80
	癒しの里青戸	特別養護老人ホーム	葛飾区青戸	60	60
	こころの保育園文京西片	保育所	文京区西片	91	91
(社福) 櫻灯会	日の出紫苑	特別養護老人ホーム	西多摩郡日の出町	90	100
	ほのか武蔵村山	地域密着型通所介護	武蔵村山市残堀	-	10
	さくらの家東矢口	認知症対応型共同生活介護	大田区東矢口	17	18
	しあわせの灯	短期入所生活介護	豊島区南池袋	-	24
	ほのか東矢口	認知症対応型通所介護	大田区東矢口	-	12
	さくらのみち紫苑	特別養護老人ホーム	大田区矢口	30	30
	おぎくぼ紫苑	特別養護老人ホーム	杉並区荻窪	90	90
	万寿園	養護老人ホーム	東村山市富士見町	148	150
(社福) 東京蒼生会	大森老人ホーム	養護老人ホーム	大田区大森本町	129	130
	第二万寿園	特別養護老人ホーム	東村山市富士見町	97	104
	さの	特別養護老人ホーム	足立区佐野	99	100
	第三万寿園	軽費老人ホーム(A型)	東村山市富士見町	50	50

(注1) 定員及び現員は、実地監査対象40団体について、施設の主な機能に係るものを記載している。また現員は、施設の主な機能が長期の入所を伴うもの、又は保育所であるものについて記載している(以下、この表について同じ。)

(注2) 保育所で現員が定員を超過している施設があるが、これは主に、厚生労働省通知「保育所への入所の円滑化について」(平成10年2月13日付児発第73号)などに基づき、待機児童解消を目的として児童福祉施設最低基準の範囲内で定員を超過して受け入れていることによる。

団体名	施設の名称	施設の主な機能	所在地	施設の規模	
				現員	定員
(社福) 福栄会	金子山	グループホーム	品川区西大井	9	10
	第一しいのき学園	生活介護	品川区東品川	-	40
	第二しいのき学園	就労継続支援（B型）	品川区東品川	-	60
	晴楓ホーム	特別養護老人ホーム	品川区東品川	79	80
	東海ホーム	軽費老人ホーム（A型）	品川区東品川	50	50
(社福) 悠々会	グランハート悠々園	特別養護老人ホーム	町田市山崎町	開設前	90
	あんしんハウス	住宅賃貸支援	町田市能ヶ谷	-	-
	悠々園	特別養護老人ホーム	町田市能ヶ谷	78	80
(社福) 友愛十字会	友愛園	施設入所支援	世田谷区砧	39	60
	砧ホーム	特別養護老人ホーム	世田谷区砧	52	60
	東京聴覚障害者支援センター	施設入所支援	板橋区志村	21	30
	友愛デイサービスセンター	生活介護	世田谷区砧	-	20
	友愛荘	特別養護老人ホーム	町田市図師町	78	78
	友愛ホーム	養護老人ホーム	世田谷区砧	67	70
(社福) 安心会	ひばりが丘ふれあいの里	特別養護老人ホーム	東久留米市ひばりが丘団地	93	100
	豊玉南しあわせの里	特別養護老人ホーム	練馬区豊玉南	56	63
	南大泉かがやきの里	特別養護老人ホーム	練馬区南大泉	44	47
(社福) 東京都福祉事業協会	長寿園	特別養護老人ホーム	八王子市叶谷町	72	80
	（仮称）さくら荘	特別養護老人ホーム	北区赤羽北	100	144
	赤羽北のぞみ保育園	保育所	北区赤羽北	55	100
	ハイツ尾竹	母子生活支援施設	（非公開）	42	64
	八王子隣保館保育園	保育所	八王子市叶谷町	83	80
	方南隣保館保育園	保育所	杉並区方南	131	130
	王子隣保館保育園	保育所	北区王子	122	110
	尾久隣保館保育園	保育所	荒川区町屋	195	190
(社福) 恩賜財団済生会	東京都済生会中央病院	病院	港区三田	-	535
	東京都済生会向島病院	病院	墨田区八広	-	102
	東京都済生会看護専門学校	学校	葛飾区立石	-	36
	東京都済生会中央病院附属乳児院	乳児院	港区三田	31	35
(社福) えどがわ	北小岩おひさま保育園	保育所	江戸川区北小岩	114	114
	清新第二おひさま保育園	保育所	江戸川区清新町	111	114
	松島おひさま保育園	保育所	江戸川区松島	117	117
	東小岩おひさま保育園	保育所	江戸川区東小岩	114	113
	新堀おひさま保育園	保育所	江戸川区新堀	110	112
	松江おひさま保育園	保育所	江戸川区松江	115	116
	東小松川おひさま保育園	保育所	江戸川区松島	111	100
	南葛西おひさま保育園	保育所	江戸川区南葛西	117	118
	葛西第二おひさま保育園	保育所	江戸川区中葛西	123	124
	西篠崎おひさま保育園	保育所	江戸川区西篠崎	123	120
	松本おひさま保育園	保育所	江戸川区松本	135	136
	葛西おひさま保育園	保育所	江戸川区東葛西	145	149
	小松川おひさま保育園	保育所	江戸川区小松川	130	129
	清新おひさま保育園	保育所	江戸川区清新町	135	129
	西葛西おひさま保育園	保育所	江戸川区西葛西	137	138
	北葛西おひさま保育園	保育所	江戸川区北葛西	143	144
	中葛西おひさま保育園	保育所	江戸川区中葛西	139	139
	春江おひさま保育園	保育所	江戸川区春江町	151	157
	鹿骨おひさま保育園	保育所	江戸川区鹿骨	151	150
	西小岩おひさま保育園	保育所	江戸川区西小岩	165	165

団体名	施設の名称	施設の主な機能	所在地	施設の規模	
				現員	定員
(社福) 共生会	共生会希望の家	児童養護施設	葛飾区青戸	44	48
	伊豆長岡学園	児童養護施設	静岡県伊豆の国市	49	50
	松風荘	児童養護施設	静岡県沼津市	30	30
	白鳥ふたば保育園	保育所	葛飾区白鳥	37	36
	ふたばホーム	母子生活支援施設	(非公開)	17	20
(社福) のゆり会	(仮称) のぞみ学園かめあり	児童発達支援センター	葛飾区亀有	-	30
	のしお一丁目保育園	保育所	清瀬市野塩	80	80
	のしお保育園	保育所	清瀬市野塩	83	80
	たかさご保育園	保育所	葛飾区高砂	108	102
(社福) 品川総合福祉センター	かもめ園	施設入所支援	品川区八潮	97	100
	かえで荘	特別養護老人ホーム	品川区八潮	77	80
	八潮中央保育園	保育所	品川区八潮	98	90
(社福) 東京援護協会	町田荘	施設入所支援	町田市図師町	41	50
	東京高次脳機能障害者支援ホーム	施設入所支援	練馬区西大泉	47	50
	サルビア荘	特別養護老人ホーム	町田市図師町	54	60
	大泉障害者支援ホーム	施設入所支援	練馬区大泉学園町	40	40
(社福) 敬愛学園	敬愛シンフォニー保育園	保育所	八王子市散田町	80	100
	敬愛桃の実保育園	保育所	町田市小山ヶ丘	32	30
	多摩境敬愛保育園	保育所	町田市小山町	87	80
	敬愛たかお保育園	保育所	八王子市東浅川町	93	80
	敬愛ハーモニー保育園	保育所	八王子市大和田町	79	70
	敬愛クレヨン保育園	保育所	八王子市散田町	86	80
	敬愛きたの保育園	保育所	八王子市北野町	91	80
	敬愛高倉保育園	保育所	八王子市高倉町	102	100
	敬愛フレンド保育園	保育所	八王子市上柚木	134	130
	みなみ野敬愛保育園	保育所	八王子市七国	146	130
	敬愛保育園	保育所	八王子市散田町	166	250
(社福) 杉の子保育会	ひだまり保育園	保育所	世田谷区船橋	83	85
	さくらのその保育園	保育所	世田谷区桜丘	82	85
	池尻かもめ保育園	保育所	世田谷区池尻	119	125
	鳩ぼっぼ保育園	保育所	世田谷区太子堂	80	80
	遊愛保育園	保育所	世田谷区三宿	116	120
	烏山杉の子保育園	保育所	世田谷区南烏山	105	95
	経堂保育園	保育所	世田谷区経堂	107	109
	下馬鳩ぼっぼ保育園	保育所	世田谷区下馬	138	130
(社福) 嬉泉	袖ヶ浦ひかりの学園	施設入所支援	千葉県袖ヶ浦市	53	53
	袖ヶ浦のびろ学園	福祉型障害児入所施設	千葉県袖ヶ浦市	32	40
	鎌田のびやか園	保育所	世田谷区鎌田	69	97
	宇奈根なごやか園	保育所	世田谷区宇奈根	77	80
	すこやか園	保育所	世田谷区船橋	98	96
(社福) 清心福祉会	ファミリーマイホーム	特別養護老人ホーム	八王子市左入町	97	100
	ファミリーイン堀之内	特別養護老人ホーム	八王子市堀之内	92	100
	わらべつくし保育園	保育所	福生市南田園	101	97
	わらべ里山保育園	保育所	八王子市堀之内	116	102
	わらべみなみ保育園	保育所	東久留米市南町	132	131
	わらべうつき台保育園	保育所	八王子市久保山町	138	160
	わらべみどり保育園	保育所	墨田区緑	135	142
	わらべ保育園	保育所	八王子市宇津木町	149	131
(社福) 南風会	青梅学園	施設入所支援	青梅市新町	40	40
	シャロームみなみ風	施設入所支援	新宿区弁天町	45	45

団体名	施設の名称	施設の主な機能	所在地	施設の規模	
				現員	定員
(社福) 徳心会	いずみえん	特別養護老人ホーム	大田区矢口	147	150
	あゆみえん	特別養護老人ホーム	青梅市新町	154	160
	さくらえん	特別養護老人ホーム	武蔵野市桜堤	97	100
(社福) みずき福祉会	しえる常盤	グループホーム	町田市常盤町	4	4
	町田福祉園	施設入所支援	町田市図師町	82	80
	八王子平和の家	施設入所支援	八王子市美山町	47	50
(社福) フロンティア	文京くすのきの郷	特別養護老人ホーム	文京区大塚	95	100
	養浩荘	特別養護老人ホーム	豊島区池袋	51	50
	いけぶくろ茜の里	施設入所支援	豊島区池袋	34	34
(社福) もくば会	八王子療護園	施設入所支援	八王子市館町	31	32
(社福) 原町成年寮	奥戸福祉館	生活介護	葛飾区奥戸	-	30
	ゆるり	グループホーム	葛飾区立石	10	10
	あさぎ	グループホーム	葛飾区立石	5	5
	もえぎ	グループホーム	葛飾区立石	7	7
	みい	グループホーム	葛飾区立石	6	6
	みさき	グループホーム	葛飾区高砂	7	7
	くじら	グループホーム	葛飾区立石	4	4
	プチトマト	グループホーム	葛飾区四つ木	6	6
	葛の葉	グループホーム	葛飾区東堀切	4	4
	オリザ	グループホーム	葛飾区高砂	7	7
	あんど	グループホーム	葛飾区立石	3	5
	第2東立石生活寮	グループホーム	葛飾区東立石	6	6
	アンジュ	生活介護	葛飾区立石	-	60
	シャイン	生活介護	葛飾区奥戸	-	24
	葛飾通勤寮	宿泊型自立訓練	葛飾区東堀切	-	35
(社福) つるかわ学園	つるかわ学園	施設入所支援	町田市真光寺町	44	45
	町田いぶき寮	グループホーム	町田市南成瀬	5	6
	あおぞら	グループホーム	町田市南成瀬	4	4
	町田通勤寮	宿泊型自立訓練	町田市南成瀬	-	30
(社福) 藤倉学園	大島藤倉学園	施設入所支援	大島町	63	64
	多摩藤倉学園	福祉型障害児入所施設	八王子市美山町	47	49
(社福) 福音寮	にじのおうち保育園	保育所	世田谷区桜上水	30	50
	小さなおうち保育園	保育所	世田谷区上北沢	30	30
	みんなのおうち保育園	保育所	世田谷区桜上水	97	103
	福音寮	児童養護施設	世田谷区上北沢	54	57
(社福) 啓光福祉会	啓光学園	施設入所支援	多摩市和田	40	40
	啓光ホームいずみ	グループホーム	多摩市和田	7	7
	啓光ホーム石村	グループホーム	多摩市一ノ宮	5	5
	啓光ホーム杉浦	グループホーム	多摩市一ノ宮	開設前	8
(社福) 七日会	貫井の杜	特別養護老人ホーム	小金井市貫井北町	開設前	152
	さくら野杜	特別養護老人ホーム	小平市花小金井	84	90
	青葉の杜	特別養護老人ホーム	東村山市青葉町	107	110
	千川の杜	特別養護老人ホーム	豊島区要町	107	108
	杜の園	特別養護老人ホーム	青梅市今井	98	100
	せたがや給田乃杜	特別養護老人ホーム	世田谷区給田	88	93
(医) K N I	北原国際病院	病院	八王子市大和田町	-	110
	北原リハビリテーション病院	病院	八王子市左入町	-	117
(社福) 萌の会	愛幸	施設入所支援	八王子市中野町	61	60
(社福) 睦月会	わかばの家	施設入所支援	国立市谷保	44	45

団体名	施設の名称	施設の主な機能	所在地	施設の規模	
				現員	定員
(社福) 全国スモンの会	曙光園	施設入所支援	小平市小川町	45	50
	アゼリアⅠ・Ⅱ	グループホーム	小平市小川町	9	10
(社福) あすはの会	福生学園	施設入所支援	福生市熊川	40	40
(社福) 金木星の会	金木星の郷	施設入所支援	あきる野市三内	48	50
(社福) すみれ会	武蔵立川学園	施設入所支援	立川市西砂町	40	40
	コミュニティモール風	生活介護	立川市西砂町	-	30
(社福) 田無の会	たんぽぽ	施設入所支援	西東京市向台町	50	50
書面監査対象 40 団体					
団体名	施設の名称	施設の主な機能			
(社福) 武蔵野千川福祉会	天の薨寮	グループホーム			
	第一桜寮	グループホーム			
	第二桜寮	グループホーム			
	チャレンジャー	就労継続支援（Ｂ型）			
(医) 善仁会	南池袋介護老人保健施設アバンセ	介護老人保健施設			
(社福) 緑水会	桧原苑	特別養護老人ホーム			
(社福) 老後を幸せにする会	さつき荘	特別養護老人ホーム			
	等々力共愛ホームズ	特別養護老人ホーム			
	深沢共愛ホームズ	特別養護老人ホーム			
	ケアハウス共愛	軽費老人ホーム（都市型）			
(社福) キングス・ガーデン東京	練馬キングス・ガーデン	特別養護老人ホーム			
	練馬の丘キングス・ガーデン	特別養護老人ホーム			
(社福) あかねの会	第四さつき寮	グループホーム			
	第五さつき寮	グループホーム			
	（仮称）あかねの会目黒就労支援室	就労継続支援（Ｂ型）			
	あかねの会 清水実習所	就労継続支援（Ｂ型）			
(一社) 巨樹の会	江東リハビリテーション病院	病院			
(医) 成和会	西新井病院	病院			
	西新井看護専門学校	学校			
(社福) 千葉育美会	浮間こひつじ園	特別養護老人ホーム			
(医) 森山医会	森山リハビリテーション病院	病院			
	森山記念病院	病院			
(医) 充会	多摩平の森病院（旧上川病院）	病院			
(社福) 楽晴会	世田谷希望丘ホーム	特別養護老人ホーム			
(医) 良心会	青梅成木台病院	病院			
(医) 天紀会	こころのホスピタル町田	病院			
(社福) ボワ・すみれ福祉会	ボワ・クレール	グループホーム			
	ボワ・ミニヨン	グループホーム			
	ボワ・アルモニー	就労継続支援（Ｂ型）			
	花の郷	生活介護			
	ニーズセンター花の家	生活介護			
(医) 恵仁会	府中恵仁会病院	病院			
(医) 同愛会病院	同愛会病院	病院			
(社福) 手をつなぐ福祉会	（仮称）青戸八丁目施設	施設入所支援			
(社福) 練馬山彦福祉会	ワークショップ石神井	就労継続支援（Ｂ型）			
(社福) 淨栄会	徳寿園	特別養護老人ホーム			
	第二徳寿園	特別養護老人ホーム			

団体名	施設の名称	施設の主な機能
(社福) 山鳥の会	ワークショップやまどり	就労継続支援 (B型)
(社福) 巣立ち会	巣立ちホーム	グループホーム
	巣立ちホーム三鷹第2ユニットA	グループホーム
	巣立ちホーム三鷹第2ユニットC	グループホーム
	巣立ちホーム調布	グループホーム
	巣立ちホーム調布第2	グループホーム
	巣立ちホーム調布第3	グループホーム
	巣立ちホーム調布第4ユニットB	グループホーム
	巣立ちホーム調布第4ユニットC	グループホーム
	こひつじ舎	就労継続支援 (B型)
	巣立ち風	就労継続支援 (B型)
(医) 日成会	シンフォニー	就労移行支援 (一般型)
	(仮称) 音羽文の郷	介護老人保健施設
(社福) 山鳩会	池袋えびすの郷	介護老人保健施設
(社福) 山鳩会	(仮称) 山鳩園	生活介護
(社福) 明徳会	藤寿苑	特別養護老人ホーム
	(仮称) 今良学舎	児童養護施設
(社福) つつじ会	神津島やすらぎの里	特別養護老人ホーム
(公財) 河野臨牀医学研究所	ソピア御殿山	介護老人保健施設
	品川リハビリテーション病院	病院
(社福) もえぎの会	しいの実社	生活介護
	沙羅の家 清水	グループホーム
(社福) ひふみ会	愛光	生活介護
(社福) 佑啓会	(仮称) ふるさと学舎	就労継続支援 (B型)
(社福) 夢ふうせん	(仮称) 工房夢ふうせんアネックス	生活介護
	工房夢ふうせん	生活介護
(特非) 青松の会	(仮称) 中町作業所	就労継続支援 (B型)
(社福) 日本点字図書館	日本点字図書館	点字図書館
(医) 三成会	河北前田病院	病院
(社福) 日本盲人会連合	日本盲人会連合点字図書館	点字図書館
(社福) 東京ヘレン・ケラー協会	東京ヘレン・ケラー協会点字図書館	点字図書館
(公財) がんの子どもを守る会	アフラックベアレンツハウス浅草橋	入院児童等家族宿泊施設
	アフラックベアレンツハウス亀戸	入院児童等家族宿泊施設
(医) 博鳳会	敬愛病院	病院
(社福) 白寿会	プレミアム扇	特別養護老人ホーム
(特非) ぶどうの木	(仮称) みおんA・B	グループホーム

4 都との関係

都は、社会福祉法人洛和福祉会など80団体に対し、平成28年度に225億1,917万余円、平成29年度に152億2,299万余円の補助金を交付している。

(1) 補助金の概要

監査対象とした補助金のうち、主なものの交付目的等は、表4のとおりである。

(表4) 主な補助金の概要

補助金名・交付要綱	交付目的	対象経費		算定方法
老人福祉施設整備費補助 (老人福祉施設整備費補助要綱)	老人福祉施設の整備に要する費用の一部を補助することにより、老人福祉施設の整備を促進し、老人福祉の向上を図る。	施設整備に必要な工事費又は工事請負費		基準額(施設種類別基準単価×定員数×促進係数(区市町村における特別養護老人ホームの整備率による))と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額
障害者(児)施設整備費補助 (障害者(児)施設整備費補助要綱)	障害者(児)施設の整備に要する費用の一部を補助することにより、障害者(児)の福祉の向上を図る。	施設整備に必要な工事費又は工事請負費		基準額(施設種別基準単価×定員数+加算額)と、対象経費の実支出額×3/4とを比較して少ない方の額
東京都医療施設耐震化緊急整備事業補助 (東京都医療施設耐震化緊急整備事業補助金交付要綱)	未耐震の病棟等を有する都内の災害拠点病院等の耐震化整備に必要な経費を補助することにより、医療施設における安全性の向上を図る。	新築建替、増改築及び既存建物に対する耐震補強に要する工事費又は工事請負費		施設種類別基準額と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額
東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助 (東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱)	介護施設等の開設時から安定した質の高いサービスを提供するため、施設等の開設時や転換に必要な初度経費を支援する。	職員募集経費、職員の雇用費、職員の研修費、設備整備、開設のための普及啓発費		基準額(対象施設別の基礎単価×定員数(又は施設数))と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額
東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助(児童養護施設等) (東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱(児童養護施設等))	児童養護施設等の運営等に要する費用の一部を補助し、利用者の福祉の向上を図る。	基本補助	事務費分	定員規模別の月額単価×各月初日の定員数
			事業費分	定員規模別の月額単価×各月初日の現員数
		努力・実績加算		家庭復帰等促進、心理ケア、就職・大学進学支度金等の実績に応じた加算
		サービス評価・改善計画加算		第三者評価受審及び利用者に対する調査の実績に対する加算

補助金名・交付要綱	交付目的	対象経費		算定方法
東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助（障害者支援施設） （東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（障害者支援施設））	社会福祉施設の運営等に要する費用の一部を補助し、利用者の福祉の向上を図る。	基本補助		施設規模別に定める障害福祉サービス種別月額単価×各月初日現員数
		努力・実績加算		重度者、障害者等雇用、医療的ケア、触法者受け入れ等の努力・実績に応じた加算
		サービス評価・改善計画加算		第三者評価受審及び利用者に対する調査の実績に対する加算
東京都特別養護老人ホーム経営支援補助 （東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱）	介護保険制度へ円滑に移行するために要する運営費等の一部を補助し、利用者サービスの維持向上と経営基盤の整備を図る。	基本補助	包括分	体制整備、健康管理等の実施に対し定額補助（年額）
			施設振興費	月額単価×入所定員×12か月
		あん摩マッサージ指圧師加算		定員別・地域別による単価（月額）
		小規模施設加算		定員別・地域別による単価（月額）
		島しょ加算		対象地域に存する施設に定額補助
		町村部特別加算		
		評価加算	医療対応強化支援加算	医療対応の必要な入所者の割合に応じた定額補助
			努力・実績加算	介護職有資格者の割合、要介護度の改善、区市町村との防災協定等実績に応じた加算（ポイント制）
サービス評価・改善計画加算		第三者評価受審及び利用者に対する調査の実績に対する加算		
東京都保育サービス推進事業補助金 （東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱）	特別保育事業や地域子育て支援事業などを地域の実情に応じて推進するため、取組に要する費用の一部を援助することにより保育サービスの質の向上を図る。	特別保育事業等推進加算		零歳児保育・産休明け保育の実施、延長保育事業、アレルギー児対応等の実績に応じた加算
		保育所地域子育て支援推進加算		次世代育成支援、育児不安の軽減、保育拠点活動支援等の実績に応じた加算
		第三者評価受審費加算		第三者評価受審に対する加算
東京都保育士等キャリアアップ補助金 （東京都保育士等キャリアアップ補助金交付要綱）	保育士等のキャリアアップに向けた取組に要する費用の一部を補助することにより、保育サービスの質の向上を図る。	基本額		年齢別・定員別月額単価×各月初日在籍児童数 この基本額にキャリアパス要件や第三者評価受審・情報公開等の取組に応じた調整率を乗ずる。

（注）表に記載した各項目は、平成29年度のものである。

(2) 団体別補助金別交付額

監査対象とした社会福祉法人洛和福祉会など80団体に対する補助金の交付額は、表5のとおりである。

(表5) 団体別補助金別交付額

(単位：千円)

実地監査対象 40 団体					
団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(社福) 洛和福祉会	洛和ヴィラ南麻布	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	4, 272	4, 836	6, 338
	洛和ヴィラ文京春日	東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助	0	61, 479	0
		定期借地権利用による整備促進特別対策事業	0	565, 812	0
		老人福祉施設整備費補助	25, 245	816, 255	0
小計			29, 517	1, 448, 382	6, 338
(社福) 春和会	(仮称) 春江町さくらの杜など 2 施設	東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助	0	0	154, 008
	(仮称) 春江町さくらの杜など 3 施設	借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業	864	9, 764	17, 249
		老人福祉施設整備費補助	0	714, 920	1, 395, 854
		定期借地権利用による整備促進特別対策事業	248, 525	281, 170	222, 934
	江戸川さくらの杜	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	3, 198	3, 707	4, 731
		ケアハウス運営費補助	16, 096	16, 712	16, 890
	東日暮里わんぱく保育園など 3 施設	東京都保育サービス推進事業補助金	10, 042	11, 390	21, 626
		東京都保育士等キャリアアップ補助金	5, 202	8, 412	29, 630
	(仮称) 篠崎わんぱく乳児院	児童福祉施設等整備費補助金	0	0	2, 368
小計			283, 927	1, 046, 075	1, 865, 290
(医) 健育会	石川島記念病院	救急医療機関勤務医師確保事業	0	0	199
		東京都在宅療養移行体制強化事業	3, 600	3, 600	0
	ケアセンターけやき	東京都介護職員キャリアパス導入促進事業	0	967	1, 478
	ライフサポートねりま	東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助	0	49, 680	0
		東京都介護老人保健施設施設整備費補助	23, 046	437, 874	0
		介護老人保健施設併設型訪問看護ステーション施設整備費補助	146	2, 792	0
	ねりま健育会病院	東京都地域医療構想推進事業（病床機能分化推進事業分）	0	385, 500	0
小計			26, 792	880, 413	1, 677
(社福) のゆり会	(仮称) のぞみ学園かめあり	障害者（児）施設整備費補助	62, 135	144, 983	0
	のしお一丁目保育園など 3 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	15, 475	15, 455	33, 278
		東京都保育サービス推進事業補助金	35, 186	32, 874	30, 667
小計			112, 796	193, 312	63, 945
(社福) 敬愛学園	敬愛シンフォニー保育園など 11 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	55, 075	57, 969	125, 442
		東京都保育サービス推進事業補助金	106, 727	98, 939	91, 887
小計			161, 802	156, 908	217, 329

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(社福) 三幸福社会	杜の癒しハウス文京関口	ロボット介護機器・福祉用具活用支援モデル事業	0	0	200
	癒しの里亀有など 4 施設	私立学校等結核予防費補助金	74	73	94
		東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	21,472	22,269	23,374
	癒しの里西小松川	借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業	1,170	5,320	7,661
		東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助	0	43,470	0
		老人福祉施設整備費補助	48,720	560,280	0
	こころの保育園文京西片	東京都保育サービス推進事業補助金	2,862	3,182	2,722
東京都保育士等キャリアアップ補助金		3,770	3,776	7,946	
小計			78,068	638,370	41,997
(社福) 櫻灯会	日の出紫苑など 6 施設	東京都介護職員キャリアパス導入促進事業	0	7,019	6,600
	-	社会福祉法人経営管理改善支援事業	0	460	0
	日の出紫苑	外国人介護福祉士候補者受入施設研修費補助	3,666	4,610	2,992
	さくらのみち紫苑など 2 施設	東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助	0	64,406	10,114
		老人福祉施設整備費補助	128,700	841,300	0
	日の出紫苑など 3 施設	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	15,563	13,322	15,831
小計			147,929	931,117	35,537
(社福) 東京蒼生会	万寿園など 5 施設	私立学校等結核予防費補助金	163	166	165
	第二万寿園	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	7,507	7,443	5,748
	大森老人ホーム	大森老人ホーム建物維持管理経費補助金	52,773	53,703	53,116
	第三万寿園	軽費老人ホーム（A型及びB型）運営費補助	64,054	66,835	66,485
	万寿園など 3 施設	東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助（老人福祉施設）	130,095	131,453	128,050
小計			254,592	259,600	253,565
(社福) 福栄会	金子山	障害者通所施設等整備費補助事業	0	498	50,824
	第一しいのき学園など 2 施設	障害者（児）施設整備費補助	0	0	35,955
	晴楓ホーム	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	5,054	5,737	5,135
		老人福祉施設整備費補助	0	0	31,000
	東海ホーム	東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助（老人福祉施設）	21,911	20,678	21,078
軽費老人ホーム（A型及びB型）運営費補助		70,381	71,249	72,974	
小計			97,346	98,162	216,966
(社福) 藤倉学園	大島藤倉学園など 2 施設	障害者（児）施設防犯緊急対策事業補助金	0	0	3,406
	大島藤倉学園	東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）	69,171	68,136	67,546
	多摩藤倉学園	東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害児施設）	71,548	79,023	80,815
小計			140,719	147,159	151,767

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(社福) 悠々会	グランハート悠々園	借地を活用した特別養護老人ホーム等 設置支援事業	0	302	1,791
		老人福祉施設整備費補助	0	0	212,700
		定期借地権利用による整備促進特別対 策事業	0	206,000	0
	あんしんハウス	地域居住支援モデル事業	0	8,000	8,000
	悠々園	東京都特別養護老人ホーム経営支援補 助金	4,595	5,061	4,518
小計			4,595	219,363	227,009
(社福) 友愛十字 会	友愛園	障害者（児）施設防犯緊急対策事業補 助金	0	0	654
	砧ホーム	ロボット介護機器・福祉用具活用支援 モデル事業	0	5,250	0
	東京聴覚障害者支援 センター	建物維持管理経費等補助金	2,373	2,373	2,496
	友愛デイサービスセ ンター	民間社会福祉施設設備改善整備費補助	0	0	1,063
	砧ホームなど 2 施設	東京都特別養護老人ホーム経営支援補 助金	19,614	19,409	19,456
	友愛園など 2 施設	東京都民間社会福祉施設サービ ス推進費補助金（障害者支援施設）	59,907	60,118	51,473
	友愛ホーム	東京都民間社会福祉施設サービ ス推進費補助（老人福祉施設）	31,712	31,880	31,532
小計			113,606	119,030	106,674
(社福) 安心会	ひばりが丘ふれあいの 里	借地を活用した特別養護老人ホーム等 設置支援事業	1,037	4,134	4,134
		東京都介護施設等の施設開設準備経費 等支援事業補助	0	62,100	0
	ひばりが丘ふれあいの 里など 2 施設	老人福祉施設整備費補助	7,800	772,200	50,000
	豊玉南しあわせの里 など 2 施設	東京都特別養護老人ホーム経営支援補 助金	30,383	30,437	30,910
小計			39,220	868,871	85,044
(社福) 東京都福 祉事業協 会	長寿園	東京都特別養護老人ホーム経営支援補 助金	4,484	3,259	3,501
	(仮称) さくら荘	東京都介護施設等の施設開設準備経費 等支援事業補助	0	89,424	0
		老人福祉施設整備費補助	98,540	886,860	0
	赤羽北のぞみ保育園 など 5 施設	東京都保育サービス推進事業補助金	30,592	29,016	34,961
		東京都保育士等キャリアアップ補助金	26,092	26,301	64,320
	ハイツ尾竹	児童養護施設等の生活向上のための環 境改善事業補助金(母子生活支援施設)	0	0	2,390
		民間社会福祉施設サービ ス推進費(母子生活支援施設)	4,257	6,638	6,607
小計			163,965	1,041,498	111,779
(社福) えどがわ	北小岩おひさま保育 園など 20 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	93,204	98,041	216,511
		東京都保育サービス推進事業補助金	126,078	114,145	112,117
小計			219,282	212,186	328,628
(社福) 杉の子保 育会	ひだまり保育園など 8 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	39,925	40,881	91,141
		東京都保育サービス推進事業補助金	101,796	105,422	100,920
小計			141,721	146,303	192,061

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(社福) 恩賜財団 済生会	東京都済生会中央病院	東京都災害拠点病院応急用資器材整備事業	494	332	151
		外国人患者受入れ体制の充実に係る第三者認証取得支援事業	0	1,000	0
		東京都がん診療施設施設・設備整備費補助事業	7,106	6,120	3,308
		東京都がん診療連携拠点病院(都指定)機能強化事業	6,766	7,213	6,567
		東京都救命救急センター施設整備等補助事業(施設整備・設備整備)	14,891	42,703	34,844
		東京都救命救急センター施設整備等補助事業(運営費)	27,287	40,260	90,352
		医療施設耐震対策緊急促進事業(新築建替)	106,553	295,071	0
		院内保育事業運営費補助金	2,058	3,275	2,569
	東京都済生会中央病院など2施設	新人看護職員研修事業費補助金	1,645	1,913	1,860
	東京都済生会看護専門学校	看護師等養成所運営費補助金	17,876	17,354	17,194
	東京都済生会中央病院附属乳児院	児童福祉施設等整備費補助金	0	324	0
		乳児院の医療体制整備事業	21,013	22,400	23,359
		民間社会福祉施設サービス推進費(乳児院)	38,588	31,572	27,983
小計			244,277	469,537	208,187
(社福) 共生会	伊豆長岡学園など2施設	東京都グループホーム・ファミリーホーム整備費補助金	358	0	228
		児童福祉施設等整備費補助金	0	0	72,998
	伊豆長岡学園	民間移譲に係る児童福祉施設等施設整備費補助金	0	0	27,052
		共生会希望の家など2施設	児童養護施設等の職員人材確保事業補助金	2,698	5,085
	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金(児童養護施設)		6,822	3,862	3,133
	東京都グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業補助金		0	22,219	25,900
	白鳥ふたば保育園	東京都保育士等キャリアアップ補助金	2,797	2,802	5,883
		東京都保育サービス推進事業補助金	6,505	7,041	8,187
	ふたばホーム	民間社会福祉施設サービス推進費(母子生活支援施設)	4,054	3,821	3,750
	伊豆長岡学園など3施設	専門機能強化型児童養護施設運営費補助金	26,418	23,005	17,308
		東京都自立支援強化事業補助金	16,028	13,301	16,980
		民間社会福祉施設サービス推進費(児童養護施設)	143,523	121,597	121,203
	小計			209,203	202,733
(社福) 清心福祉会	ファミリーマイホームなど2施設	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	12,644	11,785	12,389
		東京都保育士等キャリアアップ補助金	38,147	38,140	80,301
	わらべつくし保育園など6施設	東京都保育サービス推進事業補助金	62,891	64,572	59,649
小計			113,682	114,497	152,339

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(社福) 品川総合福祉センター	かもめ園	障害者（児）施設防犯緊急対策事業補助金	0	0	2,953
		東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）	136,069	138,842	138,586
	かえで荘	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	5,591	6,075	5,022
	八潮中央保育園	東京都保育士等キャリアアップ補助金	5,194	5,334	11,231
		東京都保育サービス推進事業補助金	6,270	4,848	6,009
小計			153,124	155,099	163,801
(社福) 嬉泉	袖ヶ浦ひかりの学園など 2 施設	障害者（児）施設防犯緊急対策事業補助金	0	0	47,940
		東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（都外障害者支援施設）	46,010	46,010	46,010
	袖ヶ浦のびろ学園	東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害児施設）	41,610	42,713	40,459
	鎌田のびやか園など 3 施設	東京都保育サービス推進事業補助金	24,045	28,083	26,052
		東京都保育士等キャリアアップ補助金	9,446	10,318	30,046
小計			121,111	127,124	190,507
(社福) 南風会	青梅学園など 2 施設	東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）	128,773	163,959	172,490
	シャロームみなみ風	受注促進・工賃向上設備整備費補助事業	0	796	0
小計			128,773	164,755	172,490
(社福) 原町成年寮	奥戸福祉館	受注促進・工賃向上設備整備費補助事業	0	0	1,917
	ゆりりなど 3 施設	グループホーム等安全対策事業補助金	0	0	7,179
	みいなど 7 施設	東京都知的・身体障害者等グループホーム開設準備経費等補助金	510	1,181	632
	第 2 なぎさなど 2 施設	障害者通所施設等整備費補助事業	23,191	0	2,536
	アンジュ	民間社会福祉施設設備改善整備費補助	0	0	957
	シャイン	心身障害者施設用地取得費借入金償還経費補助	1,490	23,840	0
	葛飾通勤寮	東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（都型通勤寮）	51,076	51,076	52,841
		民間移譲施設整備費補助金	70,577	811,481	0
小計			146,844	887,578	66,062
(社福) 徳心会	いずみえんなど 3 施設	私立学校等結核予防費補助金	119	126	122
		外国人介護福祉士候補者受入施設研修費補助	2,892	9,717	14,701
		東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	17,429	17,122	16,336
	いずみえん	東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）	59,524	59,752	58,576
		心身障害者施設用地取得費借入金償還経費補助	17,880	125,160	0
	あゆみえん	老人福祉施設整備費補助	809,900	347,100	0
小計			907,744	558,977	89,735

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(社福) みずき福 祉会	しえる常盤	グループホーム等安全対策事業補助金	0	0	3,375
		障害者通所施設等整備費補助事業	0	0	52,496
	町田福祉園	建物維持管理経費補助金	44,297	41,243	43,593
		障害者（児）施設防犯緊急対策事業補助金	0	0	729
	町田福祉園など 2 施設	東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）	403,793	397,429	400,441
小計			448,090	438,672	500,634
(社福) フロンテ ィア	文京くすのきの郷	私立学校等結核予防費補助金	0	0	31
	養浩荘	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	19,071	19,168	18,728
		老人福祉施設整備費補助	0	0	62,104
	いけぶくろ茜の里	東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）	47,917	64,975	64,167
		心身障害者施設用地取得費借入金償還経費補助	17,030	136,240	0
小計			84,018	220,383	145,030
(社福) つるかわ 学園	つるかわ学園	障害者（児）施設防犯緊急対策事業補助金	0	0	1,776
		民間社会福祉施設設備改善整備費補助	0	3,402	0
		障害者（児）施設整備費補助	0	62,904	0
		東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）	90,584	90,055	70,125
	町田いぶき寮など 2 施設	グループホーム等安全対策事業補助金	0	1,356	0
	町田通勤寮	東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（都型通勤寮）	0	47,076	47,527
小計			90,584	204,793	119,428
(社福) 東京援護 協会	町田荘	民間社会福祉施設設備改善整備費補助	0	2,322	0
	東京高次脳機能障害者支援ホームなど 2 施設	建物維持管理経費補助金	12,310	12,213	24,196
	サルビア荘	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	11,761	11,318	11,775
	東京高次脳機能障害者支援ホーム	東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（給付費入所施設）	0	0	88,676
	町田荘など 2 施設	東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）	138,756	141,614	140,214
小計			162,827	167,467	264,861
(社福) もくば会	八王子療護園	心身障害者施設用地取得費借入金償還経費補助	5,470	38,290	0
		東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）	115,287	113,877	121,323
小計			120,757	152,167	121,323
(社福) すみれ会	武蔵立川学園	障害者（児）施設整備費補助	0	0	47,315
		障害者通所施設等整備費補助事業	0	3,226	11,643
		東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）	78,244	78,592	78,168
	武蔵立川学園など 2 施設	心身障害者施設用地取得費借入金償還経費補助	2,830	22,640	0
小計			81,074	104,458	137,126

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(社福) 啓光福祉 会	啓光学園	障害者（児）施設防犯緊急対策事業補助金	0	0	1,863
		東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）	54,848	55,147	55,220
		東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害児施設）	30,762	32,571	25,344
	啓光ホームいずみ	東京都知的・身体障害者等グループホーム開設準備経費等補助金	0	0	231
	啓光ホーム石村	グループホーム等安全対策事業補助金	0	344	0
	啓光ホームいずみなど 2 施設	定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助	0	1,200	5,400
		借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業補助	0	729	1,520
		障害者通所施設等整備費補助事業	0	22,925	1,927
小計			85,610	112,916	91,505
(社福) 七日会	貫井の杜	東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助	0	0	94,392
		借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業	0	5,465	6,584
		定期借地権利用による整備促進特別対策事業	0	448,418	0
		老人福祉施設整備費補助	0	14,370	1,422,630
	さくら野杜など 2 施設	外国人介護福祉士候補者受入施設研修費補助	0	0	2,269
	千川の杜	ケアハウス運営費補助	23,145	23,560	27,143
	さくら野杜など 5 施設	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	25,458	24,366	24,245
小計			48,603	516,179	1,577,263
(医) K N I	北原国際病院	救急医療機関勤務医師確保事業	1,734	1,733	1,914
		院内保育事業運営費補助金	3,994	1,484	1,539
	北原リハビリテーション病院	東京都在宅療養移行体制強化事業	3,600	3,600	0
		東京都医療施設近代化施設整備費補助事業	283	295,934	99,377
小計			9,611	302,751	102,830
(社福) 福音寮	にじのおうち保育園など 3 施設	東京都保育サービス推進事業補助金	20,358	21,306	19,656
		東京都保育士等キャリアアップ補助金	6,849	7,227	19,490
	福音寮	専門機能強化型児童養護施設運営費補助金	5,503	5,503	5,503
		東京都自立支援強化事業補助金	5,429	5,546	5,660
		東京都グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業補助金	0	20,510	21,568
		民間社会福祉施設サービス推進費（児童養護施設）	50,878	41,170	42,919
		児童福祉施設等整備費補助金	0	188,465	688
		小計			89,017
(社福) 萌の会	愛幸	東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）	64,996	64,596	64,930
		心身障害者施設用地取得費借入金償還経費補助	11,950	71,700	0
小計			76,946	136,296	64,930

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(社福) 睦月会	わかばの家	東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）	65, 671	65, 947	65, 025
		心身障害者施設用地取得費借入金償還経費補助	14, 000	70, 000	0
小計			79, 671	135, 947	65, 025
(社福) 全国スモ ンの会	曙光園	障害者（児）施設防犯緊急対策事業補助金	0	0	2, 187
		民間社会福祉施設設備改善整備費補助	4, 957	0	1, 377
		東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）	61, 320	66, 113	60, 752
	アゼリアⅠ・Ⅱ	東京都知的・身体障害者等グループホーム開設準備経費等補助金	0	0	463
		東京都短期入所開設準備経費等補助金	0	0	446
		借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業補助	0	1, 062	1, 593
		障害者通所施設等整備費補助事業	0	67, 461	0
		小計			66, 277
(社福) あすはの 会	－	社会福祉法人経営管理改善支援事業	0	460	0
	福生学園など 2 施設	東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）	127, 787	128, 932	130, 081
小計			127, 787	129, 392	130, 081
(社福) 金木星の 会	金木星の郷	心身障害者施設用地取得費借入金償還経費補助	3, 990	23, 940	0
		東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）	63, 447	87, 394	89, 187
小計			67, 437	111, 334	89, 187
(社福) 田無の会	たんぼぼ	東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）	0	51, 989	56, 381
		心身障害者施設用地取得費借入金償還経費補助	16, 110	48, 330	0
小計			16, 110	100, 319	56, 381
合計（実地監査対象 40 団体）			5, 695, 056	14, 344, 488	8, 904, 605
書面監査対象 40 団体					
団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(社福) 武蔵野千 川福祉会	天の薨寮	グループホーム等安全対策事業補助金	0	0	400
	－	社会福祉法人経営管理改善支援事業	0	460	0
	第一桜寮など 2 施設	障害者通所施設等整備費補助	0	26, 911	18, 178
	チャレンジャー	受注促進・工賃向上設備整備費補助事業	0	1, 139	0
小計			0	28, 510	18, 578
(医) 善仁会	南池袋介護老人保健施設アバンセ	東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助	0	0	91, 387
		借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業	1, 126	1, 705	2, 826
		東京都介護老人保健施設施設整備費補助	0	889, 542	156, 978
小計			1, 126	891, 247	251, 191
(一社) 巨樹の会	江東リハビリテーシ ョン病院	東京都地域医療構想推進事業（病床機能分化推進事業分）	0	448, 701	279, 601
小計			0	448, 701	279, 601

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(社福) 老後を幸 せにする 会	深沢共愛ホームズ	借地を活用した特別養護老人ホーム等 設置支援事業	1, 204	7, 299	7, 420
		東京都介護施設等の施設開設準備経費 等支援事業補助	0	41, 279	18, 337
		老人福祉施設整備費補助	0	770, 400	192, 600
	深沢共愛ホームズな ど 3 施設	東京都特別養護老人ホーム経営支援補 助金	40, 124	36, 720	27, 817
	ケアハウス共愛	ケアハウス運営費補助	0	0	6, 657
小計			41, 328	855, 698	252, 831
(社福) 緑水会	桧原苑	借地を活用した特別養護老人ホーム等 設置支援事業	514	617	617
		東京都介護施設等の施設開設準備経費 等支援事業補助	0	11, 178	0
		東京都特別養護老人ホーム経営支援補 助金	7, 501	8, 009	9, 156
		老人福祉施設整備費補助	212, 250	585, 810	33, 960
小計			220, 265	605, 614	43, 733
(社福) キングス ・ガーデ ン東京	練馬キングス・ガー デン	私立学校等結核予防費補助金	16	15	14
		東京都特別養護老人ホーム経営支援補 助金	20, 154	18, 717	18, 712
	練馬の丘キングス・ ガーデン	東京都介護施設等の施設開設準備経費 等支援事業補助	0	0	59, 616
		老人福祉施設整備費補助	0	501, 150	167, 050
小計			20, 170	519, 882	245, 392
(社福) あかねの 会	あかねの会 就労支 援室など 2 施設	受注促進・工賃向上設備整備費補助事 業	313	424	0
	－	社会福祉法人経営管理改善支援事業	0	460	0
	第四さつき寮など 2 施設	東京都知的・身体障害者等グループホ ーム開設準備経費等補助金	0	383	614
	(仮称) あかねの会 目黒就労支援室	障害者（児）施設整備費補助	0	57, 033	85, 550
小計			313	58, 300	86, 164
(医) 成和会	西新井病院	東京都災害拠点病院応急用資器材整備 事業	0	949	0
		新人看護職員研修事業費補助金	637	422	453
		院内保育事業運営費補助金	5, 969	5, 625	5, 695
	西新井看護専門学校	看護師等養成所運営費補助金	18, 000	13, 324	18, 398
		看護師等養成所施設整備事業補助金	0	178, 443	0
小計			24, 606	198, 763	24, 546
(社福) 千葉育美 会	浮間こひつじ園	借地を活用した特別養護老人ホーム等 設置支援事業	250	3, 000	4, 750
		東京都介護施設等の施設開設準備経費 等支援事業補助	0	0	62, 100
		老人福祉施設整備費補助	0	442, 992	228, 208
		小計			250
(医) 良心会	青梅成木台病院	精神保健及び精神障害者福祉に関する 法律に基づく報告書等報告業務補助金	960	945	1, 005
		精神保健福祉士配置促進事業補助金	3, 498	3, 600	3, 600
		看護師勤務環境改善施設整備費補助金	0	20, 314	0
		東京都医療施設耐震化緊急対策事業	0	201, 600	0
小計			4, 458	226, 459	4, 605

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(医) 森山医会	森山リハビリテーション病院	東京都医療施設耐震化緊急対策事業	0	77,018	0
	森山記念病院	新人看護職員研修事業費補助金	150	211	176
小計			150	77,229	176
(医) 充会	多摩平の森病院（旧上川病院）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく報告書等報告業務補助金	114	84	72
		東京都医療施設耐震化緊急対策事業	163	147,256	16,381
		東京都地域医療構想推進事業（病床機能分化推進事業分）	0	213,515	22,896
小計			277	360,855	39,349
(社福) 楽晴会	世田谷希望丘ホーム	東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助	0	0	68,310
		老人福祉施設整備費補助	0	81,130	1,077,870
		定期借地権利用による整備促進特別対策事業	0	167,561	0
小計			0	248,691	1,146,180
(社福) 巢立ち会	巢立ちホームなど 8 施設	グループホーム等安全対策事業補助金	0	1,730	859
	こひつじ舎など 3 施設	心身障害者施設用地取得費借入金償還経費補助	13,390	215,140	0
小計			13,390	216,870	859
(医) 天紀会	こころのホスピタル町田	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく報告書等報告業務補助金	837	900	1,017
		精神保健福祉士配置促進事業補助金	2,999	3,600	3,600
		東京都医療施設耐震化緊急対策事業	7,969	204,970	102,061
小計			11,805	209,470	106,678
(社福) ボワ・すみれ福祉会	ボワ・クレールなど 2 施設	グループホーム等安全対策事業補助金	0	971	0
	ボワ・アルモニー	民間社会福祉施設設備改善整備費補助	0	0	2,457
	花の郷	心身障害者施設用地取得費借入金償還経費補助	3,710	25,970	0
	ニーズセンター花の家	障害者（児）施設整備費補助	30,450	172,550	0
小計			34,160	199,491	2,457
(医) 恵仁会	府中恵仁会病院	新人看護職員研修事業費補助金	103	110	114
		東京都医療施設耐震化緊急対策事業	158,064	158,064	0
小計			158,167	158,174	114
(医) 同愛会病院	同愛会病院	東京都医療施設耐震化緊急整備事業	295,462	265,542	261,802
小計			295,462	265,542	261,802
(社福) 手をつなぐ福祉会	（仮称）青戸八丁目施設	障害者（児）施設整備費補助	0	129,388	517,552
小計			0	129,388	517,552
(社福) 練馬山彦福祉会	ワークショップ石神井	障害者（児）施設整備費補助	0	122,624	0
小計			0	122,624	0
(社福) 山鳥の会	ワークショップやまどり	心身障害者施設用地取得費借入金償還経費補助	11,250	112,500	0
小計			11,250	112,500	0

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(社福) 浄栄会	徳寿園など 2 施設	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	10,062	6,394	7,219
	徳寿園	老人福祉施設整備費補助	5,439	108,824	130,587
小計			15,501	115,218	137,806
(医) 日成会	(仮称) 音羽文の郷	東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助	0	0	62,100
		定期借地権利用による整備促進特別対策事業	0	0	307,525
		東京都介護老人保健施設施設整備費補助	0	106,695	604,605
		介護老人保健施設併設型訪問看護ステーション施設整備費補助	0	330	1,874
	池袋えびすの郷	外国人介護福祉士候補者受入施設研修費補助	0	884	1,674
小計			0	107,909	977,778
(社福) 山鳩会	(仮称) 山鳩園	借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業補助	600	1,950	2,500
		障害者（児）施設整備費補助	201,700	94,581	0
小計			202,300	96,531	2,500
(社福) 明德会	藤寿苑	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	4,839	5,399	5,573
	(仮称) 今良学舎	児童福祉施設等整備費補助金	0	89,816	216,240
小計			4,839	95,215	221,813
(社福) 夢ふうせん	(仮称) 工房夢ふうせんアネックス	障害者（児）施設整備費補助	106,696	45,726	0
	工房夢ふうせん	心身障害者施設用地取得費借入金償還経費補助	11,220	112,200	0
小計			117,916	157,926	0
(公財) 河野臨牀 医学研究所	ソピア御殿山	東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助	0	0	2,268
		東京都介護老人保健施設施設整備費補助	0	34,953	664,107
		介護老人保健施設併設型訪問看護ステーション施設整備費補助	0	200	3,800
	品川リハビリテーション病院	東京都医療施設耐震化緊急対策事業	0	9,240	175,560
		東京都地域医療構想推進事業（病床機能分化推進事業分）	0	10,017	198,198
小計			0	54,410	1,043,933
(社福) もえぎの会	しいの実社	障害者（児）施設整備費補助	0	0	19,313
		心身障害者施設用地取得費借入金償還経費補助	7,880	39,400	0
	沙羅の家 清水	障害者通所施設等整備費補助	0	3,885	77,371
小計			7,880	43,285	96,684
(社福) ひふみ会	愛光	障害者（児）施設整備費補助	0	334,950	0
小計			0	334,950	0
(社福) 佑啓会	(仮称) ふるさと学舎	障害者（児）施設整備費補助	2,574	252,616	0
小計			2,574	252,616	0
(特非) 青松の会	(仮称) 中町作業所	障害者（児）施設整備費補助	0	115,265	0
小計			0	115,265	0

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(社福) つつじ会	神津島やすらぎの里	老人福祉施設整備費補助	0	36,250	36,250
		東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	44,770	38,164	37,838
小計			44,770	74,414	74,088
(医) 三成会	河北前田病院	東京都医療施設耐震化促進事業	152,028	80,264	0
小計			152,028	80,264	0
(社福) 日本点字図書館	日本点字図書館	点字図書館運営費補助	87,710	88,702	88,841
小計			87,710	88,702	88,841
(社福) 日本盲人会連合	日本盲人会連合点字図書館	点字図書館運営費補助	49,908	50,440	50,916
小計			49,908	50,440	50,916
(社福) 東京ヘレン・ケラー協会	東京ヘレン・ケラー協会点字図書館	点字図書館運営費補助	38,318	38,887	40,776
小計			38,318	38,887	40,776
(公財) がんの子どもを守る会	アフラックペアレンツハウス浅草橋など2施設	入院児童等家族宿泊施設整備事業	0	30,086	0
小計			0	30,086	0
(医) 博鳳会	敬愛病院	有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	0	24,622	0
小計			0	24,622	0
(社福) 白寿会	-	社会福祉法人経営管理改善支援事業	0	460	0
		喀痰吸引等登録研修機関開設準備経費支援事業	0	1,116	0
	プレミアム扇	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	4,732	4,886	5,309
小計			4,732	6,462	5,309
(特非) ぶどうの木	(仮称) みおんA・B	借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業補助	0	715	1,072
		障害者通所施設等整備費補助	16,800	26,771	0
小計			16,800	27,486	1,072
合計（書面監査対象 40 団体）			1,582,454	8,174,690	6,318,385

（注 1）東京都保育士等キャリアアップ補助金、東京都保育サービス推進事業補助金、東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金、ケアハウス運営費補助、軽費老人ホーム（A 型及び B 型）運営費補助についての平成 29 年度交付額は、補助金交付額確定前の数値である。

（注 2）平成 27 年度交付額については、今回の監査対象年度である平成 28 年度及び平成 29 年度に交付実績があった補助金のみ記載している。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

各団体の補助対象事業について、表1の実地監査対象40団体については、主に、補助金額が各補助金交付要綱に沿って適正に算定されているかなどの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

また、表1の書面監査対象40団体については、主に、補助金交付に当たっての団体の申請、福祉保健局の審査が適正に行われているかなどの観点から、福祉保健局が保管している補助事業実績報告書等の補助事業関連書類を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項及び意見・要望事項を除き、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 局及び団体

ア 補助金を返還すべきもの

(ア) 東京都保育サービス推進事業補助金

局は、社会福祉法人等（以下「団体」という。）に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を表6により算定し交付している。

補助金の交付状況について見たところ、次のとおり、6団体8施設で不適正な事例が認められた。

法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。

(社会福祉法人清心福祉会)

(社会福祉法人共生会)

(社会福祉法人杉の子保育会)

(社会福祉法人品川総合福祉センター)

(社会福祉法人えどがわ)

(社会福祉法人敬愛学園)

(福祉保健局)

(表6) 補助金の算定

対象経費	算定方法	概要
特別保育事業等推進加算	単価×延べ加算対象者数等	項目別の実績（加算対象者数等）に応じた加算 零歳児保育、延長保育、アレルギー児対応、一時預かり・定期利用保育 等
保育所地域子育て支援推進加算	単価×獲得ポイント	小中高生の育児体験受入れ等
第三者評価受審費	単価（年額）	第三者評価受審に対する加算

- a 社会福祉法人清心福祉会が設置するわらべ保育園及びわらべみどり保育園で、特別保育事業等推進加算のうち、アレルギー児対応において除去・代替食の対応をしていない児童を加算対象としたことなどにより、表7及び表8のとおり、平成28年度分のわらべ保育園で48万4,000円、わらべみどり保育園で168万3,000円がそれぞれ過大に交付されている。

(表7) 平成28年度分補助金交付額の算定(わらべ保育園)

(単位:円)

項目	誤		正		過大交付額
	実績	金額	実績	金額	
特別保育事業等推進加算 A		9,003,150		8,519,150	
アレルギー児対応	76人	1,672,000	54人	1,188,000	484,000
保育所地域子育て支援推進加算 B		2,000,000		2,000,000	
第三者評価受審費 C		394,200		394,200	
補助金交付額 A+B+C		11,397,000		10,913,000	484,000

(注) 補助金交付額は、千円未満の端数切捨て(以下、同じ)

(表8) 平成28年度分補助金交付額の算定(わらべみどり保育園)

(単位:円)

項目	誤		正		過大交付額
	実績	金額	実績	金額	
特別保育事業等推進加算 A		17,604,890		15,922,280	
延長保育事業(2時間・3時間延長)	75人	795,750	74人	785,140	10,610
アレルギー児対応	209人	4,598,000	133人	2,926,000	1,672,000
保育所地域子育て支援推進加算 B		1,700,000		1,700,000	
第三者評価受審費 C		244,200		244,200	
補助金交付額 A+B+C		19,549,000		17,866,000	1,683,000

- b 社会福祉法人共生会が設置する白鳥ふたば保育園で、特別保育事業等推進加算のうち、延長保育事業において、表9のとおり、対象者の人数算定を誤っている。

(表9) 平成28年度分補助金交付額の算定(白鳥ふたば保育園)

(単位:円)

項目	誤		実績に基づく算定額		過大交付額
	実績	金額	実績	金額	
特別保育事業等推進加算 A		6,772,670		6,624,130	
延長保育事業(2時間・3時間延長)	35人	371,350	21人	222,810	148,540
保育所地域子育て支援推進加算 B		400,000		400,000	
第三者評価受審費 C		433,200		433,200	
補助金交付額 A+B+C		(注) 7,041,000		7,457,000	0

(注) 当該年度中の変更交付申請に基づき、局が補助金交付額の上限として決定した額であるため、翌年度に法人から提出された実績報告に基づき、局が補助事業の成果を確定した各項目の合計額とは一致していない。また、実績に基づく算定額が当該金額を上回るため、過大交付額は生じない。

- c 社会福祉法人杉の子保育会が設置する池尻かもめ保育園及び経堂保育園で、特別保育事業等推進加算のうち、延長保育事業において対象者の人数算定を誤ったことなどにより、表１０及び表１１のとおり、平成２８年度分の池尻かもめ保育園で３万４、０００円、経堂保育園で１１万１、０００円がそれぞれ過大に交付されている。

（表１０）平成２８年度分補助金交付額の算定（池尻かもめ保育園）

（単位：円）

項目	誤		正		過大交付額
	実績	金額	実績	金額	
特別保育事業等推進加算 A		4,248,590		4,214,190	
延長保育事業（零歳児）	26人	447,200	24人	412,800	34,400
保育所地域子育て支援推進加算 B		2,200,000		2,200,000	
第三者評価受審費 C		0		0	
補助金交付額 A + B + C		6,448,000		6,414,000	34,000

（表１１）平成２８年度分補助金交付額の算定（経堂保育園）

（単位：円）

項目	誤		正		過大交付額
	実績	金額	実績	金額	
特別保育事業等推進加算 A		10,733,130		10,622,170	
延長保育事業（零歳児）	46人	791,200	41人	705,200	86,000
休日保育事業	690人	2,870,400	684人	2,845,440	24,960
保育所地域子育て支援推進加算 B		2,000,000		2,000,000	
第三者評価受審費 C		0		0	
補助金交付額 A + B + C		12,733,000		12,622,000	111,000

- d 社会福祉法人品川総合福祉センターが設置する八潮中央保育園で、特別保育事業等推進加算のうち、障害児対応において障害の程度に係る区の認定通知書などがない児童を加算対象としていたことなどにより、表１２のとおり、平成２８年度分で４８万２、０００円が過大に交付されている。

（表１２）平成２８年度分補助金交付額の算定（八潮中央保育園）

（単位：円）

項目	誤		正		過大交付額
	実績	金額	実績	金額	
特別保育事業等推進加算 A		5,042,000		4,366,000	
アレルギー児対応	99人	2,178,000	89人	1,958,000	220,000
障害児対応	14人	532,000	2人	76,000	456,000
保育所地域子育て支援推進加算 B		0		0	
第三者評価受審費 C		0		0	
補助金交付額 A + B + C		（注）4,848,000		4,366,000	482,000

(注) 当該年度中の変更交付申請に基づき、局が補助金交付額の上限として決定した額であるため、翌年度に法人から提出された実績報告に基づき、局が補助事業の成果を確定した各項目の合計額とは一致していない。

- e 社会福祉法人えどがわが設置する新堀おひさま保育園で、特別保育事業等推進加算のうち、アレルギー児対応において退園児を加算対象としたことにより、表13のとおり、平成28年度分で11万円が過大に交付されている。

(表13) 平成28年度分補助金交付額の算定(新堀おひさま保育園)

(単位:円)

項目	誤		正		過大交付額
	実績	金額	実績	金額	
特別保育事業等推進加算 A		3,302,000		3,192,000	
アレルギー児対応	83人	1,826,000	78人	1,716,000	110,000
保育所地域子育て支援推進加算 B		2,000,000		2,000,000	
第三者評価受審費 C		333,429		333,429	
補助金交付額 A+B+C		5,635,000		5,525,000	110,000

- f 社会福祉法人敬愛学園が設置する敬愛クレヨン保育園で、特別保育事業等推進加算のうち、延長保育事業において算定に当たり月の各週の最大利用児童数の平均値ではなく月の最大利用児童数を使用したことにより、表14のとおり、平成28年度分で1万7,000円が過大に交付されている。

(表14) 平成28年度分補助金交付額の算定(敬愛クレヨン保育園)

(単位:円)

項目	誤		正		過大交付額
	実績	金額	実績	金額	
特別保育事業等推進加算 A		3,105,360		3,053,760	
延長保育事業(零歳児)	7人	120,400	4人	68,800	51,600
保育所地域子育て支援推進加算 B		2,700,000		2,700,000	
第三者評価受審費 C		0		0	
補助金交付額 A+B+C		(注) 5,770,000		5,753,000	17,000

(注) 当該年度中の変更交付申請に基づき、局が補助金交付額の上限として決定した額であるため、翌年度に法人から提出された実績報告に基づき、局が補助事業の成果を確定した各項目の合計額とは一致していない。

(イ) 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(障害者支援施設)

局は、団体に対して、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(障害者支援施設)を表15により算定し交付している。

補助金の交付状況について見たところ、次のとおり、4団体4施設で不適正な事例が認められた。

法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。

(社会福祉法人つるかわ学園)

(社会福祉法人田無の会)

(社会福祉法人萌の会)

(社会福祉法人あすはの会)

(福祉保健局)

(表15) 補助金の算定

対象経費	算定方法
基本補助	定員規模別単価×月の初日の現員数
努力・実績に関する加算	単価×延べ加算対象者数等
サービス評価・改善計画加算	単価（年額）

- a 社会福祉法人つるかわ学園が設置するつるかわ学園で、基本補助において施設の現員の人数算定に当たり、退所者を含めて算定したことにより、表16のとおり、平成28年度分で4万6,000円が過大に交付されている。

(表16) 平成28年度分補助金交付額の算定（つるかわ学園）

(単位：円)

項目	誤		正		過大交付額
	実績	金額	実績	金額	
基本補助 A		41,346,000		41,300,000	
生活介護	720人	16,560,000	718人	16,514,000	46,000
努力・実績加算 B		48,409,400		48,409,400	
サービス評価・改善計画加算 C		300,000		300,000	
補助金交付額 A+B+C		90,055,000		90,009,000	46,000

- b 社会福祉法人田無の会が設置するたんぼぼで、基本補助において施設の現員の人数算定を誤ったことにより、表17のとおり、平成28年度分で33万1,000円が過大に交付されている。

(表 17) 平成 28 年度分補助金交付額の算定 (たんぽぽ)

(単位：円)

項目		誤		正		過大交付額
		実績	金額	実績	金額	
基本補助 A			35,086,000		34,755,000	
	生活介護	530人	10,759,000	525人	10,657,500	101,500
	施設入所支援	530人	24,327,000	525人	24,097,500	229,500
努力・実績加算 B			16,203,600		16,203,600	
サービス評価・改善計画加算 C			700,000		700,000	
補助金交付額 A + B + C			51,989,000		51,658,000	331,000

- c 社会福祉法人萌の会が設置する愛幸で、基本補助において施設の現員の人数算定を誤ったことにより、表 18 のとおり、平成 28 年度分で 13 万 2,000 円が過大に交付されている。

(表 18) 平成 28 年度分補助金交付額の算定 (愛幸)

(単位：円)

項目		誤		正		過大交付額
		実績	金額	実績	金額	
基本補助 A			47,664,000		47,531,600	
	生活介護	720人	14,616,000	718人	14,575,400	40,600
	施設入所支援	720人	33,048,000	718人	32,956,200	91,800
努力・実績加算 B			16,632,400		16,632,400	
サービス評価・改善計画加算 C			300,000		300,000	
補助金交付額 A + B + C			64,596,000		64,464,000	132,000

- d 社会福祉法人あすはの会が設置する福生学園で、基本補助において施設の現員の人数算定に当たり、月初の人数により算定すべきところ、月途中の入所者を含めて算定したことにより、表 19 のとおり、平成 28 年度分で 5 万 2,000 円が過大に交付されている。

(表 19) 平成 28 年度分補助金交付額の算定 (福生学園)

(単位：円)

項目		誤		正		過大交付額
		実績	金額	実績	金額	
基本補助 A			37,024,800		36,972,600	
	施設入所支援	474人	24,742,800	473人	24,690,600	52,200
努力・実績加算 B			29,026,800		29,026,800	
サービス評価・改善計画加算 C			300,000		300,000	
補助金交付額 A + B + C			66,351,000		66,299,000	52,000

イ 補助金の返還を求めるとともに審査を適切に行うべきもの

(ア) 民間移譲施設整備費補助金

局は、団体に対し、都立施設改革に伴い民間社会福祉法人へ移譲する施設（以下「民間移譲施設」という。）の改築に要する経費の補助として、民間移譲施設整備費補助金交付要綱（以下「要綱（ア）」という。）を定め、民間移譲施設整備費補助金を交付している。

本補助金は、要綱（ア）に基づき、改築に伴って必要となる初度設備についても、①施設と一体的に整備され、かつ固定されるものであること及び②施設の設計に影響を及ぼすものを整備することを条件とし、その整備に要する経費の8分の7の額を補助している。

ところで、本補助金の交付状況について見たところ、社会福祉法人原町成年寮が設置する葛飾通勤寮の整備において、表20のとおり、局は上述①及び②の条件を満たしていない設備を補助対象としていることが認められた。この結果、補助対象外設備自体に要する費用に係る補助額と、工事費又は工事請負費の2.6%を上限額とし算定する工事事務費に係る補助額とを合わせ、平成28年度（及び平成27年度）分で351万7,000円が過大に交付されている。

法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、法人に対し補助金の返還を求めるとともに、補助金交付に係る審査を適切に行われたい。

(社会福祉法人原町成年寮)

(福祉保健局)

(表20) 補助金過大交付額の状況

(単位：台、円)

項目	台数	単価（税込）	項目	台数	単価（税込）
電動石臼製粉機(穀物用)	1	685,800	1枚切スライサー	1	160,920
天然酵母発酵機	1	1,366,200	検収台	1	91,800
ミニモルダー	1	710,640	検食用冷凍庫	1	189,000
リバースシート	1	712,800			
補助対象外設備に要する費用の合計		A	3,917,160		
Aに係る工事事務費		$B = A \times 0.026$	101,846		
補助率		C	7/8		
過大交付額		$(A + B) \times C$	3,517,000		

(イ) 受注促進・工賃向上設備整備費補助事業

局は、団体に対し、受注促進・工賃向上設備整備費補助事業補助要綱（以下「要綱（イ）」という。）を定め、団体が設置する就労継続支援B型事業所において、新たな販路開拓や生産性の向上を目的として設備を導入した場合の経費の一部を補助している。

ところで、本補助金は要綱（イ）により、老朽化等に伴う既存設備の更新に係る経費は

補助の対象外とされている。

しかしながら、本補助金の交付状況について見たところ、社会福祉法人原町成年寮が設置する奥戸福祉館の製パン作業用のオーブンについて、既存のオーブンの廃棄と同時に購入したオーブンを、補助対象としていることが認められた。

これは、要綱（イ）で定める既存設備の更新に該当するため、購入したオーブンは補助対象外となり、表 2 1 のとおり、平成 2 9 年度分で 1 1 2 万 3, 0 0 0 円が過大に交付されている。

法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、法人に対し補助金の返還を求めるとともに、補助金交付に係る審査を適切に行われたい。

(社会福祉法人原町成年寮)

(福祉保健局)

(表 2 1) 補助金過大交付額の状況

(単位：台、円)

項目	台数	単価（税込） A	補助率 B	過大交付額 A × B
オーブン	1	2, 246, 400	1/2	1, 123, 000

(ウ) 軽費老人ホーム（A型及びB型）運営費補助

局は、老人福祉の向上を図ることを目的として、団体に対し、軽費老人ホーム（A型及びB型）運営費補助要綱に基づき、軽費老人ホーム（A型及びB型）の運営等に要する費用の一部を補助している。

この補助金は、施設の運営管理に必要な人件費及び管理費等から施設事業の運営に係る収入を控除すること等により算定されている。

ところで、本補助金の交付状況について見たところ、社会福祉法人福栄会が設置する東海ホームで、施設事業の運営に係る収入として、入所者同士の親睦を深めるためのプログラム（バーを模し飲食物の提供を行うもの）に係る実費徴収分についての実績報告がなかったため、表 2 2 のとおり、平成 2 8 年度分で 1 万 9, 5 0 0 円が過大に交付されている。

法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、法人に対し補助金の返還を求めるとともに、補助金交付に係る審査を適切に行われたい。

(社会福祉法人福栄会)

(福祉保健局)

(表 2 2) 補助金過大交付額の状況

(単位：円)

項目		実績報告額（誤）	実績報告額（正）	過大交付額
総事業費 A		138,508,530	138,508,530	
その事業に係る収入	利用料徴収金 等	65,893,740	65,893,740	
	その他の徴収金	1,365,787	1,385,287	19,500
	計 B	67,259,527	67,279,027	
差引額 A－B		71,249,003	71,229,503	19,500

ウ 補助金の実績報告及び審査を適切に行うべきもの

局は、団体に対して、看護師勤務環境改善施設整備費を補助している。

本補助金の交付状況について見たところ、平成 28 年度に本補助金の対象となった、医療法人財団良心会が設置する青梅成木台病院において、表 2 3 のとおり、実績報告書の工事内容の一部に、工事内訳明細と図面の差異があることが認められた。

これは、工事が進行する中で、ディスプレイの設置予定場所の強度不足が判明したこと、ナースコールの運用シミュレーションの結果を受けナースコールの増設を行ったこと等により、当初計画との変更があったことによるものである。

しかしながら、変更による工事契約金額の増減を行わなかったことを理由として、法人は局へ変更後の図面を提出したのみで、内訳明細の修正や工事変更内容についての明確な報告を局に行っておらず、適切でない。

また局は、補助金交付に当たっての審査において工事変更内容に気付かず、内訳明細と図面が整合しないまま、補助金の交付額の確定を行っており、適切でない。

法人は、補助金の実績報告等で、変更等の報告を適切に行われたい。

局は、補助金の交付に当たり、審査を適切に行われたい。

(医療法人財団良心会)

(福祉保健局)

(表 2 3) 内訳明細と図面の差異

(単位：台、個)

物品等	内訳明細	図面	物品等	内訳明細	図面
大型ディスプレイ	5	3	ビデオケーブル	5	
吊り金具	5		呼出押しボタン	50	69

(2) 局

ア 補助事業の審査及び資料の保管を適切に行うべきもの

局は、補助事業のうち施設の整備の経費について補助を行う事業等においては、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容や補助条件に適合しているかどうかについて、現地調査を行い、整備図面と現地状況の照合などを行っている。

ところで、現地調査を実施している表 2 4 の 2 事業のうち、整備の進行上で当初計画から整備内容の変更があり、局は現地調査の際には団体が保有する整備内容変更後の図面を使用して調査を行ったとしている 2 事例について見たところ、次のとおり、適切でない状況が見られた。

- ① 表 2 4 項番 1 の事例については、現地調査後に提出された実績報告書において、変更前の図面が添付されており、局はその審査において変更後の図面への差し替えを求めるなどしておらず、②の状況と合わせ、局が保管する文書上、最終的な整備内容を示す図面等が存在しない状態となっている。
- ② 上述の現地調査の目的を考えれば、当初計画から工事内容が変更となったような案件では、現地調査で使用した図面等は現地調査が適切に行われたかを判断する上で重要な資料となるところ、表 2 4 項番 1 及び 2 の事例では、局は現地調査時に使用した図面等の保管をしていないなど、どの図面に基いて局の現地調査が行われたかなどについて、書面上確認ができない状態となっている。

局は、補助事業の審査及び資料の保管を適切に行われたい。

(福祉保健局)

(表 2 4) 不適切な事例の状況

項番	事業	概要	適切でない事例の状況		
			該当施設	補助年度	整備の変更内容
1	障害者（児）施設整備費補助金	障害者（児）施設等の施設整備等に要する経費の補助	1 施設	平成 29 年度 (～平成 30 年度)	一部の部屋の 壁・ドアの位置
2	グループホーム等安全対策事業補助金	共同生活援助事業所等に、消防用設備を整備する経費の補助	2 施設	平成 28 年度	自動火災報知器等の数量

イ 補助金の確定事務を適切に行うべきもの

局は、住宅に困窮し、日常の自立生活に不安のある低所得高齢者等に対して、住まいの確保に関する支援、見守りなどの生活支援を一体的に提供するとともに、入居者及び地域における互助の仕組みが醸成されるよう、民間団体等による自主的な取組を支援することを目的に、地域居住支援モデル事業補助要綱を定め、補助金を交付している。

本補助金は、①事業の総事業費から当該区分に係る寄付金その他の収入額を控除した額、②補助対象経費の実支出額、③局が定める補助基準額、のうち最も少ない額を補助金交付額とするものである。

ところで、本補助金の交付状況について見たところ、平成28年度に本補助金の対象となった1施設において、表25のとおり、補助金額の確定に当たり①と②の額について事業収支の見込額により交付額の算定を行っており、その後事業収支額が確定した後も、監査日（平成30年10月26日）現在、再算定等の手続を行っていなかったことが認められた。

局が確定後の事業収支額により改めて補助金交付額の再算定を行ったところ、既交付額の過大交付は認められなかったものの、局の補助金確定事務は事業収支の実際の額を反映していないものとなっており、適切でない。

局は、補助金の確定事務を適切に行われたい。

（福祉保健局）

（表25）補助金交付額算定の状況

（単位：円）

区分	総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額（①） A－B	補助対象経費の 実支出額（②）	補助基準額 （③）	交付額
見込額	9,663,000	1,287,000	8,376,000	9,663,000	8,000,000	8,000,000
確定額	9,965,000	1,816,000	8,149,000	9,965,000		

3 意見・要望事項

（1）局

ア 東京都保育サービス推進事業補助金の審査について

局は、団体に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。

本補助金は、各施設の保育の実績に応じた各種の数値（以下「実績数値」という。）に基づいて補助額が算定されるものであるが、表26のとおり、本年及び近年の監査において、団体から報告された実績数値が実際の数値と異なっていたことなどにより、多数の補助金過大交付事例が指摘されているところである。

このことについて局は、各施設に実績数値の根拠となる資料（例：日々の園児の延長保育時間実績を記した簿冊等。以下「根拠資料」という。）の保管を義務付けるとともに、新規開所施設と一部抽出した施設に対して現地指導を行うほか、自動計算機能を付加した申請様式

作成ファイルや各種のチェックリスト、Q&A等を整備し団体に提供するなどして、適正な実績数値に基づく申請がなされるように努めているところである。

しかしながら、局は、現地指導対象とする一部の施設（平成28年度で、補助対象994施設のうち、63施設）を除き、審査において団体から報告された実績数値についてその根拠資料の確認を行っておらず、このことにより、根拠資料を確認していれば防止できた補助金過大交付が発生している状況にある。

局は、補助事業に関し団体を監督する権限に加え、団体の運営を直接指導する権限も有しており、様々な手法を活用した本補助金の審査方法の改善について、検討することが望まれる。

（福祉保健局）

（表26）監査結果の状況

（単位：施設、円）

財政援助団体等監査実施年	平成27年（注1）	平成28年	平成29年	平成30年
監査対象年度	平成25年度～平成26年度	－ （注2）	平成27年度～平成28年度	平成28年度～平成29年度
監査対象施設数	41		43	65
過大交付を指摘した施設数	5		6	7
過大交付額	3,810,000		2,386,000	2,921,000

（注1）本補助金の前身の民間社会福祉施設サービス推進費（保育所）を対象としている。

（注2）平成28年は本補助金は監査対象外

イ 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）の審査について

局は、団体に対して、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）を交付している。

ところで、指摘事項「（1）ア 補助金の返還を求めるべきもの （イ）東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）」のとおり、本補助金の基本補助部分（施設の定員規模別単価に月の初日の現員数を乗じるもの）において、本年の監査で複数の過大支出が認められた。

これは、局が、補助金交付額の確定に当たり団体の実績報告書を審査する際、各施設の現員として団体が報告する数値について、局が現地で根拠資料の確認を行う一部の施設（平成28年度で、補助対象112施設のうち20施設）を除き、入所者の名簿等の根拠資料を確認していないことによるものである。

局は、本補助金の審査方法の改善について検討することが望まれる。

（福祉保健局）

公益財団法人東京都中小企業振興公社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京都中小企業振興公社	平成30年9月11日から同月25日まで	平成28年度及び平成29年度の補助対象事業
局	産業労働局	平成30年9月10日、28日及び同年10月1日	

2 団体の概要

設立の目的	都内中小企業の経営基盤の強化に関する事業を総合的に実施することにより、中小企業の経営の安定と発展に貢献し、もって地域経済の振興に寄与することを目的として設立
主な沿革	昭和41年7月 民法（明治29年法律第89号）第34条に基づく公益法人として財団法人東京都下請企業振興協会設立 昭和58年4月 財団法人東京都中小企業振興公社に名称を変更 平成元年4月 財団法人東京都中小企業会館と統合 平成15年4月 財団法人東京都勤労福祉協会と統合 平成23年4月 公益財団法人制度に基づく公益財団法人に移行
事業の概要	・ 総合支援事業 ・ マーケティング支援事業 ・ 創業支援事業 ・ 経営革新等支援事業 ・ 事業承継・再生支援強化事業 ・ 下請企業等振興事業 ・ 知的財産活用支援事業 ・ 国際化支援事業 ・ 助成金事業 ・ 企業人材育成事業 ・ ものづくり事業化支援事業 ・ 資金等活用支援事業

		・ 企業福利厚生支援事業 ・ 地域産業情報収集・提供等事業 ・ 地域産業振興事業 ・ 中小企業世界発信プロジェクト事業 ・ 産業貿易センター事業 ・ 施設運営管理事業 ・ 共済事業
所 在 地		東京都千代田区神田佐久間町一丁目 9 番地
組 織		総務課、企画課、助成課、設備支援課、産業貿易センター台東館、京浜島勤労者厚生会館、総合支援課、取引振興課、企業人材支援課、城東支社、城南支社、多摩支社、経営戦略課、創業支援課、国際事業課、世界発信プロジェクト事務局、知的財産総合センター
人 員		役員 12 名（理事長 1 名、副理事長 1 名、専務理事 1 名、理事 7 名、 監事 2 名、うち常勤 2 名、非常勤 10 名） 職員 360 名（うち都派遣 39 名）
都との関係	出えん	基本財産 5 億余円のうち、1,000 万円（1.8%）
	基金への出えん （注 1）（表 1）	548 億余円（平成 28 年度残高） 401 億余円（平成 29 年度残高）
	補助金（表 2）	40 億 5,833 万余円（平成 28 年度交付額） 45 億 7,602 万余円（平成 29 年度交付額）
	貸付金（表 3）	200 億円（平成 28 年度残高） 200 億円（平成 29 年度残高）
	事業の委託 （表 4）	7 億 1,173 万余円（平成 28 年度委託料） 7 億 4,314 万余円（平成 29 年度委託料）
	経常収益に占める 都からの収益 （表 5）	経常収益 120 億余円のうち、109 億余円（90.8%）
	財産の貸付（表 6）	建物（7,842.99 m ² ）及び工作物等を有償貸付
	職員の派遣等	常勤役員 1 名及び常勤職員 39 名を都から派遣 常勤役員 1 名及び常勤職員 3 名が都退職者
	東京都監理団体等	都は団体を監理団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
	経営目標の 達成度評価	平成 28 年度：－ 平成 29 年度：A
	公の施設の管理 運営（表 7）	利用料金制となっている。
	指定管理者 運営状況評価	平成 28 年度：S 平成 29 年度：A ⁺

（注 1） 特定事業を実施するための財源

（注 2） 上記数値等は平成 30 年 3 月 31 日現在

(表 1) 出えん金 (取崩し型) 残高

(単位：百万円)

出えん金名 (基金名)	平成 27 年度末 残高	平成 28 年度			平成 29 年度		
		出えん額	取崩し額	年度末 残高	出えん額	取崩し額	年度末 残高
1 技術革新基金 (注 1)	728	713	630	813	639	535	919
2 東京都商店街パ ワーアップ基金	271	0	0	271	0	9	261
3 ものづくり産業 基盤基金	159	0	159	0	-	-	-
4 設備リース事業 基金 (注 2)	15,194	119	39	15,275	106	4	15,377
5 連携促進基金	326	0	216	110	-	110	0
6 ものづくり企業 グループ高度化 支援基金	473	200	72	600	250	54	796
7 商店街起業支援 基金	51	31	7	75	0	5	70
8 東京都小売商業 後継者育成・開業 支援基金	11	6	6	11	0	5	6
9 電力自給型経営 促進支援基金 (注 1)	8,464	0	54	8,422	-	8,422	0
10 経営力強化基金	320	-	124	196	-	196	0
11 危機管理対策促 進基金	-	-	-	-	320	191	128
12 先進的防災技術 実用化支援基金	1,118	0	147	971	0	175	795
13 成長産業等設備 投資特別支援基 金 (注 1)	17,058	0	4,573	12,519	0	11,980	538
14 創業活性化特別 支援基金 (注 1)	9,894	0	139	9,761	0	472	9,291
15 海外への魅力発 信事業基金	145	123	144	124	141	176	89
16 次世代創出基金	800	800	66	1,533	960	172	2,320
17 成長産業分野海 外展開支援基金	60	60	10	109	60	29	140
18 世界発信プロジ ェクト基金(注 1)	1,890	0	495	1,396	0	475	921
19 伝統工芸品の商 品開発・普及促進 支援事業基金	10	-	10	0	-	-	-
20 新経営力強化基 金	-	1,050	195	854	960	437	1,376
21 新事業分野創出 基金	-	120	0	120	0	16	103

出えん金名 (基金名)		平成 27 年度末 残高	平成 28 年度			平成 29 年度		
			出えん額	取崩し額	年度末 残高	出えん額	取崩し額	年度末 残高
22	中小企業新サー ビス創出基金	-	140	0	140	300	18	421
23	医療機器産業参 入促進基金	-	1,500	0	1,500	0	0	1,500
24	革新的事業展開 設備投資支援基 金	-	-	-	-	5,000	364	4,635
25	地域の魅力創出 基金	-	-	-	-	375	0	375
26	商店街起業承継 基金	-	-	-	-	74	13	60
合計		56,980	4,864	7,092	54,807	9,187	23,867	40,132

(注 1) 基金運用益等を記載していないため、当年度末残高は、前年度末残高＋出えん額－取崩し額とならない。

(注 2) 局は、効果的な事業執行がなされているかなどの観点により点検、評価を行った結果、4 番の設備リース事業基金については、平成 28 年度末で廃止するなど、見直しを行っている。

(表 2) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名		根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1	東京都下請 企業振興事 業費補助金	東京都下請企業 振興事業費補助 金交付要綱	公社が実施する下請企業取 引対策に係る報償費、旅費交 通費等の経費 (補助率： 10/10)	93,772	97,652	100,639
2	東京都中小 企業振興公 社管理運営 費補助金	東京都中小企業 振興公社管理運 営費補助金交付 要綱	公社が実施する事業に必要 かつ適当と認められる管理・ 運営に関する経費 (補助率： 10/10)	1,424,156	1,639,265	1,848,952
3	東京都中小 企業経営・ 技術活性化 支援事業等 事務費補助 金	東京都中小企業 経営・技術活性 化支援事業等事 務費補助金交付 要綱	公社が補助事業の事務を実 施するために必要な経費の うち助成対象者の募集、審 査、指導等に要する経費 (補助率：10/10)	36,375	43,146	39,068
4	東京都中小 企業データ ベース運営 支援事業補 助金	東京都中小企業 データベース運 営支援事業補助 金交付要綱	公社が運営する中小企業デ ータベースの運営・管理等に 要する経費 (補助率：10/10)	96,776	122,003	123,962
5	東京都総合 支援事業等 補助金	東京都総合支援 事業等補助金交 付要綱	公社が行う東京都総合支援 事業のうち、総合的支援体制 の整備等に係る報償費、旅費 交通費等の経費 (補助率： 10/10)	132,381	133,826	136,206

補助金名		根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
6	東京都中小企業ニューマーケット開拓支援事業補助金	東京都中小企業ニューマーケット開拓支援事業補助金交付要綱	公社が実施する中小企業ニューマーケット開拓支援事業に係る報償費、旅費交通費等の経費（補助率：10/10）	251,491	258,403	256,089
7	東京都地域中小企業応援ファンド事務補助金	東京都地域中小企業応援ファンド事務補助金交付要綱	公社の東京都地域中小企業応援ファンド事業実施に係る報償費、旅費交通費等の事務経費（補助率：10/10）	9,831	3,437	435
8	東京都広域産業交流・連携推進事業費補助金	東京都広域産業交流・連携推進事業費補助金交付要綱	公社が行う九都県市共同産業マッチング事業に係る謝金、旅費等の経費（補助率：10/10）	3,474	4,477	6,850
9	海外販路開拓支援補助金	海外販路開拓支援補助金交付要綱	公社が行う海外販路開拓支援事業に係る報償費、旅費交通費等の経費（補助率：10/10）	140,348	209,234	324,967
10	中小企業設備リース事業事務費補助金	中小企業設備リース事業事務費補助金交付要綱	公社の中小企業設備リース事業に係る中小企業者等の募集、審査、債権管理等の補助事業の運営に要する経費（補助率：10/10）	35,785	37,724	40,684
11	インキュベーション施設事業運営補助金	インキュベーション施設事業運営補助金交付要綱	公社が行うインキュベーション施設の事業運営に係る入居者に対する創業支援に関する業務等に要する報償費、旅費交通費等の経費（補助率：10/10）	61,850	57,221	55,965
12	東京都創業支援機能の運営事業補助金	東京都創業支援機能の運営事業補助金交付要綱	公社が行う創業支援機能の運営事業に要する報償費、旅費交通費等の経費（補助率：10/10）	207,851	207,398	198,709
13	ものづくりイノベーション企業創出道場事業費補助金	ものづくりイノベーション企業創出道場事業費補助金交付要綱	公社が実施するものづくりイノベーション企業創出道場事業に係る報償費、旅費交通費等の経費（補助率：10/10）	-	-	39,559
14	東京都製販一体型新製品開発支援事業費補助金	東京都製販一体型新製品開発支援事業費補助金交付要綱	公社が実施する中小企業における新製品開発及び事業化に関する各種の支援事業に要する経費（補助率：10/10）	32,992	41,554	-
15	被災県等中小企業ビジネス革新支援事業費補助金	被災県等中小企業ビジネス革新支援事業費補助金交付要綱	公社が行う被災県等中小企業ビジネス革新支援事業に係る謝金、旅費等の経費（補助率：10/10）	23,177	23,611	23,802

補助金名		根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
16	事業承継・再生支援事業補助金	事業承継・再生支援事業補助金交付要綱	公社が行う事業承継・再生支援事業に係る人件費、助成金等の経費（補助率：10/10）	114,905	163,642	195,260
17	東京都ＴＯＫＹＯ起業塾事業補助金	東京都ＴＯＫＹＯ起業塾事業補助金交付要綱	公社が行う東京都ＴＯＫＹＯ起業塾事業のうち、創業時サポート等に要する報償費、旅費交通費等の経費（補助率：10/10）	12,805	9,578	-
18	広域多摩イノベーションプラットフォーム事業費補助金	広域多摩イノベーションプラットフォーム事業費補助金交付要綱	公社が実施する広域多摩イノベーションプラットフォームに要する報償費、旅費交通費等の経費（補助率：10/10）	94,423	94,364	101,398
19	創業活性化特別支援事業事務費補助金	創業活性化特別支援事業事務費補助金交付要綱	公社が行う創業活性化特別支援事業に係る助成対象者の募集、審査、指導等に要する報償費、旅費等の経費（補助率：10/10）	7,420	10,006	26,637
20	連携イノベーション促進プログラム助成事業事務費補助金	連携イノベーション促進プログラム助成事業事務費補助金交付要綱	公社が行う連携イノベーション促進プログラム助成事業に必要な助成対象者の募集、審査、指導等に要する経費（補助率：10/10）	16,149	5,465	-
21	次世代イノベーション創出プロジェクト2020助成事業事務費補助金	次世代イノベーション創出プロジェクト2020助成事業事務費補助金交付要綱	公社が行う次世代イノベーション創出プロジェクト2020助成事業に係る助成対象者の募集、審査、指導等の経費（補助率：10/10）	14,737	22,150	24,489
22	先進的防災技術実用化支援事業事務費補助金	先進的防災技術実用化支援事業事務費補助金交付要綱	公社が行う先進的防災技術実用化支援事業に係る助成対象者の募集、審査、指導等に要する報償費、旅費等の経費（補助率：10/10）	24,736	27,873	39,283
23	成長産業等設備投資特別支援事業事務費補助金	成長産業等設備投資特別支援事業事務費補助金交付要綱	公社が行う助成対象者の募集、審査、指導等に要する報償費、旅費等の経費（補助率：10/10）	55,836	62,004	3,138
24	東京都生産性向上中核人材育成事業費補助金	東京都生産性向上中核人材育成事業費補助金交付要綱	公社が実施する都内中小製造事業者における生産性向上を担う中核的な人材育成を支援する事業に要する報償費、旅費交通費等の経費（補助率：10/10）	8,407	12,289	13,337

補助金名		根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
25	B C P 策定 支援事業補助 金	B C P 策定支援 事業補助金交付 要綱	公社が行う B C P 策定支援 事業のうち普及啓発事業等 に要する報償費、旅費交通費 等の経費（補助率：10/10）	18,096	31,137	45,696
26	東京都小売 商業後継者 育成・開業 支援事業事務 費補助金	東京都小売商業 後継者育成・開 業支援事業事務 費補助金交付要 綱	公社の東京都小売商業後継 者育成・開業支援事業に係る 事務に必要とする報償金、旅 費交通費等の経費（補助率： 10/10）	1,872	1,333	7
27	東京都商店 街パワーア ップ基金事 業事務費補 助金	東京都商店街パ ワーアップ基金 事業事務費補助 金交付要綱	公社の東京都商店街パワー アップ基金事業のうち、審査 会開催、専門家派遣等に係る 報償費、旅費交通費等の経費 （補助率：10/10）	672	253	149
28	商店街起業 支援事業事務 費補助金	商店街起業支援 事業事務費補助 金交付要綱	公社の商店街起業支援事業 のうち、審査会開催、専門家 派遣等の事務に係る報償費、 旅費交通費等の経費（補助 率：10/10）	3,459	6,869	2,399
29	伝統工芸品 の商品開発 ・普及促進 支援事業補 助金	伝統工芸品の商 品開発・普及促 進支援事業補助 金交付要綱	公社が行う伝統工芸品の商 品開発・普及促進支援事業に 要する報償費、旅費交通費等 の経費（補助率：10/10）	-	215,081	264,195
30	中小企業に おける危機 管理対策促 進事業補助 金	中小企業におけ る危機管理対策 促進事業補助金 交付要綱	公社が行う中小企業におけ る危機管理対策促進事業に 要する報償費、旅費等の経費 （補助率：10/10）	-	-	13,461
31	革新的事業 展開設備投 資支援事業 事務費補助 金	革新的事業展開 設備投資支援事 業事務費補助金 交付要綱	公社が行う革新的事業展開 設備投資支援事業に係る助 成対象者の募集、審査、指導 等に要する報償費、旅費等の 経費（補助率：10/10）	-	-	76,415
32	多摩ものづ くり創業支 援事業補助 金	多摩ものづくり 創業支援事業補 助金交付要綱	公社が実施する多摩ものづ くり創業支援事業に要する 報償費、旅費交通費等の経費 （補助率：10/10）	-	-	6,715
33	地域の魅力 を活かした 新ビジネス 創出事業事 務補助金	地域の魅力を活 かした新ビジネ ス創出事業事務 補助金交付要綱	公社が実施する地域の魅力 を活かした新ビジネス創出 事業の申請前相談会、説明会 の実施等に係る経費（補助 率：10/10）	-	-	16,062
34	商店街起業 ・承継支援 事業等補助 金	商店街起業・承 継支援事業等補 助金交付要綱	公社が実施する商店街起業・ 承継支援事業及び若手・女性 リーダー応援プログラムの 審査会開催、P R 経費等に係 る報償費、旅費交通費等の経 費（補助率：10/10）	-	-	36,689

補助金名		根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
35	海外展開人材育成事業補助金	海外展開人材育成事業補助金交付要綱	公社が行う海外展開人材育成事業に要する報償費、旅費交通費等の経費（補助率：10/10）	2,696	10,841	11,289
36	ものづくり企業グループ高度化支援事業事務費補助金	ものづくり企業グループ高度化支援事業事務費補助金交付要綱	公社の、ものづくり企業グループ高度化支援事業のうち、審査会開催、専門家派遣等の事務に係る報償費、旅費交通費等の経費（補助率：10/10）	4,733	6,826	5,464
37	新・目指せ！中小企業経営力強化事業補助金	新・目指せ！中小企業経営力強化事業補助金交付要綱	公社が行う新・目指せ！中小企業経営力強化事業に係る販路拡大サポート事業等に要する報償費、旅費交通費等の経費（補助率：10/10）	-	49,906	61,260
38	東京都中小企業新サービス創出事業補助金	東京都中小企業新サービス創出事業補助金交付要綱	公社が行う東京都中小企業新サービス創出事業に要する報償費、旅費交通費等の経費（補助率：10/10）	-	34,232	52,960
39	中小企業向け電力自給型経営促進支援事業補助金	中小企業向け電力自給型経営促進支援事業補助金交付要綱	公社が行う中小企業向け電力自給型経営促進支援事業に要する報償費、旅費等の経費（補助率：10/10）	9,817	6,051	-
40	創業支援拠点の設置・運営費補助金	創業支援拠点の設置・運営費補助金交付要綱	公社が実施する創業支援拠点の設置・運営に要する報償費、旅費交通費等の経費（補助率：10/10）	-	219,405	186,312
41	医療機器産業参入促進助成事業事務費補助金	医療機器産業参入促進助成事業事務費補助金交付要綱	公社が行う医療機器産業参入促進助成事業に係る助成対象者の募集、審査、指導等に要する経費（補助率：10/10）	-	2,180	7,981
42	新事業分野創出プロジェクト助成事業事務費補助金	新事業分野創出プロジェクト助成事業事務費補助金交付要綱	公社が行う新事業分野創出プロジェクト助成事業に係る助成対象者の募集、審査、指導等に要する経費（補助率：10/10）	-	267	240
43	勤労者福祉支援事業補助金	勤労者福祉支援事業補助金交付要綱	公社が行う勤労者福祉に関する調査研究・普及啓発に要する経費等（補助率：10/10）	46,865	56,541	55,359
44	家内労働傷病共済制度運営費補助金	家内労働傷病共済制度運営費補助金交付要綱	公社が行う傷病共済事業に従事する職員の人件費等（補助率：10/10）	10,698	10,117	9,939

補助金名		根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
45	東京都産業 人材の確保 ・育成事業 費補助金	東京都産業人材 の確保・育成事 業費補助金交付 要綱	公社が行う産業人材の確保・ 育成事業に要する報償費、賃 金等の経費（補助率：10/10）	81,930	120,957	110,752
46	I o T 経営 支援事業費 補助金	I o T 経営支援 事業費補助金交 付要綱	公社が行う I o T 経営支援 事業に係る普及促進、導入支 援等に要する報償費、旅費交 通費等の経費（補助率： 10/10）	-	-	13,227
合計				3,080,533	4,058,335	4,576,021

(表 3) 貸付金残高

(単位：百万円)

貸付金名	平成 27 年度末 残高	平成 28 年度			平成 29 年度		
		貸付額	償還額	年度末 残高	貸付額	償還額	年度末 残高
東京都地域中小企 業 応 援 フ ァ ン ド (国連携型)	10,000	0	0	10,000	0	0	10,000
東京都地域中小企 業 応 援 フ ァ ン ド (都単独型)	10,000	0	0	10,000	0	0	10,000
合計	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000

(注) これらの貸付金を原資とした運用益により「東京都地域中小企業応援ファンド事業」を実施

(P 1 3 1、イ 都の貸付金による事業)

(表 4) 主な委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
知的財産総合センター事業	276,268	324,599	355,853
秋葉原庁舎維持管理	90,640	87,249	86,421
医療機器産業参入支援事業	26,850	37,289	47,205
創業支援施設管理事業	46,634	42,486	38,904
若手商人育成事業	39,440	40,122	38,527
合計	479,834	531,747	566,913

(表5) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
			構成比		構成比		構成比
合計		9,618	100	12,479	100	12,080	100
	都からの収益	8,286	86.1	11,251	90.2	10,970	90.8
	受取補助金等	3,046	31.7	3,884	31.1	4,585	38.0
	受取受託料	746	7.8	711	5.7	743	6.2
	受取基金	4,493	46.7	6,655	53.3	5,642	46.7
	他の収益	1,332	13.9	1,227	9.8	1,110	9.2
公益目的事業会計		9,427	98.0	12,260	98.3	11,823	97.9
	都からの収益	8,103	84.2	11,039	88.5	10,719	88.7
	受取補助金	2,864	29.8	3,672	29.4	4,334	35.9
	受取受託料	746	7.8	711	5.7	743	6.2
	受取基金	4,493	46.7	6,655	53.3	5,642	46.7
	他の収益	1,323	13.8	1,220	9.8	1,104	9.1
収益事業等会計		19	0.2	17	0.1	16	0.1
	都からの収益	11	0.1	10	0.1	10	0.1
	受取補助金	11	0.1	10	0.1	10	0.1
	他の収益	8	0.1	6	0.1	5	0.0
法人会計		171	1.8	200	1.6	240	2.0
	都からの収益	171	1.8	200	1.6	240	2.0
	受取補助金	171	1.8	200	1.6	240	2.0
	他の収益	0	0.0	0	0.0	0	0.0

(注) 団体の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、傷病共済事業に係る収支を収益事業等会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

(表 6) 公有財産の貸付状況

(単位：千円)

分類	施設名	目的	種類		使用料 (年額)
			土地	建物、工作物 等	
行政財産	産業労働局秋葉 原庁舎	事務室、相談室、会 議室、書庫及び倉庫 等として使用	—	建物 2,472.00 m ²	39,734 (注1)
	東京都城東地域 中小企業振興セ ンター	事務室	—	事務室、相談 室、会議室等 182.40m ²	1,890 (注2)
	東京都城南地域 中小企業振興セ ンター	事務室	—	事務室、相談 室、会議室等 292.86m ²	3,400 (注2)
	産業サポートス クエア・TAMA 経営サポート館	事務室	—	事務室、相談 室、会議室等 914.36m ²	7,554 (注3)
普通財産	ベンチャー KANDA	創業支援施設	—	インキュベーション オフィス・会議室 等 670.43m ²	【賃貸料】 11,456 【共益費】 6,593 (注4)
	ソーシャルイン キュベーション オフィス・ SUMIDA	創業支援施設	—	インキュベーション オフィス・会議室 等 367.62m ²	【賃貸料】 4,509 【共益費】 5,941 (注4)
	インキュベーシ ョンオフィス・ TAMA	創業支援施設	—	インキュベーション オフィス・会議室 等 408.53m ²	【賃貸料】 4,465 (注5)
	産業サポートス クエア・TAMA	駐車場	駐車場 23.45m ²	—	43 (注6)
	京浜島勤労者厚 生会館	勤労者福祉支援	敷地 8,268.08m ²	建物 2,534.79m ²	無償 (注7)

(注 1) 使用料について、次のア及びイの理由により、50%減額している。

(平成30年3月9日付29産労商調第1169号決定、理由は平成25年度議案第45号より抜粋)

ア 公社は、都の出えんにより設立された公益法人であり、都は公社管理運営費補助金などの補助金を支出しており密接な関係であること

イ 公社は、都の指導監督の下、当局の施策に沿った経営相談、専門家派遣、助成金などの事業を行っており、都の事務・事業を補佐・代行するものであること

(注2) 使用料は東京都公有財産管理運用委員会(「平成14年2月20日付行政財産(建物)の使用許可及び使用料の減額について」及び「平成28年5月25日付行政財産(建物)の使用許可及び使用料の減額について」)の決定により、50%を減額している。

(注3) 使用料については平成21年11月16日付東京都公有財産管理運用委員会議案第27号で可決したとおり、50%を減額している。

(注4) 次の理由により、貸付料の50%を減額している。

- ・ 公社事業の大部分は、都の補助金で運営される補助事業及び出資金で運営されている基金事業並びに国及び都からの委託により実施されている受託事業であり、本件は都の補助事業であること
- ・ 運営事業者たる公社は、本件について貸付料を減額された上で貸付けを受けた後、都の事業実施要綱等に従い、中小企業者等に対して市場より低廉な価格での貸付けを行うこととなっており、成長が見込まれる中小企業者等を支援するものであること
- ・ 経営基盤の脆弱な中小企業者等に対し、低廉な価格で事務所を提供することにより、中小企業者等が研究開発や販路開拓等に資金を集中できる環境を整えるものであること

(注5) 次の理由により、貸付料の50%を減額している。

- ・ 貸付料及び敷金を減額して運営事業者たる公社に本施設を貸し付けることにより、中小企業者等に対しても市場価格より低廉な価格での貸付けを可能とし、成長が見込まれる中小企業者等を支援するものであること
- ・ 経営基盤が脆弱な中小企業等に対し、低廉な価格で事務所を提供することにより、中小企業者等が研究開発や販路拡大等に資金を集中できる環境を整えるものであること
- ・ 局では、白鬚西R&Dセンターを始め3つの先駆的創業支援施設を開設しているが、これら施設については、貸付料及び敷金の50%減額を行うことにより、資金に余裕のない創業期の中小企業者等に対し低廉な価格で部屋を貸し付けることが可能となり、高い事業効果をあげている。本件についても同じ目的の創業支援施設であることから、上記施設と同様の減額を行うことにより事業の効果を高める必要があること

(注6) 産業サポートスクエア・TAMA経営サポート館の使用料に準じて貸付料の50%を減額している。

(注7) 次の理由により、使用料を無償としている。

- ・ 中小企業で働く人々への福利厚生への支援は、都の産業労働行政を補佐・代行するものであること
- ・ 当該建物等は、勤労者の福祉増進、福利厚生事業等を実施するための施設として使用されていることから、経営ベースに乗らないこれらの施設の維持管理及び運営に対しては、都としても最大限の配慮をする必要があること

- ・ 勤労福祉会館の事業は中小企業で働く勤労者を主たる対象として、福利厚生面での企業間格差の是正を図ること等を目的としているものであり、①都と公社の関係は勤労者の福利厚生の増進のため、都が、その運営の委託をした場合と同様なものとして捉えるべきであること、②一部の事業については使用料収入を確保できるものの、その収入は少額であること等から、都としては、地域勤労福祉会館の運営主体に対して、財政面を含めた最大限の協力及び援助を行う必要があること

(表 7) 公の施設の管理運営状況

(単位：千円)

施設名 (所在地)	指定管理期間	項目	金額		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
東京都立産業貿易センター台東館 (東京都台東区花川戸二丁目 6 番 5 号)	平成 26. 4. 1 ～平成 28. 3. 31 及び 平成 28. 4. 1 ～平成 33. 3. 31	収入 (A)	353, 448	389, 259	368, 055
		利用料金収入	351, 937	388, 022	366, 676
		自主事業収入	1, 510	1, 236	1, 379
		支出 (B)	305, 150	328, 737	324, 617
		都への納付額	86, 442	96, 018	90, 410
		管理運営業務	218, 708	232, 719	234, 207
		収支差額 (A－B)	48, 297	60, 521	43, 437

(注) 利用料金制となっている。

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

(1) 監査の観点

本監査では、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）の補助対象事業について、主に、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているかなどの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

なお、公社は、表7のとおり指定管理者として東京都立産業貿易センター台東館の管理運営を行っているが、東京都立産業貿易センター台東館については、行政監査にて検証を行っている。

(2) 事業実績

中小企業を取り巻く社会経済状況は、人口減少や新技術の出現など常に変化し、都が進めるスマートシティとして世界に開かれた国際金融・経済都市としての東京を実現していくことも踏まえると、中小企業に対する支援は、多様化する中小企業のニーズを的確にとらえた施策展開が必要である。

このため、公社は、東京都における中小企業の総合的・中核的な支援機関として局と連携し、中小企業の創業から新製品・新技術の創出、事業承継・再生まで、あらゆるステージに対応した支援を実施している。また、公社は、「現場」を担うからこそできる中小企業のニーズ等を把握・分析し、それらを踏まえた施策立案・都への提言などを通じて、公社を利用する中小企業の利用者満足度の向上を図っている。

平成28年度及び平成29年度において、公社が行った主な取組は表8のとおり、海外展開に向けた支援の強化、「中小企業世界発信プロジェクト 2020」における新製品・新技術及び新サービスの開発促進、地域産業振興支援の強化及び創業・起業の促進である。

また、本監査では、①局が予算の効果的な執行を確保するため、事業の点検、評価を行った結果、廃止を含めた見直しを行っていること、②公社が局から出えんされた資金を原資として創設された基金残高について、今後の執行見込を踏まえて点検した結果、過大な部分については、それが出えん契約期間内であっても都に返還することとしていくことなどを確認した。

今後とも局及び公社は、都内中小企業の経営基盤の強化に関する事業を総合的に実施するとともに、予算の効果的な執行を確保することに努められたい。

運営に関する事項は以上のとおりであり、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

(表 8) 公社が行った主な取組

(単位：千円)

年度	項目	補助金・基金	金額
平成 28 年度	創業・起業の促進		
	「T O K Y O創業ステーション」開設	創業支援拠点の設置・運営費補助金	219,405
	成長産業分野への参入促進支援		
	中小企業世界発信プロジェクト 2020 「ビジネスチャンス・ナビ 2020」の本 格稼働等	世界発信プロジェクト基金	495,559
	医工連携の推進	医療機器産業参入促進助成事業事務費補 助金	2,180
	海外展開に向けた支援の強化		
平成 29 年度	海外販路開拓支援事業	海外販路開拓支援補助金	209,234
	海外展開に向けた支援の強化		
	海外展示会出展支援強化	海外販路開拓支援補助金	324,967
	「中小企業世界発信プロジェクト 2020」の拡充		
	「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を活 用した電子入札開始等	世界発信プロジェクト基金	475,266
	地域産業振興支援の強化		
	「東京手仕事商品発表会」の実施等プ ロモーション活動の強化	伝統工芸品の商品開発・普及促進支援事 業補助金	264,195
	創業・起業の促進		
	「T O K Y O創業ステーション」での 様々な支援	創業支援拠点の設置・運営費補助金	186,312

2 指摘事項

(1) 局及び団体

ア 審査事務を適正に行うべきもの

局は、新事業分野創出プロジェクト助成事業事務費補助金交付要綱（平成28年3月24日付27産労商創第2159号）に基づき、公社に対して、新事業分野を創出するために形成されたネットワークを構成する都内中小企業等への助成事業の事務に必要な経費について補助金を交付している。

ところで、公社は、表9のとおり、平成29年度の新事業分野創出プロジェクトに係る中間及び完了検査業務を地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターに委任し、検査業務に対する謝金21万4,400円を受任者に支払い、その金額を当該補助金の算定に含めている。

そこで、この算定について見たところ、本委任契約における謝金の算出の単位は、検査業務に要した時間（1日または半日）となっているにもかかわらず、公社は、検査件数を単位として算出した額を委任者に支払い、その額を補助対象経費として局に申請したため、表10のとおり、補助金の交付が、10万7,200円過大となっていることが見受けられた。

公社は、謝金を支払うに当たり、受任者からの請求について、契約書に基づく審査をすべきところ、それとは異なる単位を用いて算出された金額を謝金として認めていることは適正でない。

また、局は、補助金を支払うに当たり、公社からの実績金額の報告について、証拠書類などに基づき厳正に審査すべきところ、契約書の記載と異なる単位を用いた金額を実績金額と認めており、適正でない。

局及び公社は、補助事業に要した経費の実績が契約に基づいているか、審査事務を適正に行われたい。

（産業労働局）

（公益財団法人東京都中小企業振興公社）

(表 9) 新事業分野創出プロジェクト助成事業の検査業務に係る委任契約

受任者	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
有効期間	平成 29 年 10 月 2 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
助成金交付決定事業者に対する 中間・完了検査業務の謝金	①52,500 円 (1 日、税・交通費込) ②26,800 円 (半日、税・交通費込)

(表 10) 事務費の算定

(単位：円)

項 番	検査日時	件数	(誤) 単位：件数	(正) 単位：時間	(差)
1	平成 29. 12. 21 15 時～17 時 30 分 (半日)	2 件	26,800×8 =214,400	26,800×4 =107,200	107,200
2	平成 30. 3. 26 9 時 30 分～12 時 (半日)	2 件			
3	平成 30. 2. 28 14 時 30 分～17 時 (半日)	2 件			
4	平成 30. 3. 1 14 時 30 分～16 時 30 分 (半日)	2 件			

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

ア 補助対象事業（詳細は「参考資料」のとおり）

（単位：千円）

事業名		実績		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1	下請企業振興事業	93,772	97,652	100,639
2	公社管理運営事業	1,424,156	1,639,265	1,848,952
3	知財戦略導入助成事業	6,417	6,556	4,874
4	成長産業分野の海外展開支援事業	0	2,325	1,251
5	中小企業経営・技術活性化支援事業	29,958	34,264	32,942
6	中小企業データベース運営支援事業	96,776	122,003	123,962
7	総合支援事業	132,381	133,826	136,206
8	中小企業ニューマーケット開拓支援事業	251,491	258,403	256,089
9	東京都地域中小企業応援ファンド事業	9,831	3,437	435
10	九都県市共同産産マッチング事業	3,474	4,477	6,850
11	海外販路開拓支援事業	140,348	209,234	324,967
12	中小企業設備リース事業	35,785	37,724	40,684
13	インキュベーション施設の事業運営	61,850	57,221	55,965
14	東京都創業支援機能の運営事業	207,851	207,398	198,709
15	ものづくりイノベーション企業創出道場事業	0	0	39,559
16	事業化チャレンジ道場事業	32,992	41,554	0
17	被災県等中小企業ビジネス革新支援事業	23,177	23,611	23,802
18	事業承継・再生支援強化事業	114,905	163,642	195,260
19	T O K Y O 起業塾	12,805	9,578	0
20	広域多摩イノベーションプラットフォーム事業	94,423	94,364	101,398
21	創業活性化特別支援事業	7,420	10,006	26,637
22	連携イノベーション促進プログラム助成事業	16,149	5,465	0
23	次世代イノベーション創出プロジェクト 2020	14,737	22,150	24,489
24	先進的防災技術実用化支援事業	24,736	27,873	39,283
25	成長産業等設備投資特別支援事業	55,836	62,004	3,138
26	生産性向上のための中核人材育成支援事業	8,407	12,289	13,337
27	B C P 策定支援事業	18,096	31,137	45,696
28	東京都小売商業後継者育成・開業支援事業	1,872	1,333	7
29	東京都商店街パワーアップ基金事業	672	253	149
30	商店街起業支援事業	3,459	6,869	2,399
31	伝統工芸品の商品開発・普及促進支援事業	0	215,081	264,195
32	中小企業における危機管理対策促進事業	0	0	13,461
33	革新的事業展開設備投資支援事業	0	0	76,415
34	多摩ものづくり創業支援事業	0	0	6,715
35	地域の魅力を活かした新ビジネス創出事業	-	-	16,062
36	商店街起業・承継支援事業	-	-	1,888
37	若手・女性リーダー応援プログラム	-	-	34,800

事業名		実績		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
38	海外展開人材育成事業	2,696	10,841	11,289
39	ものづくり企業グループ高度化支援事業	4,733	6,826	5,464
40	新・目指せ！中小企業経営力強化事業	0	49,906	61,260
41	中小企業新サービス創出事業	0	34,232	52,960
42	中小企業向け電力自給型経営促進支援事業	9,817	6,051	0
43	創業支援拠点の運営事業	0	219,405	186,312
44	医療機器産業参入促進助成事業	0	2,180	7,981
45	新事業分野創出プロジェクト	0	267	240
46	企業福利厚生支援事業	46,865	56,541	55,359
47	傷病共済事業	10,698	10,117	9,939
48	中小企業人材確保・育成事業	25,044	40,754	33,933
49	ものづくり中小企業魅力体験受入支援事業	56,886	80,202	76,818
50	I o T経営支援事業	-	-	13,227

イ 都の貸付金による事業

(単位：千円)

事業名		実績		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
東京都地域中小企業応援ファンド事業		146,415	161,967	134,656

ウ 都の出えん金による事業

(単位：千円)

事業名		実績		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1	東京都中小企業経営・技術活性化支援事業	636,490	630,349	535,204
2	東京都商店街パワーアップ基金事業	1,640	0	9,079
3	中小企業設備リース事業基金	106,430	39,095	4,174
4	連携イノベーション促進プログラム助成事業	254,766	216,237	-
5	ものづくり企業グループ高度化支援事業	26,494	72,976	54,381
6	商店街起業支援事業	3,108	7,372	5,237
7	東京都小売商業後継者育成・開業支援事業	7,850	6,120	5,049
8	中小企業向け電力自給型経営促進支援事業	86,365	54,444	-
9	中小企業における危機管理対策促進事業	-	-	191,944
10	先進的防災技術実用化支援事業	93,416	147,142	175,669
11	成長産業等設備投資特別支援事業	2,766,638	4,573,207	2,466,803
12	創業助成事業	0	61,297	198,588
13	インキュベーション施設整備・運営費助成事業	5,588	77,716	273,769
14	都内中小企業の海外への魅力発信事業	145,678	144,165	176,636
15	次世代イノベーション創出プロジェクト 2020 助成事業	0	66,507	172,961

事業名		実績		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
16	成長産業分野の海外展開支援	0	10,030	29,195
17	中小企業世界発信プロジェクト	-	495,559	475,266
18	新・目指せ！中小企業経営力強化事業	-	195,387	437,640
19	新事業分野創出プロジェクト助成事業	-	0	16,171
20	中小企業新サービス創出助成事業	-	0	18,677
21	医療機器産業参入促進助成事業	-	0	0
22	革新的事業展開設備投資支援事業	-	-	364,280
23	地域の魅力を活かした新ビジネス創出事業	-	-	0
24	商店街起業・承継支援事業	-	-	12,055
25	若手・女性リーダー応援プログラム助成事業	-	-	1,810
26	地域資源活用イノベーション創出助成事業	-	68,713	122,299

2 参考資料（補助対象事業の主な実績）

（1）総合支援事業

項目	平成 28 年度	平成 29 年度
ワンストップ総合相談	利用事業者数延べ 5,063 社 相談件数 13,493 件	利用事業者数延べ 4,603 社 相談件数 14,329 件
専門家派遣事業	利用事業者数延べ 246 社 専門家派遣 1,662 回 相談件数 3,508 件	利用事業者数延べ 247 社 専門家派遣 1,709 回 相談件数 3,721 件

（2）マーケティング支援事業

項目	平成 28 年度	平成 29 年度
ニューマーケット開拓支援事業	支援対象 443 企業、503 製品 商談件数 4,525 件 総成約件数 169 社、687 件 総成約金額 10 億 6,225 万余円	支援対象 393 企業、441 製品 商談件数 4,668 件 総成約件数 134 社、587 件 総成約金額 10 億 3,680 万余円

（3）創業支援事業

項目	平成 28 年度	平成 29 年度
T O K Y O 創業ステーション	プランコンサルティング 564 件 専門相談 63 件 TOKYO 起業塾開催 7 回 参加 362 人	プランコンサルティング 3,752 件 専門相談 794 件 TOKYO 起業塾開催 14 回 参加 458 人
創業活性化特別支援事業 （創業助成事業）	申請 230 件、採択 100 件	申請 863 件、採択 115 件

(4) 経営革新等支援事業

項目	平成 28 年度	平成 29 年度
事業可能性評価事業	申請 82 社	申請 84 社
事業可能性評価により新たに継続的支援実施	25 社	24 社
革新的サービスの事業化支援事業	申請 23 件、344,319 千円 交付決定 9 件、128,223 千円	申請 126 件、1,815,439 千円 交付決定 18 件、290,757 千円
医療機器産業参入促進助成事業	助成金交付決定 採択 5 件、185,312 千円	助成金交付決定 採択 13 件、469,350 千円

(5) 事業承継・再生支援強化事業

項目	平成 28 年度	平成 29 年度
事業承継・再生支援相談	165 社（うち新規 116 社）	410 社（うち新規 267 社）
戦略的事業承継セミナー	4 回開催、参加延べ 127 社	4 回開催、参加延べ 262 社
事業承継塾	16 回開催、参加延べ 172 社	16 回開催、参加延べ 222 社
ハンズオン支援	支援回数 602 回 専門家利用回数 221 回	支援回数 589 回 専門家利用回数 364 回

(6) 下請企業等振興事業

項目	平成 28 年度	平成 29 年度
取引情報収集及び提供	公社未登録企業巡回 4,167 社 年度末登録企業 31,190 社 取引情報提供件数 774 件 取引成立件数 154 件 当初成立金額 131,103 千円	公社未登録企業巡回 2,992 社 年度末登録企業 31,445 社 取引情報提供件数 863 件 取引成立件数 302 件 当初成立金額 170,282 千円
下請企業取引対策商談会	発注企業 118 社、受注企業 318 社 延べマッチング回数 833 回	発注企業 95 社、受注企業 294 社 延べマッチング回数 690 回
窓口相談	相談件数 6,640 件	相談件数 4,635 件

(7) 知的財産活用支援事業

(単位：件、千円)

項目		平成 28 年度	平成 29 年度
外国特許出願費用助成	交付決定（申請）件数	95（136）	93（111）
	交付決定額	163,108	140,857
外国商標出願費用助成	交付決定（申請）件数	67（67）	116（117）
	交付決定額	24,870	41,927
外国意匠出願費用助成	交付決定（申請）件数	8（8）	8（8）
	交付決定額	2,326	3,461
外国侵害調査費用助成	交付決定（申請）件数	3（3）	2（2）
	交付決定額	2,716	1,803
特許調査費用助成	交付決定（申請）件数	5（5）	4（4）
	交付決定額	3,836	2,202
外国実用新案出願費用助成	交付決定（申請）件数	4（5）	1（1）
	交付決定額	1,013	289
グローバルニッチトップ助成	交付決定（申請）件数	5（8）	6（11）
	交付決定額	49,518	53,077

(8) 国際化支援事業

項目		平成 28 年度	平成 29 年度
海外販路開拓支援事業	海外展開相談	666 件	729 件
	セミナー	4 回、253 名参加	3 回、235 名参加
	プラン策定支援	40 件	52 件
	企業訪問回数	97 回	146 回
	海外販路ナビゲータによるハンズオン支援製品及び支援企業	申請：95 製品、80 社 採択：88 製品、72 社 成約：102 件、39 社、45 製品	申請：126 製品、111 社 採択：117 製品、102 社 成約：116 件、45 社、50 製品
タイ事務所	ビジネスマッチング	マッチング 667 件 成約 3 件	マッチング 1,095 件 成約 11 件
	経営相談	222 件	299 件
人材育成事業	貿易実務者養成講習会	12 講座、329 人参加	12 講座、372 人参加
	国際化対応リーダー養成講座	製造業コース 17 人参加 サービス業コース 6 人参加	製造業コース 18 人参加 サービス業コース 19 人参加

(9) 助成金事業

項目		平成 28 年度	平成 29 年度
中小企業経営・技術活性化支援事業 (中小企業による製品開発着手、新製品・新技術の開発、市場開拓に対する助成)		交付決定 151 件 交付決定額 612,868 千円	交付決定 133 件 交付決定額 588,127 千円
次世代イノベーション創出プロジェクト 2020 助成事業 (都が策定した「イノベーションマップ」に基づいて行う中小企業等の技術・製品開発に対する助成)		採択 14 件 採択金額 673,923 千円	採択 15 件 採択金額 820,269 千円
先進的防災技術実用化支援事業		採択 30 件	採択 25 件
平成 28 年度: 成長産業等設備投資 特別支援事業 平成 29 年度: 革新的事業展開設備 投資支援事業	申請件数	394 件	618 件
	交付決定	81 件	165 件
	件数 金額	2,544,026 千円	4,865,253 千円

(10) 企業人材育成事業

項目		平成 28 年度	平成 29 年度
中小企業人材確保・育成総合 支援事業		相談件数 3,970 件 支援企業数 188 社	相談件数 4,819 件 支援企業数 181 社
セミナー の開催	経営者向け	延べ 8 日開催、404 人参加	延べ 4 日開催、195 人参加
	実務担当者向け	延べ 8 日開催、310 人参加	延べ 8 日開催、358 人参加
	従業員等向け	延べ 10 日開催、259 人参加	延べ 10 日開催、342 人参加
ものづくり中小企業魅力体験受入支援（受入協力企業数のカッコ内数字は累計）		受入協力企業数 73(638)社 学校への紹介企業数 186 社 受入企業数 266 社	受入協力企業数 51(679)社 学校への紹介企業数 268 社 受入企業数 249 社

(11) ものづくり事業化支援事業

項目	平成 28 年度	平成 29 年度
売れる製品開発道場 (ものづくり機能や新製品 開発力の向上支援として約 8 か月間実施)	講義・演習 14 回 ものづくり実習 6 回 現地個別指導 4 回 参加企業 25 社	講義・演習 14 回 ものづくり実習 2 回 現地個別指導 4 回 参加企業 23 社
事業化実践道場 (「売れる製品開発道場」修 了企業を対象に販売実績が 上がるまでの事業化プロセ スを支援)	講義・演習 4 回 (連続講座) 事業計画の作成 特別講義 1 回 事業化プロジェクトチーム (26 社) 別の事業化プロジェクトの 推進	講義・演習 4 回 (連続講座) 事業計画書の作成と発表 特別演習 1 回 事業化プロジェクトチーム (27 社) 別の事業化プロジェクトの 推進

(12) 地域産業振興事業

項目		平成 28 年度	平成 29 年度
経営相談	城東支社	相談件数 2,046 件、616 社	相談件数 1,805 件、526 社
	城南支社	相談件数 1,859 件、558 社	相談件数 2,041 件、462 社
	多摩支社	相談件数 2,273 件、673 社	相談件数 2,696 件、905 社
東京都地域中小企業応援フ ァンド事業		助成金支出 37 件 助成金額 161,967 千円	助成金支出 34 件 助成金額 134,656 千円
広域多摩イノベーション プラットフォーム		セミナー・勉強会 11 回開催、参加 359 社	セミナー・勉強会 12 回開催、参加 296 社
		新技術創出交流会 1 回開催 参加企業等 220（社・事業部、機 関）	新技術創出交流会 1 回開催 参加企業等 287（社・事業部、機 関）
		研究会開催 9 回、参加 69 社	研究会開催 9 回、参加 114 社
		フォローアップ訪問 1,365 回	フォローアップ訪問 1,532 回

(13) 中小企業世界発信プロジェクト事業

項目	平成 28 年度	平成 29 年度
「ビジネスチャンス・ナビ 2020」の運営	・ 東京 2020 大会等を契機とする官民の調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイトとして本格稼働 ・ 民間発注案件のほか、東京都や国等官公需の入札情報の提供を開始 ・ 民間発注案件の開拓を開始 ・ 登録件数 19,165 件	・ (公財) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が財団の電子入札システムによる発注利用を開始 ・ 都の監理団体である 6 団体((公財) 東京都中小企業振興公社、(株) 東京国際フォーラム、(株) 東京ビッグサイト、(公財) 東京しごと財団、(公財) 東京都農林水産振興財団、(公財) 東京観光財団) が電子入札システムの利用を開始 ・ 登録件数 25,175 件
「マーケットサポート」の実施	支援対象製品 56 製品 支援企業と商社・メーカー等をマッチング 944 件 成約件数 7 件 成約合計金額 1,637 千円	支援対象製品 51 製品 支援企業と商社・メーカー等をマッチング 1,448 件 成約件数 35 件 成約合計金額 25,431 千円

公益財団法人東京観光財団

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京観光財団	平成30年10月30日から 同年11月5日まで	平成28年度及び平成29年度の補助対象事業
局	産業労働局	平成30年10月29日及び 同年11月6日	

2 団体の概要

設立の目的	東京都の産業、技術及び歴史的、文化的資源を活用し、観光及びコンベンションの振興を図ることにより、地域の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に資することを目的として設立
主な沿革	昭和36年10月 社団法人東京都観光連盟設立 平成9年12月 社団法人東京コンベンション・ビジターズビューローに変更 平成15年10月 財団法人東京観光財団設立（社団法人東京コンベンション・ビジターズビューローの事業を引継ぎ） 平成23年4月 公益財団法人制度に基づく公益財団法人に移行
事業の概要	・ 海外からの旅行者誘致に関する事業 ・ コンベンション誘致に関する事業 ・ 地域の観光振興に関する事業 ・ 観光情報の発信に関する事業 ・ 受入環境インフラの整備に関する事業
所在地	東京都新宿区山吹町 346 番地 6
組織	総務部、地域振興部、観光事業部及びコンベンション事業部

人 員		役員 27 名（理事長 1 名、副理事長 2 名、専務理事 1 名、常務理事 3 名、理事 17 名、監事 3 名、うち非常勤 23 名） 職員 116 名
都との関係	出えん	基本財産 3 億余円のうち、0 円
	基金への出えん （注 1）（表 1）	72 億 9,028 万余円（平成 28 年度末残高） 99 億 8,080 万余円（平成 29 年度末残高）
	補助金（表 2）	6 億 7,605 万余円（平成 28 年度交付額） 9 億 8,126 万余円（平成 29 年度交付額）
	負担金（表 3）	9 億 9,556 万余円（平成 28 年度交付額） 10 億 685 万余円（平成 29 年度交付額）
	事業の委託 （表 4）	38 億 766 万余円（平成 28 年度委託料） 41 億 2,162 万余円（平成 29 年度委託料）
	経常収益に占める都からの収益 （表 5）	経常収益 68 億余円のうち、67 億余円（98.2%）
	職員の派遣等	常勤役員 1 名及び常勤職員 17 名を都から派遣 常勤役員 1 名が都退職者
	東京都監理団体等	都は団体を監理団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
	経営目標の達成度評価	平成 28 年度：— 平成 29 年度：A

（注 1） 特定事業を実施するための財源

（注 2） 上記数値等は平成 30 年 3 月 31 日現在

(表 1) 出えん金 (取崩し型) 残高

(単位: 百万円)

項番	出えん金名 (基金名) (注 1)	平成 27 年度末 残高	平成 28 年度			平成 29 年度		
			出えん額	取崩し額	年度末 残高	出えん額	取崩し額	年度末 残高
1	観光インフラ整備基金	2,768	4,198	632	6,334	2,774	962	8,146
2	地域観光振興基金	-	258	48	209	842	358	693
3	「被災地応援ツアー」基金	-	194	136	57	42	71	28
4	国際会議誘致・開催支援基金	438	240	50	628	285	53	859
5	国際イベント誘致・開催支援基金	-	60	0	60	60	0	121
6	立上げ型国際会議等の準備・開催支援基金	-	-	-	-	53	0	52
7	MICE (注 2) 施設の受入環境整備支援基金	-	-	-	-	100	66	33
8	MICE 拠点育成支援基金	-	-	-	-	32	0	32
9	多摩地域における MICE 拠点の育成支援基金	-	-	-	-	13	0	13
合計		3,207	4,951	868	7,290	4,203	1,513	9,980

(注 1) 基金名は、平成 30 年 3 月 31 日時点の出えん金契約書上の名称である。

(注 2) 企業等の会議、企業等の行う報奨・研修旅行、国際会議、展示会・イベント等を指す造語で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称

(表 2) 補助金の交付状況

(単位: 千円)

項番	補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1	公益財団法人東京観光財団補助金	公益財団法人東京観光財団補助金交付要綱	公益財団法人東京観光財団の管理運営に要する経費 (補助率: 10/10 以内)	71,420	108,605	156,360
2	東京都地域振興事業補助金	東京都地域振興事業補助金交付要綱	地域の観光の魅力の掘り起こし及びその発信に繋がる事業に係る助成経費 (補助率: 10/10 以内)	7,068	15,001	14,556

項番	補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
3	東京都観光情報発信事業補助金	東京都観光情報発信事業補助金交付要綱	ウェブサイトによる観光情報発信に要する経費（補助率：10/10以内）	100,034	146,733	340,625
4	ウェルカムカード作成等事業補助金	ウェルカムカード作成等事業補助金交付要綱	ウェルカムカードの作成・配布に要する経費（補助率：10/10以内）	121,089	142,132	161,815
5	ムスリム旅行者受入対応に係るパンフレット作成等事業補助金	ムスリム旅行者受入対応に係るパンフレット作成等事業補助金交付要綱	ムスリム旅行者受入対応に係るパンフレット作成・配布に要する経費（補助率：10/10以内）	14,290	15,502	17,229
6	東京都MICE情報発信の展開事業費補助金	東京都MICE情報発信の展開事業費補助金交付要綱	広告掲載によるPR強化など、MICE情報発信の展開に要する経費（補助率：10/10以内）	51,000	129,324	133,418
7	東京都MICEプロモーション基盤強化事業費補助金	東京都MICEプロモーション基盤強化事業費補助金交付要綱	国際アライアンス組織への加盟・組織活動に要する経費（補助率：10/10以内）	22,449	21,707	33,650
8	東京都報奨旅行等誘致・開催支援事業費補助金	東京都報奨旅行等誘致・開催支援事業費補助金交付要綱	報奨旅行等誘致・開催支援に要する経費（補助率：10/10以内）	25,275	29,831	37,586
9	学術系国際会議誘致促進事業費補助金	学術系国際会議誘致促進事業費補助金交付要綱	学術系国際会議誘致促進に要する経費（補助率：10/10以内）	9,948	20,430	19,661
10	都市間連携によるMICE誘致の推進事業費補助金	都市間連携によるMICE誘致の推進事業費補助金交付要綱	都市間連携によるMICE誘致の推進事業に要する経費（補助率：10/10以内）	-	42,502	52,562
11	展示会国際化支援事業費補助金	展示会国際化支援事業費補助金交付要綱	東京で開催される展示会を国際化するため、海外でのPRに係る助成経費（補助率：10/10以内）	-	4,283	3,410
12	東京都MICE連携推進協議会の運営事業費補助金	東京都MICE連携推進協議会の運営事業費補助金交付要綱	MICE連携推進協議会の運営及びMICEシンポジウムの開催に要する経費（補助率：10/10以内）	-	-	10,392
合計				422,578	676,053	981,268

(表 3) 負担金の交付状況

(単位：千円)

項番	負担金名	根拠	対象事業	交付額		
				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1	民間事業者と連携した旅行者誘致負担金	協定書(民間事業者と連携した旅行者誘致)	アジア地域及び欧米豪地域を対象とした旅行博出展・東京観光セミナー実施 ほか	233,669	263,987	299,846
2	東京から日本の魅力新発見事業負担金	協定書(東京から日本の魅力新発見)	東京を起点とした観光ルートの設定・共同招聘旅行の実施 ほか	14,755	553,813	587,977
3	東京ブランド推進プロジェクト事業負担金	協定書(東京ブランド推進プロジェクト)	民間事業者等と連携した東京ブランドのPR、イベント等の実施	-	177,066	84,527
4	東京圏大回廊を活用した観光振興事業負担金	協定書(東京圏大回廊を活用した観光振興)	東京圏大回廊に都の区部等のルートを組み合わせた旅行商品の造成支援 ほか	-	-	32,450
5	MICE 専門人材育成事業負担金	協定書(MICE 専門人材育成)	MICE 専門人材育成講座の実施	1,358	698	2,051
合計				249,784	995,565	1,006,853

(表 4) 委託事業

(単位：千円)

項番	事業名	委託料		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1	海外からの旅行者誘致事業	1,111,844	1,481,284	1,822,435
2	コンベンション誘致事業	105,520	235,393	235,868
3	地域の観光振興事業	318,466	568,824	373,164
4	観光情報の発信事業	560,616	1,469,325	1,635,472
5	旅券交付に伴う東京都手数料徴収及び収入印紙販売事業	52,989	52,837	54,681
合計		2,149,435	3,807,665	4,121,622

(表5) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位: 百万円、%)

科目		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
			構成比		構成比		構成比
合計		2,944	100	5,818	100	6,871	100
	都からの収益	2,825	96.0	5,703	98.0	6,750	98.2
	受取負担金	249	8.5	995	17.1	1,006	14.7
	収益事業収入	52	1.8	52	0.9	54	0.8
	東京都観光・コンベンション振興事業補助金	71	2.4	264	4.5	550	8.0
	東京都受託事業収入	2,096	71.2	3,754	64.5	4,066	59.2
	助成金等	350	11.9	552	9.5	810	11.8
	受取補助金等振替額	4	0.2	82	1.4	261	3.8
	他の収益	118	4.0	115	2.0	121	1.8
公益目的事業会計		2,866	97.3	5,735	98.6	6,781	98.7
	都からの収益	2,772	94.1	5,649	97.1	6,695	97.4
	受取負担金	249	8.5	995	17.1	1,006	14.7
	東京都観光・コンベンション振興事業補助金	71	2.4	263	4.5	549	8.0
	東京都受託事業収入	2,096	71.2	3,754	64.5	4,066	59.2
	助成金等	350	11.9	552	9.5	810	11.8
	受取補助金等振替額	4	0.2	82	1.4	261	3.8
	他の収益	93	3.2	85	1.5	86	1.3
収益事業等会計		74	2.5	78	1.3	84	1.2
	都からの収益	52	1.8	52	0.9	54	0.8
	収益事業収入	52	1.8	52	0.9	54	0.8
	他の収益	21	0.7	25	0.4	30	0.4
法人会計		3	0.1	4	0.1	4	0.1
	都からの収益	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	東京都観光・コンベンション振興事業補助金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	他の収益	3	0.1	4	0.1	4	0.1

(注) 公益財団法人東京観光財団の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、「旅券交付に伴う東京都手数料徴収及び収入印紙販売事業」及びガイドマップ等の販売事業に係る収支を収益事業等会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

(1) 監査の観点

本監査では、公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の都の補助、負担金及び出えん金による事業（以下「補助対象事業等」という。）について、主に、目的に沿って適切に行われているか、補助金等に係る会計経理等は適正に行われているかなどの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

都は、「PRIME 観光都市・東京 ～東京都観光産業振興実行プラン2017～」(以下「実行プラン」という。)を平成29年1月に策定し、観光を取り巻く急速な環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、中長期的な視点での総合的かつ体系的な施策の展開を目指している。

財団は、東京の観光産業振興の推進のため、行政と民間事業者との連携を図りながら、「海外からの旅行者誘致」、「コンベンション誘致」、「地域の観光振興」、「観光情報の発信」、「受入環境インフラの整備」などの観光振興事業を行うなど、都の観光行政を補完する機能を担っている。

こうした中、財団は都と連携して、実行プランに掲げる観光振興事業を実施しており、平成29年度に行った主な取組は、表6のとおりとなっている。

(表6) 平成29年度に財団が行った主な取組

(単位：千円)

実行プランの主要な施策展開		財団が行った主な補助対象事業等	区分	金額
(1) 消費拡大に向けた観光経営				
	インバウンド対応力の向上	インバウンド対応力強化支援	出えん	8,402
(2) 集客力が高く良質な観光資源の開発				
	水辺のにぎわい・ライトアップの活用など新たな観光資源の開発と活用	水辺のにぎわい創出事業	出えん	24,567
		東京ライトアップ発信プロジェクト	出えん	29,124
	多摩・島しょ地域の観光振興に向けた取組	多摩・島しょ地域旅行商品造成・販売支援事業	出えん	21,337
		島しょ地域誘客促進事業	出えん	193,948
(3) 観光プロモーションの新たな展開				
	観光プロモーションの戦略的な展開	民間事業者と連携した旅行者誘致事業	負担金	299,846
(4) M I C E誘致の新たな展開				
	官民一体のM I C E連携推進協議会の設置	M I C E連携推進協議会の運営事業	補助金	10,392
	M I C E誘致に向けた取組	国際会議誘致・開催支援	出えん	53,428
		報奨旅行等誘致・開催支援事業	補助金	37,586
		学術系国際会議誘致促進事業	補助金	19,661
	M I C E受入拠点地域の育成	M I C E施設の受入環境整備支援事業	出えん	66,564

実行プランの主要な施策展開		財団が行った主な補助対象事業等	区分	金額
(５) 外国人旅行者の受入環境の向上				
観光案内体制の充実	広域的な観光案内拠点及び観光案内窓口整備支援	出えん	54,766	
	デジタルサイネージ設置・運営	出えん	311,726	
	歩行者用観光案内標識設置支援	出えん	68,810	
	観光案内標識周辺等へのWi-Fiアンテナ設置支援	出えん	8,147	
多様な文化・習慣への理解促進	ムスリム観光客受入環境整備支援事業	補助金	17,229	
アクセシブル・ツーリズム（注）の充実	観光バス等バリアフリー化支援	出えん	153,672	
(６) 日本各地と連携した観光振興				
日本各地と連携した誘致活動の推進	東京から日本の魅力新発見事業	負担金	587,977	
都市間連携によるMICE誘致の推進	都市間連携によるMICE誘致の推進事業	補助金	52,562	

(注) 障害者や高齢者など、移動やコミュニケーションにおける困難さに直面する人々のニーズに応えながら、誰もが旅を楽しめることを目指す取組

都の出えん金を原資として財団が造成する基金の残高は、平成29年度末時点で約100億円に上っており、平成27年度に比べ約3倍となっている。

この基金残高は、対象となる事業数が年々増加していることを踏まえても多大であるといえる。主な要因は、基金対象事業の執行見込額に比してその実績額が著しく低調なものとなっていることであり、特に、基金残高の約8割を占める観光インフラ整備基金を原資として実施する区市町村観光インフラ整備支援をはじめとする助成事業の実績の伸び悩みが原因として上げられる。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とその先を見据えれば、国内外旅行者の受入環境の整備は急務であり、基金対象事業の執行を加速させていくことは、喫緊の課題である。

このため、局及び財団には、助成対象者のニーズを的確に汲み取った制度改正の検討や、対象者へのより一層の働きかけなど、基金執行の加速化に向けた速やかな取組が求められる。

また、この数年の間で、都内を訪れる外国人旅行者が急増するなど東京の観光を取り巻く環境は急速な変化が進んでおり、外国人旅行者の興味や関心を重視するなど、これまでとは異なる新しい発想を持ち、観光資源を作り出していく努力の必要性も増している。

このため、財団には、専門性や観光振興のノウハウをより一層向上させるとともに、都に対し、効率的・効果的な事業実施の提案を行っていくなど、都の観光行政を補完する補助対象事業等の取組を推進していくことが望まれる。

運営に関する事項は以上のとおりであり、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、

補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 委託契約を適切に行うべきもの

局は、地域観光振興事業実施要綱（平成28年3月1日付27産労観振第882号）に基づき、財団が創設した地域観光振興基金に出えんしている。

財団は、これを原資に、島しょ地域を活用した縁結び観光プロジェクトとしてモニターツアーによる基礎調査を実施するため、表7の委託契約を締結し、仕様書において、特に記載のあるものを除き、かかる費用は、全て契約金額に含むものとする、と定めている。

そこで、この委託契約を見たところ、一般モニターとしてツアーに参加した5名から旅行代金として、受託者が一人当たり8千円を徴収していることが見受けられた。このことについて、財団は、受託者との打合せの際に、一般モニターについては、ひやかし応募やキャンセルを防ぐため、参加費等を設定することを提案され、口頭で協議をしたとしている。

しかしながら、本件委託契約では、一般モニター分の旅行代金も契約金額に含まれており、一般モニターから受託者が参加費等を徴収した場合、契約変更の手続きが必要となってくところ、財団はこの手続を行っておらず適切でない。

財団は、委託契約を適切に行われたい。

（公益財団法人東京観光財団）

（表7）契約の概要

（単位：円）

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
島しょ地域を活用した縁結び観光プロジェクトモニターツアー業務委託	平成 29. 5. 18～ 平成 30. 3. 31	9,800,000	A

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績（詳細は「2 参考資料」のとおり）

ア 補助及び負担金対象事業

(単位：千円)

事業名	実績		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1 補助事業			
①都市観光支援事業（管理運営事業）	71,420	108,605	156,360
②都市観光支援事業（地域振興事業）	7,068	15,001	14,556
③ウェブサイトによる情報発信事業	100,034	146,733	340,625
④ウェルカムカードの作成・配布事業	121,089	142,132	161,815
⑤ムスリム観光客受入環境整備支援事業	14,290	15,502	17,229
⑥M I C E情報発信の展開事業	51,000	129,324	133,418
⑦M I C Eプロモーション基盤の強化事業	22,449	21,707	33,650
⑧報奨旅行等誘致・開催支援事業	25,275	29,831	37,586
⑨学術系国際会議誘致促進事業	9,948	20,430	19,661
⑩都市間連携によるM I C E誘致の推進事業	-	42,502	52,562
⑪展示会国際化支援事業	-	4,283	3,410
⑫M I C E連携推進協議会の運営事業	-	-	10,392
2 負担金事業			
①民間事業者と連携した旅行者誘致事業	233,669	263,987	299,846
②東京から日本の魅力新発見事業	14,755	553,813	587,977
③東京ブランド推進プロジェクト事業	-	177,066	84,527
④東京圏大回廊を活用した観光振興事業	-	-	32,450
⑤M I C E専門人材育成事業	1,358	698	2,051

イ 都の出えん金による事業

(単位：千円)

事業名	実績		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1 観光インフラ整備推進事業			
①歩行者用観光案内標識設置支援	1,438	32,570	68,810
②デジタルサイネージ設置・運営	99,338	386,180	311,726
③観光案内標識周辺等へのW i - F i アンテナ設置支援	0	2,625	8,147
④広域的な観光案内拠点及び観光案内窓口整備支援	-	0	54,766
⑤区市町村観光インフラ整備支援	0	101,373	273,294
⑥観光施設国際化支援	0	10,483	14,564
⑦観光バス等バリアフリー化支援	-	3,430	153,672
⑧宿泊施設無線LAN設置支援	0	7,231	-
⑨宿泊施設バリアフリー化支援	12,000	36,862	33,392
⑩宿泊施設に対する外国人旅行者の受入環境整備支援	-	17,241	21,101
⑪宿泊施設における安全・安心向上事業	-	-	727
⑫アクセシブル・ツーリズム推進に係る受入事業者支援	-	-	0
⑬観光経営力強化支援	-	-	0
⑭インバウンド対応力強化支援	-	-	8,402
⑮春のライトアップモデル化支援	-	34,747	14,240
2 地域観光振興事業			
①多摩・島しょ地域旅行商品造成・販売支援事業	-	0	21,337
②水辺のにぎわい創出事業	-	48,854	24,567
③島しょ地域誘客促進事業	-	-	193,948
④島しょ地域を活用した縁結び観光プロジェクト	-	-	24,840
⑤地域資源発掘型実証プログラム	-	-	64,775
⑥東京ライトアップ発信プロジェクト	-	-	29,124
3 「被災地応援ツアー」(注)	-	136,522	71,765
4 国際会議誘致・開催支援			
①国際会議誘致資金助成	1,518	3,489	102
②国際会議開催資金助成	0	42,509	33,357
③国際会議開催支援プログラム	0	4,209	19,968
5 国際イベント誘致・開催支援			
①国際イベント誘致資金助成	-	0	0
②国際イベント開催資金助成	-	0	0
③国際イベント開催支援プログラム	-	0	0

事業名	実績		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
6 立上げ型国際会議等の準備・開催支援			
①国際会議等立上準備資金助成	-	-	255
②立上げ型国際会議等開催資金助成	-	-	0
③立上げ型国際会議等開催支援プログラム	-	-	0
7 M I C E 施設の受入環境整備支援事業	-	-	66, 564
8 M I C E 拠点育成支援事業	-	-	0
9 多摩地域における M I C E 拠点の育成支援	-	-	0

(注) 平成 2 8 年度までは、「被災地応援ツアー」及び「伊豆大島・復興応援ツアー」として実施

2 参考資料

(1) 補助事業の主な実績

事業名	平成 28 年度	平成 29 年度
都市観光支援事業（管理運営事業）	・ 24 名に対する人件費等補助（内訳）役員 1 名、都派遣職員 13 名、固有職員 10 名	・ 37 名に対する人件費等補助（内訳）役員 1 名、都派遣職員 20 名、固有職員 16 名
都市観光支援事業（地域振興事業）	・ 助成件数 19 件（東京マラソン EXPO2017 ほか）	・ 助成件数 15 件（三宅島 OWS 大会 2017 ほか）
ウェブサイトによる情報発信事業	・ 東京の観光公式サイト「GO TOKYO」の運営（9 言語 10 種類、アクセス数 43,179,753 件） ・ SNS による情報発信（読者数 587,679 件）	・ 東京の観光公式サイト「GO TOKYO」の運営（9 言語 10 種類、アクセス数 42,976,653 件） ・ 英語版サイトのリニューアル ・ SNS による情報発信（読者数 744,730 件）
ウェルカムカードの作成・配布事業	・ ハンディマップ 288 万余部 ・ ハンディガイド 359 万部	・ ハンディマップ 19 万余部 ・ ハンディガイド 5 万部 ・ トラベルガイド 350 万部（ハンディマップとハンディガイドの統合版）
ムスリム観光客受入環境整備支援事業	・ パンフレット 32,000 部	・ パンフレット 43,000 部
MICE 情報発信の展開事業	・ ファムトリップ（注 1）10 回実施（海外ミーティングプランナー等 40 名招聘） ・ プロモーション映像 3 種類 ・ 報奨旅行等販促ブックレット 1,500 部 ・ 東京の強み紹介パンフレット 300 部	・ ファムトリップ 6 回実施（海外ミーティングプランナー等 34 名招聘） ・ プロモーション映像 2 種類 ・ 報奨旅行等販促ブックレット 1,500 部 ・ MICE 概要・事業紹介パンフレット 5,000 部 ・ PR ホームページ作成
MICE プロモーション基盤の強化事業	・ ベストシティーズグローバル・フォーラム ドバイに参加し、情報収集等を実施	・ ベストシティーズグローバル・フォーラム 2017 の運営（注 2）
報奨旅行等誘致・開催支援事業	・ 誘致支援事業 助成件数 4 件 ・ 開催支援事業 助成件数 34 件	・ 誘致支援事業 助成件数 6 件 ・ 開催支援事業 助成件数 39 件
学術系国際会議誘致促進事業	・ ハンズオン支援 9 件（うち、誘致インセンティブ支援 2 件）	・ ハンズオン支援 11 件（うち、誘致インセンティブ支援 3 件）
都市間連携による MICE 誘致の推進事業	・ 連携各都市と 2 都市間周遊型ファムトリップを 3 回実施（プランナー延べ 27 名招聘）	・ 連携各都市と 2 都市間周遊型ファムトリップを 5 回実施（プランナー延べ 45 名招聘）
展示会国際化支援事業	・ 助成件数 6 件（JIMTOF 2016 ほか）	・ 助成件数 4 件（2017 国際ロボット展 ほか）
MICE 連携推進協議会の運営事業	—	・ 協議会 4 回、部会 6 回開催 ・ 「東京都 MICE シンポジウム 2018」出席者 286 名

（注 1）招待旅行

(注2) 財団が加盟する国際会議都市アライアンス「ベストシティーズ(設立年:平成12年、加盟都市:12都市)」が、年1回、国際会議主催者を招待し、会議、講演、商談会、ネットワーキング等を目的としたイベント「グローバル・フォーラム」を開催しており、平成29年は東京がホスト都市となり、運営を実施した。

(2) 負担金事業の主な実績

事業名	項目	平成28年度	平成29年度
民間事業者と連携した旅行者誘致事業	旅行博出展	・16展	・20展
	民間企業とのジョイントプロモーション	・クアラルンプール及びパリにおいて、東京の魅力をPRするプロモーションを実施	・台湾及びフランスにおいて、東京の魅力をPRするプロモーションを実施
	パンフレット制作	・アジア向け40,000部 ・欧米豪向け26,000部	・アジア向け36,000部 ・欧米豪向け19,000部
	旅行事業者向けセミナー	・20件	・21件
	東京ニュース配信	・年間12回、各月	・年間12回、各月
	海外メディア招聘	・110名	・112名
	海外旅行事業者招聘	・30名	・36名
東京から日本の魅力新発見事業	観光ルート設定	・東北6県・仙台市、中国・四国地域9県及び航空・鉄道事業者と連携し、17ルートを設定	・東北6県・仙台市、中国・四国地域9県、九州地域7県及び航空・鉄道事業者と連携し、23ルートを設定
	共同招聘旅行実施	・16ルートについて、外国人への招聘旅行を実施	・23ルートについて、外国人への招聘旅行を実施
	情報発信	・「CHUGOKU+SHIKOKU&TOKYO」サイト開設	・「KYUSHU×TOKYO」サイト開設
	360°動画制作	・20本	・23本
	パンフレット作成	・80,000部	・50,000部
東京ブランド推進プロジェクト事業		・民間事業者等からの提案を受け、東京ブランドの普及・浸透に特に効果的だと思われる10提案(「金魚&TOKYO」ほか)に対し、都と提案者が連携して事業を実施	・民間事業者等からの提案を受け、東京ブランドの普及・浸透に特に効果的だと思われる4提案(「HANA BI&TOKYO」ほか)に対し、都と提案者が連携して事業を実施
「東京圏大回廊」を活用した観光振興事業		—	・計10の広域観光ルートを設定 ・都立庭園等に入場可能な東京発東京圏大回廊エリアへの旅行商品を造成し、旅行会社との共同プロモーションを実施 ・プロモーション用ウェブサイト開設

事業名	項目	平成 28 年度	平成 29 年度
M I C E 専門人材育成事業	国際会議（全 6 回）	・参加者 18 名	・参加者 26 名
	展示会（全 4 回）	・参加者 16 名	・参加者 14 名
	イベント（全 2 回）	・参加者 10 名	・参加者 20 名
	インセンティブツアー（全 6 回）	・参加者 19 名	・参加者 25 名

（３）出えん金事業の主な実績

ア 観光インフラ整備推進事業

事業名	事業の概要	平成 28 年度	平成 29 年度
歩行者用観光案内標識設置支援	区市町村が行う国内外旅行者向けの観光案内標識の設置・更新に対して補助するもの	交付決定 12 件 助成実績 7 件	交付決定 17 件 助成実績 12 件
デジタルサイネージ設置・運営	外国人旅行者向けのデジタルサイネージの整備を行うもの	新規設置 15 基 運営経費 4 基	新規設置 6 基 運営経費 19 基
観光案内標識周辺等へのW i - F i アンテナ設置支援	区が行う外国人旅行者向けの観光案内標識周辺等へのW i - F i アンテナ設置に対して補助するもの	交付決定 2 件 助成実績 1 件	交付決定 5 件 助成実績 2 件
広域的な観光案内拠点及び観光案内窓口整備支援	広域的な観光案内拠点及び観光案内窓口の整備に対して補助するもの	交付決定 7 件 助成実績 0 件	交付決定 15 件 助成実績 13 件
区市町村観光インフラ整備支援	区市町村が行う外国人旅行者向けの観光基盤の整備に対して補助するもの	交付決定 83 件 助成実績 33 件	交付決定 117 件 助成実績 85 件
観光施設国際化支援	都内民間観光施設が行う外国人旅行者向けの観光基盤の整備に対して補助するもの	交付決定 13 件 助成実績 10 件	交付決定 6 件 助成実績 6 件
観光バス等バリアフリー化支援	都内で営業している運送事業者等が行う観光バス等のバリアフリー化に対して補助するもの	交付決定 18 件 助成実績 1 件	交付決定 16 件 助成実績 21 件
宿泊施設バリアフリー化支援	都内宿泊施設が行う施設のバリアフリー化に対して補助するもの	交付決定 11 件 助成実績 8 件	交付決定 5 件 助成実績 9 件
宿泊施設に対する外国人旅行者の受入環境整備支援	都内宿泊施設が行う外国人旅行者の受入環境整備に対して補助するもの	交付決定 100 件 助成実績 45 件	交付決定 13 件 助成実績 53 件
宿泊施設における安全・安心向上支援	都内宿泊施設が行う防犯カメラ等防犯設備の導入に対して補助するもの	—	交付決定 11 件 助成実績 4 件
アクセシブル・ツーリズム推進に係る受入事業者支援	観光関連事業者が行うアクセシブル・ツーリズム充実に向けた取組に対して補助するもの	—	交付決定 1 件 助成実績 0 件

事業名	事業の概要	平成 28 年度	平成 29 年度
観光経営力強化支援	都内観光事業者が現場でアドバイザーの派遣を受けて実施する、既存サービスの質の向上や消費拡大への対応に対して補助するもの	—	交付決定 0 件 助成実績 0 件
インバウンド対応力強化支援	都内宿泊事業者等が行う多言語化等、外国人旅行者の受入環境整備に対して補助するもの	—	交付決定 45 件 助成実績 12 件
春のライトアップモデル化支援	観光協会等が春に行う道路、公園、河川沿い等における桜のライトアップに対して補助するもの	交付決定 10 件 助成実績 7 件	交付決定 0 件 助成実績 3 件

イ 地域観光振興事業

事業名	事業の概要	平成 28 年度	平成 29 年度
多摩・島しょ地域旅行商品造成・販売支援事業	民間旅行事業者等が行う外国人旅行者を対象とした多摩・島しょ地域を周遊する新規性のある着地型旅行商品等の造成・販売支援に対して補助するもの	交付決定 6 件 助成実績 0 件	交付決定 5 件 助成実績 3 件
水辺のにぎわい創出事業	観光協会等が新たに実施する水辺空間に賑わいを創出する事業に対して補助するもの	交付決定 6 件 助成実績 6 件	交付決定 4 件 助成実績 3 件
島しょ地域誘客促進事業	島しょ地域において宿泊や観光に利用可能な「特典付島しょ地域共通旅行券」を発行し、金額の一部を補助するもの	—	発行数 14,393 セット
島しょ地域を活用した縁結び観光プロジェクト	民間旅行事業者等が行う男女の婚活やお見合いを目的とした船舶での島しょ地域旅行のツアー造成・販売に対して補助するもの	—	交付決定 17 件 助成実績 7 件
地域資源発掘型実証プログラム事業	観光協会等から、未だ観光資源として見出されていない地域資源の活用アイデアを募集し、採択した事業に対して補助するもの	—	採択件数 20 件 助成実績 10 件
東京ライトアップ発信プロジェクト	観光協会等が春季及び秋季に行う道路や公園、河川等の一時的なライトアップに対して補助するもの	—	交付決定 12 件 助成実績 6 件

ウ 「被災地応援ツアー」及び「伊豆大島・復興応援ツアー」

項目	概要	平成 28 年度	平成 29 年度
宿泊・日帰り旅行	都内旅行事業者を通じて購入した福島県への宿泊旅行と日帰り旅行に対して、旅行代金を補助するもの	宿泊旅行 15,495 泊 日帰り旅行 4,762 人	宿泊旅行 17,907 泊 日帰り旅行 4,928 人
福島県教育旅行復興支援事業	福島県が実施する「福島県教育旅行復興事業」と連携し、都内学校が実施する福島県への教育旅行を補助するもの	助成実績 34 校	助成実績 31 校
伊豆大島・復興応援ツアー	平成 25 年の台風 26 号で被災した伊豆大島の観光復興に向け、旅行事業者が造成した伊豆大島のパッケージツアーの宿泊助成等を行うもの	旅行者数 11,117 人	—

エ 国際会議誘致・開催支援

事業名	事業の概要	平成 28 年度	平成 29 年度
国際会議誘致資金助成	国際会議主催者に対し誘致資金を助成するもの	助成実績 3 件	助成実績 1 件
国際会議開催資金助成	国際会議主催者に対し開催資金を助成するもの	助成実績 6 件	助成実績 8 件
国際会議開催支援プログラム（誘致支援事業）	国際会議主催者に対し開催支援プログラムを提供するもの	補助実績 1 件	補助実績 8 件

オ 国際イベント誘致・開催支援

事業名	事業の概要	平成 28 年度	平成 29 年度
国際イベント誘致資金助成	国際イベント主催者に対し誘致資金を助成するもの	助成実績 0 件	助成実績 0 件
国際イベント開催資金助成	国際イベント主催者に対し開催資金を助成するもの	助成実績 0 件 (注)	助成実績 0 件
国際イベント開催支援プログラム（誘致支援事業）	国際イベント主催者に対し開催支援プログラムを提供するもの	補助実績 0 件 (注)	補助実績 0 件

(注) 助成・補助の対象としていたが、開催に至らず助成・補助対象から外れた国際イベント（候補）が 2 件あり。

カ 立上げ型国際会議等の準備・開催支援

事業名	事業の概要	平成 28 年度	平成 29 年度
国際会議等立上準備資金助成	立上げ型国際会議等主催者に対し準備資金を助成するもの	—	助成実績 1 件
立上げ型国際会議等開催資金助成	立上げ型国際会議等主催者に対し開催資金を助成するもの	—	助成実績 0 件
立上げ型国際会議等開催支援プログラム	立上げ型国際会議等主催者に対し開催支援プログラムを提供するもの	—	補助実績 0 件

キ MICE施設の受入環境整備支援事業

事業の概要	平成 28 年度	平成 29 年度
MICEの会場となる施設の機能強化に向けて施設の所有者が行う設備導入に対して助成するもの	—	助成実績 12 件

ク MICE拠点育成支援事業

事業の概要	平成 28 年度	平成 29 年度
地域が連携してMICE関連施設の集積を活かし、エリア内での受入環境整備に取り組む団体等を東京ビジネスイベンツ先進エリアとして指定し、地域が提案するMICEの受入環境整備に向けた取組に対し助成するもの	—	交付決定 1 件

ケ 多摩地域におけるMICE拠点の育成支援

事業の概要	平成 28 年度	平成 29 年度
多摩地域においてMICE関連施設が一定程度集まるエリアで、受入環境整備に取り組む団体等を多摩ビジネスイベンツ重点支援エリアとして指定し、地域が提案するMICEの受入環境整備に向けた取組に対し助成するもの	—	交付決定 1 件

東京信用保証協会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京信用保証協会	平成30年9月11日から 同月20日まで	平成28年度及び平成29年度の補助対象事業
局	産業労働局	平成30年9月10日及び 25日	

2 団体の概要

設立の目的	中小企業者等のための信用保証業務を行うことで、中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的として設立
主な沿革	昭和12年8月 社団法人東京信用保証協会として設立 昭和29年7月 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づく認可法人に組織変更
事業の概要	・ 中小企業者等が、銀行等の金融機関から資金の貸付けを受けること等により、金融機関に対して負担する債務の保証 ・ 中小企業者が発行する社債のうち銀行等の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証 ・ これらの業務に付随し、その目的を達成するために必要な業務
所在地	東京都中央区八重洲二丁目6番17号
組織	本店（9部、2室）、11支店
人員	役員20名（理事長1名、理事16名、監事3名、うち非常勤12名） 職員672名

都との関係	出えん	基本財産 2,962 億 9,607 万余円のうち、129 億 1,954 万余円 (4.4%)
	補助金 (表 1)	68 億 9,157 万余円 (平成 28 年度交付額) 62 億 7,691 万余円 (平成 29 年度交付額)
	負担金 (表 2)	58 億 6,400 万余円 (平成 28 年度交付額) 54 億 5,732 万余円 (平成 29 年度交付額)
	貸付金 (表 3)	560 億 2,500 万円 (平成 28 年度末残高) 413 億 5,000 万円 (平成 29 年度末残高)
	東京都監理団体等	都は団体を報告団体とし、補助金等交付要綱等に基づき指導を行うとともに、毎年度終了後、運営状況の報告を受けている。

(注) 上記数値等は平成 30 年 3 月 31 日現在

(表 1) 補助金の交付状況

(単位: 千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
東京都中小企業 制度融資保証債 務履行補助金	東京都中小企業 制度融資保証 証債務履行補 助金交付要綱	東京信用保証協会の行う 信用保証に対する、保証 債務履行に伴う損失の補 助 (補助率: 9/10 等)	7,739,893	6,891,570	6,276,910

(注) 保証債務履行に伴う損失額から保険金等を除き補助率を乗じる

(表 2) 負担金の交付状況

(単位: 千円)

負担金名	根拠	対象事業 (負担割合)	交付額		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
東京都中小企業 制度融資信用保 証料負担金	東京都中小企業 制度融資に係る信用保証 に要する信用 保証料負担金 交付要綱	制度融資の利用に係る信 用保証料の一部を負担 (負担割合: 1/2 等)	5,685,491	5,864,009	5,457,329

(表 3) 貸付金残高

(単位: 百万円)

貸付金名	平成 27 年 度末残高	平成 28 年度			平成 29 年度		
		貸付額	償還額	年度末 残高	貸付額	償還額	年度末 残高
東京都中小企業 制度融資に係る貸付金	87,078	53,559	84,612	56,025	49,078	63,753	41,350

(注) 中小企業の金融円滑化を図るための融資の原資を東京信用保証協会へ貸し付けている。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

(1) 監査の観点

本監査では、東京信用保証協会（以下「協会」という。）の補助対象事業等について、主に、補助金交付要綱等に基づいて申請及び交付が適切に行われているかなどの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

中小企業者等が、必要な資金融資を受ける際に、協会が信用保証を行うことにより、当該企業等に対し金融支援を行っている。

景気が緩やかな回復基調にあることなどから、協会が行っている保証債務の履行については、減少傾向となっている。また、平成29年度の信用保証料は、小規模企業向け融資等の増加により、平成28年度に比べ、件数は増加しているが、金額は減少している。

補助対象事業等の執行に関する事項は以上のとおりであり、監査を実施した限りにおいて、補助金等に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

第4 補助対象事業の概要

1 事業実績

(表4) 保証債務履行補助に係る事業

(単位:件、千円)

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
保証債務履行に伴う損失額	7,167	55,357,514	6,543	51,200,118	6,008	48,037,840

(表5) 信用保証料負担に係る事業

(単位:件、千円)

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
信用保証料	18,587	11,362,063	19,621	11,679,484	20,750	10,971,172
小規模企業向け融資	8,439	904,521	8,868	971,328	10,505	1,126,697
創業融資	717	113,666	1,207	198,497	1,655	264,740
産業力強化融資	450	262,139	562	357,157	608	458,256
経営支援融資	1,641	1,145,733	1,371	917,598	1,047	713,518
企業再生支援融資	7,339	8,935,656	7,612	9,234,610	6,934	8,407,869
その他	1	345	1	290	1	88

東海汽船株式会社など7団体

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東海汽船株式会社	平成30年10月11日及び12日	平成28年度及び平成29年度の補助対象事業
	伊豆諸島開発株式会社	平成30年10月19日	
	神新汽船株式会社	平成30年10月17日	
	新島物産株式会社	平成30年10月23日	
	八幡丸漁業運輸株式会社	平成30年10月29日	
	全日本空輸株式会社	平成30年10月25日	
	新中央航空株式会社	平成30年10月5日	
局	港湾局、総務局	平成30年10月4日、30日及び31日	

2 団体の概要

各団体の主な事業

団体名	主な事業
東海汽船株式会社	海上運送事業、港湾運送事業、商事料飲事業
伊豆諸島開発株式会社	海上運送事業、船内における販売
神新汽船株式会社	海上運送事業、海運代理店業
新島物産株式会社	石材の採掘・加工販売、港湾運送事業、内航運送取扱業
八幡丸漁業運輸株式会社	水産物及び漁業資材等の海上運搬
全日本空輸株式会社	航空運送事業、航空機使用事業
新中央航空株式会社	航空運送事業、航空機使用事業、飛行場管理業

各団体の所在地及び役職員等（平成30年3月31日現在）

団体名 (設立年月)	団体の所在地	人 員
東海汽船株式会社 (明治22年11月)	東京都港区海岸一丁目16番1号	役員11名、従業員202名
伊豆諸島開発株式会社 (昭和46年5月)	東京都港区海岸一丁目16番1号	役員13名、従業員38名
神新汽船株式会社 (昭和52年10月)	東京都港区海岸一丁目16番1号	役員9名、従業員15名
新島物産株式会社 (昭和32年4月)	東京都新島村本村一丁目7番1号	役員4名、従業員37名
八幡丸漁業運輸株式会社 (昭和25年2月)	東京都港区港南四丁目7番8号	役員8名、従業員12名
全日本空輸株式会社 (昭和27年12月)	東京都港区東新橋一丁目5番2号	役員19名、従業員13,928名
新中央航空株式会社 (昭和53年12月)	茨城県龍ヶ崎市半田町3177番地	役員7名、従業員112名

3 都との関係

都は、東海汽船株式会社など7団体に対し、平成28年度に21億3,161万余円、平成29年度に18億3,976万余円の補助金を交付している。

(表1) 補助事業の概要

所 管 局	補助事業名	補助の目的	補助要綱名	補助内容及び補助金額の算 定方法
総 務 局	①小笠原諸島離島 航路補助	小笠原諸島における離 島航路の維持及び改善 を図る。	小笠原諸島離島航 路補助金交付要綱	10月から9月までの補助対象 航路の実績欠損額から国庫 補助額を差し引いた額
	②小笠原諸島離島 航路改善補助		小笠原諸島離島航 路改善補助金交付 要綱	10月から9月までの船舶使用 料（減価償却相当額及び利息 相当額）の2分の1以内の額
	③小笠原諸島離島 航路船舶建造費補 助		小笠原諸島離島航 路船舶建造費補助 金交付要綱	船舶建造に要する費用の2分 の1

所 管 局	補助事業名	補助の目的	補助要綱名	補助内容及び補助金額の算 定方法
港 湾 局	④離島航路補助	伊豆諸島における離島 航路の維持及び改善を 図る。	離島航路補助金交 付要綱	10月から9月までの補助対象 航路の実績欠損額から国庫 補助額を差し引いた額
	⑤伊豆諸島海上貨 物運賃補助	伊豆諸島における島民 生活の安定及び産業の 振興を図る。	伊豆諸島海上貨物 運賃補助金交付要 綱	1月から12月までの補助対象 貨物（プロパンガス等19品 目）の運賃の全額又は50%の 額
	⑥伊豆大島船舶旅 客運賃補助	大島町への旅客誘致を 促進し、復興に資する。	伊豆大島船舶旅客 運賃補助金交付要 綱	伊豆大島椿まつりの開催期 間、旅客一人当たり1,500円 （小学生1,000円）
	⑦離島航路船舶建 造費補助	離島航路の維持改善を 図り、島民生活の安定及 び向上に資する。	離島航路船舶建造 費補助金交付要綱	建造工事費、搭載需品、艀装 品及びその他知事が認める 費用の45%以内（平成29年 6月から平成33年3月まで）
	⑧離島航空路線運 航費補助	離島における住民の生 活に必要な旅客運送の 確保を図る。	東京都離島航空路 線運航費補助金交 付要綱	4月から3月までの補助対象 航空路の損失見込額の2分の 1
	⑨伊豆大島航空旅 客運賃補助	大島町に旅客誘致を促 進し、復興に資する。	伊豆大島航空旅客 運賃補助金交付要 綱	伊豆大島椿まつりの開催期 間、旅客一人当たり2,500円 （満3歳以上満12歳未満 2,000円）
	⑩離島航空路運賃 補助	国境離島地域における 継続的な居住が可能と なる環境の整備を図る。	東京都特定有人国 境離島地域航空路 運賃補助金交付要 綱	基準航空路運賃と要綱で定め た住民等に適用する運賃の差 額に住民等の利用人員及び 108分の100を乗じて得た額 （国庫補助は55%）
	⑪航空機購入費補 助	離島住民の福祉の向上 及び空港の効率的な利 用に資する。	東京都航空機購入 費補助金交付要綱	離島航空路に就航する航空 機等の購入金額全体の55% 以内（国庫補助は購入金額全 体の45%以内）
	⑫検査業務費・機 器購入費補助	都営空港における航空 機の安全かつ快適な利 用を確保する。	航空保安検査補助 金交付要綱	保安検査業務費又は保安検 査機器購入費の2分の1以内 の額

(表 2) 団体別の補助金交付状況

(単位: 千円)

団体名	補助事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
東海汽船株式会社	④離島航路補助	237,853	198,611	300,660
	⑤伊豆諸島海上貨物運賃補助	314,592	293,582	298,664
	⑥伊豆大島船舶旅客運賃補助	111,947	153,135	-
	⑦離島航路船舶建造費補助	-	-	573,750
	小計	664,393	645,328	1,173,074
伊豆諸島開発株式会社	①小笠原諸島離島航路補助	115,805	68,551	69,297
	②小笠原諸島離島航路改善補助	-	8,902	27,323
	③小笠原諸島離島航路船舶建造費補助	589,500	190,488	-
	④離島航路補助	183,369	204,128	198,948
	⑤伊豆諸島海上貨物運賃補助	279	261	237
	小計	888,954	472,332	295,806
神新汽船株式会社	④離島航路補助	42,811	79,094	82,050
	⑤伊豆諸島海上貨物運賃補助	2,406	2,814	2,523
	小計	45,218	81,908	84,574
新島物産株式会社	⑤伊豆諸島海上貨物運賃補助	13,266	12,242	12,512
八幡丸漁業運輸株式会社	⑤伊豆諸島海上貨物運賃補助	2,740	2,192	217
全日本空輸株式会社	⑧離島航空路線運航費補助	255,278	103,463	116,955
	⑩離島航空路運賃補助	-	-	8,563
	⑫検査業務費・機器購入費補助	30,112	19,912	20,608
	小計	285,390	123,375	146,127
新中央航空株式会社	⑧離島航空路線運航費補助	83,247	102,243	101,523
	⑨伊豆大島航空旅客運賃補助	6,380	7,987	-
	⑩離島航空路運賃補助	-	-	25,926
	⑪航空機購入費補助	-	683,101	-
	⑫検査業務費・機器購入費補助	1,182	898	-
	小計	90,809	794,230	127,450
合計		1,990,774	2,131,610	1,839,765

(表 3) 事業別の補助金交付状況

(単位：千円)

補助事業名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
補助 事業 別 内 訳	①小笠原諸島離島航路補助	115,805	68,551	69,297
	②小笠原諸島離島航路改善補助	-	8,902	27,323
	③小笠原諸島離島航路船舶建造費補助	589,500	190,488	-
	④離島航路補助	464,034	481,834	581,659
	⑤伊豆諸島海上貨物運賃補助	333,285	311,093	314,156
	⑥伊豆大島船舶旅客運賃補助	111,947	153,135	-
	⑦離島航路船舶建造費補助	-	-	573,750
	⑧離島航空路線運航費補助	338,526	205,706	218,479
	⑨伊豆大島航空旅客運賃補助	6,380	7,987	-
	⑩離島航空路運賃補助	-	-	34,490
	⑪航空機購入費補助	-	683,101	-
	⑫検査業務費・機器購入費補助	31,294	20,810	20,608

第 3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

(1) 監査の観点

本監査では、団体の補助対象事業について、主に、補助金額が各補助金交付要綱に沿って適正に算定されているかなどの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

平成 27 年度から平成 29 年度における主な補助対象事業では、離島航路補助は、補助対象航路の損失額から国庫補助金を差し引いた額が増えたことで平成 27 年度に比べ増加し、離島航空路線運航費補助は補助対象航空路の損失額が減ったことで平成 27 年度に比べ減少している。また、伊豆諸島海上貨物運賃補助については、貨物取扱量が減ったことで補助金は平成 27 年度に比べ減少している状況である。この他、平成 28 年度には、父島・母島間において小笠原諸島離島航路船舶建造費補助により建造されたははじま丸が就航したほか、調布・離島路線として利用する航空機を、航空機購入費補助を受けて購入している。

補助対象事業の執行に関する事項は以上のとおりであり、監査を実施した限りにおいて、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

第4 補助対象事業の概要

1 事業実績

① 小笠原諸島離島航路補助

(表3) 補助金交付実績

(単位：千円)

区分	団体名	伊豆諸島開発株式会社		
	航路	父島～母島		
	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
収益		149,530	227,645	283,405
	運航収益	127,577	128,279	129,370
	営業収益	21,953	99,366	154,034
費用		363,752	337,817	421,532
	運航費用	325,818	281,498	321,518
	営業費用	37,933	56,318	100,013
差引当期純損失		214,221	110,172	138,127
補助金	国庫	98,415	32,718	41,507
	都	115,805	68,551	69,297

(注) 補助対象期間は、平成27年度については平成26年10月1日から平成27年9月30日までの1年間であり、平成28年度及び平成29年度についても同様である(以下、表4、表5、表7及び表8において同じ)。

都補助金は、差引当期純損失から国庫補助及び航路改善補助を除いた額である。

(表4) 補助対象航路輸送実績

団体名	航路	年度	運航回数(回)	輸送実績			
				旅客		貨物	
				輸送人員(人)	運賃収入(千円)	輸送量(t)	運賃収入(千円)
伊豆諸島開発株式会社	父島～母島	平成27年度	258.5	18,596.5	72,130	4,131.76	42,209
		平成28年度	261.5	20,431.5	72,329	4,346.30	42,753
		平成29年度	252.0	21,317.5	77,397	3,963.50	38,352

(注) 輸送人員は、子供を0.5人として計算している(以下、表8において同じ)。

② 小笠原諸島離島航路改善補助

(表 5) 船舶使用料

(単位：千円)

区分	伊豆諸島開発株式会社	
	父島～母島	
	平成28年度	平成29年度
使用料総額	17,804	54,647
補助金	8,902	27,323

③ 小笠原諸島離島航路船舶建造費補助

(表 6) 船舶購入実績

(単位：千円)

区分		伊豆諸島開発株式会社	
		平成27年度	平成28年度
購入船舶の型式等		453トン 鋼製 貨客船 全長65.2m 幅12m	
総事業費		1,559,976	
補助金	国庫	69,000	75,445
	都	589,500	190,488

④ 離島航路補助

(表 7) 団体別補助金交付実績

(単位：千円)

区分	団体名	東海汽船株式会社			伊豆諸島開発株式会社		
	航路	東京～三宅島～御蔵島～八丈島			八丈島～青ヶ島		
	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収益		1, 524, 806	1, 510, 016	1, 478, 444	279, 384	212, 662	173, 969
	運航収益	1, 486, 153	1, 413, 673	1, 443, 985	170, 228	181, 053	142, 205
	営業収益	38, 653	96, 342	34, 458	109, 155	31, 609	31, 764
費用		2, 117, 290	2, 080, 796	2, 069, 983	607, 093	624, 772	591, 278
	運航費用	1, 343, 155	1, 319, 431	1, 322, 005	494, 528	513, 903	486, 691
	営業費用	774, 134	761, 364	747, 977	112, 565	110, 869	104, 586
差引当期純損失		592, 483	570, 780	591, 539	327, 708	412, 109	417, 309
補助金	国庫	318, 591	357, 169	275, 878	144, 339	207, 980	218, 360
	都	237, 853	198, 611	300, 660	183, 369	204, 128	198, 948
区分	団体名	神新汽船株式会社					
	航路	下田～神津島～式根島～新島 ～利島～下田					
	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度			
収益		231, 698	109, 423	106, 978			
	運航収益	85, 083	105, 773	105, 492			
	営業収益	146, 614	3, 649	1, 486			
費用		276, 082	301, 801	307, 417			
	運航費用	141, 443	162, 681	167, 835			
	営業費用	134, 638	139, 119	139, 582			
差引当期純損失		44, 383	192, 378	200, 438			
補助金	国庫	1, 572	113, 283	118, 387			
	都	42, 811	79, 094	82, 050			

(注 1) 神新汽船株式会社の平成 27 年度の国庫補助金は、旧船売却益の影響により低額となっている。

(注 2) 東海汽船株式会社の補助金は、事業者負担額等を実質欠損額から控除している。

(表 8) 団体別補助対象航路輸送実績

団体名	航路	年度	運航回数 (回)	輸送実績			
				旅客		貨物	
				輸送人員 (人)	運賃収入 (千円)	輸送量 (t)	運賃収入 (千円)
東海汽船株式会社	東京～ 八丈島	平成 27 年度	346	107,490.5	813,571	45,396.71	421,037
		平成 28 年度	349	110,903.5	778,470	45,634.97	383,212
		平成 29 年度	346.5	112,024.0	807,557	45,205.81	377,670
伊豆諸島開発株式会社	八丈島～ 青ヶ島	平成 27 年度	144.5	1,868.5	5,006	17,178.35	157,290
		平成 28 年度	163	2,592.5	6,371	18,090.61	166,542
		平成 29 年度	154	2,518.5	6,385	13,107.69	127,373
神新汽船株式会社	下田～ 神津島	平成 27 年度	252	9,331.0	30,428	6,667.36	47,837
		平成 28 年度	278	9,950.0	35,589	7,656.21	56,569
		平成 29 年度	276	11,053.0	40,029	7,197.68	51,341

⑤ 伊豆諸島海上貨物運賃補助

(表 9) 取扱実績

(単位: t)

補助率・ 品目・ 年度別 団体名 (運送航路)	100%補助品目			50%補助品目		
	プロパンガス、プロパンガス空ボンベ、小麦粉、食用油(4品目)			野菜・果物、牛、豚、肥料、飼料、天草、榊、植木、生花、切葉、木炭、キノサヤエンドウ、柘材・桑材、球根、魚介類(15品目)		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
東海汽船株式会社 (東京・伊東・伊豆諸島各島間)	16,154.92	15,822.61	15,880.83	23,729.82	23,768.64	23,351.97
伊豆諸島開発株式会社 (八丈島・青ヶ島間)	1.09	0.62	0.43	54.51	54.82	49.03
神新汽船株式会社 (下田・利島・新島・式根島・神津島間)	12.99	12.01	11.38	485.47	633.81	543.37
新島物産株式会社 (東京・大島・新島・神津島・三宅島間)	843.53	864.99	870.58	677.14	480.00	498.91
八幡丸漁業運輸株式会社 (東京・大島・新島・神津島・三宅島・八丈島間)	—	—	—	74.75	61.51	9.09

(注) 補助対象期間は、平成 27 年度については平成 27 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの 1 年間であり、平成 28 年度及び平成 29 年度についても同様である(以下、表 10 において同じ)。

(表 1 0) 団体別補助金交付実績

(単位：千円)

区分		東海汽船 株式会社	伊豆諸島開発 株式会社	神新汽船 株式会社	新島物産 株式会社	八幡丸漁業運輸 株式会社
平成 27 年度	100%補助	188,992	19	191	9,258	-
	50%補助	100,853	238	2,035	2,936	2,740
	燃料	24,746	21	180	1,071	-
	計	314,592	279	2,406	13,266	2,740
平成 28 年度	100%補助	183,549	10	172	9,622	-
	50%補助	100,709	243	2,561	2,218	2,192
	燃料	9,323	7	80	401	-
	計	293,582	261	2,814	12,242	2,192
平成 29 年度	100%補助	184,568	8	160	9,666	-
	50%補助	99,119	216	2,232	2,218	217
	燃料	14,976	12	130	628	-
	計	298,664	237	2,523	12,512	217

⑥ 伊豆大島船舶旅客運賃費補助

(表 1 1) 補助金交付実績

区分	東海汽船株式会社					
	平成 27 年度			平成 28 年度		
	大人	小人	合計	大人	小人	合計
単価(円)	1,500	1,000	-	1,500	1,000	-
人数(人)	73,867	1,147	75,014	100,684	2,109	102,793
金額(千円)	110,800	1,147	111,947	151,026	2,109	153,135

(注)平成 27 年度の補助対象期間は平成 28 年 1 月 31 日から同年 3 月 21 日まで、平成 28 年度の補助対象期間は平成 29 年 1 月 29 日から同年 3 月 26 日までである(以下、表 14 において同じ)。

⑦ 離島航路船舶建造費補助

(表 1 2) 補助金交付実績

(単位：千円)

区分	東海汽船株式会社
	平成29年度
購入船舶の型式等	165トン アルミニウム合金製 全没翼型水中翼旅客船 全長30.33m 幅8.53m
補助金額	573,750

(注) 総事業は51億円であり、このうち都の補助額は22億9,500万円、独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構からの借入金は22億9,500万円、自己資金は5
億1,000万円である。

⑧ 離島航空路線運航費補助

(表 1 3) 団体別補助金交付実績

(単位：千円)

区分		全日本空輸株式会社			新中央航空株式会社		
		羽田～大島 (注 1) 羽田～八丈島			調布～大島 (注 2) 調布～新島 調布～神津島 調布～三宅島		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収入		2,270,750	2,229,298	2,229,231	1,007,592	1,219,939	1,263,852
	営業収入	2,211,204	2,168,878	2,160,649	1,002,144	1,213,382	1,257,632
	営業外収入	59,546	60,420	68,582	5,448	6,557	6,220
費用		2,808,373	2,447,115	2,475,453	1,174,973	1,424,426	1,467,382
	営業費用	2,747,138	2,392,842	2,425,677	1,158,073	1,393,508	1,447,193
	営業外費用	61,235	54,273	49,776	16,900	30,918	20,189
差引当期純損失		537,623	217,817	246,223	167,381	204,487	203,530
補助金	国庫	255,278	103,463	116,955	83,247	102,243	101,523
	都	255,278	103,463	116,955	83,247	102,243	101,523

(注 1) 補助対象期間は平成 27 年 10 月 24 日まで

(注 2) 補助対象期間は平成 27 年 10 月 25 日から

⑨ 伊豆大島航空旅客運賃補助

(表 1 4) 補助金交付実績

区分	新中央航空株式会社					
	平成 27 年度			平成 28 年度		
	大人	小人	合計	大人	小人	合計
単価(円)	2,500	2,000	-	2,500	2,000	-
人数(人)	2,524	35	2,559	3,142	66	3,208
金額(千円)	6,310	70	6,380	7,855	132	7,987

⑩ 離島航空路運賃補助

(表 1 5) 団体別補助金交付実績

区分		全日本空輸株式会社	新中央航空株式会社
		平成29年度	平成29年度
対象路線		東京～八丈島	調布～三宅島
基準航空路運賃額(a)(円)		14,900	14,900
要綱第6条(2)の規定額(b)(円)		13,500	10,400
差額(a-b)(円)		1,400	4,500
利用者数(人)		14,680	8,697
請求額(千円)		19,029	36,237
補助金額(千円)	国庫	10,466	10,310
	都	8,563	25,926

(注) 全日本空輸株式会社の八丈島便は平成 2 9 年 9 月 1 日から、新中央航空株式会社の三宅島便は平成 2 9 年 8 月 1 日から補助を開始している。

⑪ 航空機購入費補助

(表 1 6) 航空機購入実績

(単位：千円)

区分		新中央航空株式会社
		平成 28 年度
購入航空機の型式等		Dornier228-212 型機 1 機 (乗客定員 19 名)
補助対象経費の金額		1,242,003
補助金額	国庫	558,901
	都	683,101

⑫ 検査業務費・機器購入費補助

(表 1 7) 検査業務費補助

(単位：千円)

区分	全日本空輸株式会社			
	平成27年度		平成28年度	平成29年度
対象空港名	大島空港	八丈島空港	八丈島空港	八丈島空港
保安検査業務委託費	15, 571	38, 712	39, 824	40, 774
ハイジャック検査業務	8, 133	23, 762	24, 223	25, 318
受託手荷物検査業務	6, 097	13, 025	13, 282	13, 901
地上作業監視業務	1, 341	1, 925	2, 317	1, 554
補助対象経費合計	54, 284		39, 824	40, 774
補助金額	27, 142		19, 912	20, 387

(表 1 8) 団体別検査機器購入費補助

(単位：千円)

区分	全日本空輸株式会社		新中央航空株式会社	
	平成27年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度
対象空港名	八丈島空港	八丈島空港	三宅島空港	大島空港
保安検査機器の種類	液体検査装置 X線検査装置	監視カメラ	門型金属探知機 液体物検査装置	門型金属探知機 液体物検査装置
補助対象経費の金額	5, 940	442	2, 365	1, 797
補助金額	2, 970	221	1, 182	898

第 4 出資団体別監査結果

八丈島空港ターミナルビル株式会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	八丈島空港ターミナルビル株式会社	平成30年5月23日	第37期(平成28.4.1～平成29.3.31)及び第38期(平成29.4.1～平成30.3.31)の事業
局	港湾局	平成30年5月17日	

2 団体の概要

設立の目的		島民の生活安定や観光をはじめとする島内産業の活性化にとって必要不可欠な八丈島空港施設の管理運営業務等を行うことを目的として設立
主な沿革		昭和2年1月 海軍飛行場として開設 昭和37年5月 八丈島空港供用開始 昭和55年7月 八丈島空港ターミナルビル株式会社設立 昭和57年4月 八丈島空港ターミナルビル供用開始
事業の概要		- 貸室及び空港施設の賃貸業 - 航空機、航空旅客、航空貨物等の地上取扱業 - 食堂及び売店の経営 - 衣類等のクリーニング業 - 空港施設及びその他施設の管理運営業務
所在地		東京都八丈島八丈町大賀郷2839番地2
組織		1部
人員		役員11名（代表取締役社長1名、代表取締役専務1名、常務取締役1名、取締役6名及び監査役2名（代表取締役専務及び常務取締役を除き非常勤）） 従業員53名
都との関係	出資	資本金3億円のうち、1億5,900万円（53%）
	経常収益に占める都からの収益（表1）	経常収益6億50万余円のうち、1億9,797万余円（33.0%）
	財産の貸付（表2）	土地（3,645㎡）を有償貸付
	職員の派遣等	非常勤の取締役3名が都職員（局長級1名及び部長級2名） 代表取締役社長及び常務取締役が都退職者
	東京都監理団体等	都は団体を報告団体とし、東京都監理団体指導監督要綱に基づき指導を行うとともに、毎年度終了後、経営状況の報告を受けている。

	公の施設の管理 運営（表 3）	1 億 5,365 万余円（平成 28 年度指定管理料） 1 億 5,328 万余円（平成 29 年度指定管理料）
	指定管理者 運営状況評価	平成 28 年度：A 平成 29 年度：A

（注）上記数値等は平成 30 年 3 月 31 日現在

（表 1）経常収益に占める都からの収益の推移

（単位：百万円、％）

科目		第 36 期 （平成 27 年度）		第 37 期 （平成 28 年度）		第 38 期 （平成 29 年度）	
			構成比		構成比		構成比
合計		492	100	608	100	600	100
都からの収益		81	16.6	198	32.7	197	33.0
	大島港湾空港施設巡回点検等業務委託	15	3.2	15	2.6	15	2.6
	三宅島港湾空港施設点検等巡回業務委託	26	5.3	28	4.6	28	4.7
	八丈島空港管理業務委託	39	8.0	－	－	－	－
	特定建築物環境衛生管理委託	0	0.1	0	0.1	－	－
	八丈島港湾漁港施設巡回業務委託	－	－	0	0.1	0	0.1
	八丈島空港指定管理	－	－	153	25.2	153	25.5
他の収益		410	83.4	410	67.3	402	67.0

（表 2）公有財産の貸付状況

（単位：千円）

分類	施設名	目的	種類	使用料 （年額）
			土地	
行政財産	八丈島空港用地	空港ビル建築のため	3,645 m ²	1,680

（表 3）公の施設の管理運営状況

（単位：千円）

施設名	指定管理期間	指定管理料	
		第 37 期 （平成 28 年度）	第 38 期 （平成 29 年度）
東京都八丈島空港 （東京都八丈島八丈町大賀郷 2839 番地 2）	平成 28.4.1～ 平成 33.3.31	153,658	153,280

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

(単位:百万円、%)

科目	第36期 (平成27年度)	第37期 (平成28年度)		第38期 (平成29年度)			
			増減額	増減率		増減額	増減率
売上高	489	604	115	23.6	598	△ 6	△ 1.0
売上原価	55	139	84	152.2	139	0	0.4
経常利益	51	80	29	56.4	52	△ 27	△ 34.4
当期純利益	31	55	23	72.5	35	△ 19	△ 35.1
資産合計	991	1,089	98	10.0	1,104	14	1.4
負債合計	116	159	43	37.5	138	△ 20	△ 13.1
純資産合計	874	929	55	6.3	965	35	3.8

(1) 監査の観点

本監査では、主に、八丈島空港ターミナルビル株式会社（以下「会社」という。）が所有する八丈島空港ターミナルビル（以下「空港ビル」という。）及び第37期（平成28年度）から会社が指定管理者となっている東京都八丈島空港について、施設設備等の管理及び運営を適切に行っているかなどの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

八丈島・東京路線は全日本空輸株式会社、利島・大島・三宅島・御蔵島・八丈島・青ヶ島路線は東邦航空株式会社（注）によりそれぞれ運航されており、会社は、所有する空港ビルをこれら航空事業者等に賃貸するほか、これら航空事業者からハンドリング業務等を受託している。

また、会社は、主に空港ビルを利用する旅客を対象に、直営のレストラン及び売店を運営するほか、物品販売業務等も行っている。

空港管理事業として、会社は、東京都大島空港及び東京都三宅島空港等における巡回等業務を受託しているほか、第37期（平成28年度）からは、指定管理者として、東京都八丈島空港の管理運営も受託している。

なお、会社は、昭和57年に供用開始した空港ビルのリニューアルを計画しており、設計業務を委託する等着工に向けた準備を行っている。

（注）公益財団法人東京都島しょ振興公社から受託

(3) 経営成績

会社が、平成28年4月1日から東京都八丈島空港の指定管理者になったことに伴い、第37期（平成28年度）の売上高及び売上原価は、第36期（平成27年度）に比べてそれぞれ増加し、経常利益及び当期純利益についてもそれぞれ増加している。

第38期（平成29年度）は、従業員に対して社内登用試験を実施し、有期雇用から無期雇用への転換を推進していることによる給料手当の増等のため販売費及び一般管理費が増加して

いることから、経常利益、当期純利益共に、第37期（平成28年度）と比較して減少している。

（4）財政状態

第38期（平成29年度）における資産は、第37期（平成28年度）に比べ、期中に投資有価証券が満期となったため減少しているものの、これにより預金が増えていること、また、空港ビルのリニューアルに向け、設計業務の委託、浄化槽の更新を行っていること等に伴い、建設仮勘定及び構築物が増えているため、増加している。

負債については、第37期（平成28年度）に比べ、税引前当期純利益が減っていることに伴う未払法人税の減により、減少している。

純資産については、第38期（平成29年度）も当期純利益を確保できていることから増加している。

（5）経営に関する評価

会社は、第37期（平成28年度）から、東京都八丈島空港の指定管理者として、航空輸送を確保し、もって島民の生活安定、産業の振興等に資することを目的に設置された空港を、安全かつ効率的に管理するため、その管理運営業務を行っている。

空港土木施設等の巡回、点検業務等を年間事業計画に沿って行うとともに、鳥獣防除業務においても機器の導入により鳥類の飛来数が減少するなどの成果を上げている。これまでに管理瑕疵による事故は発生しておらず、消火救難等の訓練を実施することにより空港の安全性についても確保し、国による航空灯火定期検査等に対応している。また、個人情報保護の取扱いについて研修を実施するなど法令等を遵守する取組を行っている。さらに、使用料徴収業務や都有財産の管理等についても適正に実施している。

会社の経常収益には、指定管理料のほか、テナントからの不動産収入及び航空事業者等からの受託収入があり、これらのみで会社の経常収益の過半を占めていることから、会社は、今後も旅客を誘致するための取組を推進する必要がある。

「八丈島アイきっぷ」（注1）の導入や「しまぼ通貨」（注2）の販売等により旅客数は、第37期（平成28年度）及び第38期（平成29年度）において、いずれも前年度に比べて増加しており、第38期（平成29年度）は、19万3,000人（対前年度比106.2%）となっている。

このほか、会社は、空の日イベントや空港の制限区域見学会などを開催し、旅客を誘客する取組を行っている。

会社は、第38期（平成29年度）を開始年度とする第5次中期計画を策定し、経営ビジョンとして、島の玄関口である空港の利用者に安全で快適なサービスを提供するとともに、「活気ある島」を目指して積極的な事業展開を図っていくとし、「安定的な経営基盤の構築」、「ビルリニューアルに向けた各取組と完成後の方向性確認」及び「「活気ある島」への貢献と優しく賑わいがある空港づくり」を骨子とする中期目標を掲げている。

今後、会社は、既存事業の検証と品質向上に取り組み、指定管理者として空港管理業務を検証し、着実に実施するとともに、雇用環境の整備等により経営基盤の安定化を図るだけでなく、空港ビルのリニューアルに的確に対応するほか、「活気ある島」の実現に向けた事業を推進していく必要がある。

経営に関する事項は以上のとおりであり、会社の事業は、監査を実施した限りにおいて、出資の目的に沿って運営されていると認められる。

(注1) 八丈島に住民票がある者に適用される割引運賃

(注2) 東京都の島しょ地域で利用できるプレミアム付き宿泊旅行商品券

第4 経営状況の概要

1 経営状況

(1) 事業実績

ア 不動産事業等

項目	第36期 (平成27年度)	第37期 (平成28年度)	第38期 (平成29年度)
不動産事業 (空港ビル賃貸)	A N Aホールディングス株式会社 東京都(八丈支庁) 土産物店舗等		
受託事業	A N A旅客・貨物ハンドリング業務、運航管理支援業務、整備補助業務 東邦航空ハンドリング業務等		
レストラン事業	レストラン運営業務(アカコッコ) 売店運営業務(いそこっこ)		
販売事業	クリーニング取次業務 物品販売業務等		
空港管理事業	八丈島空港管理業務 三宅島港湾空港施設 点検等巡回業務等	八丈島空港指定管理 三宅島港湾空港施設点検等巡回業務等	

イ 公の施設の管理運営

項目	第37期 (平成28年度)	第38期 (平成29年度)
空港土木施設 等の維持管理 業務	滑走路等の巡回業務 通年(3回/日) 立入禁止柵・トンネル等巡回 通年(1回/毎朝) 立入禁止柵定期点検 6回(2か月ごと) 飛行場定期点検 24回(毎月2回) 空港緑地管理 灯火施設維持管理業務等	
鳥獣防除業務	鳥飛来状況確認 通年(2回/日) 監視カメラを常時作動 バーdsスイープ 42回(煙火・スピー ー使用)	鳥飛来状況確認 通年(2回/日) 監視カメラを常時作動 バーdsスイープ 253回(煙火・スピー カーに加え、エアライ フル、超音波鳥獣撃退 装置使用)
駐車場の管理 業務	定時巡回 通年(2回/日) 定期点検 12回(毎月1回)	

項目	第 37 期 (平成 28 年度)	第 38 期 (平成 29 年度)
空港の運用業務	通常運用時間帯 通年 (8:00~18:00) 時間外運用 運用時間延長 (注 1) 26 回 夜間臨時運用 (注 2) 27 回	通常運用時間帯 通年 (8:00~18:00) 時間外運用 運用時間延長 (注 1) 29 回 夜間臨時運用 (注 2) 25 回
使用料徴収業務	A N A ・ T A L 着陸 1,790 回 民間機 着陸 66 回 停留 (注 3) 31 回 公用機 着陸 137 回 停留 (注 3) 6 回 歳入額 20,931 千円	A N A ・ T A L 着陸 1,794 回 停留 (注 3) 6 回 民間機 着陸 90 回 停留 (注 3) 46 回 公用機 着陸 136 回 停留 (注 3) 7 回 歳入額 21,637 千円
空港保安対策業務	都及び航空局からの通達文書の回覧 都度実施 消火救難対応等訓練 1 回 不法侵入事案等対応訓練 1 回 航空機不法奪取対応訓練 1 回	
自主事業	ご意見箱設置による利用者要望等把握 空港管理業務に関するウェブサイト作成 空港飾り付け活動 空の日 (10/1) イベント 制限区域内見学会 鳥獣防除対策の検証 青ヶ島村立小中学校の作品等展示 屋上展望デッキ長椅子設置 オオキンケイギク除草作業 中学生職場体験受入れ	ご意見箱設置による利用者要望等把握 空港管理業務に関するウェブサイト作成 空港飾り付け活動 空の日 (10/1) イベント 制限区域内見学会 鳥獣防除対策の検証 空港絵画展 空港施設案内板の設置 空港花壇植栽作業

(注 1) 運用時間中に対応要請があり、18 時以降まで運用延長した場合

(注 2) 担当従業員退社後に、緊急で開港要請があった場合

(注 3) 6 時間以上空港内に停留すること

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位:百万円、%)

科目		第 36 期 (平成 27 年度)	第 37 期 (平成 28 年度)			第 38 期 (平成 29 年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率	
売上高		489	604	115	23. 6	598	△ 6	△ 1. 0
	不動産収入	171	171	△ 0	△ 0. 1	172	0	0. 4
	受託収入	150	150	0	0. 6	144	△ 6	△ 4. 5
	レストラン収入	65	68	2	4. 5	69	1	1. 9
	販売収入	26	24	△ 1	△ 7. 0	23	△ 1	△ 4. 8
	空港管理収入	75	188	113	150. 5	188	△ 0	△ 0. 1
売上原価		55	139	84	152. 2	139	0	0. 4
売上総利益		433	465	31	7. 2	458	△ 6	△ 1. 5
販売費及び一般管理費		385	388	3	0. 9	407	18	4. 8
営業利益		48	76	27	57. 7	50	△ 25	△ 33. 5
営業外収益		3	4	1	36. 6	2	△ 2	△ 49. 2
	受取利息	2	2	△ 0	△ 17. 8	1	△ 0	△ 48. 3
	受取配当金	0	0	0	14. 4	1	0	17. 7
	雑収入	0	1	1	-	0	△ 1	△ 88. 8
営業外費用		0	0	△ 0	△ 99. 8	0	0	200
経常利益		51	80	29	56. 4	52	△ 27	△ 34. 4
税引前当期純利益		51	80	29	56. 4	52	△ 27	△ 34. 4
法人税等		15	27	12	79. 1	16	△ 10	△ 38. 5
法人税等調整額		4	△ 1	△ 6	△ 141. 0	0	2	△ 116. 7
当期純利益		31	55	23	72. 5	35	△ 19	△ 35. 1

イ 主要経営指標の推移

項目	第 36 期 (平成 27 年度)	第 37 期 (平成 28 年度)	第 38 期 (平成 29 年度)	算式
総資本事業利益率 (%)	5.2	7.3	4.8	$\frac{\text{事業利益}}{\text{総資本}}$
売上高営業利益率 (%)	9.9	12.6	8.5	$\frac{\text{営業利益}}{\text{売上高}}$
総資本回転率 (回)	0.5	0.6	0.5	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	89.5	86.7	91.2	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位:百万円、%)

科目	第 36 期 (平成 27 年度)	第 37 期 (平成 28 年度)			第 38 期 (平成 29 年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
流動資産	514	685	170	33.2	726	40	6.0
現金	5	5	△ 0	△ 9.5	5	0	5.8
預金	479	640	160	33.5	680	40	6.3
売掛金	19	30	10	56.7	30	0	1.1
貯蔵品	3	3	△ 0	△ 8.7	3	0	16.0
立替金	1	0	△ 0	△ 54.1	0	△ 0	△ 50.0
前払費用	-	-	-	-	0	0	-
未収消費税	-	-	-	-	0	0	-
繰延税金資産	4	5	1	22.7	4	△ 0	△ 15.8
固定資産	476	404	△ 72	△ 15.1	378	△ 26	△ 6.5
有形固定資産	230	226	△ 4	△ 2.0	289	63	28.1
建物	675	675	-	-	675	-	-
建物付属設備	351	351	-	-	352	0	0.2
構築物	61	61	-	-	94	32	52.7
機械装置	52	52	-	-	52	△ 0	△ 0.7
車両運搬具	6	8	2	43.2	8	-	-
工具器具備品	52	51	△ 0	△ 0.6	52	0	1.1
土地	39	39	-	-	39	-	-
建設仮勘定	-	11	11	-	25	14	130.1
減価償却累計額	△ 1,009	△ 1,027	△ 18	1.8	△ 1,012	15	△ 1.5
無形固定資産	0	0	-	-	0	-	-
電話加入権	0	0	-	-	0	-	-
投資その他資産	245	177	△ 67	△ 27.5	87	△ 89	△ 50.6
関係会社株式	49	49	-	-	49	-	-
投資有価証券	179	109	△ 69	△ 39.0	20	△ 89	△ 81.7
出資金	1	1	-	-	1	-	-
保証金	-	0	0	-	0	-	-
長期前払保険料	-	1	1	-	0	△ 0	△ 50
敷金	0	0	-	-	0	-	-
長期繰延税金資産	14	14	0	5.3	15	0	4.0
資産合計	991	1,089	98	10.0	1,104	14	1.4

(単位：百万円、%)

科目		第 36 期 (平成 27 年度)	第 37 期 (平成 28 年度)			第 38 期 (平成 29 年度)			
					増減額	増減率			増減額
流動負債		61	102	41	66.5	80	△ 22	△ 22.2	
	買掛金	5	5	0	2.5	5	0	1.3	
	未払金	1	24	22	-	26	2	9.9	
	未払費用	4	5	0	18.9	6	1	27.6	
	前受金	12	12	△ 0	△ 0.2	13	0	0.8	
	預り金	8	9	1	15.4	9	0	1.8	
	未払法人税等	6	23	16	268.6	4	△ 18	△ 79.3	
	未払消費税	10	9	△ 1	△ 10.0	-	△ 9	△ 100	
	賞与引当金	12	12	0	4.4	13	0	3.5	
固定負債		54	56	2	4.5	58	1	3.4	
	長期預り金	8	8	0	0	8	0	0	
	退職給付引当金	46	48	2	5.3	50	1	4.0	
負債合計		116	159	43	37.5	138	△ 20	△ 13.1	
株主資本		874	929	55	6.3	965	35	3.8	
	資本金	300	300	0	0	300	0	0	
	利益剰余金	574	629	55	9.6	665	35	5.7	
		別途積立金	80	120	40	50	170	50	41.7
		建設準備積立金	450	450	0	0	450	0	0
		繰越利益剰余金	44	59	15	33.8	45	△ 14	△ 23.8
純資産合計		874	929	55	6.3	965	35	3.8	
負債・純資産合計		991	1,089	98	10.0	1,104	14	1.4	

イ 主要経営指標の推移

項目	第 36 期 (平成 27 年度)	第 37 期 (平成 28 年度)	第 38 期 (平成 29 年度)	算式
流動比率 (%)	831.4	665.3	906.3	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率 (%)	88.3	85.3	87.4	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率 (%)	51.3	41.0	37.0	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本}}$

公立大学法人首都大学東京

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公立大学法人首都大学東京	平成30年10月22日から 同月30日まで	平成28年度及び平成29年度の事業
局	総務局	平成30年10月18日及び 31日	

2 団体の概要

設立の目的	大都市における人間社会の理想像を追求することを使命とし、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、教育研究機関、産業界等との連携を通じて、大都市に立脚した教育研究の成果をあげ、豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、もって都民の生活及び文化の向上に寄与することを目指す大学及び高等専門学校を設置し、及び管理することを目的として設立
主 な 沿 革	公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、平成17年4月1日に都が設立 ・首都大学東京 平成17年4月 首都大学東京設置 平成18年4月 首都大学東京大学院再編 ・産業技術大学院大学 平成18年4月 産業技術大学院大学設置 ・東京都立産業技術高等専門学校 平成18年4月 東京都立産業技術高等専門学校設置 平成20年4月 公立大学法人首都大学東京へ移管

事業の概要		・ 首都大学東京、産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校の設置及び運営 ・ 学生に対する修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助 ・ 受託研究又は共同研究その他の法人以外の者との連携による教育研究 ・ 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会の提供 ・ 教育研究の成果の普及及び活用促進 ・ 前各号の業務に附帯する業務
所在地		東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 1 号
組織		首都大学東京、産業技術大学院大学、東京都立産業技術高等専門学校及び事務組織（経営企画室、総務部等）
人員		役員 9 名（理事長 1 名、副理事長 3 名、理事 3 名、監事 2 名（非常勤）） 教員 831 名、職員 553 名
都との関係	出資（表 1）	現物出資 土地 860 億 3,536 万 7,540 円、建物 618 億 9,525 万 8,480 円 合計 1,479 億 3,062 万 6,020 円（100%）
	交付金（表 2）	176 億 4,425 万余円（平成 28 年度交付額） 175 億 9,776 万余円（平成 29 年度交付額）
	補助金（表 2）	32 億 1,661 万余円（平成 28 年度交付額） 25 億 7,691 万余円（平成 29 年度交付額）
	就学支援金等 （表 3）	1 億 1,973 万余円（平成 28 年度交付額） 1 億 1,485 万余円（平成 29 年度交付額）
	事業の委託（表 4）	3 億 9,908 万余円（平成 28 年度委託料） 2 億 496 万余円（平成 29 年度委託料）
	経常収益に占める都からの収益 （表 5）	経常収益 270 億余円のうち、188 億余円（69.8%）（平成 28 年度） 経常収益 270 億余円のうち、188 億余円（69.8%）（平成 29 年度）
	財産の貸付（表 6）	建物（9,947.32 m ² ）及び土地（25.0 m ² ）を無償貸付
	職員の派遣等	部長 3 名及び課長 19 名、常勤職員 65 名を都から派遣
	業務実績評価 （全体評価） （注 2）	平成 28 年度：順調に成果を上げ、中期目標の達成につなげた。 第二期中期目標期間：確かな成果を上げ、中期目標を達成した。 平成 29 年度：着実な業務の進捗状況にある。

（注 1）上記数値等は平成 29 年 5 月 1 日現在

（注 2）法人は、自らが実施する自己点検・評価結果を踏まえ、年度計画及び中期計画に記載されている事項について、当該計画の実施状況を検証し、当該項目の実施状況を 5 段階（S～

D) で自己評価を行い、業務実績等報告書を作成する。東京都地方独立行政法人評価委員会（東京都における知事の附属機関として設置。以下「評価委員会」という。）は、これに基づき検討を行い、52の項目別評価「1～5」及び全体評価をし、知事へ報告する。

（表1）出資（現物出資）の状況

（単位：㎡、円）

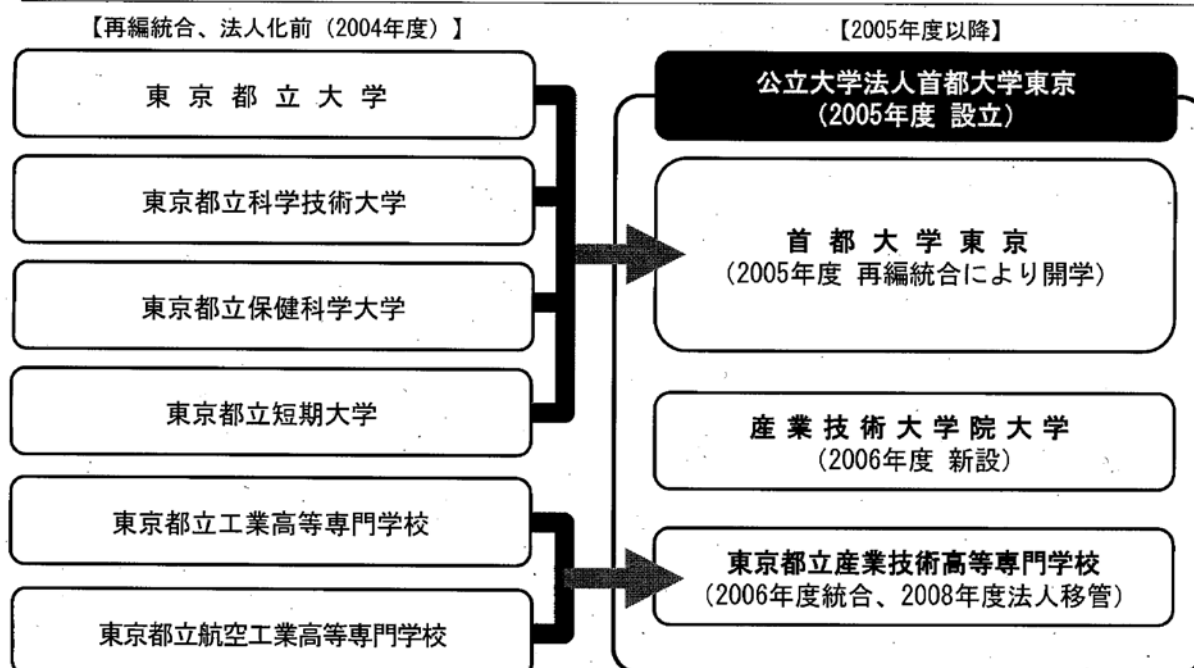
区分	土地		建物	
	地積	評価額	延べ床面積	評価額
東京都立大学	428,041.26	29,845,527,110	158,673.81	29,690,479,028
東京都立保健科学大学	34,999.97	5,914,994,930	29,635.27	6,098,194,271
東京都立科学技術大学等（注1）	62,439.61	7,010,000,000	38,440.04	13,503,248,398
東京都立大学小笠原研究施設	771.45	24,100,000	546.73	159,546,400
東京都立工業高等専門学校	37,134.15	30,084,078,300	34,139.54	7,577,456,910
東京都立航空工業高等専門学校等	48,370.10	13,156,667,200	30,819.55	4,866,333,473
合計	611,756.54	86,035,367,540	292,254.94	61,895,258,480

（注1）平成29年4月1日に東京都から無償貸与を受けていた首都大学東京日野キャンパスの建物について現物出資（建物）を受けたもの（9,587.59㎡、6,328,800,000円）を含む。

（注2）法人の資本金の額は、東京都が出資する上記（表1）に掲げる資産について、当該出資の日に掲げる時価を基準として、都が評価した額である。

（参考）

- ・2005年度に旧4大学を再編統合し「首都大学東京」を開学した。
- ・その後、法人は2006年度に産業技術大学院大学を開学し、2008年度に東京都立産業技術高等専門学校が東京都から法人に移管されたことにより、現在の2大学1高専となった。



(表 2) 交付金及び補助金の交付状況

(単位：千円)

交付・補助金名	根拠	交付・補助対象	交付額		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
運営費交付金	公立大学法人 首都大学東京 運営費交付金 交付要綱	法人の運営（通常 及び特定期間の事 業等）に要する経 費	18,450,579	17,644,254	17,597,768
施設費補助金	公立大学法人 首都大学東京 施設費補助金 交付要綱	法人の施設・設備 の整備に要する経 費	686,338	3,216,617	2,576,919
合計			19,136,917	20,860,871	20,174,688

(表 3) 高等学校等就学支援金及び事務費の交付状況

(単位：円)

区分	根拠	対象事業	交付額		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就学支援金	東京都立産業技術高等専門学校 就学支援金等交付要綱	教育に係る経済的負担の軽減、機会均等に寄与	119,893,250	119,250,050	114,157,300
事務費			815,000	486,000	701,000
合計			120,708,250	119,736,050	114,858,300

(表 4) 委託事業 (都連携事業)

(単位 : 円)

所管局名	事業名	委託料		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
政策企画局	都市外交人材育成基金を活用した事業 (新素材開発の研究) など	274, 996, 350	324, 954, 438	118, 946, 611
総務局	被災者生活再建支援に関する受託研究	－	－	4, 944, 946
都市整備局	長寿命環境配慮住宅モデル事業に係る省エネルギー・CO2 削減効果検証	3, 169, 906	1, 268, 952	－
環境局	新たなスタイルによる公共空間の美化活動に関するデザイン戦略の策定及び広報活動の展開	－	9, 740, 644	－
福祉保健局	首都大学東京と連携した子供の貧困対策の推進	－	34, 938, 200	2, 971, 167
産業労働局	漁場の評価と生産性向上対策など	500, 000	500, 000	46, 368, 428
水道局	小河内貯水池の水質対策に関する共同研究など	20, 176, 475	27, 679, 308	31, 731, 556
合計		298, 842, 731	399, 081, 542	204, 962, 708

(表 5) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
			構成比		構成比		構成比
合計		25,887	100	27,051	100	27,026	100
	都からの収益	17,855	69.0	18,873	69.8	18,854	69.8
	運営費交付金	16,439	63.5	16,674	61.6	16,834	62.3
	資産見返負債戻入	941	3.6	923	3.4	935	3.5
	受託事業等収益	337	1.3	423	1.6	221	0.8
	施設費収益	137	0.5	851	3.1	863	3.2
	他の収益	8,031	31.0	8,177	30.2	8,171	30.2

(表 6) 公有財産の貸付状況

(単位：㎡)

分類	施設名（所在地）	目的	種類	面積
行政財産	東京都農林総合研究センター （東京都立川市富士見町三丁目 8 番 1 号）	観測用鉄塔の設置	土地	25.00
普通財産	首都大学東京晴海校舎 （東京都中央区晴海一丁目 2 番 2 号）	法科大学院の運営	建物	9,869.02
	富士見高原学外施設 （長野県富士見町立沢字広原 1 番 1056）	セミナーハウスの運営	建物	78.30
	小計			9,947.32

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

(単位: 百万円、%)

科目	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度			
			増減額	増減率		増減額	増減率
経常費用	25,459	26,097	638	2.5	26,511	414	1.6
経常収益	25,887	27,051	1,164	4.5	27,026	△ 24	△ 0.1
当期総利益	868	1,148	279	32.2	603	△ 544	△ 47.4
資産合計	155,035	155,243	207	0.1	157,654	2,411	1.6
負債合計	19,175	19,304	129	0.7	19,301	△ 2	△ 0.0
純資産合計	135,860	135,938	77	0.1	138,352	2,414	1.8

(1) 監査の観点

本監査では、法人の事業について、主に、中期目標及び計画に基づく法人の運営が適正かつ効率的に行われているかなどの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

法人は、首都大学東京、産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校について、都知事が定めた業務運営に係る中期目標に基づき、中期計画及び年度計画を作成し、運営を行っている。

事業運営について見ると、法人は、法第25条及び第78条の規定により知事が平成22年6月に定めた中期目標(期間:平成23年度から平成28年度まで)に基づき、第二期中期計画(平成23年3月認可、平成27年3月変更認可)及びこれに基づく年度計画を作成し、2大学1高専体制での改革の本格化と位置付けて、国際化への対応、学生支援機能の充実、研究支援体制の強化、産学公連携機能の整備などを実施した。

この結果、第二期中期目標期間中に知事の承認を受けて行った利益処分の状況を踏まえて見たところ、中期目標期間最終年度の積立金の期末残高は20億7,618万余円であり、これに中期目標期間の最終年度の未処分利益11億4,807万余円及び中期目標期間繰越積立金25億6,563万余円、教育研究の質の向上及び運営組織の改善目的積立金の使用残額16億5,590万余円を加えると、積立金は74億4,579万余円となる。

この積立金のうち、46億94万余円については前中期目標期間繰越積立金に計上し、残余の額28億4,485万余円を法第40条第6項の規定に基づき都へ納付した。

また、平成29年度は、6年間の第三期中期目標期間の初年度であり、改革の効果を把握し、検証しながら、新たに効果的な教育手法やプログラムの導入を図る取組を進めている。

（３）費用及び収益の状況

法人の経常費用については、平成２８年度及び平成２９年度ともに増加しており、これは主に、高度セキュリティ人材育成などの教育経費の増加などによるものである。

経常収益は、都からの収益である運営費交付金収益が約６割で大半を占めているが、自己収入である学生からの授業料収益が約２割で、それ以外にも受託研究等収入も得ている。

経常収益を見ると、平成２８年度は、１１億余円増加しており、これは主に、都から補助された老朽化施設等の大規模改修工事に係る収益の増加によるものである。

なお、平成２８年度には、目的積立金等を取り崩したための収益が６億余円あったものの、日野キャンパス旧実験棟を除却したため、臨時損失が４億余円発生した。

これらの結果、平成２８年度の当期総利益は、２億余円増加し、平成２９年度においては、５億余円減少している。

（４）財政状態

法人の資産のうち９割以上は、土地や建物などの固定資産が占めている。

資産は、平成２９年度に２４億余円増加しており、これは主に、都から日野キャンパス実験棟の現物出資を受けたことなどによるものである。

純資産は、平成２９年度に第二期中期目標期間の終了に伴い、都へ積立金を返還したものの、上記の現物出資により資本金が増加したことなどにより２４億余円増加している。

（５）事業運営に関する評価

法人は、法第２８条第１項の規定に基づき、平成２８年度及び第二期中期目標期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けている。

委員会が平成２９年８月に公表した「平成２８年度及び第二期中期目標期間 公立大学法人首都大学東京業務実績評価書」によれば、「教育」、「研究」、「社会貢献」、「法人運営」「財務運営」など５２項目に係る事業の進捗状況・成果を法人から聴取等したところ、中期計画を確実に実行して確かな成果を上げ、中期目標を達成したと評価している。

また、第三期中期目標期間に向け、法人の中期計画の全体について、「グローバル化が進展する中、変化し続ける社会からの要請への的確な対応として、３つの高等教育機関がそれぞれの強みと特色を一層明確にして、質の高い教育研究や社会貢献に取り組んでいただきたい。」としている。

これを受け、法人においては、一層の飛躍に向け、平成３０年度に、豊かな教養と高度な専門性を備えた国際的にも通用する人材を育成するため、首都大学東京の都市政策科学分野を再構築するなど学部等の教育研究組織を再編している。

一方で、晴海キャンパスにおいては、首都大学東京等の設置・運営、公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供するなどを規定する定款２４条の業務の範囲で使用することを目的に、東京都より無償貸付を受けているが、７階の大講義室など一部の教室等において稼働率が低い状況にもかかわらず、施設を活用した、公開講座の開設などの業務を行っていない。

い状況であった。今後とも、併設する高等学校との協議を実施するなど、業務運営に支障のない範囲において、個別の案件ごとに検討を行い、有効活用を図っていくことが求められる。

また、研究部門において、賃金の支払時に予算の配当がないまま仮の予算で執行していた。今後、予算が早期に配当されるよう、引き続き事務の適正化に取り組んでいくことが求められる。

教育研究の高度化や経営体質の強化のためにも、法人においては、法人全体のあるべき収支構造を中長期的に捉えた上で、自己収入の改善、経費の節減、業務執行の効率化等の取組を更に推し進めていくことが必要である。

運営に関する事項は以上のとおりであり、法人の事業は、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、出資等の目的に沿って運営されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 契約事務を適切に行うべきもの

法人では、予定価格が50万円未満の研究費の支出に係る契約については、軽微な取引として教員が契約事務を行うことができるとされており、単数見積りにより契約を行うことができる(注1)。

ところで、理系管理課において研究費の支出を見たところ、表7の契約において、総額が50万円以上になるにもかかわらず、分割発注され、単数見積りにより教員が契約事務を行っていることが認められた。

予定価格が50万円以上300万円未満の契約は、3人以上の見積書を徴し、教員ではなく、理系管理課長が契約を行うこととされており、適切に契約の取りまとめを行えば、規定に基づき価格の競争性や透明性が確保される。

法人は、契約事務を適切に行われたい。

(公立大学法人首都大学東京)

(注1) 公立大学法人首都大学東京会計規則及び公立大学法人首都大学東京契約事務規程

(表7) 取りまとめて発注を行うべき契約

(単位: 円)

契約件名	見積日	納品日	契約相手方	契約金額	計
ソフトウェア(注2)の購入	平成29年10月13日	平成29年11月6日	L	464,400	648,000
ソフトウェア(注2)の取扱い講習	平成29年10月13日	平成29年11月6日		183,600	

(注2) Reaction Plus Pro (化学計算ソフト)

イ 履行確認を適切に行うべきもの

法人は、表 8 のとおり、各部署において、志願者や在学中の学生、オープンユニバーシティ（公開講座）会員、非常勤講師等の個人情報を取り扱う事務について委託契約を締結している。

これらの委託契約の履行状況について見たところ、表 8（ア）のとおり、契約の仕様書に定めた書類が受託者から提出されていない。

また、電子情報処理について委託をした場合、「電子情報処理に係る標準特記仕様書」（以下「電子仕様書」という。）を契約書に添付し、受託者は契約書及び各契約の仕様書等に定めのない事項については、電子仕様書に定める事項にしたがって履行しなければならないとしている。電子仕様書では、受託者に対し、表 9 のとおり、個人情報の管理状況についての報告書類の提出を求めている。

ところで、書類の提出状況について見たところ、表 8（イ）のとおり、一部の書類が提出されているのみで、それ以外の書類は提出されていない。

法人は、仕様書及び電子仕様書の定めに基づき、履行確認を適切に行われたい。

（公立大学法人首都大学東京）

(表 8) 仕様書で求められた書類 (表 9 記載) の提出状況

(単位: 円)

項番	部署	契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方	未提出状況	
						(ア)	(イ) (注)
1	大学教育センター(入試)	平成 29 年度入学者選抜に関する志願者データ等の入力、照合、集計委託	平成 28. 11. 27 ～平成 29. 3. 1	747, 943	M	—	A 以外
2		平成 30 年度入学者選抜に関する志願者データ等の入力、照合、集計委託	平成 29. 11. 22 ～平成 30. 3. 1	742, 764			
3	大学教育センター(業務)	平成 28 年度全学部共通授業改善アンケート集計業務委託	平成 28. 5. 25～ 平成 29. 3. 16	2, 030, 400	N	①誓約書 ②著作権の帰属に関する同意書	全て
4		平成 29 年度全学部共通授業改善アンケート集計業務委託	平成 29. 5. 25～ 平成 30. 3. 15	1, 983, 720	O	—	A 以外
5	オープンユニバーシティ	オープンユニバーシティ講座管理システムの運用、保守委託	平成 28. 4. 1～ 平成 29. 3. 31	1, 399, 680	P	①システム設定仕様書 ②①の別紙 ③データベース定義書 ④管理者用マニュアル ⑤構成図 ⑥連絡・管理体制図	全て
6			平成 29. 4. 1～ 平成 29. 8. 31	572, 400			
7			平成 29. 9. 1～ 平成 30. 3. 31	827, 280			
8		オープンユニバーシティ講座管理システムの専用サーバー環境提供委託	平成 28. 4. 1～ 平成 29. 3. 31	1, 555, 200		①連絡・管理体制図	全て
9			平成 29. 4. 1～ 平成 29. 8. 31	648, 000			
10			平成 29. 9. 1～ 平成 30. 3. 31	3, 585, 600			

(注) 下記 (表 9) の未提出状況

(表 9) 電子仕様書に提出を定めている書類の一例 (電子仕様書より抜粋、要約)

区分	提出すべき書類の種類
A	特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約 (契約締結後速やかに)
B	業務に関する責任者、作業体制、連絡体制、作業場所について
C	業務従事者への遵守事項の説明と周知徹底を行った記録 (従事者に対する必要な研修計画及び実施状況の書面報告)
D	当該委託に係る一切の媒体について、記録媒体ごとの消去日付、消去方法、数量などの報告 (予定及び実施の報告)
E	個人情報や機密情報の管理責任者及び管理状況の記録 (台帳等)

ウ 防犯カメラの運用を適切に行うべきもの

法人では、各キャンパスに設置する防犯カメラの適正な管理を図ることを目的として、首都大学東京防犯カメラ取扱要綱（以下「要綱」という。）を定め、映像データの目的外利用や第三者への提供の禁止及び個人情報の保護等、防犯カメラの運用等について定めている。

ところで、要綱第9条第3項によると、防犯カメラの運用に関する業務の全部又は一部を委託する場合においては、受託者はこの要綱の定めを遵守することとなっている。

しかしながら、表10の委託契約を見たところ、仕様書に要綱の遵守に関する記載がなく、受託者が防犯カメラを使用して警備業務や管理業務を行っているにもかかわらず、映像データの目的外利用禁止等の定めを知り得ない状況となっている。

法人は、仕様書に要綱の遵守について定めることにより、防犯カメラの運用を適切に行われたい。

（公立大学法人首都大学東京）

（表10）委託契約の状況

（単位：円）

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
首都大学東京（南大沢キャンパス） 警備、自転車駐輪対策警備及び電話交換業務委託（長期継続契約）	平成 27. 4. 1～ 平成 30. 3. 31	151,200,000	Q
首都大学東京（南大沢キャンパス） 運動施設等管理業務委託（長期継続契約）	平成 26. 4. 1～ 平成 29. 3. 31	32,076,000	R
	平成 29. 4. 1～ 平成 32. 3. 31	38,880,000	R
首都大学東京（南大沢キャンパス） 学生寮管理業務委託（長期継続契約）	平成 26. 4. 1～ 平成 29. 3. 31	12,960,000	S
	平成 29. 4. 1～ 平成 32. 3. 31	15,552,000	S

エ 外部記憶媒体の管理を適正に行うべきもの

法人は、ＵＳＢメモリなどの外部記憶媒体を使用する際の取扱いについて、表１１のとおり公立大学法人首都大学東京情報セキュリティ基本方針等を定め、教職員等に対する遵守を求めている。

首都大学東京外部記憶媒体取扱要綱では、事務組織各課において外部記憶媒体の貸出時に外部記憶媒体貸出簿へ個人情報の有無を記載し、返却時には媒体内のデータを削除し、情報セキュリティ管理者が確認することになっている。

また、首都大学東京情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）において、教育研究単位（研究室、研究グループ等）の責任者等で、その情報資産の利用者を指導・監督する立場にある教員は、情報資産の管理者となっており、この教員も含め全ての教員は、首都大学東京情報セキュリティ実施手順において、私物の外部記憶媒体が利用可能となっている。

ところで、外部記憶媒体の管理状況を見たところ、次のとおり不適切な事例が認められた。

（ア）学術情報基盤センターにおいて、外部記憶媒体貸出簿を見たところ、個人情報の入った

ＵＳＢメモリの返却時に、データ削除確認欄の記載が一部ない。

（イ）対策基準における情報資産の管理者である教員は、方針等に抵触しない限り、情報資産の具体的な管理方法が任されているため、要綱等に外部記憶媒体貸出簿を記載するなどの取決めがない。

しかしながら、法人では、平成２１年に教員による個人情報が入ったＵＳＢメモリの紛失も起きていることから、教員が使用する外部記憶媒体の管理体制を整備するなど厳重な取扱いが必要である。

法人は、外部記憶媒体の管理を適正に行われたい。

（公立大学法人首都大学東京）

（表１１）情報セキュリティの方針等

項番	名称
1	公立大学法人首都大学東京情報セキュリティ規程 （平成 22 年度法人規程第 7 号 制定平成 23 年 2 月 21 日）
2	公立大学法人首都大学東京情報セキュリティ基本方針 （22 公大首総総第 660 号 制定平成 23 年 3 月 1 日）
3	首都大学東京情報セキュリティ対策基準 （26 首都大管学情第 567 号 制定平成 27 年 3 月 6 日）
4	首都大学東京情報セキュリティ実施手順 （26 首都大管学情第 568 号 制定平成 27 年 3 月 6 日）
5	首都大学東京外部記憶媒体取扱要綱 （29 首都大管学情第 182 号 制定平成 29 年 7 月 21 日）

オ 財務状況を適切に報告すべきもの

地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成１６年３月２４日総務省告示第２２１号。以下「会計基準」という。）では、地方独立行政法人の会計は、地方独立行政法人の財政状態及び運営状況に関して、第１条で真実な報告を提供するものでなければならないとしており、第３７条には資産除去債務（注）に係る会計処理について、資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に負債として計上するとしている。

ところで、法人の財務諸表の内容を見たところ、表１２の資産除去債務について、平成２８年度及び平成２９年度には計上がないことが認められた。

法人は、会計基準に基づき財務状況を適切に都へ報告する必要があるにもかかわらず、財務諸表に負債を計上していないことは適切でない。

法人は、財務状況を適切に都へ報告されたい。

（公立大学法人首都大学東京）

（注）資産除去債務とは、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものをいう。

（表１２）資産除去債務の状況

（単位：円）

内容	対象資産	表示科目	見積金額	
			平成 28 年度	平成 29 年度
アスベスト	国際交流会館	建物	480,000	480,000
フロン	エアコン	建物附属設備	737,100	737,100
放射性同位元素	焼却装置等	工具器具備品	2,202,000	2,916,000
原状回復義務	秋葉原ダイビル	建物附属設備	9,909,081	8,618,400
低濃度ＰＣＢ	照明用安定器等	建物附属設備	20,071,440	-
合計			33,399,621	12,751,500

カ ホームページの情報を適切に整備すべきもの

法人は、公立大学法人首都大学東京固定資産管理規程(平成17年度法人規程第25号)及び公立大学法人東京土地・建物貸付事務取扱規程(平成17年度法人規程第27号)に基づき、各キャンパスの管理運営を行っており、施設の有効活用のため、貸出に関する情報をホームページに掲載している。

ところで、南大沢キャンパスの掲載状況を見たところ、監査日(平成30年10月23日)現在、運動施設のみの掲載となっており、教室等が掲載されていないことが認められた。

法人は、ホームページの情報を適切に整備されたい。

(公立大学法人首都大学東京)

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績（詳細は「参考資料」のとおり）

ア 教育及び研究事業

（単位：千円）

校名	実績		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
首都大学東京	5,321,075	5,272,871	5,264,887
産業技術大学院大学	129,913	130,811	128,001
東京都立産業技術高等専門学校	401,495	394,183	395,627

（注）授業料収益及び入学金収益を記載

イ オープンユニバーシティ事業

（単位：千円）

校名	実績		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
首都大学東京	49,812	52,909	49,280
東京都立産業技術高等専門学校	571	808	699

ウ 産学公連携事業

（単位：千円）

校名	実績		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
首都大学東京	880,159	842,263	1,044,570
産業技術大学院大学	14,684	27,411	20,366
東京都立産業技術高等専門学校	15,007	27,220	18,594

(2) 費用及び収益の状況

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	平成 27 年度	平成 28 年度			平成 29 年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率
経常費用	25,459	26,097	638	2.5	26,511	414	1.6
業務費	23,635	24,303	668	2.8	24,601	297	1.2
一般管理費	1,790	1,761	△ 29	△ 1.6	1,867	106	6.0
その他	33	31	△ 1	△ 3.3	42	10	32.0
経常収益	25,887	27,051	1,164	4.5	27,026	△ 24	△ 0.1
運営費交付金収益	16,439	16,674	235	1.4	16,834	160	1.0
授業料収益	5,229	5,176	△ 52	△ 1.0	5,156	△ 20	△ 0.4
資産見返負債戻入	1,151	1,134	△ 16	△ 1.5	1,151	17	1.5
その他	3,066	4,065	998	32.6	3,882	△ 182	△ 4.5
経常利益	427	953	525	122.9	514	△ 439	△ 46.0
臨時損失	79	426	347	434.9	145	△ 280	△ 65.8
臨時利益	22	19	△ 2	△ 13.2	5	△ 14	△ 73.6
当期純利益	370	546	175	47.5	374	△ 172	△ 31.5
前中期目標期間繰越 積立金取崩額	244	254	9	3.9	229	△ 24	△ 9.6
目的積立金取崩額	253	347	94	37.2	-	△ 347	△ 100
当期総利益	868	1,148	279	32.2	603	△ 544	△ 47.4

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	平成 27 年度	平成 28 年度			平成 29 年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率
流動資産	6,969	7,879	909	13.0	4,524	△3,354	△ 42.6
現金及び預金	4,691	4,564	△ 126	△ 2.7	1,921	△2,643	△ 57.9
未収学生納付金収入	1	1	△ 0	△ 0.0	1	△ 0	△ 22.2
その他	2,277	3,313	1,035	45.5	2,602	△ 710	△ 21.5
固定資産	148,065	147,363	△ 701	△ 0.5	153,129	5,765	3.9
有形固定資産	142,710	142,023	△ 686	△ 0.5	147,400	5,377	3.8
無形固定資産	260	262	2	1.0	246	△ 15	△ 5.9
投資その他の資産	5,095	5,077	△ 17	△ 0.3	5,482	404	8.0
資産合計	155,035	155,243	207	0.1	157,654	2,411	1.6
流動負債	5,629	6,095	466	8.3	5,663	△ 432	△ 7.1
寄附金債務	432	416	△ 15	△ 3.7	403	△ 13	△ 3.2
前受受託研究費等	125	129	4	3.6	201	71	55.1
未払金	4,289	4,934	644	15.0	4,473	△ 460	△ 9.3
預り科学研究費 補助金等	194	234	40	20.8	231	△ 3	△ 1.4
その他	587	379	△ 207	△ 35.3	353	△ 26	△ 6.9
固定負債	13,546	13,209	△ 336	△ 2.5	13,638	429	3.2
資産見返負債	12,574	12,557	△ 16	△ 0.1	12,663	105	0.8
退職給付引当金	3	4	1	36.7	5	1	32.5
長期未払金	968	647	△ 321	△ 33.2	970	322	49.8
負債合計	19,175	19,304	129	0.7	19,301	△ 2	△ 0.0
資本金	141,601	141,601	0	0	147,930	6,328	4.5
資本剰余金	△12,750	△13,109	△ 359	2.8	△14,509	△1,399	10.7
利益剰余金	7,008	7,445	437	6.2	4,931	△2,514	△ 33.8
純資産合計	135,860	135,938	77	0.1	138,352	2,414	1.8
負債純資産合計	155,035	155,243	207	0.1	157,654	2,411	1.6

2 参考資料

(1) 教育及び研究

法人は、首都大学東京、産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校の設置・運営並びに産学公連携の推進を行うことにより、教育、研究及び社会貢献に取り組んでいる。

学生の定員及び現員の主な状況は、表 1 3 のとおりである。

(表 1 3) 学生の定員及び現員 (平成 2 9 年 5 月 1 日現在)

(単位：人)

教育研究組織			定員		現員
			入学	収容	
首都大学東京	学部	都市教養学部	900	3,616	3,973
		都市環境学部	200	800	914
		システムデザイン学部	270	1,080	1,179
		健康福祉学部	200	800	834
		小計	1,570	6,296	6,900
	専攻科	助産学専攻	10	10	10
	大学院	人文科学研究科	74	173	285
		社会科学研究科	107	275	236
		理工学研究科	249	552	574
		都市環境科学研究科	194	419	440
		システムデザイン研究科	196	416	480
		人間健康科学研究科	72	166	245
		小計	892	2,001	2,260
	合計		2,472	8,307	9,170
産業技術大学院大学	産業技術研究科	情報アーキテクチャ専攻	50	100	125
		創造技術専攻	50	100	89
	合計		100	200	214
東京都立産業技術高等専門学校	本科	ものづくり工学科	320	1,600	1,555
	専攻科	創造工学専攻	32	64	74
	合計		352	1,664	1,629

首都大学東京は、大都市における人間社会の理想像の追求を使命とし、①都市環境の向上、②ダイナミックな産業構造を持つ高度な知的社会の構築、③活力ある長寿社会の実現をキーワードに、大都市東京ならではの都市に立脚した教育研究に取り組んでいる。

首都大学東京における教育研究組織は、表 1 4 のとおりである。

(表 1 4) 首都大学東京の教育研究組織 (平成 2 9 年 5 月 1 日現在)

教育研究組織		概要
学部	都市教養学部 都市教養学科 人文・社会系 法学系 経営学系 理工学系 都市政策コース	大都市における新しい教養の創成を目指し、人文・社会・自然科学分野から都市の文明や課題を研究する教養教育を土台に、広い視野から各専攻分野における教育研究を行う。
	都市環境学部 都市環境学科 地理環境コース 都市基盤環境コース 建築都市コース 分子応用化学コース 自然・文化ツーリズムコース	大都市における「都市環境の向上」を目指し、工学、理学、都市科学などの分野を土台にして、都市の環境問題について総合的かつ横断的な教育研究を行う。
	システムデザイン学部 システムデザイン学科 知能機械システムコース 情報通信システムコース 航空宇宙システム工学コース 経営システムデザインコース インダストリアルアートコース	「ダイナミックな産業構造を持つ高度な知的社会の構築」を目指し、旧来の工学とは異なる、関連分野を横断的に複合・融合化し、システムとデザインという新機軸で芸術的要素をも包含した教育研究を行う。
	健康福祉学部 看護学科 理学療法学科 作業療法学科 放射線学科	保健医療・福祉サービスを利用しながら、幸福生活を日々享受できる「活力ある長寿社会」の構築に貢献する教育研究を行う。
専攻科	助産学専攻科 助産学専攻	看護師資格を持つ女性を対象とした助産師の資格取得のための助産学教育課程を実施する。
大学院	人文科学研究科 社会行動学専攻 人間科学専攻 文化基礎論専攻 文化関係論専攻	世界水準の人文科学の基礎的研究を土台に据えつつ、文化、社会、伝統、異文化理解の観点から学際的研究に取り組み、全地球的な現代社会の課題に挑む。
	社会科学研究所 法学政治学専攻 法曹養成専攻 経営学専攻	法律学・政治学・経営学の領域における高度な研究を基盤に、国や都を始めとする公共団体が抱える課題に具体的に提言できる 21 世紀の法的・政治的・経営的研究の核を目指す。

教育研究組織		概要
大学 学院	理工学研究科 数理情報科学専攻 物理学専攻 分子物質化学専攻 生命科学専攻 電気電子工学専攻 機械工学専攻	豊かな創造力と積極的な応用力を備えた高度専門家や研究者の育成を目指し、理学及び工学の基幹分野における体系的・総合的な知識と科学的論理能力を基盤として、先端科学技術や人類・都市が抱える課題の解決法を習得させるための教育研究を行う。
	都市環境科学研究科 都市環境科学専攻 地理環境科学域 都市基盤環境学域 建築学域 都市システム科学域 分子応用化学域 観光科学域	都市環境を構成する諸要素に対する観測と解析を基礎に相互作用を解明し、都市環境の予測・設計・制御が可能となる方法論を開発することにより、持続して発展する都市を構築しうる科学体系としての都市環境科学の確立を目指す。
	システムデザイン研究科 システムデザイン専攻 知能機械システム学域 情報通信システム学域 航空宇宙システム工学域 経営システムデザイン学域 インダストリアルアート学域	大規模なシステムが有する多様な問題を解決する目的で、システム要素に関する領域を科学的・横断的に俯瞰し、数理的・論理的手法を主たる基盤として、人間的要素も視野に入れたシステムデザイン学を追求する。
	人間健康科学研究科 人間健康科学専攻 看護科学域 理学療法科学域 作業療法科学域 放射線科学域 フロンティアヘルスサイエンス学域 ヘルスプロモーションサイエンス学域	大都市で生活する人々の「健康」に関連する研究、特に「活力ある長寿社会の実現」に貢献する研究を重要課題として捉え、幅広い分野の理論や実践的知見を礎に確立された学問体系を深化させるとともに、学際的・融合的な教育・研究を行うとともに、健康関連分野における高度実践専門家及び先端研究者の育成を目指す。
セン ター 等	大学教育センター	学部・研究科及び教務委員会等関連する運営委員会との連携の下、大学教育、入学者選抜及び教育評価等に関し、全学的な視点から調査・研究及び企画・調整を行う。
	国際センター	首都大学東京の国際交流活動を支援することにより、教育研究の国際化及び国際交流の推進に資することを目的とする。
	オープンユニバーシティ	中期目標及び中期計画に基づき、生涯学習の拠点として各種講座の提供、地域社会の活性化に関する事業等を行う。
	学術情報基盤センター	首都大学東京における教育研究環境及び学修環境の向上のため、学術情報資源の適切な活用及び情報通信技術環境の整備、運用等を行う（平成29年末現在センター所管蔵書数：213万6,269冊）。
	総合研究推進機構	首都大学東京の研究力を強化するため、研究戦略の企画及び立案を行うとともに、研究戦略から社会還元まで一貫した研究支援を行う。

産業技術大学院大学は、専門的知識と体系化された技術ノウハウを活用して、新たな価値を創造し、産業の活性化に資する意欲と能力を持つ高度専門技術者の育成を目的として、平成18年4月に法人が設置した専門職大学院である。

産業技術大学院大学における教育研究組織は、表15のとおりである。

(表15) 産業技術大学院大学の教育研究組織 (平成29年5月1日現在)

教育研究組織	概要
産業技術研究科 情報アーキテクチャ専攻 創造技術専攻	情報系分野においてビジネスと情報技術を繋ぐ上流工程で、情報システムをデザインする人材及び新たな価値を持つ製品を創造し、産業の新興に資する意欲と能力を持つ人材を育成する。
オープンインスティテュート	産業界ニーズや技術革新に適時的確に対応するため、特定分野の社会人を対象とするリカレント教育等の公開講座その他の事業を実施して、教育研究成果を広く都民に還元する。
附属図書館	産業技術大学院大学の教職員及び学生の教育及び研究活動に資するため、図書等学術資料の収集、保管及び利用に関する業務等の管理運営を行う (平成29年5月1日現在蔵書数：2万2,085冊)。

東京都立産業技術高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とし、首都東京の産業振興や課題解決に貢献するものづくりスペシャリストの育成を使命として、平成18年4月に都が設置した高等専門学校であり、平成20年4月に法人に移管されたものである。

東京都立産業技術高等専門学校における教育研究組織は、表16のとおりである。

(表16) 東京都立産業技術高等専門学校の教育研究組織 (平成29年5月1日現在)

教育研究組織	概要
ものづくり工学科 機械システム工学コース 生産システム工学コース 電気電子工学コース 電子情報工学コース 情報通信工学コース ロボット工学コース 航空宇宙工学コース 医療福祉工学コース	首都東京の産業振興や課題解決に貢献するものづくりスペシャリストを育成するために、工学基礎全般を内容とする1年次の共通教育コースの履修後、2年次から5年次までの間、一つの分野で他人に負けない専門性を持ち、他の関連する分野でも多角的視野と柔軟性により対応可能な能力を身に付けさせることにより、東京の産業再生と課題解決に挑戦する意欲と能力の育成までを目指す。
創造工学専攻 機械工学コース 電気電子工学コース 情報工学コース 航空宇宙工学コース	高等専門学校課程(5年)を修めた学生に対し、さらに2年間の高度な専門知識及び技術を学べる教育課程を設けることにより、先端技術の開発ができる創造的で実践的な技術者教育を目指す。
附属図書館	東京都立産業技術高等専門学校の学生及び教職員の学習、教育、調査及び研究活動に資するため、図書等を収集及び管理し、利用に供する (平成29年5月1日現在蔵書数：13万4,966冊)。

(2) オープンユニバーシティ

都民や社会人等の学習ニーズに応える生涯学習の拠点として、さらには地域社会の活性化を目指して、大学の持つ学術研究の成果を広く社会に還元する「オープンユニバーシティ」を開設しており、講座数の推移等は、表 17 のとおりである。

(表 17) 講座数の推移等

(単位：講座)

場所	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	主な内容
飯田橋キャンパス、 南大沢キャンパスなど	335	337	314	一般向け教養講座、キャリアアップ教育、リカレント教育に関する講座、東京都の芸術・文化施設や研究機関との連携講座など

(3) 産学公連携

法人は、大学等における学術研究の成果を広く社会に還元し、地域における産業振興や文化の発展に寄与するため、産学公連携センターを設置・運営し、表18のとおり、企業等との共同研究・受託研究の推進及び各種相談を実施している。

(表18) 共同研究等実績

(単位:件)

学校名	共同研究等の種類	件数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
首都大学東京	産学共同研究	141	134	153
	受託研究	28	31	30
	特定研究寄附金	106	118	126
	提案公募型研究	77	84	80
	小計	352	367	389
産業技術大学院大学	産学共同研究	1	5	2
	受託研究	3	1	1
	特定研究寄附金	2	3	3
	提案公募型研究	2	4	2
	小計	8	13	8
東京都立産業技術高等専門学校	産学共同研究	14	9	6
	受託研究	3	1	0
	特定研究寄附金	8	13	6
	提案公募型研究	1	3	6
	小計	26	26	18
合計	産学共同研究	156	148	161
	受託研究	34	33	31
	特定研究寄附金	116	134	135
	提案公募型研究	80	91	88
	合計	386	406	415

株式会社セントラルプラザ

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資を行っている団体に対して、団体の事業が出資の目的に沿って適切に経営されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	株式会社セントラルプラザ	平成30年9月11日から18日まで	第34期（平成28.4.1～平成29.3.31）及び第35期（平成29.4.1～平成30.3.31）の事業
局	財務局	平成30年9月10日及び19日	

2 団体の概要

設立の目的	市街地再開発事業により建設されたセントラルプラザのビル維持管理と同ビルに設置されたショッピングセンター「ラムラ」（以下「ラムラ」という。）の運営管理を行い、区分所有者の財産の保全及び地域の活性化を図ることを目的として設立
主な沿革	昭和58年5月 株式会社セントラルプラザ設立 昭和58年12月 区分所有者と管理業務契約締結 昭和59年3月 東京都より再開発ビルの保留床の購入 セントラルプラザビル竣工 昭和59年9月 ラムラ開業 平成6年3月 ラムラリニューアル 平成17年4月 ラムラ20周年リニューアル 平成27年4月 ビル全体の大規模修繕開始（平成36年度まで） 平成27年5月 ラムラリニューアル
事業の概要	・ セントラルプラザビルの管理 ・ ラムラの運営管理
所在地	東京都新宿区神楽河岸1番1号
組織	2部1課
人員	役員8名（代表取締役社長1名、代表取締役常務1名、取締役4名、監査役2名）（うち非常勤6名）、従業員10名（うち嘱託2名）

都との関係	出資	資本金 4 億円のうち、1 億 2,400 万円 (31%)
	事業の委託 (表 1)	3,642 万余円 (平成 28 年度委託料) 6,788 万余円 (平成 29 年度委託料)
	経常収益に占める都からの収益 (表 2)	経常収益 8 億 2,178 万余円のうち、6,788 万余円 (8.3%)
	職員の派遣等	常勤役員 2 名、非常勤役員 3 名及び常勤職員 4 名が都退職者
	東京都監理団体等	都は団体を報告団体とし、東京都監理団体指導監督要綱に基づき指導を行うとともに、毎年度終了後、経営状況の報告を受けている。

(注) 上記数値等は平成 30 年 3 月 31 日現在

(表 1) 委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料		
	第 33 期 (平成 27 年度)	第 34 期 (平成 28 年度)	第 35 期 (平成 29 年度)
(財務局) 東京都飯田橋庁舎管理協定 (専有部の清掃・保守管理)	17,892	31,970	32,120
(財務局) 東京都飯田橋庁舎管理協定 (専有部の工事)	－	－	340
(産業労働局) 管理協定書 (ユースホステルの工事)	4,703	4,454	35,420
合計	22,595	36,424	67,880

(表 2) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目		第 33 期 (平成 27 年度)		第 34 期 (平成 28 年度)		第 35 期 (平成 29 年度)	
			構成比		構成比		構成比
合計		758	100	786	100	821	100
	都からの収益	22	3.0	36	4.6	67	8.3
	管理受託料	17	2.4	31	4.1	32	3.9
	工事受託料	4	0.6	4	0.6	35	4.4
	他の収益	736	97.0	749	95.4	753	91.7

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

(単位：百万円、%)

科目	第33期 (平成27年度)	第34期(平成28年度)		第35期(平成29年度)			
			増減額	増減率		増減額	増減率
売上高	756	783	27	3.6	818	34	4.5
経常利益	166	185	18	11.2	173	△ 12	△ 6.5
当期純利益	111	124	13	11.7	116	△ 8	△ 6.6
資産合計	3,307	3,540	233	7.0	3,926	386	10.9
負債合計	1,549	1,653	103	6.7	1,920	267	16.2
純資産合計	1,757	1,886	129	7.4	2,005	119	6.3

(1) 監査の観点

本監査では、株式会社セントラルプラザ（以下「会社」という。）の事業について、主に、ラムラの運営に係る業務について、利用者の利便性に配慮した適切な対応が図られているか、建物修繕、リニューアル資金の借入金について、返済のための資金確保の取組状況は適切かなどの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

会社は、セントラルプラザ管理規約により、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条に基づく管理者として、セントラルプラザビルの管理を行っている。なお、平成27年4月から10年間の予定で、ビルの老朽化に伴う大規模修繕工事を進めている。

また、自社が区分所有する4,227.32㎡に加え、他の区分所有者から賃借した888.79㎡をテナントに賃貸してラムラとして運営している。

(3) 経営成績

売上高は、ビルの管理に係る受託実績の増加等により、3期を通じ、増加している。経常利益及び当期純利益については、ビル共用設備の更新工事による減価償却費の増加の影響により、第35期については前期に比べてやや減少したものの、概ね計画どおりの利益を確保している。

なお、第22期（平成16年度）に行ったラムラのリニューアルに伴う借入金の返済等のため、第23期（平成17年度）から株主配当を行っていない。

(4) 財政状態

3期を通じ、資産合計、負債合計、純資産合計ともに、増加している。負債については、ビルの老朽化に伴う大規模修繕工事のため、平成27年3月に新たに資金の借入契約（総限度額10億円、財務制限条項付き（注））を結んでおり、3期連続で借入れを行っている。

(注) 各決算期末日において、貸借対照表の純資産の部の金額を5億円以上に維持すること及び損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上しないことが条件となっており、条件に抵触した場合は、契約上の全ての債務について期限の利益を失い、借入金元本及び利息を支払うことになる。

(5) 経営に関する評価

会社の売上は、主にセントラルプラザビルの維持管理に係る受託収入と、ラムラの運営に伴うテナントからの家賃収入であり、後者が売上の8割近くを占める根幹的な事業である。事業の性格上、景気動向によって収益に影響を受けやすい面があるが、テナントの入居率は100%を維持しており、家賃収入は固定家賃分と売上実績による歩合家賃分を組み合わせる中、前者の比重を重視した賃料設定とすることで、安定的な収益を確保している。

このような状況において、第22期(平成16年度)に行ったラムラのリニューアルに伴う借入金の返済は、長期収支計画に沿って着実に返済を行っており、当初の予定どおり第36期(平成30年度)で完済する予定である。大規模修繕に伴い平成27年3月に新たに契約した借入金については、第43期(平成37年度)までの返済計画となっており、引き続き資金確保に取り組んでいく必要がある。

また、ラムラの運営に係る業務については、商業施設のマネジメントやコンサルティングを事業内容とする民間会社に業務全般を委託しており、会社は受託者からの報告に基づいて、テナントの管理や販売促進活動、意見・苦情処理等を監督している。広報については、ラムラ内のテナントによって組織された商店会においてホームページ等の運営を行っており、今後とも受託者やテナントの力を十分に活かしつつ、必要な指導・助言等を行いながら、利用者の利便性に配慮した事業運営を展開していくことが望まれる。

セントラルプラザビルは、JR、東京メトロの3路線及び都営大江戸線の各飯田橋駅に隣接し、各路線の乗換経路の途上という利便性の高い立地にある。この環境を活かしつつ、平成32年完成予定のJR駅舎の改修等による変化も注視しながら、引き続きラムラの集客力を高める戦略を立てるなどの経営努力が必要である。

経営に関する事項は以上のとおりであり、会社の事業は監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、出資の目的に沿って経営されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 局及び団体

ア 業務履行に係るチェック体制を見直すべきもの

局は、所管する東京都飯田橋庁舎に係る清掃業務を行うため、会社と管理協定を締結し、会社は、清掃業務履行のために表3の契約を締結している。

清掃業務に係る事務処理は次の手順で行われている。

- ① 受託者は、毎月の清掃業務終了後、清掃完了報告書を会社に提出する。
- ② 会社は、清掃完了報告書の内容を確認した上で、業務完了届及び請求書を添付し局に提出する。
- ③ 局は、会社から提出された書類の内容を確認した上で、会社に当月分の代金を支出する。

そこで、受託者から提出された清掃完了報告書を見たところ、年2回（7月分及び12月分）実施することとされている空調フィルター清掃の実施の有無について、平成28年度及び平成29年度の両年度の計4回ともに、実施日、実施階、作業責任者名、確認印及び入居事務所の確認印が空欄となっており、書類上履行が確認できないにもかかわらず、その事実を看過したまま、会社は局へ業務完了届を提出し、局も会社に対し代金を支払っている。

これらの発生原因は、会社が自ら作成した仕様書の内容を十分に把握しておらず、かつ組織的な履行確認が行われていなかったこと、また、局の履行確認の体制も不十分であったことによるものであり適正でない。

局及び会社は、業務履行に係るチェック体制を見直されたい。

(財務局)

(株式会社セントラルプラザ)

(表3) 契約状況

(単位：円)

契約件名	契約金額	業務内容
東京都飯田橋庁舎清掃業務（平成28年度）	41,018,400	飯田橋庁舎の専有部分の清掃業務
東京都飯田橋庁舎清掃業務（平成29年度）	41,018,400	

(2) 局

ア 使用許可団体が行った変改工事の履歴について適切に管理し、現況を正しく把握すべきものは、セントラルプラザビルに、東京都飯田橋庁舎（以下「庁舎」という。）を所有しており、局は庁舎管理者として庁舎を各局の事務室等に割り当てているほか、外部団体へ使用許可を行っている。

ところで、局が管理する図面と現況を照合したところ、表４のとおり、現況と異なる箇所が複数あることが確認された。

このことについて、局は、表５の通達に基づき、局の承認の下、使用許可団体が独自に施工したものであり、当該団体が退去する際には原状回復義務に基づき図面の状態に復帰するため、図面の不一致については問題ないとしている。

しかしながら、当該団体への使用許可期間は継続しているにもかかわらず、局は使用許可団体に使用財産の変改を承認した書類について紛失しており、変改工事の内容を確認できる書類等を所有していないことは適切でない。

局は、使用許可団体が行った変改工事の履歴について適切に管理し、現況を正しく把握されたい。

(財務局)

(表４) 図面と現況

フロア	局及び会社提出の図面	現況
10階 (抽出確認)	エレベーターホール前壁面	両開き自動ドアが増設されている。
	給湯室前壁面	ドアが増設されている。
	身障者用トイレ前の会議室	入口が壁面に変わっている。

(表５) 行政財産の使用許可について（依命通達（注））

行政財産の使用許可はあくまで例外的な措置であるから、使用させる公有財産については、必要最小限にとどめ、原則として現状のまま使用させることとし、容易に原状回復ができる状態にしておく必要があること。	
標準書式 第5 (使用上の制限)	使用者は、使用財産について、形質の変改をしてはならない。ただし、あらかじめ書面による承認を受けたときは、この限りでない。
標準書式 第7 (原状回復)	使用者は、使用期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、直ちに使用財産を原状に回復して返還しなければならない。

(注) 公有財産関係の条例及び規則の施行について(昭和39年4月1日付39財管一発第149号財務局長決定) 八 行政財産の使用許可より抜粋

第4 経営状況の概要

1 経営状況

(1) 事業実績

ア セントラルプラザビル全体の管理

セントラルプラザビル（表6）の管理業務として、区分所有者から敷地の維持保全、共用部分の清掃、空調設備等の保守等を受託している。

また、専有部分について、都及びその他ビル入居団体から、それぞれが入居している専用部分の清掃等を管理協定等により受託している。

（表6）セントラルプラザビルの概要

区分	用途		延べ床面積 (㎡)	備考
事務棟 地上 20 階 地下 2 階 住宅棟 地上 16 階	専有部分	店舗	5,180.37	このうち、4,227.32 ㎡(会社所有)及び 888.79 ㎡(賃借)を会社がラムラとして運営している。
		事務所	12,171.85	都ほか 2 団体で区分所有しており、都（一般会計）所有分は、8,090.26 ㎡である。
		オープンカレッジ	1,047.69	東京理科大学が区分所有している。
		ユースホステル	1,721.11	都が区分所有し、東京セントラルユースホステルとして使用している。
		住宅	9,526.37	分譲住宅 154 戸
		計	29,647.39	
	共用部分	駐車場	4,425.05	収容台数 170 台（時間貸 250 円/30 分等）
		その他の共用部分	20,467.01	通路、機械室等
		計	24,892.06	
	合計		54,539.45	

イ ラムラの運営管理

ラムラは平成27年度にリニューアルを行っている。各期末時点でのテナントの入居状況は表7のとおりである。

（表7）ラムラのテナント入居状況

テナント店舗数	区分	第33期 (平成27年度)	第34期 (平成28年度)	第35期 (平成29年度)
39 内訳 物販店 23 飲食店 12 サービス店 4	貸付可能面積	4,799.54 ㎡	4,799.54 ㎡	4,799.54 ㎡
	入居率	100%	100%	100%

（注）貸付可能面積には、共有部分（通路等）は含まない。

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第 33 期 (平成 27 年度)	第 34 期 (平成 28 年度)			第 35 期 (平成 29 年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
売上高	756	783	27	3.6	818	34	4.5
売上原価	457	447	△ 9	△ 2.1	492	44	10.0
売上総利益	299	336	36	12.3	326	△ 9	△ 3.0
販売費及び一般管理費	110	130	20	18.6	134	4	3.1
営業利益	188	205	16	8.7	191	△ 14	△ 6.8
営業外収益	2	2	0	2.9	3	0	21.9
営業外費用	24	22	△ 2	△ 8.4	21	△ 1	△ 6.3
経常利益	166	185	18	11.2	173	△ 12	△ 6.5
特別損失	-	3	3	-	7	4	128.0
税引前当期純利益	166	182	15	9.2	165	△ 16	△ 8.9
法人税、住民税等	50	58	7	15.1	49	△ 9	△ 15.7
法人税等調整額	4	△ 0	△ 5	△ 110.5	0	1	△ 246.7
当期純損益	111	124	13	11.7	116	△ 8	△ 6.6

イ 主要経営指標の推移

項目	第 33 期 (平成 27 年度)	第 34 期 (平成 28 年度)	第 35 期 (平成 29 年度)	算式
総資本事業利益率 (%)	5.7	5.8	4.9	$\frac{\text{事業利益}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	25.0	26.2	23.4	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	0.2	0.2	0.2	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	78.0	76.8	79.8	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	9.0	11.7	11.3	$\frac{\text{事業利益}}{\text{支払利息}}$

(注) 事業利益＝営業利益＋受取利息＋受取配当金

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第 33 期 (平成 27 年度)	第 34 期 (平成 28 年度)			第 35 期 (平成 29 年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
流動資産	317	332	14	4.5	370	38	11.6
現金及び預金	228	203	△ 25	△ 11.2	201	△ 1	△ 0.8
未収金	57	61	3	6.2	96	35	57.3
その他	31	67	36	115.5	72	5	7.5
固定資産	2,989	3,208	218	7.3	3,556	347	10.8
有形固定資産	2,924	3,146	222	7.6	3,498	351	11.2
その他	64	61	△ 3	△ 5.8	57	△ 3	△ 5.5
資産合計	3,307	3,540	233	7.0	3,926	386	10.9
流動負債	394	403	8	2.2	431	28	7.0
1 年内返済予定長期借入金	142	142	0	0.0	151	9	6.5
預り売上金	172	163	△ 8	△ 5.1	166	3	2.0
未払金	42	48	6	14.9	84	35	74.4
その他	38	49	11	29.5	29	△ 20	△ 40.7
固定負債	1,154	1,249	94	8.2	1,488	239	19.1
長期借入金	393	501	107	27.4	750	248	49.6
受入敷金	709	699	△ 10	△ 1.4	699	0	0.0
退職給付引当金	30	32	1	5.9	34	1	5.4
その他	20	16	△ 4	△ 22.1	5	△ 11	△ 69.4
負債合計	1,549	1,653	103	6.7	1,920	267	16.2
株主資本	1,767	1,891	124	7.0	2,007	116	6.1
資本金	400	400	0	0	400	0	0
利益剰余金	1,367	1,491	124	9.1	1,607	116	8.0
評価・換算差額等	△ 9	△ 4	5	△ 53.0	△ 1	3	△ 69.1
純資産合計	1,757	1,886	129	7.4	2,005	119	6.3
負債及び純資本合計	3,307	3,540	233	7.0	3,926	386	10.9

イ 主要経営指標の推移

(単位：％)

項目	第 33 期 (平成 27 年度)	第 34 期 (平成 28 年度)	第 35 期 (平成 29 年度)	算式
流動比率	80.5	82.3	85.8	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	53.1	53.3	51.1	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	102.6	102.3	101.8	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本}}$

(注) 長期資本＝資本＋剰余金＋固定負債

株式会社東京スタジアム

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に経営されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	株式会社東京スタジアム	平成30年11月1日から同月8日まで	第23期（平成28.4.1～平成29.3.31）及び第24期（平成29.4.1～平成30.3.31）の事業
局	オリンピック・パラリンピック準備局	平成30年10月26日及び同年11月9日	

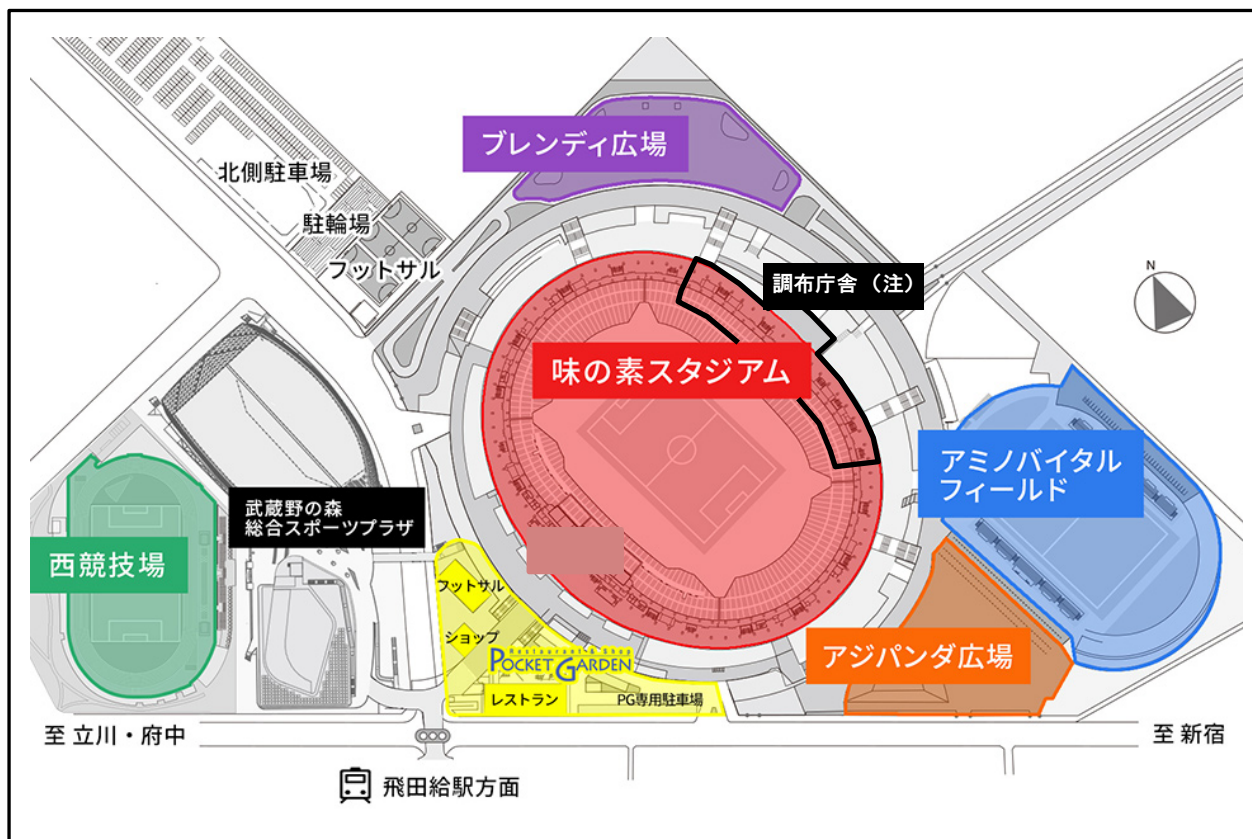
2 団体の概要

設立の目的	三鷹、府中、調布の3市にまたがる調布基地跡地における「武蔵野の森総合スポーツ施設」の中心施設である総合陸上競技場の建設及び管理運営等を目的として設立
主な沿革	平成6年8月 武蔵野の森スタジアム株式会社を設立 平成10年11月 社名を株式会社東京スタジアムに変更 平成12年10月 メインスタジアム（東京スタジアム）のしゅん工 平成12年12月 メインスタジアム（東京スタジアム）及び商業施設（ポケットガーデン）等を307億円で都に売却し、45年間の施設利用権を44億余円で都から取得した。 平成13年3月 メインスタジアム（東京スタジアム）の開業 平成14年11月 メインスタジアム（東京スタジアム）を味の素スタジアムとするなどのネーミングライツ（第1期）について、味の素株式会社と基本合意 平成19年11月 味の素株式会社とのネーミングライツ契約の更新（第2期）を発表 平成25年9月 スポーツ祭東京2013（第68回国民体育大会本大会・第13回全国障害者スポーツ大会）を開催 平成25年10月 味の素株式会社とのネーミングライツ契約の更新（第3期）を発表 平成29年11月 武蔵野の森総合スポーツプラザの指定管理業務を開始 平成30年10月 味の素株式会社とのネーミングライツ契約の更新（第4期）を発表
事業の概要	- 総合陸上競技場の建設及び管理運営 - 商業施設等の各種施設の運営及び管理 - 施設内広告スペースの販売 - 各種イベントの企画及び開催 ほか

所 在 地		東京都調布市西町 376 番地 3
組 織		1 部 3 課
人 員		役員 12 名（代表取締役 1 名（常勤）、取締役 8 名（非常勤）、監査役 3 名（うち非常勤 2 名）） 従業員 23 名
都との関係	出資	資本金 96 億 5,250 万円のうち、35 億円（36.2%）
	負担金（表 1）	1,059 万余円（平成 28 年度交付額） 675 万余円（平成 29 年度交付額）
	事業の委託 （表 2）	3,274 万余円（平成 28 年度委託料） 1,608 万余円（平成 29 年度委託料）
	経常収益に占める都からの収益 （表 3）	経常収益 15 億余円のうち、1 億余円（8.0%）
	財産の貸付（表 4）	建物、工作物等は無償貸付
	職員の派遣等	非常勤役員 1 名及び常勤職員 8 名を都から派遣 常勤役員 1 名が都退職者
	東京都監理団体等	都は団体を監理団体に指定し、財政・経営の指導監督を行っている。
	経営目標の 達成度評価	平成 28 年度：－ 平成 29 年度：A
	公の施設の管理 運営（表 5）	1 億 1,113 万余円（平成 29 年度指定管理料）
	指定管理者 運営状況評価	平成 28 年度：－ 平成 29 年度：A

（注）上記数値等は平成 30 年 3 月 31 日現在

（図 1）施設の配置



(注) オリンピック・パラリンピック準備局調布庁舎（以下「調布庁舎」という。）は、メインスタジアムと合築になっており、平成２８年度まで、庁舎内の体育室や会議室等を公益財団法人東京都スポーツ文化事業団、都内区市町村、区市町村体育協会等に貸し出していた。また、平成２９年度は東京都多摩障害者スポーツセンターの仮移転先として改修工事が行われ、監査日（平成３０年１１月１日）現在は同センターとして運営されている。

(表１) 負担金の交付状況

(単位：千円)

負担金名	根拠	対象事業 (負担割合)	交付額		
			第 22 期 (平成 27 年度)	第 23 期 (平成 28 年度)	第 24 期 (平成 29 年度)
光熱水費負担金等	調布庁舎等の施設管理業務等に関する協定書	調布庁舎等の施設管理業務 (負担割合:10/10)	12,313	10,598	6,759

(表２) 委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料		
	第 22 期 (平成 27 年度)	第 23 期 (平成 28 年度)	第 24 期 (平成 29 年度)
調布庁舎等の施設管理業務（注）	33,014	32,741	16,084

(注) 株式会社東京スタジアムは当該業務を味の素スタジアム施設管理共同企業体に再委託している。

調布庁舎がメインスタジアムとの合築となっていることから、電気設備、ボイラー設備、給排水設備、防災・防犯設備等が一体化されており、防災センターから中央監視装置等で一元的に監視・制御する体制となっている。このため、株式会社東京スタジアムが施設管理を委託している当該共同企業体に調布庁舎を含めてメインスタジアム全体を一体的に管理させている。

(表 3) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目		第 22 期 (平成 27 年度)		第 23 期 (平成 28 年度)		第 24 期 (平成 29 年度)	
			構成比		構成比		構成比
合計		1, 145	100	1, 122	100	1, 556	100
都からの収益	都からの収益	41	3. 7	40	3. 6	124	8. 0
	その他売上 (調布庁舎等の施設管理業務等)	41	3. 7	40	3. 6	21	1. 4
	指定管理料収益	-	-	-	-	102	6. 6
	他の収益	1, 103	96. 3	1, 082	96. 4	1, 432	92. 0

(表 4) 公有財産の貸付状況 (詳細は P. 238 「2 参考資料 (2) 施設の概要」のとおり)

分類	施設 (名称)	目的	種類		使用料 (年額)
			土地	建物、 工作物等	
普通財産	メインスタジアム (注 1) (味の素スタジアム)	プロサッカー等の 競技やコンサート 等に使用	— (敷地を含む 建物等を貸 し付けてい る。)	延べ床面積 約 86, 000 m ²	無償 (注 4) (注 8)
	セカンドフィールド (アミノバイタルフィールド)	アメリカンフット ボール等に使用		人工芝面積 約 9, 000 m ² 野芝面積 約 7, 887 m ²	
	西競技場 (味の素スタジアム西競技場)	陸上競技、サッカ ー等に使用		競技場面積 約 19, 000 m ²	無償 (注 5) (注 8)
	商業施設 (注 1) (ポケットガーデン)	飲食店等の 業務委託		延べ床面積 約 1, 369 m ²	無償 (注 4) (注 8)
	商業施設 (注 2) (ユーロススポーツ)	スポーツ用品店の 業務委託		延べ床面積 約 526 m ²	
	スポーツ施設 (注 2) (ミズノフットサルプラザ味の素スタジアム)	屋内フットサルコ ートの業務委託		延べ床面積 約 2, 347 m ²	
	スポーツ施設 (ミズノフットサルプラザ調布)	屋外フットサルコ ートの業務委託		— (注 3)	無償 (注 6) (注 8)
	メインスタジアム下駐車場 (注 1) (本体下駐車場)	駐車場		約 300 台	無償 (注 4) (注 8)
	駐車場 (北側駐車場)	駐車場		約 440 台	無償 (注 7) (注 8)
	北側広場 (注 1) (ブレンディ広場)	イベントへ貸付 臨時バス発着場や 大型車両転回場所		約 7, 000 m ²	無償 (注 4) (注 8)
	南側広場 (注 1) (アジパンダ広場)	イベントへ貸付		約 6, 000 m ²	

(注1) 株式会社東京スタジアムは、当該施設を建設した上で、平成12年に307億円で都に売却し、45年間の施設利用権を44億4,838万余円で都から取得した。

(注2) 株式会社東京スタジアムは、当該施設を建設した上で、都に寄付した。

(注3) スポーツ施設（ミズノフットサルプラザ調布）の建物、工作物等は、株式会社東京スタジアムが建設し、所有する有形固定資産である。

(注4) 「建物及び工作物無償貸付契約書」（契約期間：平成24年4月1日から平成29年3月31日まで）

(注5) 「西競技場の貸付けに係る基本協定書」（協定期間：平成24年3月31日から平成29年3月31日まで）

「建物及び工作物無償貸付契約書」（契約期間：平成24年4月1日から平成29年3月31日まで）

(注6) 「土地無償貸付契約書」（契約期間：平成24年1月24日から平成29年3月31日まで）

(注7) 「土地及び工作物無償貸付契約書」（契約期間：平成25年12月26日から平成29年3月31日まで）

(注8) 「建物及び工作物無償貸付契約書」（契約期間：平成29年4月1日から平成29年3月31日まで）

なお、当該契約書は注4から注7までの内容を統合して契約を更新したものである。

(表5) 公の施設の管理運営状況

(単位：千円)

施設名 (所在地)	指定管理期間	指定管理料		
		第22期 (平成27年度)	第23期 (平成28年度)	第24期 (平成29年度)
武蔵野の森総合スポーツプラザ (東京都調布市西町290番11)	平成29.11.1 ～平成35.3.31	-	-	111,132

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

(単位：百万円、%)

科目	第22期 (平成27年度)	第23期(平成28年度)			第24期(平成29年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
売上高	1,108	1,095	△ 12	△ 1.2	1,536	441	40.3
経常利益	108	119	11	11.0	149	29	24.4
当期純利益	71	88	16	23.7	103	14	16.6
資産合計	9,525	9,627	102	1.1	10,232	604	6.3
純資産合計	9,285	9,373	88	1.0	9,476	103	1.1

(1) 監査の観点

本監査では、株式会社東京スタジアム（以下「会社」という。）の事業について、主に、①施設相互の有機的な活用が図られているか、②ラグビーワールドカップ2019大会及び東京2020大会（以下「両大会」という。）に向けた準備は適切に行われているか、③両大会開催に伴い改修される施設・設備の活用策について検討しているか、④施設の管理及び運営は適切に行われているか、⑤物品の管理は適切に行われているかなどの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

なお、会社は、表5のとおり指定管理者となった共同事業体の代表として武蔵野の森総合スポーツプラザの管理運営を行っているが、武蔵野の森総合スポーツプラザについては、行政監査にて検証を行っている。

(2) 事業実績

会社は、主にメインスタジアム等の総合陸上競技場を管理運営し、各種イベントを開催して施設を利用させるとともに、各種施設の運営、スタジアム内の広告看板の販売等を行っている。

施設のうちメインスタジアムは、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という。）に参加しているFC東京（東京フットボールクラブ株式会社）及び東京ヴェルディ（東京ヴェルディ株式会社）のホームスタジアムとして利用されている。

Jリーグ等サッカーについては、ホームチームのトーナメント戦での成績等により、試合数や観客動員数が大きく変わる傾向がある。

第23期は、第22期と比較して、収益性への影響が大きいJリーグの試合数・観客動員数や大型コンサートの開催回数が減少した。一方、第24期は、第23期と比較して、国立競技場の閉鎖等の影響により、サッカーの国際試合が実施されたことや収益性の高い大型コンサートの開催回数が増えたことに加え、Jリーグのホームチームの試合数・観客動員数が増加に転じている。

また、味の素株式会社に対するネーミングライツ（命名権）契約の更新（第4期、契約期間：

平成31年3月から5年間、契約金額：11億5,000万円)を平成30年10月に発表し、従来の「味の素スタジアム (AJINOMOTO® STADIUM)」、「アミノバイタル®フィールド」の命名に加えて、今回から新たに西競技場を「AGF®フィールド」と命名することとしている。

(3) 経営成績

第23期の売上高は第22期と比較して減少しているが、経常利益は第22期と比較して増加し、第23期の当期純利益は8,837万余円となり、第18期から第21期の当期純利益とほぼ同じ水準を確保している。これは、施設利用事業や商業施設事業の売上高が減少している中でも、電力会社との契約について競争入札を行ったことや修繕費を見直すなどのコスト削減に努めたことによるものである。

一方、第24期の売上高は第23期と比較して増加している。また、経常利益も第23期と比較して、増加し、第24期の当期純利益は1億300万余円と高い水準にある。これは、施設利用事業の増加に伴う業務委託費及び武蔵野の森総合スポーツプラザの開業に伴う水道光熱費等が増加したものの、収益性が高く、観客動員力のあるJリーグの試合数や大型コンサートの開催回数が増加したことにより、売上高の中で大きな割合を占める施設利用事業や商業施設事業の売上が増加したことで達成できた。会社は平成15年度以降単年度黒字を維持しており、武蔵野の森総合スポーツプラザの収支を除いた第24期の経常利益は平成13年3月の開業以来過去最高額である。

(4) 財政状態

第23期の資産合計は、第22期と比較して増加している。これは、主に、現金及び預金が増加したことなどによるものである。第23期の負債合計は、第22期と比較して増加している。これは、主に、営業未払金が増加したものの、税制改正等により未払法人税等が増加したことなどによるものである。

第24期の資産合計は、第23期と比較して増加している。これは、主に、現金及び預金が増加するとともに、武蔵野の森総合スポーツプラザの開業によりトレーニングジムの機器や入退場システム等をリースで導入したため、有形固定資産が増加したことなどによるものである。第24期の負債合計は、第23期と比較して増加している。これも、主に、武蔵野の森総合スポーツプラザに係る施設管理や企画が増えて営業未払金等が増加したことやリースによるトレーニングジムの機器等の導入などによるものである。

第23期及び第24期の純資産合計は、第23期と第24期ともに当期純利益を計上しているため、増加している。その結果、開業当初、最大で約16億8,000万円あった累積損失は、第24期で1億7,560万余円まで減少した。

なお、平成12年度に会社が都から44億4,838万余円で取得したメインスタジアム、商業施設等に係る45年間の施設利用権は、無形固定資産に計上され、定額で償却されており、第24期末の残高は27億4,317万余円である。

（５）経営に関する評価

ネーミングライツ契約の更新により平成３１年３月以降も安定した収入源を有するが、そのほかの収入について見てみると、メインスタジアムにおけるＪリーグの試合数・観客動員数や大型コンサートの開催回数という流動的な要因に大きな影響を受けることから、経営基盤を安定化させることが課題となっている。

このような中で、両大会の開催に際し、メインスタジアムは競技会場となることから、国内外での知名度は大きく向上すると見込まれる。両大会に向けて都が行っている改修工事は予定どおりに進捗しているとともに、会社は、両大会の組織委員会及び都と逐次協議を重ねて、開催の準備を進めている。また、改修で設置されるＬＥＤリボンビジョンを活用して、広告のみならず、試合等の演出や観客の誘導情報の提供を行うことを検討している。

一方、両大会に向けた改修工事に伴い施設の一部利用制限等が生じ、経営環境は例年にも増して厳しくなる。両大会の準備・開催・撤去・現状復帰の期間による影響を受けた顧客が他会場に定着すること及び新国立競技場・有明アリーナのしゅん工や休館中の体育施設等の再開によって、大型のスポーツイベントやコンサート誘致の競争が厳しくなると考えられる。このため、東京 2020 大会以降を見据えて安定した収益を確保するための取組を検討する必要がある。

まず、両大会に至るまで施設が使用可能な期間においては、Ｊリーグ等の開催のほか、コンサートやイベント等を誘致し、可能な限りの収益確保に努めることが求められる。

次に、両大会期間中で施設が使用不能となる期間においては、補償等の検討と合わせ、両大会の組織委員会から施設運営を受託する等の会社のあり方についても検討し、都と協議の上、計画的に進めていくことが必要である。

さらに、両大会の終了後には、大会の会場となったことによる知名度や利便性強化等を活かしてマーケティング戦略を検討の上で、既存顧客のつなぎ止めを図るための方策を強化するとともに、新規顧客の開拓に向けセールスを展開していくことが望まれる。

また、潤いと活力ある地域社会づくりに貢献することを目的に行われている「味の素スタジアム感謝デー」では、武蔵野の森総合スポーツプラザを含め全施設相互の有機的な活用が図られている。今後は、武蔵野の森総合スポーツプラザの指定管理者であることを活用し、味の素スタジアムと武蔵野の森総合スポーツプラザとの同時利用を促進するなど収益増加に結び付ける取組を進めていく必要がある。

会社は両大会の成功のために大きな責務を担っていることから、会社が策定した「経営改革プラン」（計画年度：２０１８年度から２０２０年度まで、詳細はＰ．２３６「２参考資料（１）経営計画」のとおり）に沿って、両大会の組織委員会及び都と連携をとりながら、開催準備等に積極的に協力するとともに、都からの貸付物品等の財産管理を適切に行った上で、今後とも、事業全般にわたり経費の見直しを徹底し、Ｊリーグをはじめとするスポーツイベントやコンサート等の収益性の高いイベントを誘致して、東京 2020 大会以降を見据えた独立採算による安定した黒字経営を堅持することが望まれる。

経営に関する事項は以上のとおりであり、会社の事業は監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、出資等の目的に沿って経営されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 局及び団体

ア 調布庁舎等の施設管理業務について

局では、局が管理する調布庁舎（注）等の施設管理業務等の円滑な遂行を図ることを目的として、会社と施設管理業務に関する協定（以下「協定」という。）を表6のとおり締結し、会社に施設管理業務を委託している。

また、会社では、この業務のうち、表6の①から⑤までの業務を、味の素スタジアム施設管理共同企業体（以下「共同企業体」という。）に再委託し、この再委託に係る経費の10%を⑥監理業務の収入として局から受け取っている。

ところで、この施設管理業務について見たところ、次の事例が認められた。

（注）調布庁舎については「P. 220 図1（注）」のとおり

（ア）協定締結事務を適切に行うべきもの

局が会社に支払う業務費については、協定で年間の金額を定めており、この協定金額と、会社が共同企業体に発注した再委託金額を比較したところ、表7のとおり協定金額より再委託金額の方が低額となっていた。

これは、局が再委託金額を事前に把握できる状態であったにもかかわらず、会社に再委託金額を確認せずに、協定を締結したことによるものである。

これにより、表7のとおり局が実際に業務に要する経費より39万3,723円（監査事務局試算、指摘（イ）の金額20万9,088円を含む。）高い金額で協定を締結し、経費を支払っているのは適切でない。

局は、協定締結事務を適切に行われたい。

（オリンピック・パラリンピック準備局）

（表6）協定の概要

名称	オリンピック・パラリンピック準備局調布庁舎等の施設管理業務等に関する協定書
期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日 平成29年4月1日～平成30年3月31日
相手方	株式会社東京スタジアム
施設管理業務の内容	①調整管理業務 ②設備管理業務 ③警備業務 ④清掃業務 ⑤共用設備管理業務 ⑥監理業務（①～⑤の経費の10%） ⑦施設提供事業等実施業務（平成28年度まで実施）

(表 7) 施設管理業務経費の支払状況

(単位：円)

年度	項目	協定金額	再委託金額 (①～⑤)	差額	差額の内訳
28	①調整管理業務	720,000	720,000	0	【②設備管理業務】 ・ 点検が免除されている防災管理点検業務が協定金額に含まれている(88,000 円) (指摘イ参照) ・ 端数調整(値引き) (335,400 円) 【③警備業務】 ・ 協定では巡回業務費用に含まれている火元点検及びAED点検業務費用を再委託では別途計上している(△182,500 円) ・ 端数調整(値引き) (500 円) 【④清掃業務】 ・ 端数調整(値引き) (585 円)
	②設備管理業務	14,326,000	13,902,600	423,400	
	③警備業務	5,016,000	5,198,000	△182,000	
	④清掃業務	4,453,585	4,453,000	585	
	⑤共用設備管理業務	1,234,400	1,234,400	0	
	①～⑤計	25,749,985	25,508,000	241,985	
	⑥監理業務(10%)	2,574,998	(2,550,800)	(24,198)	
	⑦施設提供事業等実施業務	1,990,800	(1,990,800)	0	
	小計	30,315,783	(30,049,600)	(266,183)	
	消費税及び地方消費税額	2,425,262	(2,403,968)	(21,294)	
	合計	32,741,045	(32,453,568)	(287,477)	
29	①調整管理業務	180,000	180,000	0	【②設備管理業務】 ・ 点検が免除されている防災管理点検業務が協定金額に含まれている(88,000 円) (指摘イ参照) ・ 端数調整(値引き) (950 円) 【⑤共用設備管理業務】 ・ 端数調整(値引き) (483 円)
	②設備管理業務	8,869,950	8,781,000	88,950	
	③警備業務	2,555,000	2,555,000	0	
	④清掃業務	745,000	745,000	0	
	⑤共用設備管理業務	1,189,483	1,189,000	483	
	①～⑤計	13,539,433	13,450,000	89,433	
	⑥監理業務(10%)	1,353,943	(1,345,000)	(8,943)	
	小計	14,893,376	(14,795,000)	(98,376)	
	消費税及び地方消費税額	1,191,470	(1,183,600)	(7,870)	
	合計	16,084,846	(15,978,600)	(106,246)	
総合計		48,825,891	(48,432,168)	(393,723)	

(注) () 書きの数値は、①から⑤までの業務について、再委託金額で協定を締結したと仮定した場合の金額

(イ) 防災管理定期点検業務に係る経費の支出等を適切に行うべきもの

局は、協定の中で、防災管理定期点検業務（以下「点検業務」という。）を消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 36 条に基づき年に 1 回行うこととして、会社に業務を委託している。

ところで、平成 28 年度及び平成 29 年度の点検業務の実施状況を見たところ、調布庁舎は、平成 28 年 1 月 6 日から 3 年間、東京消防庁から点検及び報告義務を免除する特例認定制度（注）の適用を受けていることから、点検業務を行う必要はなく、実際の業務も行われていなかった。

しかしながら、局は協定の見直しや点検業務の履行確認を行わずに、表 8 のとおり、この業務の経費 20 万 9,088 円（監査事務局試算）を、会社に支払っているのは適切でない。

また、会社は点検業務を行っていないにもかかわらず、局に経費を請求しているのは適切でない。

局及び会社は、点検業務に係る経費の支出等を適切に行われたい。

（オリンピック・パラリンピック準備局）

（株式会社東京スタジアム）

（注）過去 3 年以内の点検結果が優良等の条件により、点検及び報告の義務を 3 年間免除することができる制度

（表 8）防災管理点検業務経費（協定金額）

（単位：円）

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
防災管理点検業務	88,000	88,000	176,000
監理業務（10%）	8,800	8,800	17,600
小計	96,800	96,800	193,600
消費税及び地方消費税額	7,744	7,744	15,488
合計	104,544	104,544	209,088

イ 都の無償貸付物品の管理について

（ア）管理方法を明確に定め、必要な管理・報告を行うよう求めるべきもの

東京都物品管理要綱（平成 14 年 4 月 1 日付 13 出会第 558 号。以下「都要綱」という。）では、指定管理者等（注 1）における物品管理について、表 9 の旨の定めがある。

局と会社の間では、物品無償貸付契約（契約期間：平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで）が結ばれており、会

社は契約書に基づき、貸付けされた物品の管理や局への報告等を行っている。

ところで、会社において当該物品の管理状況等を見たところ、表9のとおり、都要綱の定めのとおり行われていない事項が認められ、適切でない。

これは、局が、物品無償貸付契約時に、都要綱に定められた内容を契約書等に記載しておらず、会社に対し必要な管理・報告を求めていることによるものである。

局は、無償貸付物品の管理に係る必要事項を契約書等に明確に定め、会社に対し、必要な管理・報告を行うよう求められたい。

(オリンピック・パラリンピック準備局)

(注1) 指定管理者等とは、次に掲げるもので、会社は4に該当する。(都要綱第30条より抜粋)

- 1 公の施設の管理を行う指定管理者
- 2 公の施設以外の施設の管理の委託を受けた者
- 3 都の事業所、施設等において特定の業務の委託を受けた者
- 4 普通財産の貸付けに伴い、当該普通財産に備えている物品の貸付けを受けた者

(イ) 都所有物品について、無償貸付物品一覧表に適正に登載し、管理を適切に行うべきもの
局と会社は、(ア)で述べたとおり、物品無償貸付契約を締結している。契約時、局は会社に対し、表9の項番2のとおり、無償貸付物品一覧表(以下「一覧表」という。)を提示している。

この状況について見たところ、局の所有する物品(人工芝、取得価格1,963万余円。
注2)が一覧表に登載されないまま、会社で使用されていることが認められ、適正でない。

これは、一覧表と現状との確認が不十分なため、物品使用の現状が一覧表に反映されていないことによるものである。

局は、当該物品について、一覧表に適正に登載されたい。

会社は、自らが管理する都所有物品について、一覧表と現状に差異があれば局に報告する等、管理を適切に行われたい。

(オリンピック・パラリンピック準備局)

(株式会社東京スタジアム)

(注2) 当該物品は、会社が購入、設置し、都に寄付したものである。

(表 9) 都要綱の定め及び都の無償貸付物品管理の現状

項 番	都要綱の定め (指定管理者等と物品貸付契約を締結する場合。要綱第 30 条の 2 より抜粋・要約。)	都の無償貸付物品管理の現状
1	協定等の際、物品管理要領等を定め、都の所有物品の管理が適正に行われるよう、指定管理者等を指導すること。新たに物品管理要領等を定める場合は、会計管理局に内容を確認すること。	局は本件について、物品管理要領等を定めていない。
2	都の所有物品の一覧表を作成した上、指定管理者等に提示し、都の所有物品の数量、使用場所、使用状況等を把握させること。	局は貸付物品の一覧表を作成し、会社に提示している。しかし、その一覧表に漏れがある（指摘（イ）参照）。
3	都の所有物品の管理が適正に行われるよう、指定管理者等に物品管理の責任者を設置させること。	物品管理責任者が設置されていない。
4	指定管理者等と協議し、都の所有物品についても毎年度の状況確認実施計画に盛り込み、指定管理者等に都の所有物品の照合をすることにより状況確認させ、その結果を報告させること。	必要な計画策定、照合及び報告がされていない。
5	都の所有物品のうち、修繕を要するもの、本来の用途に供することができないと認められるもの（使用不適品）が生じたときは、指定管理者等に直ちに報告させ、当該使用不適品を適正に保管させるとともに、その状況を確認した上、修繕等の必要な措置を講じること。	使用不適品となった物品（ノートパソコン）について、会社から報告等を受けておらず、局は状況確認や措置等をしていない。
6	当該協定等が終了したときは、指定管理者等に都の所有物品の現在高を確認させるとともに、当該協定に係る業務の遂行のため新たに取得した物品の引渡しを受けること。	契約終了時（平成 29 年 3 月 31 日）に、都所有物品の現在高の確認がされていない。

第4 経営状況の概要

1 経営状況

(1) 事業実績

ア 会社の事業別売上高

(単位：百万円)

事業区分	実績		
	第22期 (平成27年度)	第23期 (平成28年度)	第24期 (平成29年度)
施設利用	549	539	697
商業施設	130	124	137
広告看板	59	56	56
駐車場賃貸	46	46	34
諸室備品等貸出	27	24	24
撮影	17	17	11
その他	277	286	284
ネーミングライツ	200	200	200
計	1,108	1,095	1,246
武蔵野の森総合スポーツプラザ	-	-	290
指定管理料	-	-	102
合計	1,108	1,095	1,536

イ 施設利用事業の実績

(単位：回、百万円、千人)

区分	実績								
	第22期 (平成27年度)			第23期 (平成28年度)			第24期 (平成29年度)		
	開催 回数	売上高	入場者 数	開催 回数	売上高	入場者 数	開催 回数	売上高	入場者 数
スポーツ	1,110	411	1,156	1,038	410	1,136	977	500	1,266
Jリーグ	39	249	628	38	236	561	45	276	667
その他	1,071	161	528	1,000	173	574	932	223	599
商業イベント	69	138	287	70	128	211	65	197	310
コンサート	4	115	200	2	106	110	4	167	220
その他	65	22	87	68	22	101	61	29	89
合計	1,179	549	1,444	1,108	539	1,347	1,042	697	1,577

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：千円、%)

科目	第 22 期 (平成 27 年度)	第 23 期 (平成 28 年度)			第 24 期 (平成 29 年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
売上高	1, 108, 433	1, 095, 604	△12, 828	△ 1. 2	1, 536, 731	441, 126	40. 2
売上原価	818, 574	750, 792	△67, 781	△ 8. 3	1, 068, 244	317, 451	42. 3
売上総利益	289, 858	344, 811	54, 953	19. 0	468, 487	123, 675	35. 9
販売費及び一般管理費	219, 003	250, 850	31, 847	14. 5	339, 170	88, 319	35. 2
営業利益	70, 855	93, 961	23, 105	32. 6	129, 316	35, 355	37. 6
営業外収益	37, 423	26, 765	△10, 658	△ 28. 5	19, 958	△6, 806	△ 25. 4
営業外費用	202	800	597	295. 4	68	△ 731	△ 91. 5
経常利益	108, 076	119, 926	11, 849	11. 0	149, 206	29, 280	24. 4
特別損失	0	10	10	-	0	△ 10	△100
税引前当期純利益	108, 076	119, 916	11, 839	11. 0	149, 206	29, 290	24. 4
法人税及び住民税等	36, 657	44, 665	8, 008	21. 8	53, 201	8, 535	19. 1
法人税等調整額	0	13, 125	13, 125	-	6, 999	△6, 125	△ 46. 7
当期純損益	71, 419	88, 375	16, 955	23. 7	103, 005	14, 630	16. 6

イ 主要経営指標の推移

項目	第 22 期 (平成 27 年度)	第 23 期 (平成 28 年度)	第 24 期 (平成 29 年度)	算式
総資本事業利益率 (%)	1. 0	1. 1	1. 3	$\frac{\text{事業利益}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	6. 3	8. 5	8. 4	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	11. 6	11. 3	15. 0	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	90. 5	89. 3	90. 4	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	-	-	-	$\frac{\text{事業利益}}{\text{支払利息}}$

(注) 事業利益＝営業利益＋受取利息＋受取配当金

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：千円、%)

科目	第 22 期 (平成 27 年度)	第 23 期 (平成 28 年度)			第 24 期 (平成 29 年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
流動資産	4,556,054	5,115,298	559,243	12.3	5,714,717	599,418	11.7
現金及び預金	3,817,715	4,480,109	662,394	17.4	5,404,226	924,116	20.6
売掛金	108,860	96,056	△ 12,803	△11.8	263,218	167,161	174.0
その他	629,478	539,132	△ 90,346	△14.4	47,272	△491,859	△91.2
固定資産	4,969,345	4,512,190	△457,154	△ 9.2	4,517,710	5,520	0.1
有形固定資産	363,364	333,849	△ 29,514	△ 8.1	456,703	122,853	36.8
無形固定資産	2,941,387	2,842,533	△ 98,853	△ 3.4	2,746,806	△ 95,727	△ 3.4
投資その他資産	1,664,594	1,335,806	△328,787	△19.8	1,314,200	△ 21,605	△ 1.6
資産合計	9,525,400	9,627,489	102,089	1.1	10,232,428	604,939	6.3
流動負債	173,589	193,302	19,713	11.4	571,060	377,757	195.4
営業未払金	121,062	100,286	△ 20,775	△17.2	229,932	129,645	129.3
リース債務	-	-	-	-	33,048	33,048	-
未払法人税等	20,537	52,579	32,042	156.0	59,397	6,817	13.0
賞与引当金	9,786	10,301	515	5.3	14,567	4,265	41.4
その他	22,203	30,134	7,931	35.7	234,115	203,980	676.9
固定負債	66,300	60,300	△ 6,000	△ 9.0	184,476	124,176	205.9
リース債務	-	-	-	-	121,176	121,176	-
預り保証金	66,300	60,300	△ 6,000	△ 9.0	63,300	3,000	5.0
負債合計	239,889	253,602	13,713	5.7	755,536	501,933	197.9
株主資本	9,285,510	9,373,886	88,375	1.0	9,476,891	103,005	1.1
資本金	9,652,500	9,652,500	0	0	9,652,500	0	0
利益剰余金	△ 366,989	△ 278,613	88,375	△24.1	△ 175,608	103,005	△37.0
純資産合計	9,285,510	9,373,886	88,375	1.0	9,476,891	103,005	1.1
負債及び純資産合計	9,525,400	9,627,489	102,089	1.1	10,232,428	604,939	6.3

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	第 22 期 (平成 27 年度)	第 23 期 (平成 28 年度)	第 24 期 (平成 29 年度)	算式
流動比率	2,624.6	2,646.2	1,000.7	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	97.4	97.3	92.6	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	53.1	47.8	46.7	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本}}$

(注) 長期資本＝資本＋剰余金＋固定負債

2 参考資料

(1) 経営計画（「経営改革プラン」2020年までの3年間の取組事項）（抜粋）

ア 両大会関連期間中の運営スキーム及び大会への協力体制の構築

個別取組事項	～2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	取組設定の考え方
両大会における会社の役割の確定と遂行	都及び両大会組織委員会との調整	両大会へ向け、都や両大会組織委員会と定例的な会議の開催	ラグビーワールドカップ2019 開催時の運営への協力（実施形態は今後調整） 東京 2020 大会へ向けた、都や組織委員会と定例的な会議の開催	東京 2020 大会開催時の運営への協力（実施形態は今後調整）	両大会期間中における当社役割の確認を行い、それに基づき両大会の円滑な開催への協力を行う。
両大会の気運醸成への貢献	ラグビー代表戦を2年連続で実施	都とラグビーワールドカップ組織委員会の依頼に基づき、ラグビーテストマッチや気運醸成イベント等を実施	都と東京 2020 大会組織委員会の依頼に基づき、東京 2020 大会テストイベントや気運醸成イベント等を実施		両大会に向けたイベント実施スケジュールを確認し、それに基づき両施設の利用調整を行う。
健全な経営環境の堅持	コンサート等の商業イベントを積極的に誘致	改修工事期間中の、利用可能な区域でのイベント実施調整 施設維持に係る経費の節減	ラグビーワールドカップ開催前後のイベント実施調整及び誘致	東京 2020 大会開催前後のイベント実施調整及び誘致	両大会期間中も健全な経営環境を維持するため、関係機関から早期に情報提供を受けることで、イベント開催等による収益確保を図り、可能な限りの収支均衡を目指す。

イ 東京 2020 大会後の安定的な自己収益の確保に向けた取組の推進

個別取組事項	～2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	取組設定の考え方
2021年度に向けた既存顧客のつなぎ止め	両大会に向け、利用が制限される期間・範囲の確認	両大会による顧客への影響把握 補償及び代替施設の検討	営業可能な期間・範囲におけるイベント開催、代替施設の案内 既存顧客との情報交換の継続	既存顧客との次年度イベント日程調整	既存顧客のつなぎ止めにより健全な経営環境を維持するとともに、通常運営を再開する 2021 年度には、2017 年度以前の水準となる 1,000 件以上のイベント開催に努め、円滑な立ち上げを目指す。
2021年度に向けた新規顧客の獲得	なし	主要なイベントエージェンツや音楽事務所を対象としたセールスの内容や手法の検討	主要なイベントエージェンツや音楽事務所を対象とした見学会や説明会の実施（1 件以上）		新規顧客を獲得することで、通常運営を再開する 2021 年度には、2017 年度以前の水準となる 1,000 件以上のイベント開催に努め、円滑な立ち上げを目指す。
2021年度以降に向けた経営環境の把握とレガシー活用による誘致施策の検討	報道等の情報収集	報道等の情報収集、可能であれば建築中施設の視察	報道等の情報収集、可能であれば建築済み施設の視察	両大会によるレガシーの活用方法検討 競合施設の視察等研究と差別化施策の検討	今後建設される競合施設の研究等により 2021 年度以降の経営環境を把握し、大会のレガシーも活用しながら、今後のイベント誘致等の検討材料とする。

ウ 味の素スタジアムと武蔵野の森総合スポーツプラザとの一体的な活用

個別取組事項	～2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	取組設定の考え方
武蔵野の森総合スポーツプラザと味の素スタジアムまたは西競技場一体での事業開催	実施なしの予定	一体活用による事業を 1 件以上実施	一体活用による事業を毎年度 1 件以上実施（注）		両施設を一体的に活用できるメリットを生かし、賑わいへの貢献とスポーツ振興への貢献を図る。
同時利用促進のための施策検討	日常運用の中でのニーズ把握	施設利用者・利用希望者へのヒアリングや説明会を実施	ヒアリング等の結果取りまとめと施策の検討	料金表への反映等、2021 年度以降の具体的な施策へ向けた準備作業の実施	武蔵野の森総合スポーツプラザと味の素スタジアムとの同時利用によるメリットを利用者に提示し、会社の収益につなげる。

（注）両大会の影響があるため、営業可能な期間・範囲において開催

(2) 施設の概要

施設	名称等	利用状況	規模
メイン スタジアム	味の素スタジアム		地上 5 階、地下 1 階
			約 86,000 m ²
	スタンド	スタンド内広告スペースを貸付け	上層：20,600 席
			下層：29,370 席
	天然芝フィールド	プロサッカー等の競技に使用 芝養生パネルを利用してコンサート等に使用	約 7,600 m ²
	人工芝フィールド	フットサルコート 8 面	
		トラック 400m×9 レーン	約 12,600 m ²
		イベント、サッカースクール等に使用	
	会議室・ホール	会議、パーティー、展示会など	会議室 5 室ほか
セカンド フィールド	アミノバイタルフィールド	・ アメリカンフットボール等に使用 ・ スタンド内広告スペースを貸付け	観客席：3,060 席
			人工芝：約 9,000 m ²
			野芝：約 7,887 m ²
西競技場	味の素スタジアム西競技場	陸上競技、サッカー等に使用	観客席：約 800 席
			競技場：約 19,000 m ²
商業施設	ポケットガーデン	飲食店 3 店（うち 2 店はイベント開催時のみ営業）その他 1 店	延べ床面積約 1,369 m ²
	ユーロスポーツ	スポーツ用品店	延べ床面積約 526 m ²
スポーツ 施設	ミズノフットサルプラザ 味の素スタジアム	屋内フットサルコート 2 面	地上 3 階
			延べ床面積約 2,347 m ²
	ミズノフットサルプラザ 調布	屋外フットサルコート 3 面	人工芝：約 2,551 m ²
駐車場	本体下駐車場	・ イベント時等に使用	約 300 台
	北側駐車場	・ イベント時に使用 ・ 月極利用団体有り	約 440 台
広場	北側広場 (ブレンディ広場)	・ イベントへ貸付け ・ 臨時バス発着所や大型車両転回場所	約 7,000 m ²
	南側広場 (アジパンダ広場)	イベントへ貸付け	約 6,000 m ²

東京都住宅供給公社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出えん等を行っている団体に対して、団体の事業が出えん等の目的に沿って適切に運営されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京都住宅供給公社	平成30年10月5日から同月26日まで	平成28年度及び
局	都市整備局	平成30年10月3日、同月25日及び26日	平成29年度の事業

2 団体の概要

設立の目的		地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき、住宅を必要とする都民に対して賃貸住宅等を供給し、都民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として設立した特別法人
主な沿革		昭和41年4月1日 東京都住宅供給公社設立 昭和45年12月1日 財団法人都営住宅サービス公社設立 平成元年4月1日 財団法人都営住宅サービス公社を統合
事業の概要		・公社住宅の建設と賃貸 ・都営住宅等の管理・工事の受託、指定管理者
所在地		東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号
組織		7部、16窓口センター、1出張所
人員		役員 6名（理事長1名、理事4名（うち非常勤1名）、監事1名） 職員 1,366名（正規職員598名、契約社員等768名）
都との関係	出資	資本金1億500万円のうち、東京都出資額1億500万円（100%）
	補助金（表1）	5億8,442万余円（平成28年度交付額） 5億7,263万余円（平成29年度交付額）
	貸付金（表2、表3）	4,125億3,318万余円（平成28年度末残高） 4,022億1,664万余円（平成29年度末残高）
	事業の委託（表4）	565億8,045万余円（平成28年度委託料） 540億7,671万余円（平成29年度委託料）
	経常収益に占める都からの収益（表5）	経常収益1,351億余円のうち631億余円（46.7%）
	職員の派遣等	常勤職員7名を都から派遣 常勤役員4名が都退職者
	東京都監理団体等	都は団体を監理団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
	経営目標の達成度評価	平成28年度：－ 平成29年度：B
	公の施設の管理運営（表6）	88億3,580万余円（平成28年度指定管理料） 89億5,532万余円（平成29年度指定管理料）
	指定管理者運営状況評価	平成28年度：A+ 平成29年度：S

(表 1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

住宅等区分	補助金名	根拠	交付額		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
一般賃貸住宅	家賃等補助金	東京都住宅供給公社賃貸住宅建替事業の高齢低所得世帯等及び生活保護世帯家賃減額に要する費用に対する補助金交付要領	136,956	102,165	41,835
	震災避難者受入れに伴う補助（共益費・補修費等）	東北地方太平洋沖地震等による避難者の都営住宅等への受入れに伴う公社住宅の一時提供に関する協定	1,334	1,530	4,013
	建設費補助金	都市居住再生促進事業補助金交付要綱	1,200	23,500	149,500
	地代補助金	東京都住宅供給公社の都民住宅建設事業に対する助成要領	-	-	92,967
	優良民間賃貸住宅等利子補給金	優良民間賃貸住宅等利子補給補助金交付要綱	193,561	146,099	75,135
都民住宅	家賃等補助金	都民住宅制度補助金交付要領	217,556	78,902	47,288
	地代補助金	東京都住宅供給公社の都民住宅建設事業に対する助成要領	108,417	109,536	16,364
	震災避難者受入れに伴う補助（共益費・補修費等）	東北地方太平洋沖地震等による避難者の都営住宅等への受入れに伴う公社住宅の一時提供に関する協定	770	-	-
借上都民住宅	家賃等補助金	都民住宅制度補助金交付要領	131,309	76,155	31,531
	震災避難者受入れに伴う補助（共益費・補修費等）	東北地方太平洋沖地震等による避難者の都営住宅等への受入れに伴う公社住宅の一時提供に関する協定	2,217	3,556	6,501
	管理事務費補助金	都民住宅制度補助金交付要領	37,052	229	-
サービス付き高齢者向け住宅	建設費補助金	サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱	-	42,746	107,500
合計			830,372	584,420	572,633

(表2) 一般賃貸住宅貸付金残高の推移

(単位：百万円)

平成27年度	平成28年度			平成29年度		
期末残高	期中増 (都民振替)	期中減 (返済)	期末残高	期中増 (都民振替)	期中減 (返済)	期末残高
176,571	49,774	11,133	215,213	53,107	10,228	258,092

(表3) 都民住宅貸付金残高の推移

(単位：百万円)

平成27年度	平成28年度			平成29年度		
期末残高	期中減 (返済)	期中減 (一賃振替)	期末残高	期中減 (返済)	期中減 (一賃振替)	期末残高
247,206	111	49,774	197,320	88	53,107	144,125

(表4) 主な委託事業

(単位：百万円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
都営住宅等管理（受託業務）	38,978	43,010	40,770
都営住宅耐震診断・改修	7,795	8,379	5,099
都営住宅建替事業（工事監理等）	2,194	3,176	5,741
その他教育庁施設維持管理	1,674	1,450	1,896

(表5) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

区分		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
経常収益		136,373	100	138,975	100	135,118	100
都からの収益		63,153	46.3	67,097	48.3	64,493	47.7
	補助金	2,704	2.0	2,381	1.7	2,188	1.6
	業務委託	60,449	44.3	64,716	46.6	62,305	46.1
他からの収益		73,220	53.7	71,878	51.7	70,625	52.3
一般会計経常収益		85,737	62.9	84,237	60.6	82,423	61.0
都からの収益		16,172	11.9	15,882	11.4	15,432	11.4
	補助金	2,704	2.0	2,381	1.7	2,188	1.6
	業務委託	13,469	9.9	13,501	9.7	13,244	9.8
他からの収益		69,565	51.0	68,355	49.2	66,991	49.6
都営住宅管理会計経常収益		50,980	37.4	54,913	39.5	52,749	39.0
都からの収益		46,981	34.5	51,215	36.9	49,062	36.3
	業務委託	46,981	34.5	51,215	36.9	49,062	36.3
他からの収益		3,999	2.9	3,698	2.7	3,687	2.7
内部取引消去		△344	△0.3	△174	△0.1	△53	△0.0

(表6) 公の施設の管理運営

(単位：千円)

施設名	指定管理期間	平成27年度	平成28年度	平成29年度
都営住宅等	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで	8,642,508	8,835,803	8,955,327

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

(1) 監査の観点

東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）は、都営住宅等の管理を都から委託されて行っていることから、主に都営住宅等の管理業務について、適正性、公平性等の観点から改善すべき点がないか監査を行うとともに、部門別の損益を中心に、経営状況について、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の抽出により検証した。

(2) 事業実績及び損益

公社は、主に、約7万3千戸の公社住宅の賃貸と約2万5千6百戸の都営住宅等の管理を行っている。

損益は表7のとおりであり、公社住宅の賃貸等による一般会計の事業収益821億余円、都営住宅管理に係る委託料526億余円で事業収益は1,348億余円となっている。

公社住宅の管理原価等一般会計の事業原価が723億余円、都営住宅管理原価等が520億余円、総務部の人件費等各事業に属さない一般管理費が14億余円で、事業原価は合計1,244億余円である。

この結果、89億余円の事業利益を計上し、当期純利益は83億余円となっている。

（表7）損益計算書

（単位：百万円、％）

勘定科目	平成 27年度	平成28年度			平成29年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率
事業収益	135,945	138,607	2,663	2.0	134,806	△3,802	△ 2.8
一般会計	85,310	83,694	△1,615	△ 1.9	82,111	△1,584	△ 1.9
都営住宅等管理会計	50,635	54,913	4,278	8.4	52,695	△2,218	△ 4.2
事業原価	122,744	125,349	2,604	2.1	124,403	△ 945	△ 0.8
一般会計	72,436	71,277	△1,158	△ 1.6	72,341	1,063	1.5
都営住宅等管理会計	50,309	54,071	3,763	7.5	52,063	△2,008	△ 3.9
一般管理費	1,402	1,405	3	0.2	1,457	52	3.6
一般会計	730	737	7	0.9	771	34	4.4
都営住宅等管理会計	671	667	△ 4	△ 0.6	686	18	2.7
事業利益	11,799	11,854	55	0.5	8,945	△2,909	△ 32.5
一般会計	12,144	11,680	△ 464	△ 3.8	8,999	△2,681	△ 29.8
都営住宅等管理会計	△345	174	519	△150.5	△54	△ 228	425.2
その他経常収益	429	368	△ 60	△ 14.1	312	△ 56	△ 17.9
その他経常費用	611	630	19	3.2	632	2	0.4
特別利益	54	695	641	1184.7	96	△ 599	△621.0
特別損失	3,697	1,771	△1,926	△ 52.1	344	△1,427	△415.0
当期純利益	7,974	10,516	2,543	31.9	8,378	△2,139	△ 25.5

(3) 財政状態

財政状態は表8のとおりであり、平成29年度末における流動資産は609億余円で、このうち、512億余円が現預金及び有価証券である。固定資産1兆1,848億余円のうち、賃

貸事業用資産が1兆1,612億余円を占め、これらは公社住宅に係る土地建物等が主である。

流動負債は542億余円で、このうち、207億余円が次期償還の社債及び長期借入金で、固定負債7,737億余円のうち、6,295億余円が社債及び長期借入金で、公社住宅等の建設資金の調達原資である。

(表8) 貸借対照表

(単位：百万円、%)

勘定科目	平成 27 年度	平成 28 年度			平成 29 年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率
流動資産	58,671	60,162	1,491	2.5	60,970	808	1.3
うち現預金	37,171	39,652	2,480	6.7	38,105	△ 1,547	△ 3.9
うち有価証券	9,085	9,600	516	5.7	13,105	3,505	36.5
固定資産	1,204,815	1,190,298	△14,517	△1.2	1,184,874	△ 5,424	△ 0.5
うち賃貸事業資産	1,177,503	1,166,944	△10,559	△0.9	1,161,256	△ 5,688	△ 0.5
資産合計	1,263,486	1,250,460	△13,026	△1.0	1,245,844	△ 4,616	△ 0.4
流動負債	48,381	52,391	4,011	8.3	54,204	1,812	3.5
うち次期償還社債	10,000	15,000	5,000	50.0	3,500	△11,500	△76.7
うち次期返済 長期借入金	9,495	9,174	△ 321	△3.4	17,280	8,106	88.4
固定負債	816,134	788,581	△27,553	△3.4	773,775	△14,806	△ 1.9
うち社債	177,100	171,100	△ 6,000	△3.4	185,500	14,400	8.4
うち長期借入金	492,670	472,718	△19,951	△4.0	444,025	△28,693	△ 6.1
負債合計	864,514	840,972	△23,542	△2.7	827,979	△12,993	△ 1.5
資本合計	398,971	409,488	10,516	2.6	417,865	8,378	2.0
負債及び資本合計	1,263,486	1,250,460	△13,026	△1.0	1,245,844	△ 4,616	△ 0.4

(4) 事業運営に関する評価

公社住宅の賃貸事業については、一般賃貸住宅の家賃収益率が96%を維持しているなど、ケア付き高齢者住宅（明日見らいふ南大沢）事業を除き、健全な経営状況を維持している。

都営住宅に係る都からの受託事業については、事業原価は概ね実費清算であり、間接費の増減により、損失と利益を交互に計上しているが、事業利益の0.6%（平成29年度）であり、経営状況への影響は認められない。

一方、都営住宅等の管理については、別項指摘事項のとおり、不適正使用の是正事務や滞納整理事務の公平性などに改善を要する事項が見受けられた。公社は、適正かつ公平な都営住宅等の管理に努める必要がある。

また、局は、公社に業務を委託するに当たっては、その業務の目的や意義を説明することを始め、適切な業務遂行の徹底が図られるよう十分な指導を行うとともに、都営住宅の管理に係る適切な仕様や定めなどにより、公社が適正かつ公平な都営住宅等の管理を行える環境を整える必要がある。このほか、都民住宅に係る補助金の算定方法の誤りも認められた。

運営に関する事項は以上のとおりであり、公社の事業は監査を実施した限りにおいて、別項指摘

事項のとおり、都営住宅等の管理業務を除き、出えん等の目的に沿って運営されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 都営住宅の不適正使用の是正業務を網羅的に実施しているか確認すべきもの

都は、公社を指定管理者として使用料の収納、滞納整理、入居者管理、設備保守等、都営住宅の管理を行わせている。

都営住宅は住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で使用させるもので、使用者の資格は公営住宅法（昭和26年法律第193号）及び東京都営住宅条例（平成9年東京都条例第77号）に規定されている。

局は、これらの資格要件を満たさなくなった場合等（内容は表9のとおり。以下「不適正事例」という。）の指定管理者における取扱いを「不適正事例に係る事務の取扱いについて」（平成14年2月22日付13住管指第695号）により定めており、公社は、入居者管理の一環として、不適正事例に係る通報の受付、調査及び指導等の事務を行っている。

ところで、公社は、不適正事例を、各窓口センターの巡回管理人による定期巡回と相談・苦情の受付とによって捕捉している。

このうち、定期巡回で捕捉したものについては、不適正事例是正指導票により継続的に把握している。

一方、相談・苦情によって捕捉した不適正事例については、各窓口センターにおいて、内容、対応状況、表10に掲げる区分をお客様対応システム（以下「システム」という。）に入力している。公社は、受け付けた相談・苦情のうち未完了のものをシステムのホーム画面に表示し、表11のとおり、処理ができる仕組みを構築している。

しかしながら、各窓口センターがシステムで完了入力を行うとその事例はホーム画面に表示されなくなるため、受付番号や住戸等で特定しない限り、対応状況を確認できなくなる。システムには区分ごとに一覧出力する機能がないため、完了入力後においては、本社及び局は、各窓口センターが是正すべき不適正事例の全てに対応しているかを確認することができない。

不適正事例の是正事務は、住宅困窮者に住宅を提供する都営住宅の意義を担保するものであるとともに、居住者間の公平を確保し、居住環境を維持するものであるから、不適正事例の全てについて是正指導を行う必要があるが、事後にこれを確認できない状態となっており、適正でない。

公社は、システムの情報を活用して不適正使用の是正を網羅的に実施しているか確認できる態勢を整えられたい。

局は、不適正使用の是正業務を網羅的に実施していることを確認されたい。

（東京都住宅供給公社）

（都市整備局）

(表 9) 不適正事例の区分と内容

区分	内容
1 不正入居	許可なく名義人に代わって不正に入居している者
2 不正同居	許可なく不正に同居している者
3 無断退去	届けなく無断で退去した者
4 長期不在	届けなく長期にわたり都営住宅等を不在にしている者
5 単身死亡	単身で入居していた者が死亡し、承継する者がいない者
6 無許可営業	申請なく都営住宅等の室内又は共用敷地内で営業している者
7 不正増築	許可なく増築している者
8 不正改築	許可なく改築している者
9 共用地占拠	都営住宅等の共用施設、共用敷地を許可なく占拠する者
10 持家	名義人及び同居人が、他に住宅を取得したとき
11 動物飼育	動物飼育者のうち、他人に多大な迷惑をかけている者
12 要医療	近隣に多大な迷惑行為を行っている者のうち、近隣居住者、自治会及び官公庁等の連絡により医療行為が必要と思われる者
13 迷惑駐車	承諾なく都営住宅等の敷地内に駐車している者
14 その他不適正	1～13 以外の不適正使用者（その他の近隣迷惑行為を行う者）

(表 10) システムに入力する不適正事例等の区分

受付種別	内容分類	区分
修繕・苦情・相談	生活トラブル	騒音
		動物飼育
		ごみ処理・ごみ収集
		迷惑行為
		居住実態・不適正居住
		近隣住民間トラブル
		その他（生活トラブル）
	施設管理	有料駐車場に關すること
		自転車に關すること
		バイクの置き方・放置
		無断駐車
		放置車両
		無断ポスター
		不法占拠
		敷地不正使用
		構内営業（出店）
		樹木・垣根・フェンス
		ごみ不法投棄
		避難障害
		害鳥・害虫
		集会所
		その他（施設管理）

(表 1 1) 相談・苦情受付時のお客様対応システムへの入力

① 相談・苦情を受け付けた部署において、苦情内容等の入力	
入力項目	不適正居住、敷地不正使用など表 1 0 の区分を選択
	対象場所 (団地、棟、住戸、駐車場)、対象者を入力
	会話メモ欄に内容を入力
② 苦情の入力がある则対応すべき部署 (都営住宅の場合には各窓口センター都営相談係) のお客様対応システムのホーム画面に表示	
③ 対応時に件名・対応内容を入力	
④ 対応完了後、システムで「完了」を入力するとホーム画面に表示されなくなる	

(2) 住宅長期不在届について

東京都営住宅条例第21条第2項及び同施行規則（平成10年東京都規則第25号）第25条の規定は、都営住宅を一か月以上使用しない使用者は住宅長期不在届を提出しなければならないと定めている。

都は、長期間の不在により、管理上支障が生じる恐れがあるため、また、真に住宅に困窮している都民が広く入居できるよう、「同居許可及び使用承継許可並びに世帯員変更等の届出に関する事務処理マニュアル」により、不在期間は原則として1年以内であり、1年を超える場合には使用者に対して住宅返還を指導することとしている。

また、使用者から届を受けた公社は、使用者世帯の居住状況を把握し、不適正使用の防止を図るため、不在期間等を都営住宅管理総合システム（以下「システム」という。）に入力することとしている。

各窓口センターにおいて、住宅長期不在届に係る事務処理について見たところ、次のとおり、適切でない事例が見受けられた。

ア 住宅長期不在届の不在の期間を正確に入力すべきもの

小平窓口センターは、表12のA、Bのように往復の航空券の日付が確認できる書類が添付されている場合であっても、一律に不在期間の始期を届出日、終期をその1年経過日として処理しており、実際の不在の期間を届出させていない。この結果、届出者から帰宅届が提出されるまでの間、システムでは不在の実態が正確に把握できず、適切でない。

このことについて、小平窓口センターは、万一不在期間が延びることを考慮し、最長の期間として受付したとのことであるが、届出者にヒアリングの上、通常想定される最長の範囲内で終期を届出させるべきである。

公社は、住宅長期不在届の不在の期間を正確に入力するよう事務を改められたい。

（東京都住宅供給公社）

（表12）住宅長期不在届の事例

届出者	不在の理由	入力された不在期間	添付書類による不在期間
A	実家帰省	平成29年7月14日 ～平成30年7月13日	往路搭乗日は平成29年7月15日 復路搭乗日は平成29年9月15日 （実際の帰宅日は平成29年10月5日）
B	旅行	平成29年6月22日 ～平成30年6月21日	往路搭乗日は平成29年7月4日 復路搭乗日は平成29年9月24日 帰国日は平成29年9月26日 （実際の帰宅日は平成29年9月26日）

イ 住宅長期不在届の初回受理時の取扱いを定めるべきもの

局は、公社に対し、「住宅長期不在届の取り扱いについて」（平成25年10月21日）の中で、不在期間が1年を経過しても、帰宅の可能性がある場合には、個別の状況等に応じて、例外的に届出の再提出による不在期間の延長を認めており、入院等を理由とした2回目以降の住宅長期不在届が提出された場合、各窓口センターは、疾病や身体等の状況等をよく確認することとしている。

このため、公社は、「住宅長期不在届に係る都営住宅管理総合システムへの入力について」（平成26年5月1日）により、各窓口センターで、表13の内容について聞き取り、システムに入力することとしている。

そこで、各窓口センターにおける入院等を理由とした住宅長期不在届の取扱いを見てみると、亀戸窓口センターでは、初回の届出であっても、表13の内容について聞き取り、表14のCのとおり、システムに入力している。

一方、小平窓口センターでは、初回の届出のときは、表14のDのとおり、これを行っておらず、具体的な状況をシステムにより情報共有できない状況となっている。

この差異は、局が、入院等を理由とした住宅長期不在届に係る初回の届出について、届に添付する書類についてのみ定め、聞き取りや入力の内容について具体的な取扱いを定めていないことによるものである。

局は、窓口センター間の取扱いに差異が発生しないよう、また、長期不在届の提出の趣旨に沿うよう、初回の届についても取扱いを定められたい。

（都市整備局）

（表13）住宅長期不在届に係るシステムへの入力事項

① 病院・施設名
② 住民票移動の有無
③ 対象者の現況
④ 住宅返還の案内の有無

（表14）窓口センターによる入力内容の差異

届出者	窓口センター	不在期間	入力内容
C	亀戸	平成29年12月6日 ～平成30年12月5日	特記事項としてシステム入力された項目は、対象者の現況等、表13で掲げる4項目
D	小平	平成29年10月19日 ～平成30年10月18日	特記事項としてシステム入力された項目は、連絡先のみ

ウ 不在期間の始期を届出のとおりとするよう要領を改めるべきもの

「都営住宅名義人及び名義人の配偶者一時転出届事務取扱要領」（2住管指第116号）によると、局は、不在期間の始期を、届出日以降としており、届出日より前の日を始期とすることを認めていない。

ところで、表14のCは、届出の期間の始期（平成29年7月6日）を届出日（平成29年12月6日）より前の日としていたため、亀戸窓口センターは、始期を届出日に修正するとともに、終期をその1年経過した日に修正した。このため、入力されたCの不在期間が当初届出内容と比べて5か月間長くなり、実質的に1年5か月となっている。

しかしながら、不在期間の始期を届出日以降とすることが、実質的に1年以上の不在期間を認めることにつながるとともに、届出が遅れた者の方が長期間の不在期間を認められることとなり、公平な取扱いとならず、適切でない。

局は、不在期間の始期を届出のとおりとするよう要領を改められたい。

（都市整備局）

(3) 都営住宅使用料の滞納整理について

局は、都営住宅使用料等に係る滞納整理事務を、「指定管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）により定めている。

また、公社は、「外勤職員の基本的事項」（以下「公社規定」という。）を定め、滞納整理を担当する外勤職員（非常勤嘱託員）に配布している。仕様書及び公社規定による滞納整理事務の方法は、表１５のとおりである。

そこで、公社が行った滞納整理の事例を１０件程度抽出して確認したところ、次のとおり、適正でない事項が認められた。

（表１５）滞納整理事務の方法

対象者	例：４月末納期限分が滞納の場合	仕様書	公社規定
滞納が確定した者	５月２０日（システム反映日）以降	—	電話
納期限の翌月末の滞納者	６月１日以降	文書、電話、訪問のいずれか	訪問
２か月分以上の滞納者	５月末納期限分も滞納と確定した日（６月２０日）以降	訪問	訪問

ア 指導記録の作成により効果的な納付指導を行うべきもの

公社の滞納整理事務について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。

- ① 公社規定によると、電話による納付指導は、外勤職員が所持するハンディーターミナルの指導記録に残すこととされているが、表１６のＡ、Ｂ及びＣについては、電話に関する記録がされておらず、納付指導の確認ができない。
- ② 滞納発生後、早期に納付指導を行うことは、速やかな滞納の解消を促すとともに滞納の累積を予防する効果が見込める。規程等では、電話や訪問等の開始時期については表１５のとおり定めているものの、いつまでに行うべきかを定めていない。次月には新たな滞納が発生する状況からすれば、納付指導に着手できない事案を発生させないためにも、初回の訪問は、次の滞納による訪問開始の時期までに行う必要がある。

このことから、Ｃについては、７月中に訪問すべきであったところ、９月に訪問を行っている。このことについて、公社は、Ｃから支払の申し出があったためとしているが、指導記録にその内容が残されておらず、公社内において、滞納整理上必要な情報の共有ができていない。

- ③ Ｄは、１か月分の滞納を繰り返しており、公社によると、電話による納付指導を行っていたとのことである。しかしながら、この指導記録が作成されておらず、納付指導の確認ができない。また、公社によると、Ｄは毎回訪問前に自主的に納付しているとのことであるが、指導記録がないため、滞納者の状況や支払の傾向が把握できない。

公社は、滞納整理上必要な情報を指導記録に残すことで、効果的な納付指導を行われたい。

（東京都住宅供給公社）

(表 16) 公社の滞納整理事務の事例 (抜粋)

(単位：円)

滞納者	当初納期限 (注)	滞納確定日	解消日	累計 滞納金額	指導記録
A	平成30年5月末	平成30年6月20日	平成30年8月3日	82,060	平成30年7月30日訪問
B	平成30年1月末	平成30年2月20日	平成30年4月14日	9,650	平成30年3月22日訪問
	平成30年5月末	平成30年6月20日	平成30年8月14日	10,880	平成30年7月22日訪問
C	平成30年5月末	平成30年6月20日	平成30年10月18日	10,200	平成30年9月13日訪問
	平成30年6月末	平成30年7月20日	—	20,400	
D	平成29年12月末	平成30年1月20日	平成30年2月9日	14,500	指導記録の作成なし
	平成30年2月末	平成30年3月20日	平成30年4月3日	14,500	
	平成30年3月末	平成30年4月20日	平成30年4月29日	14,500	
	平成30年5月末	平成30年6月20日	平成30年7月17日	14,500	

(注) 累積滞納の場合は、直近の滞納債権の納期限を表示している。

イ 滞納を繰り返す者に滞納状況に応じた効率的かつ効果的な納付指導をすべきもの

仕様書では、早期からの納付指導により滞納解消までの期間の短縮を図ること及び滞納を繰り返す者に対しては強力に指導することとしている。

ところで、過去の指導記録から、長年滞納を繰り返してきているE（直近の滞納状況は表17のとおり）の平成30年4月末納期限の滞納分については、公社規定によると、滞納確定（平成30年5月20日）後、まずは電話による納付指導を行い、同年6月1日以降（指摘アの考え方からすると、実質同年6月中）に訪問指導することとしている。しかしながら、直接の交渉に着手した時期は同年8月であった。

また、東京都営住宅条例第39条第2号では、正当な事由がなく使用料を3か月以上滞納したとき、都は使用者に対し住宅の明渡しを請求することができると定められており、この法的措置（住宅明渡し請求に係る訴訟）対象者を選定するため、局は、対象者の選定基準を定め、対象候補者を公社に報告させている。

この選定基準により、Eは、平成30年7月時点で法的措置対象者に該当したため、公社は、同年8月に局へ報告したところ、局は、滞納者と接触できるまで外勤職員による納付指導を継続するよう公社に指示し、Eを法的措置対象者から除外している。

しかしながら、Eは、これまで、表18のとおり、数か月分滞納し、それをまとめて支払うと、再び数か月間は納付指導に応じないという状況が常態化しているだけでなく、滞納期間・金額も大きくなっていることから、法的措置対象者として選定し、支払を促していくことが効率的かつ効果的である。

局及び公社は、滞納を繰り返す者には、滞納状況に応じて効率的かつ効果的な納付指導を行われない。

(東京都住宅供給公社)

(都市整備局)

(表 17) Eに係る直近の滞納整理事務

(単位：円)

滞納月	滞納確定日 (平成30年10月27日解消)	累計 滞納金額	指導記録
平成30年4月分	平成30年5月20日	30,700	平成30年7月19日文書、 平成30年8月29日訪問(不在)、 平成30年8月31日電話(不在)、 平成30年9月6日訪問(不在)、 平成30年9月27日訪問(不在)、 平成30年10月3日電話(不在)、 平成30年10月19日文書
平成30年5月分	平成30年6月20日	61,400	
平成30年6月分	平成30年7月20日	92,100	
平成30年7月分	平成30年8月20日	122,800	
平成30年8月分	平成30年9月20日	153,500	
平成30年9月分	平成30年10月20日	184,200	

(表 18) Eの過去の滞納整理の状況(平成28年以降抜粋)

(単位：円)

滞納期間	支払月	支払金額	滞納残額
平成28年1月分(一部)～平成28年3月分(一部)	平成28年5月	60,000	33,440
平成28年3月分(一部)～平成28年5月分(一部)	平成28年7月	50,000	51,060
平成28年5月分(一部)～平成28年6月分(一部)	平成28年8月	30,000	47,960
平成28年6月分(一部)～平成28年7月分(一部)	平成28年10月	40,000	61,760
平成28年7月分(一部)～平成28年9月分(一部)	平成28年12月	50,000	65,560
平成28年9月分(一部)～平成29年3月分	平成29年4月	173,160	(注) 0
平成29年4月分～平成30年8月分(一部)	平成29年10月	120,000	14,000
平成29年8月分(一部)～平成30年2月分	平成30年3月	174,800	(注) 0

(注) それぞれ、平成29年5月・平成30年4月に法的措置対象者として選定される予定であった。

ウ 仕様書の定めを改めるべきもの

仕様書では、「2か月以上の滞納者」に対し、納付指導記録を作成し、催告や納付指導の際に活用することが定められている。これは、局によると、「2か月分以上、滞納が累積した」場合という意味であったが、公社は「滞納発生から2か月経過」した場合という意味に解釈し、仕様書の内容を正確に理解していない状況にあった。

また、滞納が1か月分のみの場合、定めがなく指導記録が作成されないこととなる。

しかしながら、表16のDの事例のように、滞納が1か月分のみの場合であっても指導記録がなければ、公社が滞納者に対し、適切に納付指導を行ったかどうか、確認できない。滞納者の状況や支払の傾向を把握し、その情報を共有して効果的な滞納整理事務を行う上でも、指導記録は重要である。

局は、仕様書を正確な文言に改めるとともに、2か月分以上の滞納者に限定することなく、滞納が確定し、公社が納付指導を行った時点で指導記録を作成するよう、仕様書を定められたい。

(都市整備局)

エ 公平性の確保に留意し滞納整理を網羅的に行うべきもの

仕様書では、滞納者に対し、早期から納付指導を行い、滞納解消までの期間の短縮を図ることを定めているが、都営住宅の使用料という性質上、滞納整理事務を網羅的に行う必要もある。

しかしながら、公社は、いつまでにどのような納付指導を行うか標準的な手順を定めていないため、滞納者に対し、滞納整理事務を網羅的に行うことができない状況となっている。

実際に、公社は、週1回外勤職員を本社に出勤させ、主に指導実績（収納額、訪問件数等）及び法的措置対象候補者に係る個別対応状況の確認を行っているものの、滞納整理すべき全対象のうち、未着手の案件が残っていないかどうかについての確認を行っていない。また、システムから滞納一覧表を出力できないとして、滞納案件の一元的な進行管理をしていない。

また、局は、公社に対する検査を年2回行っているが、抽出による外勤日報や指導記録内容の確認が主となっており、滞納整理事務が網羅的に行われているかどうかの確認を行っていない。

公社は、外勤職員による滞納整理事務が、網羅的に行われているかどうか確認し、進行管理を適切に行われたい。

局は、公平性の確保に留意して、滞納整理事務を網羅的に行えるよう仕様書に定めるなどするとともに、公社に対し適切な指導及び検査を行われたい。

（東京都住宅供給公社）

（都市整備局）

オ 連帯保証人への働きかけを行うべきもの

東京都営住宅条例第11条第1項によると、都営住宅の利用者は連帯保証人を立てなければならない。また、仕様書によると、2か月分の滞納者が翌月になっても滞納を解消しない場合、連帯保証人への働きかけを行うとされている。

しかしながら、公社は、電話・訪問による連帯保証人への働きかけについては規定等により定めておらず、外勤職員が適切に働きかけを行っているかどうか、外勤職員によって差異が生じていないかどうか、確認できない状況となっている。

公社は、連帯保証人への働きかけについて、具体的に規定等で定め、外勤職員に適切に行わせられたい。

（東京都住宅供給公社）

(4) 都営住宅における火災に伴う損害賠償請求等の取扱いを定めるべきもの

都営住宅における火災に伴う損害賠償請求及び原状回復に要する費用の請求について、損害賠償請求に係るものは「都営住宅が火災により焼損した場合の処理に関する要綱」(昭和54年3月28日付53住管財・災第34号。以下「要綱」という。)、原状回復に係るものは東京都営住宅条例に基づいて、局が請求を行うべきか決定する。公社では、火災の復旧工事と工事に要した経費等の管理を行うとともに、局の損害賠償請求等の決定を受けて火災による住宅返還に伴う保証金の清算事務を行う。

しかしながら、局は、要綱について検討を行っているとして、平成25年度以降、損害賠償請求等を行うかについて、決定を行っておらず、適正でない。

この結果、公社は、監査日(平成30年10月26日)現在、表19のとおり、59件の火災による退去者に対し、保証金の清算を行えていない。

局は、公社が都営住宅における火災に伴う清算事務を行えるよう、損害賠償請求等を行うか決定されたい。

(都市整備局)

(表19) 損害賠償請求・保証金清算を行っていない件数、金額 (単位：件、円)

退去年度	件数	未清算保証金合計	補修費合計 (注)
平成24年度	1	70,200	70,200
平成25年度	11	604,600	76,196,175
平成26年度	9	465,200	45,150,156
平成27年度	14	494,400	106,286,472
平成28年度	8	320,900	28,525,068
平成29年度	13	613,200	228,463,848
平成30年度	3	313,400	37,260,000
合計	59	2,881,900	521,978,919

(注) 概算金額を含む。

(5) 都営住宅に係る委託業務の契約変更等の手続を適正に行うべきもの

局は、都営住宅の耐震化について、都営住宅耐震化整備プログラム（平成24年7月）により、平成32年度に耐震化率を100%とすることを目標に、表20のとおり、都営住宅耐震診断・耐震改修に係る業務委託契約を公社と締結しており、公社から契約業者への支払実績をもとに、四半期ごとに精算基準に基づいて支払をしている。

この契約について見たところ、次のような状況が認められた。

① 表21の事例のとおり、契約した対象団地と執行計画に記載されている団地に相違がみられるが、契約変更等の手続が行われていない。

② 契約した対象団地と異なる団地の実績があっても実績報告を承認している。

このことについて、局は、公社と打合せを行い、団地・住棟の状況に合わせて対象団地の変更をし、その内容で年間執行計画の申請を受け、承認しており、計画に基づき事業を実施させているとしている。

しかしながら、契約変更等の手続が行われていないことから、合理的な理由なく契約対象団地を変更し、契約で求めた履行が確保されていないこととなり、適正でない。

局は、都営住宅に係る委託業務の契約変更等の手続を適正に行われたい。

(都市整備局)

(表20) 契約一覧（平成28年度及び平成29年度が契約期間に含まれるもの）

No.	契約件名	契約金額	契約期間
1	平成29年度都営住宅耐震診断・耐震改修事業に係る業務委託	4,311,701,280円	平成29年4月1日から平成32年3月31日まで
2	平成28年度都営住宅耐震診断・耐震改修事業に係る業務委託	8,800,197,480円	平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
3	平成27年度都営住宅耐震診断・耐震改修事業に係る業務委託	11,793,837,600円	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
4	平成26年度都営住宅耐震診断・耐震改修事業に係る業務委託	8,513,296,560円	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

(表21) 平成28年度契約の例

1 耐震診断費分

平成28年度契約書対象団地一覧		平成28年度実績一覧	
団地名	号棟	団地名	号棟
稲城アパート	10	田柄二丁目アパート	1
稲城アパート	11	田柄二丁目アパート	2
稲城アパート	14	田柄二丁目アパート	3

2 項目ごとの対象団地の比較表

項目	契約書対象数	実績数		
			契約書にあるもの	契約書にないもの
1 耐震診断費	3	3	0	3
2 改修設計費	22	2	1	1
3 改修工事費	68	140	36	104

(6) 都民住宅用地に係る補助金の算定方法を見直すべきもの

局は、都民住宅制度要綱（平成5年7月30日付5住開都第352号）及び東京都住宅供給公社の都民住宅建設事業に対する助成要領（平成5年7月30日付5住開都第349号。以下「要領」という。）に基づき、公社に都民住宅用地として都有地等を貸し付ける場合の貸付料等に係る補助金を交付している。この補助金の算定方法について確認したところ、次のとおり適切でない点が見受けられた。

- ① 補助金の算定方法は、土地の貸付料が、「都有地を都民住宅用地として貸し付けること及びその場合の権利金等の取扱いについて（方針）」（平成6年4月20日決定）に基づいて算出する、一般会計で所管する土地の貸付料の額（以下「一般会計貸付料相当額」という。）を超えるときに、当該超える額を補助することとしている。

また、一般会計貸付料相当額は、一般会計所管用地の土地価格の1%並びに固定資産税及び都市計画税相当額の合計額となっている。

そこで、補助金額の内訳を見たところ、表22のとおり、土地貸付料は貸付元との契約に基づき随時改定されて増減しているが、一般会計貸付料相当額は、土地評価額の変動に応じて増減すべきところ、局は、事業開始当時のまま改定していない。

- ② 要領に基づいて、都及び公社は、事業年度ごとに補助の限度額や期間などについて契約を締結している。

ところが、補助金額の算定においては事業年度ごとに区別しておらず、根拠なく全ての団地について土地貸付料と一般会計貸付料相当額との差額の合計額を補助金額としている。

このため、事業年度ごとに算定した場合には、平成3年度事業は差額がマイナスとなり補助対象とならないところ、同額が補助金額から減額される結果となっており、局は、この算定方法を認め、補助金額を確定させている。

以上のことから、現在の一般会計貸付料相当額を試算し、事業年度ごとに補助金額を算定したところ、表22のとおり、補助金の交付額が平成28年度及び平成29年度合計で1億1,131万4,792円（監査事務局試算）の過少となり、補助金額が適正に算定できていない。

局は、都民住宅に係る補助金の算定方法を見直されたい。

（都市整備局）

(表 2 2) 補助金額の内訳

(平成 2 8 年度)

(単位 : 円)

事業 年度	団地名	現状の補助金額			試算額	
		土地貸付料 a	一般会計貸 付料相当額 b	差引補助金 a-b	一般会計貸 付料相当額 c	差引補助金 a-c
平成 3年度	トミンタワー 台場三番街	41,204,949	17,318,892	23,886,057	17,375,993	27,556,646
	トミンハイム 玉川田園調布	24,212,496	54,169,116	△29,956,620	19,757,692	
	トミンハイム 三田二丁目	4,300,458	23,409,444	△19,108,986	5,027,572	
平成 4年度	トミンタワー 東雲	98,712,375	3,563,352	95,149,023	2,028,679	96,683,696
平成 5年度	トミンハイム 台場三番街	3,309,380	1,593,744	1,715,636	1,598,754	24,289,394
	トミンハイム 台場五番街	35,228,105	12,607,932	22,620,173	12,649,337	
平成 8年度	トミンタワー 台場一番街	31,478,949	13,508,724	17,970,225	13,323,376	18,155,573
	トミンタワー 千住五丁目	10,957,620	13,697,028	△ 2,739,408	10,957,620	
合計		249,404,332	139,868,232	109,536,100	82,719,023	166,685,309
試算額との差額						57,149,209

(平成 2 9 年度)

(単位 : 円)

事業 年度	団地名	現状の補助金額			試算額	
		土地貸付料 a	一般会計貸 付料相当額 b	差引補助金 a-b	一般会計貸 付料相当額 c	差引補助金 a-c
平成 3年度	トミンタワー 台場三番街	42,688,590	17,318,892	25,369,698	18,001,639	28,641,079
	トミンハイム 玉川田園調布	25,674,360	54,169,116	△28,494,756	20,950,591	
	トミンハイム 三田二丁目	4,551,984	23,409,444	△18,857,460	5,321,625	
平成 4年度	トミンタワー 東雲	92,789,220	3,563,352	89,225,868	1,906,950	90,882,270
平成 5年度	トミンハイム 台場三番街	3,428,538	1,593,744	1,834,794	1,656,322	25,163,968
	トミンハイム 台場五番街	36,496,548	12,607,932	23,888,616	13,104,796	
平成 8年度	トミンタワー 台場一番街	32,612,400	13,508,724	19,103,676	13,803,106	18,809,294
	トミンタワー 千住五丁目	10,957,620	13,697,028	△ 2,739,408	10,957,620	
合計		249,199,260	139,868,232	109,331,028	85,702,649	163,496,611
試算額との差額						54,165,583

(7) 小口・緊急修繕及びあき家修繕について

公社は、公社が整備し管理している公社住宅等及び都から受託し管理する都営住宅等の小口・緊急修繕やあき家修繕等、表 2 3 に掲げる修繕を公社が指定する工事店（平成 2 9 年度現在 3 9 3 者）に行わせている。

平成 2 9 年度に公社が発注した小口・緊急修繕は、1 6 万 5 千余件、1 5 9 億 1, 2 1 9 万余円となっている。

そこで、小口・緊急修繕、あき家修繕の発注管理について見たところ、次のとおり適切でない事項が見受けられた。

(表 2 3) 工事店の業務

No.	工事店の業務
1	雨漏り、給排水管の漏水その他住宅等の小破損部分の小口修繕
2	断水、停電、塀の倒壊等の緊急修繕
3	迅速性を要する小額の修繕
4	台風、地震時等の待機及び災害復旧等修繕に係る対応
5	業務時間外の修繕対応
6	あき家補修
7	樹木せん定等業務
8	廃棄物処理業務
9	その他公社が協力を依頼する業務

ア 小口・緊急修繕を行う工事店の選定に係る規程を定めるべきもの

公社は、原則として、契約の相手方を競争入札、見積り合わせなどにより決定することとしている。この方法は、提供を受ける物・サービスの内容を仕様書で定め、その対価を最も安く提示した者を契約の相手方に決定するもので、担当者の恣意をいれる余地なく、対価の多寡を基準として客観的かつ合理的に契約の相手方を決定することができる。

一方、小口・緊急修繕は、年間16万余件に及ぶ膨大な住宅及び附帯設備の小規模修繕申込みに対応するため、毎年度、あらかじめ、公募により地区別・業種別に複数の工事店を選定し、工事単価を定めて契約を締結しておき、修繕の申込みを受けたとき等修繕の必要が発生したときに、工事店を選定して発注する制度である。しかし、個々の修繕指示における工事店の決定過程には、競争入札等で担保されている客観性や合理性がない。このため、工事店の決定過程については明確な選定基準を定めるなど、客観性や合理性を担保する別の仕組みが必要である。

ところで、公社は、都営住宅、公社住宅等の住民から、相談や苦情、修繕依頼を電話で受け付けるため、お客様センターを設置し、その運営を業者に委託している。

お客様センターでは、受け付けた内容の対応を担当部署に依頼しているが、小口・緊急修繕のうち、定型的な内容のものについては、お客様センターのオペレーターが工事店の選定及び発注を行い、公社職員が内容を確認し、決定している。

このことについて、公社は、オペレーターによる工事店の選定はお客様対応システムの工事店候補一覧画面により行っており、一覧画面にはエリア・業種が該当する工事店が公社の定める発注量の平準化に配慮した選定順位に従って表示され、原則として、この上位の工事店に発注するとしている。また、当該住戸の補修履歴から補修実績のある工事店に依頼する場合や、同一団地で既に他の発注がある場合は同じ工事店に依頼する等の運用も行っているとしている。

しかしながら、公社はオペレーターが工事店を選定する際の基準を規程として定めておらず、委託業務の仕様書及びお客様センターの業務を定めている修繕受付窓口業務マニュアルのいずれにも記載がなく、公社から委託業者への文書による指示も確認できない。

公社は、工事店の決定過程の客観性や合理性を担保するため、小口・緊急修繕を行う工事店の選定に係る規程を定められたい。

(東京都住宅供給公社)

イ 廃棄物の処理を適正に行うべきもの

公社は、公社住宅や都営住宅等の維持管理のため、小口・緊急工事店契約を締結している。このうち、廃棄物の処理については、業の許可を受けた工事店と小口・緊急工事店（廃棄物処理業種）として契約を締結している。

ところで、住宅の敷地内に残置された廃棄物の処理責任は当該建築物の所有者等にあり、放置バイクは金属くず、廃プラスチック等に分類される産業廃棄物である。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）によると、産業廃棄物の収集運搬及び処分を行う場合、収集運搬は産業廃棄物の収集・運搬の許可を受けた業者と、処分は産業廃棄物処分の許可を受けた業者と、それぞれ委託契約を結ばなければならないこととされている。

しかしながら、公社は表24のとおり、廃棄物処理業種として契約を締結していない小口・緊急工事店に、産業廃棄物として扱うべき放置バイクの収集運搬及び処分を行わせている。

このことは、本来、公社自らが排出事業者として、収集運搬、処分を行う業者と直接契約して廃棄物として処理すべきところ、公社はこれを行っていないこととなり、適正でない。

公社は、小口・緊急修繕契約による廃棄物の処理について適正に行われたい。

（東京都住宅供給公社）

（表24）西新井・立川・府中窓口センターにおける放置バイクの撤去状況

（単位：件、円）

年度	件数	金額
平成28年度	18	697,572
平成29年度	27	1,655,856
合計	45	2,353,428

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 公社住宅

ア 一般賃貸住宅

一般賃貸住宅は、公社が建設・管理する中堅所得者世帯向けの賃貸住宅で、平成29年度末現在、管理団地数197、管理戸数6万5,169戸で、平成29年度における家賃収入率（注）は96.4%である。

一般賃貸住宅管理事業に係る収益は、512億余円、管理原価は425億余円で、差引87億余円の利益となっている。

損益の3年推移を見ると、表25のとおり、収益は微増傾向で推移しているのに対し、管理原価が主に修繕費の増加により増加しており、利益は減少傾向で推移している。修繕費の増加は入居者自身で設置した浴槽・給湯設備について、希望世帯を対象に公社負担で更新を行ったことが主な要因となっている。

（注）家賃収入率：家賃収入の額／全住戸に入居がある場合の家賃収入の額

（表25）一般賃貸住宅の管理状況及び損益

（単位：百万円、%）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度			平成 29 年度		
		増減数	増減率	増減数	増減率		
管理状況							
各年度末団地数	181	191	10	5.5	197	6	3.1
各年度末管理戸数	63,622	64,949	1,327	2.1	65,169	220	0.3
各年度末利用戸数	61,188	62,621	1,433	2.3	62,834	213	0.3
家賃収入率	96.1	96.3	-	-	96.4	-	-
損益の状況							
一般賃貸住宅管理収益	47,664	49,504	1,840	3.9	51,225	1,721	3.5
家賃収入	43,725	45,681	1,956	4.5	47,145	1,464	3.2
補助金収入	331	248	△ 82	△24.9	210	△ 38	△15.4
繰延建設補助金収入	245	457	212	86.5	568	111	24.3
駐車場使用料収入	2,023	2,089	65	3.2	2,135	46	2.2
管理費収入	120	125	5	4.1	139	14	11.2
その他収入	1,219	903	△ 316	△25.9	1,027	124	13.7
一般賃貸住宅管理原価	34,980	38,035	3,055	8.7	42,517	4,482	11.8
減価償却費	8,551	9,627	1,076	12.6	10,023	396	4.1
支払利息	3,810	4,000	191	5	3,775	△ 225	△ 5.6
引当金繰入	5,257	5,136	△ 120	△ 2.3	6,246	1,109	21.6
管理経費	12,718	14,221	1,503	11.8	17,394	3,173	22.3
管理事務費	4,644	5,050	406	8.7	5,080	29	0.6
損益	12,684	11,469	△1,215	△ 9.6	8,707	△2,762	△24.1

イ 公社施行型都民住宅

公社施行型都民住宅は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成５年法律第５２号）及び東京都都民住宅制度要綱に基づき、広さ・設備など一定の基準を満たした同居親族のある中堅所得者世帯向けの都民住宅で、公社が建設したものである。

平成２９年度末現在、管理団地数３５、管理戸数６，０３８戸で、平成２９年度における家賃収入率は９６．９％である。

都民住宅は、都との契約による２０年の管理期間が終了したことにより、一般賃貸住宅に切り替わりつつあり、損益の３年推移を見ると、表２６のとおり、都民住宅としての管理終了に合わせて収益・費用とも減少し、損益は平成２８年度までの損失から利益に転換している。

なお、平成３４年度には全て一般賃貸住宅となる予定である。

（表２６）公社施行型都民住宅の管理状況及び損益（単位：件、戸、百万円、％）

区分	平成 27年度	平成28年度			平成29年度		
			増減数	増減率		増減数	増減率
管理状況							
各年度末団地数	52	42	△ 10	△19.2	35	△ 7	△ 16.7
各年度末管理戸数	8,253	6,933	△1,320	△16.0	6,038	△ 895	△ 12.9
各年度末利用個数	7,891	6,694	△1,197	△15.2	5,845	△ 849	△ 12.7
家賃収入率	94.3	96.4	-	-	96.9	-	-
損益の状況							
都民住宅管理収益	13,292	10,927	△2,366	△17.8	9,457	△1,470	△ 13.5
家賃収入	11,164	9,232	△1,932	△17.3	8,066	△1,166	△ 12.6
補助金収入	326	188	△ 138	△42.2	64	△ 125	△ 66.2
繰延建設補助金収入	1,223	1,011	△ 212	△17.4	900	△ 111	△ 11.0
駐車場使用料収入	542	463	△ 79	△14.6	391	△ 72	△ 15.5
その他収入	37	32	△ 5	△12.8	36	4	10.9
都民住宅管理原価	14,209	10,969	△3,240	△22.8	9,410	△1,560	△ 14.2
減価償却費	4,975	3,670	△1,305	△26.2	3,152	△ 518	△ 14.1
支払利息	2,731	2,118	△ 613	△22.4	1,756	△ 362	△ 17.1
引当金繰入	1,125	887	△ 238	△21.2	835	△ 52	△ 5.9
管理経費	4,456	3,585	△ 871	△19.5	3,069	△ 516	△ 14.4
管理事務費	922	709	△ 213	△23.1	598	△ 112	△ 15.7
損益	△917	△43	874	△95.3	47	89	△209.9

ウ 借上型都民住宅

借上型都民住宅は、民間の土地所有者等が建設し、公社が借り上げて管理している都民住宅で、平成29年度末現在、管理団地数61、管理戸数2,110戸で、平成29年度における家賃収入率は85.8%である。

借上型の都民住宅は、20年の借上げ期間が終了しつつあり、損益の3年推移を見ると、表27のとおり、借上げ終了に合わせて収益・費用とも減少しているが、利益には大きな変動はない。

なお、平成34年度には全て管理終了となる予定である。

(表27) 借上型都民住宅の管理状況及び損益

(単位：件、戸、百万円、%)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度			平成 29 年度			
			増減数	率		増減数	率	
管理状況								
各年度末団地数	113	87	△ 26	△23.0	61	△ 26	△29.9	
各年度末管理戸数	4,064	3,066	△ 998	△24.6	2,110	△ 956	△31.2	
各年度末利用戸数	3,443	2,635	△ 808	△23.5	1,841	△ 794	△30.1	
家賃収入率	82.8	85.5	-	-	85.8	-	-	
損益の状況								
借上都民住宅管理収益	6,067	4,742	△1,325	△21.8	3,392	△1,350	△28.5	
家賃収入	5,397	4,289	△1,108	△20.5	3,108	△1,181	△27.5	
補助金収入	168	76	△ 92	△54.6	32	△ 45	△58.7	
修繕受託収入	487	369	△ 118	△24.3	244	△ 125	△33.9	
その他収入	14	8	△ 6	△39.8	9	1	8.6	
借上都民住宅管理原価	5,880	4,524	△1,355	△23.1	3,190	△1,335	△29.5	
借上料	4,887	3,774	△1,114	△22.8	2,684	△1,090	△28.9	
施主引渡金	104	55	△ 49	△47.3	24	△ 31	△55.9	
維持修繕費	211	162	△ 49	△23.2	117	△ 45	△27.7	
空家修繕費	252	185	△ 67	△26.6	113	△ 72	△39.2	
管理事務費	426	349	△ 76	△17.9	252	△ 97	△27.7	
損益	187	218	31	16.5	203	△ 15	△ 6.9	

エ ケア付き高齢者住宅

ケア付き高齢者住宅「明日見らいふ南大沢」は、集合住宅に介護サービスを組み合わせた利用権方式の介護付き有料老人ホームである。

入居者は、入居時の年齢に応じた入居金及び特別介護費を前払いし、居室を専用使用するとともに、生活施設や余暇・集合施設、健康管理介護施設を利用する権利を取得するものである。

入居実績及び損益の推移は、表２８のとおりであり、毎年度、損失を計上している。このことは、入居期間の経過に応じて入居時前受金を償却し、収益として計上していたところ、償却が終了して収益を計上できない入居者が増加しつつあることによるものである。

公社は、入居金の原価計算や全額前払方式から一部月払いへの転換等を行って、損益の改善に努めている。

(表２８) ケア付き高齢者住宅の管理状況及び損益 (単位：件、戸、百万円、%)

区分	平成 27年度	平成28年度		平成29年度		増減数	増減率
		増減数	増減率	増減数	増減率		
管理状況							
各年度末団地数	1	1	0	0	1	0	0
各年度末管理戸数	370	370	0	0	370	0	0
各年度末利用戸数	326	341	15	4.6	339	△ 2	△0.6
入居率	88.1	92.2	-	-	91.6	-	-
損益の状況							
明日見管理事業収益	1,264	1,273	9	0.7	1,319	45	3.6
管理収入	408	408	0	0.1	440	32	7.7
管理費収入	469	480	10	2.2	485	5	1.1
介護サービス収入	387	386	△ 1	△0.3	394	8	2.1
明日見管理原価	1,499	1,532	33	2.2	1,630	98	6.4
管理費	632	659	27	4.3	723	64	9.7
管理運営費	480	487	7	1.5	487	△ 0	△0.0
介護サービス費	387	386	△ 1	△0.3	420	34	8.9
損益	△235	△258	△24	10.1	△311	△53	20.4

オ サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者が適切な負担で入居でき、サービススタッフによる生活相談や緊急時対応・安否確認等の生活支援サービスを提供するとともに、必要に応じて併設施設等の介護サービスや在宅医療などを利用できるものである。

公社は、平成２３年に策定した少子高齢対策事業の方針に基づき、一般賃貸住宅の建替事業に合わせて、サービス付き高齢者向け住宅の整備を行っている。

この事業に係る管理状況及び損益は、表２９のとおりである。平成２９年度に損失を計上しているが、これについて公社は平成２９年５月と１０月に開設した２団地８８戸について、入居開始後、入居が完了するまでの間、家賃収益率が低い状態となる一方で、費用は管理戸数に応じて必要となることによるものであり、平成３０年度以降は、損益はほぼ平衡としている。

(表２９) サービス付き高齢者向け住宅管理事業収益の管理状況及び損益

(単位：件、戸、百万円、％)

区分	平成 27年度	平成28年度		平成29年度				
		増減数	増減率		増減数	増減率		
管理状況								
	各年度末団地数	2	2	0	0	4	2	100
	各年度末管理戸数	136	136	0	0	224	88	64.7
損益状況								
サービス付高齢者向け 住宅管理事業収益		279	274	△ 5	△ 1.8	355	81	29.7
	家賃収入	166	160	△ 5	△ 3.2	214	54	33.6
	施設家賃収入	97	97	0	0.1	113	16	16.2
	補助金収入	0	0	0	0	0	0	0
	繰延建設補助金収入	11	11	0	1.3	17	6	52
	駐車場使用料収入	4	4	0	0.2	6	2	58.5
	その他収入	1	1	△ 0	△ 0.8	4	3	625.4
サービス付高齢者向け 住宅管理事業原価		246	265	19	7.7	363	98	37.1
	減価償却費	153	159	6	3.6	232	73	46
	支払利息	0	0	0	100	1	0	83.4
	引当金繰入	14	14	0	0	22	8	58.5
	管理経費	26	32	5	20.7	33	1	3.4
	管理事務費	53	60	8	14.4	76	16	25.9
損益		33	9	△24	△73.6	△8	△17	△196.6

(2) 建設事業

公社は、「公社一般賃貸住宅の再編整備計画」（平成15年策定、平成26年改定）により、表30のとおり、公社一般賃貸住宅の建替えやストック活用による寿命の延長等を図ることとしている。

建替えに係る実績は、表31のとおりである。

(表30) 公社一般賃貸住宅の再編整備計画の概要

区分	内容	団地数	戸数
建替え	全面建替え、一部住棟の建替え	20	8,047
集約型建替え	周辺団地の建替え住宅等への住み替えによる集約	5	358
ストック活用	建物外構の維持修繕、耐震化	10	6,087
合計		35	14,452

(表31) 平成29年度公社住宅建替え実績

区分	団地数	戸数	備考
しゅん工	1	82	平成29年8月しゅん工
継続	5	1,100	
合計	6	1,182	

(3) 都営住宅

ア 指定管理

公社は、都営住宅等の約25万6,000戸の指定管理者として、入居者に係る業務、住宅使用料の収納及び滞納整理等の業務について実費清算の方式により、駐車場管理については利用料金方式により、都営住宅等の管理を行っている。

公社の指定管理業務に係る費用は表32のとおりである。

(表32) 指定管理業務に係る費用 (単位：百万円)

科目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
都営等指定管理業務原価	7,770	7,866	7,990
都営指定管理営繕事業	4,103	4,276	4,385
都営等指定管理事務	1,496	1,498	1,506
うち都営指定管理窓口事業	286	292	295
うち都営指定管理収入調査	123	126	125
うち都営指定管理滞納整理	434	426	440
うち都営指定管理巡回管理	401	414	416

(ア) 入居者に係る業務

入居者に係る業務は、各種申請の受付や収入認定、不適正指導等、都営住宅の適正かつ公平な使用を維持するためのもので、業務実績の推移は表33のとおりである。

(表33) 入居者に係る業務実績 (単位：件)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
申請書受付	185,755	183,748	180,063
収入認定	139,846	137,876	135,837
不適正指導	921	773	855
巡回管理人業務	208,306	205,980	208,828

(イ) 住宅使用料の収納・滞納整理

住宅使用料の収納状況は、表34のとおり、平成29年度において275万余件639億余円であり、過去3年間約98%の収入率で推移している。このうち公社が行っている滞納整理の状況は、表35のとおり、期中の滞納発生よりも回収の方が上回っており、徐々に滞納件数及び金額が減少している。

(表 3 4) 都営住宅の調定・収入等の状況

(単位：千件、百万円、%)

区分	年度	調定		収入		収入率	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
現年度	平成27年度	2,812	65,242	2,785	64,450	99.0	98.8
	平成28年度	2,785	64,649	2,759	63,861	99.1	98.8
	平成29年度	2,755	64,104	2,734	63,289	99.2	98.7
過年度	平成27年度	67	1,878	31	707	46.3	37.6
	平成28年度	55	1,506	30	697	54.5	46.3
	平成29年度	54	1,487	23	685	42.6	46.1
計	平成27年度	2,879	67,120	2,816	65,157	97.8	97.1
	平成28年度	2,840	66,155	2,789	64,558	98.2	97.6
	平成29年度	2,809	65,591	2,757	63,974	98.1	97.5

(表 3 5) 公社における滞納整理実績

(単位：件、百万円)

年度	期首滞納残高		期中発生		期中回収		期中引継		期末滞納残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成27年度	56,851	1,535	263,301	7,472	288,020	8,186	40,969	1,104	56,562	1,574
平成28年度	56,562	1,574	262,490	7,618	278,868	8,129	42,377	1,214	53,931	1,528
平成29年度	53,931	1,528	254,186	7,439	279,160	8,200	41,505	1,199	52,673	1,499

(注) 期中引継とは、法的処理のため、公社が局に滞納整理事務を引き継ぐことを言う。

(ウ) 駐車場管理

都営住宅の駐車場管理の状況は、表 3 6 のとおり、おおむね 70% の利用率となっている。

(表 3 6) 駐車場管理

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
駐車場利用数	33,733区画	32,989区画	32,279区画
利用率	70.7%	68.7%	67.5%

イ 管理受託業務

公社は、指定管理業務とは別に、通常の委託業務として、局から都営住宅の営繕、募集業務等を受託している。

(ア) 営繕業務

営繕業務は、計画修繕、空家修繕等の住宅営繕、施設管理、昇降機設置等であり、住宅営繕の実績は表 37 のとおりである。

(表 37) 営繕業務に係る費用と事業実績

(単位：百万円)

区分	内容	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		金額	実績	金額	実績	金額	実績
住宅営繕費		29,511		33,967		30,799	
計画修繕費	屋上防水、塗装、給湯器取替え等	13,030	2,037 団地	18,367	1,473 団地	14,854	1,293 団地
一般修繕費		5,528	55,473 件	5,239	56,516 件	5,390	57,147 件
空家修繕費		10,333	8,958 戸	9,725	9,114 戸	9,847	10,496 戸
その他		620		636		708	
施設管理等		6,024	-	5,448	-	6,425	-
計		35,535		39,415		37,224	

(イ) 受託業務

募集業務は、平成 28 年度までの年 4 回の定期募集、直接受付に加え、平成 29 年度から毎月募集時期があるように 1 月から 3 月に月 1 回、毎月募集を開始した。募集状況は表 38 のとおり、これに係る費用は表 39 のとおりである。

(表 38) 募集業務の状況

(単位：件、戸、倍)

区分	募集時期	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		募集戸数	応募件数	平均倍率	募集戸数	応募件数	平均倍率	募集戸数	応募件数	平均倍率
定期募集	5月・8月・11月・2月	7,705	137,680	17.9	7,825	132,190	16.9	8,313	129,353	15.6
直接受付	7月・10月 (注)	516	4,268	8.3	446	4,015	9.0	450	3,054	6.8
毎月募集	1月・2月・3月	-	-	-	-	-	-	150	179	1.2
合計		8,221	141,948	17.3	8,271	136,205	16.5	8,913	132,586	14.9

(注) 平成 27 年度及び平成 28 年度は 1 月も実施

(表 39) 受託事業費の内訳

(単位：百万円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
都営業務受託事務事業費	154	163	162
都営等業務受託管理事務費	2,779	2,589	2,627

2 財政状態

一般会計の財政状態は表４０のとおりである。資産合計１兆２，２９４億余円のうち、１兆１，６１２億余円が貸貸事業用の資産である。一方、負債・資本合計のうち、５２．９％に当たる６，５０３億余円が社債及び長期借入金である。

(表４０) 主な科目の推移

(単位：百万円、％)

区分	平成 27年度	平成28年度			平成29年度		
		金額	増減額	増減率	金額	増減額	増減率
流動資産	43,090	44,991	1,900	4.4	44,543	△ 447	△ 1.0
現金預金	22,660	23,038	378	1.7	21,549	△ 1,489	△ 6.5
有価証券	9,085	9,600	516	5.7	13,105	3,505	36.5
未収金	6,260	7,252	992	15.8	6,749	△ 503	△ 6.9
その他流動資産	5,084	5,100	15	0.3	3,140	△ 1,960	△ 38.4
固定資産	1,204,815	1,190,298	△ 14,517	△ 1.2	1,184,874	△ 5,424	△ 0.5
貸貸事業資産	1,177,503	1,166,944	△ 10,559	△ 0.9	1,161,256	△ 5,688	△ 0.5
貸倒引当金	△ 71	△ 76	△ 5	7.0	△ 61	15	△ 19.7
その他固定資産	27,383	23,430	△ 3,953	△ 14.4	23,679	249	1.1
資産合計	1,247,905	1,235,289	△ 12,616	△ 1.0	1,229,418	△ 5,871	△ 0.5
流動負債	33,730	38,134	4,404	13.1	38,677	543	1.4
次期返済長期借入金	9,495	9,174	△ 321	△ 3.4	17,280	8,106	88.4
次期返済社債	10,000	15,000	5,000	50.0	3,500	△ 11,500	△ 76.7
未払金	10,889	10,541	△ 348	△ 3.2	15,709	5,168	49.0
その他流動負債	3,346	3,419	73	2.2	2,188	△ 1,231	△ 36.0
固定負債	815,204	787,667	△ 27,537	△ 3.4	772,875	△ 14,792	△ 1.9
社債	177,100	171,100	△ 6,000	△ 3.4	185,500	14,400	8.4
長期借入金	492,670	472,718	△ 19,951	△ 4.0	444,025	△ 28,693	△ 6.1
繰延建設補助金	50,800	49,284	△ 1,516	△ 3.0	48,024	△ 1,260	△ 2.6
その他	94,634	94,565	△ 69	△ 0.1	95,326	761	0.8
負債合計	848,934	825,801	△ 23,133	△ 2.7	811,552	△ 14,249	△ 1.7
資本金	105	105	0	0	105	0	0
剰余金	398,866	409,383	10,516	2.6	417,760	8,378	2.0
資本剰余金	360,582	370,164	9,582	2.7	379,428	9,264	2.5
利益剰余金	15,861	15,861	0	0	15,861	0	0
特定目的積立金	22,423	23,357	934	4.2	22,471	△ 886	△ 3.8
資本合計	398,971	409,488	10,516	2.6	417,865	8,378	2.0
負債・資本合計	1,247,905	1,235,289	△ 12,616	△ 1.0	1,229,418	△ 5,871	△ 0.5

3 参考資料

一般会計損益計算書 3年推移（経常まで）

（単位：百万円、％）

科目	平成 27年度	平成28年度			平成29年度		
		金額	増減額	増減率	金額	増減額	増減率
事業収益	85,310	83,694	△1,615	△ 1.9	82,111	△1,584	△ 1.9
賃貸管理事業収益	69,711	67,822	△1,889	△ 2.7	66,827	△ 995	△ 1.5
賃貸住宅管理事業収益	67,023	65,173	△1,850	△ 2.8	64,073	△1,099	△ 1.7
明日見管理事業収益	1,264	1,273	9	0.7	1,319	45	3.6
サービス付高齢者向け住宅 管理事業収益	279	274	△ 5	△ 1.8	355	81	29.7
賃貸施設等管理事業収益	1,145	1,102	△ 43	△ 3.8	1,080	△ 22	△ 2.0
管理受託住宅事業収益	1,878	2,100	222	11.8	1,865	△ 235	△ 11.2
公共団体住宅管理事業収益	1,878	2,100	222	11.8	1,865	△ 235	△ 11.2
その他事業収益	13,721	13,772	52	0.4	13,418	△ 354	△ 2.6
受託事業収益	13,261	13,338	77	0.6	13,056	△ 282	△ 2.1
長期割賦事業収益	284	246	△ 38	△ 13.3	124	△ 122	△ 49.6
その他事業収益	175	188	13	7.3	238	50	26.8
事業原価	72,436	71,277	△1,158	△ 1.6	72,341	1,063	1.5
賃貸管理事業原価	57,252	55,946	△1,306	△ 2.3	57,620	1,675	3.0
賃貸住宅管理事業原価	55,069	53,528	△1,540	△ 2.8	55,116	1,588	3.0
明日見管理原価	1,499	1,532	33	2.2	1,630	98	6.4
サービス付高齢者向け住宅 管理事業原価	246	265	19	7.7	363	98	37.1
賃貸施設等管理事業原価	438	621	182	41.6	511	△ 109	△ 17.6
管理受託住宅管理事業原価	1,858	2,041	183	9.9	1,813	△ 228	△ 11.2
公共団体住宅管理事業原価	1,858	2,041	183	9.9	1,813	△ 228	△ 11.2
その他事業原価	13,326	13,290	△ 36	△ 0.3	12,907	△ 383	△ 2.9
受託事業原価	12,909	12,908	△ 2	△ 0.0	12,605	△ 303	△ 2.3
長期割賦事業原価	284	244	△ 40	△ 14.1	125	△ 119	△ 48.7
その他事業原価	133	139	6	4.4	177	38	27.6
一般管理費	730	737	7	0.9	771	34	4.6
一般管理共通経費	730	737	7	0.9	771	34	4.6
事業損益	12,144	11,680	△ 464	△ 3.8	8,999	△2,681	△ 23.0
その他経常収益	428	542	114	26.7	312	△ 230	△ 42.5
受取利息	35	7	△ 28	△ 80.1	3	△ 4	△ 52.4
補助金収入	270	264	△ 6	△ 2.0	268	4	1.6
地共済東京都負担金収入	270	264	△ 6	△ 2.0	268	4	1.6
雑収入	124	97	△ 27	△ 21.5	41	△ 57	△ 58.3
特別会計振替金	0	174	174	100	0	△ 174	△100
その他経常費用	955	630	△ 325	△ 34.0	686	56	8.8
地共済負担金	270	264	△ 6	△ 2.0	268	4	1.6
雑損失	341	366	25	7.3	364	△ 2	△ 0.5
特別会計振替金	344	0	△ 344	△100	53	53	100
経常損益	11,617	11,592	△ 24	△ 0.2	8,625	△2,967	△ 25.6

一般会計損益計算書 3 年推移 (特別利益から)

(単位: 百万円、%)

科目	平成 27年度	平成28年度			平成29年度		
		金額	増減額	増減率	金額	増減額	増減率
特別利益	54	695	641	-	96	△ 599	△ 86.1
固定資産売却益	0	200	200	100	0	△ 200	△ 100
前期損益修正益	54	4	△ 50	△ 91.9	96	92	-
計画修繕引当金戻入益	0	491	491	100	0	△ 491	△ 100
特別損失	3,697	1,771	△ 1,926	△ 52.1	344	△ 1,427	△ 80.6
固定資産除却損	0	171	171	-	0	△ 171	△ 99.9
減損損失	3,697	1,600	△ 2,097	△ 56.7	344	△ 1,256	△ 78.5
当期利益	7,974	10,516	2,543	31.9	8,378	△ 2,139	△ 20.3

都営住宅管理会計損益計算書 3 年推移

(単位: 百万円、%)

科目	平成 27年度	平成28年度			平成29年度		
		金額	増減額	増減率	金額	増減額	増減率
事業収益	50,635	54,913	4,278	8.4	52,695	△ 2,218	△ 4.0
賃貸管理事業収益	50,513	54,704	4,191	8.3	52,487	△ 2,217	△ 4.1
管理受託住宅事業収益	50,513	54,704	4,191	8.3	52,487	△ 2,217	△ 4.1
都営住宅等管理受託収益	38,978	43,034	4,056	10.4	40,770	△ 2,264	△ 5.3
都営等指定管理業務収益	8,002	8,181	179	2.2	8,292	111	1.4
都営駐車場管理事業収益	3,532	3,489	△ 43	△ 1.2	3,426	△ 63	△ 1.8
その他事業収益	122	209	87	71.3	208	△ 1	△ 0.5
事業原価	50,309	54,071	3,762	7.5	52,063	△ 2,008	△ 3.7
管理受託住宅管理事業原価	50,186	53,862	3,676	7.3	51,855	△ 2,007	△ 3.7
都営等管理業務受託原価	38,934	42,629	3,695	9.5	40,534	△ 2,095	△ 4.9
都営等指定管理業務原価	7,770	7,866	96	1.2	7,990	124	1.6
都営駐車場管理事業原価	3,482	3,367	△ 115	△ 3.3	3,331	△ 36	△ 1.1
その他事業原価	122	209	87	71.3	208	△ 1	△ 0.5
一般管理費	671	667	△ 4	△ 0.6	686	19	2.8
一般管理共通経費	671	667	△ 4	△ 0.6	686	19	2.8
事業損益	△ 345	174	519	△ 150.4	△ 54	△ 228	△ 131.0

一般会計貸借対照表（3年推移）

（単位：百万円、％）

科目	平成 27年度	平成28年度			平成29年度		
		金額	増減額	増減率	金額	増減額	増減率
流動資産	43,090	44,991	1,900	4.4	44,543	△ 447	△ 1.0
現金預金	22,660	23,038	378	1.7	21,549	△ 1,489	△ 6.5
有価証券	9,085	9,600	516	5.7	13,105	3,505	36.5
未収金	6,260	7,252	992	15.8	6,749	△ 503	△ 6.9
その他事業資産	3,775	3,410	△ 365	△ 9.7	2,098	△ 1,312	△ 38.5
前払金	1,092	1,466	374	34.3	805	△ 662	△ 45.1
その他流動資産	217	223	6	2.9	237	14	6.1
固定資産	1,204,815	1,190,298	△ 14,517	△ 1.2	1,184,874	△ 5,424	△ 0.5
貸貸事業資産	1,177,503	1,166,944	△ 10,559	△ 0.9	1,161,256	△ 5,688	△ 0.5
その他事業資産	13,427	13,191	△ 236	△ 1.8	17,414	4,223	32.0
有形固定資産	2,525	2,563	38	1.5	2,656	94	3.6
無形固定資産	1,361	1,120	△ 241	△ 17.7	1,238	118	10.5
その他固定資産	10,071	6,557	△ 3,514	△ 34.9	2,371	△ 4,186	△ 63.8
貸倒引当金	△ 71	△ 76	△ 5	7.3	△ 61	15	△ 19.9
資産合計	1,247,905	1,235,289	△ 12,616	△ 1.0	1,229,418	△ 5,871	△ 0.5
流動負債	33,730	38,134	4,404	13.1	38,677	543	1.4
次期返済長期借入金	9,495	9,174	△ 321	△ 3.4	17,280	8,106	88.4
次期返済社債	10,000	15,000	5,000	50	3,500	△ 11,500	△ 76.7
未払金	10,889	10,541	△ 348	△ 3.2	15,709	5,168	49.0
前受金	1,726	2,024	298	17.3	941	△ 1,083	△ 53.5
預り金	1,620	1,395	△ 225	△ 13.9	1,247	△ 148	△ 10.6
固定負債	815,204	787,667	△ 27,537	△ 3.4	772,875	△ 14,792	△ 1.9
社債	177,100	171,100	△ 6,000	△ 3.4	185,500	14,400	8.4
長期借入金	492,670	472,718	△ 19,951	△ 4.0	444,025	△ 28,693	△ 6.1
長期前受金	3,300	3,433	132	4.0	3,300	△ 133	△ 3.9
預り保証金	13,260	12,886	△ 374	△ 2.8	12,684	△ 202	△ 1.6
繰延建設補助金	50,800	49,284	△ 1,516	△ 3.0	48,024	△ 1,260	△ 2.6
借上賃貸住宅 資産減損勘定	1,907	1,120	△ 787	△ 41.3	522	△ 599	△ 53.4
引当金	76,166	77,125	960	1.3	78,820	1,695	2.2
その他固定負債	1	0	△ 1	△ 100	0	0	0
負債合計	848,934	825,801	△ 23,133	△ 2.7	811,552	△ 14,249	△ 1.7
資本金	105	105	0	0	105	0	0
剰余金	398,866	409,383	10,516	2.6	417,760	8,378	2.0
資本剰余金	360,582	370,164	9,582	2.7	379,428	9,264	2.5
利益剰余金	15,861	15,861	0	0	15,861	0	0
特定目的積立金	22,423	23,357	934	4.2	22,471	△ 886	△ 3.8
資本合計	398,971	409,488	10,516	2.6	417,865	8,378	2.0
負債・資本合計	1,247,905	1,235,289	△ 12,616	△ 1.0	1,229,418	△ 5,871	△ 0.5

都営住宅等管理会計貸借対照表（３年推移）

（単位：百万円、％）

科目	平成 27年度	平成28年度			平成29年度		
		金額	増減額	増減率	金額	増減額	増減率
流動資産	19,109	18,316	△ 793	△ 4.1	19,469	1,153	6.3
現金預金	14,511	16,614	2,103	14.5	16,556	△ 58	△ 0.3
有価証券	0	0	0	0.0	0	0	0.0
未収金	1,642	961	△ 681	△ 41.5	1,861	900	93.7
前払金	2,956	741	△ 2,215	△ 74.9	1,052	311	42.0
その他の流動資産	0	0	0	0.0	0	0	0.0
固定資産	0	0	0	0.0	0	0	0.0
資産合計	19,109	18,316	△ 793	△ 4.1	19,469	1,153	6.3
流動負債	18,179	17,402	△ 777	△ 4.3	18,570	1,168	6.7
未払金	16,828	16,987	159	0.9	17,337	350	2.1
前受金	1,271	312	△ 959	△ 75.5	1,103	791	253.5
預り金	79	103	24	30.4	130	27	26.2
その他流動負債	0	0	0	0.0	0	0	0.0
固定負債	930	914	△ 16	△ 1.7	900	△ 14	△ 1.5
預り保証金	930	914	△ 16	△ 1.7	900	△ 14	△ 1.5
負債合計	19,109	18,316	△ 793	△ 4.1	19,469	1,153	6.3
剰余金	0	0	0	0.0	0	0	0.0
利益剰余金	0	0	0	0.0	0	0	0.0
資本合計	0	0	0	0.0	0	0	0.0
負債・資本合計	19,109	18,316	△ 793	△ 4.1	19,469	1,153	6.3

東京臨海高速鉄道株式会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に経営されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京臨海高速鉄道株式会社	平成30年9月19日から27日まで	第27期(平成28.4.1～平成29.3.31)及び第28期(平成29.4.1～平成30.3.31)の事業
局	都市整備局	平成30年9月18日及び28日	

2 団体の概要

設立の目的	東京圏鉄道ネットワークの充実を図るとともに、臨海副都心の開発を促進し、内陸部の既成市街地と臨海副都心とを結ぶ大量の輸送需要に応えるため、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に基づく第一種鉄道事業者として、臨海副都心、大井町、大崎に至る鉄道事業を行うことを目的に設立
主な沿革	平成3年3月 東京臨海高速鉄道株式会社設立 平成8年3月 新木場～東京テレポート（第一期区間）開業 平成12年9月 路線愛称名「りんかい線」使用開始 平成13年3月 東京テレポート～天王洲アイル（第二期区間の一部）開業 平成14年12月 天王洲アイル～大崎（全線）開業、JR埼京線との相互直通運転開始
事業の概要	・ 鉄道事業法に基づく第一種鉄道事業 ・ 不動産の所有、売買、賃貸借及びこれらの斡旋、仲介 ・ 駐車場の管理及び運営 ほか
所在地	東京都江東区青海一丁目2番1号
組織	2部1室
人員	役員12名（代表取締役社長1名、代表取締役専務1名、常務取締役1名、取締役（非常勤）6名、監査役（常勤1名、非常勤2名））、従業員284名

都との関係	出資	資本金 1,242 億 7,900 万円のうち、1,134 億 9,000 万円 (91.3%)
	補助金 (表 1)	1,363 万余円 (平成 28 年度交付額) 5,247 万余円 (平成 29 年度交付額)
	経常収益に占める都からの収益 (表 2)	平成 28 年度は、203 億余円のうち、1,363 万余円 (0.1%) 平成 29 年度は、特別利益に計上しているため 0 円
	財産の貸付 (表 3)	鉄道用地 (1 万 2,422.00 m ²) を港湾局が貸付 (一部有償) 都道等 (2 万 946.74 m ²) の地下部分に整備された鉄道施設 (トンネル) 等については、財産を所管する建設局及び港湾局が占用許可 (一部有償)
	職員の派遣等	常勤従業員 19 名を都から派遣 常勤役員 3 名及び常勤従業員 3 名が都退職者
	東京都監理団体等	都は団体を監理団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
	経営目標の達成度評価	平成 28 年度：— 平成 29 年度：B

(注) 上記数値等は平成 30 年 3 月 31 日現在

(表 1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			第26期 (平成27年度)	第27期 (平成28年度)	第28期 (平成29年度)
東京都鉄道駅総合バリアフリー推進事業費補助金	東京都鉄道駅総合バリアフリー推進事業費補助金交付要綱	エレベーター等整備に要する経費 (補助率：1/3)	-	13,632	30,000
		ホームドア等の整備に要する経費 (補助率：1/3)	-	-	16,418
		トイレの改修に要する経費 (補助率：2/3)	-	-	6,058
合計			-	13,632	52,476

(表 2) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	第26期 (平成27年度)		第27期 (平成28年度)		第28期 (平成29年度)	
		構成比		構成比		構成比
合計	20,087	100	20,371	100	20,925	100
都からの収益	—	—	13	0.1	—	—
補助金収入	—	—	13	0.1	—	—
他の収益	20,087	100	20,358	99.9	20,925	100

(表 3) 公有財産の貸付状況

(単位：千円)

分類	手続	施設名 (所管局)	目的	件数	規模	使用料 (年額)
行政財産	占用許可 (注 1)	都道・公園 (建設局)	トンネル等	12 件	20,946.74 m ²	22,146
			案内看板	1 件	1 か所	5
		臨港道路、 陸橋等 (港湾局)	トンネル等	11 件	4,870.10 m ²	10
			鉄道用電車線の添架等	3 件	138.10 m	4
			案内標識、看板等	5 件	13 か所	9
普通財産	賃貸借契約 (注 2)	鉄道用地 (港湾局)	駅舎用地	2 件	12,422.00 m ²	12,312

(注 1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）及び東京都港湾管理条例（平成 16 年東京都条例第 93 号）の適用により許可を受ける鉄道施設は無償、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）を適用する鉄道施設及びその他施設等は有償としている。

(注 2) 東京都臨海地域開発規則（平成 13 年東京都規則第 80 号）の規定により、鉄道事業の用に供するものとして無償で貸し付けている土地のうち、事務所等に使用する土地については、別途覚書を取り交わし有償としている。

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

(単位：百万円、%)

科目	第26期 (平成27年度)	第27期(平成28年度)			第28期(平成29年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
営業収益	20,030	20,320	290	1.5	20,888	567	2.8
営業費用	14,974	15,318	343	2.3	15,155	△ 163	△ 1.1
営業外費用	1,734	1,492	△ 241	△ 13.9	1,219	△ 272	△ 18.3
経常利益	3,377	3,560	183	5.4	4,550	989	27.8
当期純利益	2,661	2,832	170	6.4	3,097	264	9.4
資産合計	235,243	231,002	△ 4,241	△ 1.8	226,220	△ 4,781	△ 2.1
負債合計	156,935	149,861	△ 7,073	△ 4.5	141,983	△ 7,878	△ 5.3
純資産合計	78,308	81,140	2,832	3.6	84,237	3,097	3.8

(1) 監査の観点

本監査では、主に、東京臨海高速鉄道株式会社（以下「会社」という。）の経営計画について、目標達成に向けた取組が計画に沿って適切かつ効果的に行われているかなどの観点から、各種実績報告書、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

また、都の補助対象となるエレベーターやホームドア設置等の工事について、補助金の交付申請、決定、確定等に関する事務手続のほか、積算、工事監理等の手続は適切に行われているか、補助対象経費の精査は適切に行われているかなどの観点から検証した。

(2) 事業実績

会社は、「中期経営計画2016」（平成28年3月策定）において、より一層の安全・安定輸送への取組のほか、利便性・快適性等お客さまサービスの向上や経常収支の黒字の堅持等の経営目標を定め、鉄道事業を行っている。

安全・安定輸送では、開業以来、会社責任による鉄道運転事故ゼロの運行を継続しているほか、輸送人員は、平成29年度に1日平均25万人を超えており、臨海副都心地域の活性化や東京圏鉄道ネットワークの充実に寄与している。

(3) 経営成績

運輸収入は、沿線における商業施設の開業や大学キャンパスの開設、地域のイベントとの連携した取組等により、平成29年度において192億余円となっている。

また、輸送人員の増加に伴い運送費は増加しているものの、減価償却費が減少したことなどにより、平成29年度は、30億円を超える当期純利益を確保している。

(4) 財政状態

資産は、減価償却等による有形固定資産の減少が31億余円などとなっているものの、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）に対する未払金

が 8 3 億余円減少するなど負債が大きく減少していることから、純資産合計が増加している。

(5) 経営に関する評価

「安全・安定輸送への取組」については、重要設備等の更新を経営計画に沿って進めているほか、ホームドアの設置工事は、国及び東京都の補助金を活用し、費用負担を軽減するとともに、安全性の更なる向上を図っている。

また、安全管理体制の継続的な強化や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）に向けたテロ対策訓練の実施などに取り組んでいる。

「利便性・快適性等お客さまサービスの向上」については、駅の施設改修や駅務機器の更新を計画的に進めている。増加する外国人旅客に対しては、社員研修の実施や案内コンシェルジュを配置するなど、案内業務の充実を図っている。

このように、会社は、鉄道事業者の最大の使命である安全・安定輸送への取組を推進しているが、会社の調査によれば、東京 2020 大会期間中、一部の駅において相当な混雑が懸念されることが明らかとなっている。さらに、将来的な少子高齢化の進展や外国人旅行者の増加等大きな環境変化に対応していくためには、より質の高いネットワークの実現に向けた誰もが安心して快適に移動できる環境を整えることが不可欠である。臨海副都心地域における特に重要な役割を担う東京圏鉄道ネットワークとして、東京 2020 大会はもとより、その先を見据えた準備を入念に進めるとともに、快適性や安全性を確保するなど、お客様満足度の高い交通機関となることが期待される。

一方で、経常収支の黒字を堅持するためには、東京 2020 大会期間前後において、東京ビッグサイトの利用制限に伴う減収を見込んでいることから、引き続き沿線情報の収集や的確な状況分析に一層取り組んでいくことが重要である。

開業から 20 年余りが経過し、会社は、インフラ設備に関する改修計画の策定等により、設備の長寿命化に向けた検討を進めているものの、今後は、鉄道事業の安全・安定輸送のための重要な設備に加え、車両の更新等に多額の資金を要する見込みである。

また、平成 29 年度末現在で、長期未払金及び長期借入金残額が合計 1, 3 3 3 億余円、繰越欠損金が 4 0 0 億余円あることから、経営基盤の強化について継続的な取組が求められる。

経営に関する事項は以上のとおりであり、会社の事業は、監査を実施した限りにおいて、出資等の目的に沿って経営されていると認められる。

第4 経営状況の概要

1 経営状況

(1) 事業実績

ア 運輸事業

(表4) 臨海副都心線の概要

路線名	臨海副都心線（路線愛称名：りんかい線）
区間 （営業キロ）	新木場～大崎（12.2km） 第一期区間：新木場～東京テレポート（4.9km） 第二期区間：東京テレポート～大崎（7.3km）
駅数	8 駅 新木場・東雲・国際展示場・東京テレポート・天王洲アイル・ 品川シーサイド・大井町・大崎
所要時間	19 分
列車編成	10 両（定員 1,540 人）
一日運転本数	平日 上り線 終日 149 本（うち相互直通運転 82 本） 下り線 終日 147 本（うち相互直通運転 82 本） 休日 上り線 終日 135 本（うち相互直通運転 65 本） 下り線 終日 133 本（うち相互直通運転 65 本）

(表5) 運輸実績

項目		単位	第26期（平成27年度）		第27期（平成28年度）		第28期（平成29年度）	
			年間	一日平均	年間	一日平均	年間	一日平均
輸送 人員	定 期	人	46,750,980	127,735	48,245,580	132,180	50,031,900	137,074
	定期外	人	42,109,013	115,052	42,461,676	116,333	43,569,401	119,368
	計	人	88,859,993	242,787	90,707,256	248,513	93,601,301	256,442
運輸 収入	定 期	千円	6,951,666	18,993	7,138,261	19,556	7,364,209	20,175
	定期外	千円	11,449,174	31,281	11,550,076	31,644	11,860,011	32,493
	計	千円	18,400,841	50,275	18,688,337	51,200	19,224,221	52,669
運輸雑収		千円	1,629,186	4,451	1,632,265	4,471	1,663,974	4,558
収入合計		千円	20,030,027	54,726	20,320,603	55,672	20,888,195	57,227

(表6) 借入金等期末残高の推移

(単位：千円)

項目	債権者	第26期 (平成27年度)	第27期(平成28年度)		第28期(平成29年度)	
				減少額		減少額
長期借入金	株式会社日本政策投資銀行	5,562,200	5,012,600	549,600	4,463,000	549,600
	品川区	1,895,000	1,715,000	180,000	1,535,000	180,000
長期未払金	鉄道・運輸機構	143,816,123	135,660,623	8,155,500	127,355,849	8,304,774
合計		151,273,323	142,388,223	8,885,100	133,353,849	9,034,374

(表7) 欠損金期末残高の推移

(単位：千円)

項目	第26期 (平成27年度)	第27期(平成28年度)		第28期(平成29年度)	
			減少額		減少額
繰越欠損金	△45,970,771	△43,138,633	2,832,138	△40,041,525	3,097,107

(表8) 施設設備更新等の主な計画と実績

 上段：計画
  下段：実績
  下段：実施中

項目		平成28年度	平成29年度	平成30年度
安全・安定輸送への取組	乗務員等教育訓練設備導入			
	東京テレポート駅ほか2か所電子連動装置（注1）更新			——→（注2）
	電力監視システム（注3）更新			
	国際展示場駅ほか1か所ホームドア設置（設計を含む。）			——→
利便性・快適性等お客さまサービスの向上	無料Wi-Fi導入			
	駅案内サイン改修（サインマニュアル作成及び設計含む。）			——→
	駅務機器更新（多機能券売機等）			——→
	駅照明LED化			——→
	旅客用化粧室リニューアル			——→
	東京テレポート駅バリアフリー化（エレベーター増設等）			——→

(注1) 各種信号設備から進路制御を行うもの

(注2) 既存設備撤去工事が延伸した影響による期間の延長

(注3) 各変電所等の変電設備等の遠方監視制御を行うシステム

(表9) 安全・安定輸送への主な取組と実績

取組	第27期 (平成28年度)	第28期 (平成29年度)
安全管理体制の強化	「安全推進・事故災害取扱規程に基づく警戒体制発令時の取扱細目」制定 - 内部監査員の育成	「安全推進・事故災害取扱規程」改定 - 内部監査員の育成
社員の教育訓練	- 新任・ベテランフォロー研修 - JR訓練センター等訓練体験 - トンネル歩行訓練	- 新任・ベテランフォロー研修 - JR訓練センター等訓練体験 - トンネル歩行訓練
訓練による危機対応能力の向上	- 異常時総合訓練 - 非常呼出訓練 - 設備復旧訓練	- 異常時総合訓練 - 鉄道テロ防止訓練 - 設備復旧訓練

(表10) お客さまサービスの向上への主な取組と実績

取組	第27期 (平成28年度)	第28期 (平成29年度)
駅や車内における接遇の向上	- 外部講師による接遇研修 - 多客対応、サービス向上研修	- 外部講師による接遇研修 - 多客対応、サービス向上研修
外国人旅客に対する案内・接遇の向上	- 指差し会話帳の作成 - 外国人接遇研修	- 外国人接遇研修 - 案内コンシェルジュ検証

イ 関連事業

(表 1 1) 運輸雑収

(単位：千円)

科目	収入額			備考
	第 26 期 (平成 27 年度)	第 27 期 (平成 28 年度)	第 28 期 (平成 29 年度)	
雑入	127,783	126,997	125,726	携帯電話基地局設置料、オリジナルグッズ販売料等
広告料	182,244	188,634	219,190	駅構内等の広告掲載料
構内営業料	218,052	224,962	230,172	駅構内店舗賃貸料等
家賃収入	164,649	180,546	165,786	駅構外店舗賃貸料等
車両使用料	924,499	903,777	913,065	相互直通運転に伴う J R 線における会社の車両使用料
販売受託手数料	11,956	7,346	10,032	近隣施設入場券の販売受託手数料
合計	1,629,186	1,632,265	1,663,974	

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第26期 (平成27 年度)	第 27 期 (平成 28 年度)			第 28 期 (平成 29 年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
営業収益	20,030	20,320	290	1.5	20,888	567	2.8
旅客運輸収入	18,400	18,688	287	1.6	19,224	535	2.9
運輸雑収	1,629	1,632	3	0.2	1,663	31	1.9
営業費用	14,974	15,318	343	2.3	15,155	△ 163	△ 1.1
運送費	5,743	5,956	212	3.7	6,140	183	3.1
一般管理費	286	310	23	8.3	334	24	7.8
諸税	885	1,151	266	30.1	1,158	6	0.6
減価償却費	8,059	7,900	△ 159	△ 2.0	7,522	△ 377	△ 4.8
営業利益	5,055	5,002	△ 52	△ 1.0	5,733	730	14.6
営業外収益	57	51	△ 5	△ 10.3	36	△ 14	△ 27.7
営業外費用	1,734	1,492	△ 241	△ 13.9	1,219	△ 272	△ 18.3
支払利息	1,683	1,456	△ 227	△ 13.5	1,192	△ 263	△ 18.1
雑損失	50	35	△ 14	△ 28.8	27	△ 8	△ 24.7
経常利益	3,377	3,560	183	5.4	4,550	989	27.8
特別利益	-	-	-	-	91	91	-
特別損失 (注)	365	145	△ 219	△ 60.1	152	6	4.8
税引前当期純利益	3,011	3,415	403	13.4	4,489	1,074	31.5
法人税、住民税及び事業税	350	924	574	163.8	1,348	423	45.8
法人税等調整額	-	△ 342	△ 342	-	44	386	△ 112.9
当期純利益	2,661	2,832	170	6.4	3,097	264	9.4

(注) 各年度における特別損失は、設備更新に伴う固定資産の除却等によるものである。

イ 主要経営指標の推移

項目	第 26 期 (平成 27 年度)	第 27 期 (平成 28 年度)	第 28 期 (平成 29 年度)	算式
総資本事業利益率 (%)	2.2	2.2	2.5	$\frac{\text{事業利益}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	25.2	24.6	27.4	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	0.09	0.09	0.09	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	85.0	83.2	78.6	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	3.0	3.4	4.8	$\frac{\text{事業利益}}{\text{支払利息}}$

(注) 事業利益＝営業利益＋受取利息＋受取配当金

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第26期 (平成27 年度)	第27期 (平成28年度)			第28期 (平成29年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
流動資産	17,067	16,829	△ 237	△ 1.4	16,090	△ 739	△ 4.4
現金及び預金	1,476	5,777	4,300	291.3	6,404	627	10.9
有価証券	13,310	8,501	△ 4,808	△ 36.1	7,002	△ 1,499	△ 17.6
未収運賃	1,628	1,638	10	0.6	1,695	57	3.5
未収入金	351	404	52	14.9	479	74	18.5
繰延税金資産	-	202 (注)	202	-	177	△ 25	△ 12.4
その他	300	305	4	1.5	330	25	8.3
固定資産	218,176	214,172	△ 4,004	△ 1.8	210,130	△ 4,041	△ 1.9
鉄道事業有形固定資産	192,888	189,432	△ 3,455	△ 1.8	186,244	△ 3,187	△ 1.7
無形固定資産	14,380	14,341	△ 38	△ 0.3	14,399	58	0.4
投資その他の資産	10,908	10,398	△ 509	△ 4.7	9,485	△ 912	△ 8.8
資産合計	235,243	231,002	△ 4,241	△ 1.8	226,220	△ 4,781	△ 2.1
流動負債	13,314	15,370	2,055	15.4	17,830	2,459	16.0
1年内返済長期借入金	729	729	0	0	729	0	0
1年内返済長期未払金	8,099	8,248	148	1.8	9,388	1,139	13.8
未払金	877	1,742	865	98.6	2,312	569	32.7
未払費用	1,020	1,294	274	26.9	1,224	△ 69	△ 5.4
その他	2,587	3,355	767	29.7	4,175	820	24.5
固定負債	143,620	134,491	△ 9,129	△ 6.4	124,153	△ 10,337	△ 7.7
長期借入金	6,727	5,998	△ 729	△ 10.8	5,268	△ 729	△ 12.2
鉄道・運輸機構長期未払金	135,716	127,411	△ 8,304	△ 6.1	117,967	△ 9,444	△ 7.4
その他	1,177	1,081	△ 95	△ 8.1	917	△ 164	△ 15.2
負債合計	156,935	149,861	△ 7,073	△ 4.5	141,983	△ 7,878	△ 5.3
株主資本	78,308	81,140	2,832	3.6	84,237	3,097	3.8
資本金	124,279	124,279	0	0	124,279	0	0
利益剰余金	△ 45,970	△ 43,138	2,832	△ 6.2	△ 40,041	3,097	△ 7.2
純資産合計	78,308	81,140	2,832	3.6	84,237	3,097	3.8
負債純資産合計	235,243	231,002	△ 4,241	△ 1.8	226,220	△ 4,781	△ 2.1

(注) 税制改正により新たに計上

イ 主要経営指標の推移

(単位：百万円、%)

項目	第26期 (平成27年度)	第27期 (平成28年度)	第28期 (平成29年度)	算式
流動比率	128.2	109.5	90.2	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	33.3	35.1	37.2	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	98.3	99.3	100.8	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本}}$

(注) 長期資本＝資本＋剰余金＋固定負債

(4) 工事

工事等については、東京テレポート駅等の電子連動装置更新改良工事や天王洲アイル駅旅客用トイレ改修工事等を実施している。

監査は、平成28年度及び平成29年度に締結した契約金額100万円以上の工事及び設計委託等を中心に315件（113億余円）を対象とし、53件（67億余円）の工事等を抽出して実施した。

(表12) 監査対象とした契約金額100万円以上の工事等 (単位：件、百万円、%)

種別	契約年度						計	
	第26期 (平成27年度)以前		第27期 (平成28年度)		第28期 (平成29年度)			
	件数	金額 (税込)	件数	金額 (税込)	件数	金額 (税込)	件数	金額 (税込)
工事	8	1,131	86	2,462	100	3,369	194	6,962
うち抽出件数	1	583	12	1,643	26	2,928	39	5,154
設計委託等	8	349	52	1,844	61	2,185	121	4,378
うち抽出件数	0	0	4	504	10	1,058	14	1,562
合計	16	1,480	138	4,306	161	5,554	315	11,340
全体抽出件数	1	583	16	2,147	36	3,986	53	6,716
全体抽出率	6.3	39.4	11.6	49.9	22.4	71.8	16.8	59.2

(注)「第26期(平成27年度)以前」の工事等は、平成28年度及び平成29年度に施工等が継続して行われているものを記載している。

(表13) 主な工事 (単位：百万円)

工事件名	工事概要	契約金額 (税込)	工事期間
東京テレポート駅ほか2箇所電子連動装置更新改良工事	東京テレポート駅電子連動装置(天王洲アイル駅連動端末、品川埠頭変電所内信号通信機器室連動端末含む。)を更新改良するもの	724	平成28.6.30～平成30.7.31
電力監視システム更新工事	電気指令所、変電所及び駅配電所の遠方監視制御装置等を更新するもの	583	平成26.5.21～平成29.3.25
天王洲アイル駅旅客用トイレ改修工事	建築改修工事一式 電気設備改修工事一式 給排水衛生設備改修工事一式 空調換気設備改修工事一式	222	平成29.8.24～平成30.3.31
防護無線及び保守無線設備更新工事	運転保安設備である防護無線及び業務用無線である保守無線を更新するもの	184	平成29.4.19～平成30.2.28
大井町駅旅客用トイレ改修工事	建築改修工事一式 電気設備改修工事一式 給排水衛生設備改修工事一式 空調換気設備改修工事一式	168	平成28.9.1～平成29.3.31
品川シーサイド駅ほか1駅自動火災報知設備更新工事	品川シーサイド駅及び大井町駅の自動火災報知設備を更新するもの	130	平成29.5.11～平成30.3.15

2 参考資料

(1) 経営計画

ア 「中期経営計画2016」(平成28年3月策定)

(ア) 計画期間

平成28年度から平成30年度まで

(イ) 経営方針

1	東京の臨海副都心を支える幹線鉄道として、沿線地域の活性化に貢献するとともに、東京圏における広域鉄道ネットワークを構成する路線として、利便性の更なる向上に努めていきます。
2	鉄道事業の使命である安全・安定輸送の確保と、快適な旅客サービスの提供に向けて、今後も弛まぬ努力を続けていきます。
3	収益力を高めるとともに、固有社員比率を高め、社員一人ひとりがいきいきと働ける職場づくりに努め、企業として発展・成長を続けていきます。

(ウ) 経営目標等

1	より一層の安全・安定輸送への取組 ◎ 鉄道事業者の使命は、安全かつ安定した質の高い輸送サービスの提供です。開業以来の無事故運行を継続するとともに、ホームドアの設置や災害及びテロ対策を強化するなど、全社一丸となり、安全・安定輸送に取り組めます。
2	利便性・快適性等お客さまサービスの向上 ◎ お客さまに気持ちよくご利用いただける路線を目指して、駅の美化・清掃の強化や設備の更新、通信環境の改善、JRとの乗り継ぎ利便性を高めるなど様々なサービス向上策を実施します。
3	経常収支の黒字を堅持 ◎ 建設時の借入金返済や経年劣化による設備の維持更新に計画的に取り組むためには、経営基盤の強化が必要です。そのため、毎年15億円以上の経常黒字確保を目標に収益力を高め、コストの削減に取り組めます。
4	沿線地域との連携及び共栄 ◎ 東京の臨海副都心を支える幹線鉄道として、沿線地域との連携を強化し、地域の活性化に貢献します。 また、社会の一員としてCSR（注）活動にも積極的に取り組めます。
5	社員がいきいきと働ける職場づくり ◎ 安全・安定輸送の確保と質の高いお客さまサービスを提供していくため、固有社員の比率を高めるとともに人材育成や技術継承を図り、社員が仕事にやりがいを感じながら、明るくいきいきと働ける会社を目指します。

(注) Corporate Social Responsibility の略：企業が社会に対して負う責任のこと

株式会社建設資源広域利用センター

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資を行っている団体に対して、団体の事業が出資の目的に沿って適切に経営されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	株式会社建設資源広域利用センター	平成30年11月5日、7日及び8日	第26期（平成28.4.1～平成29.3.31）及び第27期（平成29.4.1～平成30.3.31）の事業
局	都市整備局	平成30年11月2日及び9日	

2 団体の概要

設立の目的	首都圏において大量に発生する建設発生土のリサイクルを進めることにより、自然環境への負荷軽減と建設コストの縮減に寄与することを目的として設立
主な沿革	平成3年6月 株式会社首都圏建設資源高度化センター設立 平成6年8月 株式会社沿岸環境開発資源利用センター設立 平成14年4月 株式会社首都圏建設資源高度化センターと株式会社沿岸環境開発資源利用センターとが合併し、株式会社建設資源広域利用センター設立
事業の概要	- 建設発生土のあっせん、仲介及び受入管理 - 全国の港湾埋立地等への建設発生土の海上移送
所在地	東京都渋谷区渋谷二丁目17番5号
組織	2部3課
人員	役員14名（代表取締役社長1名、常務取締役1名、取締役9名、監査役3名）（うち非常勤取締役9名、非常勤監査役2名） 従業員23名

都との関係	出資	資本金 11 億円のうち 3 億円 (27.3%)
	事業の委託 (表 1)	3 億 7,832 万余円 (平成 28 年度委託料) 5 億 9,586 万余円 (平成 29 年度委託料)
	経常収益に占める都からの収益 (表 2)	経常収益 109 億余円のうち、5 億余円 (5.4%)
	職員の派遣等	非常勤役員 1 名及び常勤職員 4 名を都から派遣 常勤役員 1 名が都退職者
	東京都監理団体等	都は団体を報告団体とし、東京都監理団体指導監督要綱に基づき指導を行うとともに、毎年度終了後、経営状況の報告を受けている。

(注) 上記数値等は平成 30 年 3 月 31 日現在

(表 1) 委託事業

(単位：千円)

事業名 (局名)	委託料		
	第 25 期 (平成 27 年度)	第 26 期 (平成 28 年度)	第 27 期 (平成 29 年度)
広域利用事業における海上移送業務委託 (港湾局)	181,403	378,320	595,862

(表 2) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：千円、%)

科目		第 25 期 (平成 27 年度)		第 26 期 (平成 28 年度)		第 27 期 (平成 29 年度)	
			構成比		構成比		構成比
合計		4,386,226	100	6,717,142	100	10,964,368	100
	都からの収益	181,403	4.1	378,320	5.6	595,862	5.4
	受託料	181,403	4.1	378,320	5.6	595,862	5.4
	他の収益	4,204,822	95.9	6,338,821	94.4	10,368,506	94.6

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

(単位：百万円、%)

科目	第25期 (平成27年度)	第26期 (平成28年度)		増減率	第27期 (平成29年度)		
		増減額	増減率		増減額	増減率	増減率
売上高	4,357	6,702	2,344	53.8	10,959	4,257	63.5
売上原価	3,767	5,860	2,092	55.5	10,201	4,340	74.1
経常利益	243	470	227	93.2	379	△ 90	△ 19.3
当期純利益	201	323	121	60.3	260	△ 62	△ 19.3
資産合計	5,625	7,139	1,513	26.9	7,234	95	1.3
純資産合計	4,122	4,322	199	4.9	4,374	51	1.2

(1) 監査の観点

本監査では、株式会社建設資源広域利用センター（以下「会社」という。）の事業について、主に、建設発生土の再利用を着実に推進しているか、財務事務に関する内部統制の整備及び運用が適正になされているかなどの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

会社の事業には、首都圏事業及び広域利用事業がある。首都圏事業では、東京都、埼玉県、神奈川県等の首都圏で発生する建設発生土を首都圏の受入地にあっせんする事業を、広域利用事業では、首都圏で発生する建設発生土を全国の港湾埋立地等に海上移送する事業を、それぞれ行っている。

平成29年度における建設発生土の取扱量は、首都圏事業では226.6万³m（対前年度比16.3%増）、広域利用事業では27.4万³m（対前年度比28.6%増）とそれぞれ増加している。

(3) 経営成績

会社の主な売上高は、首都圏事業における公共工事の発注機関等からの建設発生土の受入料金及び広域利用事業における搬出側自治体からの海上移送業務の実施に関する業務受託料である。一方、主な売上原価は、首都圏事業における受入地の管理委託業務費用及び広域利用事業における海上移送業者の委託費用である。

平成28年度及び平成29年度の売上高は、取扱土量の増加により、前年度に比べともに増加しているが、平成29年度の経常利益は、海上移送業務委託契約の質を確保することを目的に最低制限価格を設定したことなどにより、売上原価が増加したため、前年度に比べ減少している。

(4) 財政状態

資産は、定期預金のほか前受金等の増加により、現金預金が増加している。負債は、固定負債はなく、流動負債は前受金等が増加している。純資産は、当期純利益の計上に伴う繰越利益

剰余金の増により、増加傾向である。

(5) 経営に関する評価

会社は、平成29年度における取扱土量が254.1万 m^3 （対前年度比17.5%増）と増加しているが、建設発生土の受入地を安定的に確保することにより、増加する土量を円滑にあっせんし、建設発生土の再利用を着実に推進している。特に首都圏事業においては、自然由来の土壤汚染対策法基準超過土の取扱いが大幅に増加したが、セメント材料として処理する受入地を確保することにより、適切に受入れを行いリサイクルの促進を図っている。引き続き、搬出事業者の需要に合わせた受入地を確保することなどにより、自然環境への負荷軽減と建設コストの削減に寄与していくことが求められる。

財務事務に関する内部統制の整備及び運用状況については、契約関係書類等を検証した限りにおいて、経理規程等が整備されており、適正に運用されている。

会社は、大規模道路の整備等活発な建設工事を背景に、安定的に利益を確保しているが、建設発生土の土量は、経済情勢等様々な要因により変動することから、今後も、交通インフラ等の社会資本整備や都心部の再開発の動向など会社を取り巻く環境の変化に的確に対応していく必要がある。

経営に関する事項は以上のとおりであり、会社の事業は、監査を実施した限りにおいて、出資の目的に沿って経営されていると認められる。

第4 経営状況の概要

1 経営状況

(1) 事業実績

ア 首都圏事業

(表4) 事業実績

項目	第25期 (平成27年度)	第26期 (平成28年度)	第27期 (平成29年度)
取扱土量(千m ³)	1,565	1,948	2,266
受入地数(件)	40	46	34
売上高(千円)	3,987,689	6,147,210	10,245,173

(表5) 主な発注機関及び受入地 (平成29年度)

(単位: 千m³)

発注機関	搬出土量	受入地	受入事業	搬入土量
東京都	514	神奈川県厚木市下荻野	ゴルフ場造成	337
国土交通省	481	埼玉県秋ヶ瀬ヤード	堤防補強工事	310
埼玉県	236	埼玉県三郷市番匠免	採石場復旧	279
東日本・中日本高速道路(株)	203	東京都八王子地区	採石場復旧	197
横浜市	138	汚染土壌処理施設	セメント材料	121

イ 広域利用事業

(単位: 千m³、千円)

項目			第25期 (平成27年度)	第26期 (平成28年度)	第27期 (平成29年度)
搬出港	東京港	取扱量	63	145	229
		売上高	181,403	378,320	595,862
	横浜港	取扱量	64	68	44
		売上高	188,819	177,330	116,269
	川崎港	取扱量	0	0	1
		売上高	0	0	2,600
	合計	取扱量	127	213	274
		売上高	370,223	555,651	714,732
受入港	小名浜港	取扱量	92	177	107
	相馬港	取扱量	4	0	0
	三河港	取扱量	0	0	138
	広島港	取扱量	29	35	28

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第 25 期 (平成 27 年度)	第 26 期 (平成 28 年度)			第 27 期 (平成 29 年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
売上高	4,357	6,702	2,344	53.8	10,959	4,257	63.5
売上原価	3,767	5,860	2,092	55.5	10,201	4,340	74.1
売上総利益	590	842	252	42.7	758	△ 83	△ 9.9
販売費及び一般管理費	374	386	11	3.0	383	△ 2	△ 0.7
営業利益	215	456	241	112.0	375	△ 81	△ 17.8
営業外収益	28	14	△ 14	△ 49.6	4	△ 9	△ 68.7
経常利益	243	470	227	93.2	379	△ 90	△ 19.3
税引前当期利益	314	470	155	49.6	379	△ 90	△ 19.3
法人税・住民税及び事業税	83	150	67	81.2	115	△ 35	△ 23.3
当期純利益	201	323	121	60.3	260	△ 62	△ 19.3

イ 主要経営指標の推移

項目	第 25 期 (平成 27 年度)	第 26 期 (平成 28 年度)	第 27 期 (平成 29 年度)	算式
総資本事業利益率 (%)	4.3	6.6	5.2	$\frac{\text{事業利益}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	4.9	6.8	3.4	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	0.8	0.9	1.5	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	92.9	93.0	96.5	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$

(注) 事業利益＝営業利益＋受取利息＋受取配当金

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第 25 期 (平成 27 年度)	第 26 期 (平成 28 年度)			第 27 期 (平成 29 年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
流動資産	2,574	4,158	1,584	61.6	4,660	502	12.1
現金預金	2,488	3,797	1,309	52.6	3,987	190	5.0
売掛金	70	142	71	101.7	153	11	7.9
有価証券	-	200	200	-	500	300	150
その他	15	18	3	23.5	19	0	5.3
固定資産	3,051	2,980	△ 71	△ 2.3	2,573	△ 406	△ 13.6
有形固定資産	31	30	△ 0	△ 1.5	28	△ 2	△ 7.6
無形固定資産	6	35	29	458.9	30	△ 4	△ 12.6
投資その他の資産	3,014	2,914	△ 99	△ 3.3	2,514	△ 400	△ 13.7
資産合計	5,625	7,139	1,513	26.9	7,234	95	1.3
流動負債	1,503	2,816	1,313	87.4	2,859	43	1.6
買掛金	513	1,003	490	95.5	936	△ 67	△ 6.7
未払金	10	3	△ 6	△ 66.2	4	1	29.2
未払費用	6	6	0	8.9	6	△ 0	△ 0.6
前受金	905	1,635	729	80.6	1,833	198	12.1
その他	67	166	99	148.1	78	△ 88	△ 53.1
負債合計	1,503	2,816	1,313	87.4	2,859	43	1.6
資本金	1,100	1,100	0	0	1,100	0	0
資本金	1,100	1,100	0	0	1,100	0	0
利益剰余金	3,022	3,222	199	6.6	3,274	51	1.6
利益準備金	249	261	12	4.9	275	13	5.1
別途積立金	550	550	0	0	440	△ 110	△ 20.0
繰越利益剰余金	2,223	2,411	187	8.4	2,559	148	6.2
純資産合計	4,122	4,322	199	4.9	4,374	51	1.2
負債及び純資産合計	5,625	7,139	1,513	26.9	7,234	95	1.3

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	第 25 期 (平成 27 年度)	第 26 期 (平成 28 年度)	第 27 期 (平成 29 年度)	算式
流動比率	171.3	147.7	163.0	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	73.3	60.6	60.5	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	74.0	68.9	58.8	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本}}$

(注) 長期資本＝資本＋剰余金＋固定負債

公益財団法人東京都保健医療公社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出えん等を行っている団体に対して、団体の事業が出えん等の目的に沿って適切に運営されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京都保健医療公社	平成30年9月21日から 同年10月16日まで	平成28年度及び 平成29年度の事業
局	病院経営本部、福祉保健局	平成30年9月21日、 同年10月17日及び同月19日 (福祉保健局は9月21日を除く。)	

2 団体の概要

設立の目的	地域医療のシステム化を推進し、包括的・合理的な医療提供体制の確立を図るため、地域医療に関する調査・研究を行うとともに、住民が必要とする保健医療サービスの提供等を行い、住民の医療と福祉の向上に寄与することを目的に設立
主な沿革	昭和63年6月 設立 平成2年7月 東部地域病院開院 平成5年7月 多摩南部地域病院開院 平成15年4月 財団法人東京都健康推進財団との事業統合により東京都がん検診センター（平成22年4月に現名称に変更）を移管受入れ 平成16年4月 都立大久保病院の移管受入れ 平成17年4月 多摩北部医療センター（都立多摩老人医療センターから名称変更）の移管受入れ 平成18年4月 都立荏原病院の移管受入れ 平成21年4月 都立豊島病院の移管受入れ 平成24年4月 財団法人から公益財団法人へ移行

事業の概要		・ 開放型病院の設置及び運営 ・ 地域医療に関する調査研究及びその成果の普及 ・ 地域医療情報の収集及び提供 ・ がん検診に関する事業 ・ 保健医療福祉に関する事業 ・ その他目的達成に必要な事業
所 在 地		東京都千代田区神田駿河台二丁目 5 番地
組 織		事務局 6 病院（東部地域、多摩南部地域、大久保、荏原、豊島各病院、多摩北部医療センター） 1 所（東京都がん検診センター）
人 員		役員 15 名 （理事長 1 名、副理事長 1 名、常務理事 1 名、理事 10 名、監事 2 名、うち 3 名常勤） 職員 2,596 名
都との関係	出えん	基本財産 5 億 1,300 万円のうち、2 億円（39.0%）
	補助金（表 1）	90 億 573 万余円（平成 28 年度交付額） 89 億 4,071 万余円（平成 29 年度交付額）
	事業の委託 （表 2）	1 億 6,528 万余円（平成 28 年度委託料） 1 億 6,419 万余円（平成 29 年度委託料）
	経常収益に占める都からの収益 （表 3）	経常収益 550 億余円のうち、91 億余円（16.7%）
	財産の貸付（表 4）	建物（23 万 769.02 m ² ）及び工作物を無償貸付
	職員の派遣等	常勤役員 1 名及び常勤職員 154 名を都から派遣 常勤役員 2 名及び常勤職員 11 名が都退職者
	東京都監理団体等	都は団体を監理団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
	経営目標の達成度評価	平成 28 年度：－ 平成 29 年度：B

（注）上記数値等は平成 30 年 3 月 31 日現在

(表 1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

所 管 局	補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
病院経営本部	公益財団法人 東京都保健医 療公社運営費 補助金	公益財団 法人東京 都保健医 療公社運 営費補助 金交付要 綱	病院運営事業等を行うた めに必要とする経費及び 法人運営に係る経費（補 助率：10/10）	9,191,071	8,840,755	8,747,890
	東京都災害拠 点病院運営協 力金	東京都災 害拠点病 院設置運 営要綱	1 病院 50 万円	3,000	3,000	3,000
福祉保健局	東京都災害拠 点病院応急用 資器材整備事 業補助金	東京都災 害拠点病 院応急用 資器材整 備事業に 関する補 助金交付 要綱	後方医療活動用資器材等 の整備等に要する経費 (補助率：10/10)	2,069	11,311	2,655
	東京都救急医 療機関勤務医 師確保事業補 助金	東京都救 急医療機 関勤務医 師確保事 業補助金 交付要綱	休日及び夜間において救 急医療に従事する医師に 支払う救急勤務医手当 (補助率：2/3 等)	41,041	44,277	43,350
	東京都在宅移 行支援病床運 営事業補助金	東京都在 宅移行支 援病床運 営事業補 助金交付 要綱	事業に必要な報酬、給料、 需用費等（補助率：1/2）	2,344	5,722	6,966
	東京都在宅療 養児一時受入 支援事業補助 金	東京都在 宅療養児 一時受入 支援事業 補助金交 付要綱	病床確保に必要な給与 費、材料費等及び看護師 等確保に必要な報酬、給 料等（補助率：1/3）	1,714	801	2,114

所 管 局	補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福 祉 保 健 局	東京都産科医等育成・確保支援事業補助金	東京都産科医等育成・確保支援事業補助金交付要綱	・産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当 ・研修医に対して、処遇改善を目的として支給される手当（補助率：2/3等）	8,353	8,212	8,640
	東京都新人看護職員研修事業費補助金	東京都新人看護職員研修事業費補助金交付要綱	・新人看護職員研修の実施に必要な研修経費等 ・医療機関受入研修事業の実施に必要な経費（補助率：1/2）	5,330	4,522	4,526
	休日・全夜間診療事業参画医療機関施設整備費等補助金	休日・全夜間診療事業参画医療機関施設整備費等補助金交付要綱	休日・全夜間診療事業の入院施設として必要な次の経費 ・診療部門及び専用病室等の新築又は増改築（周産期連携病院は改修を含む。）に要する工事費又は工事請負費 ・医療機器の備品購入費（補助率：10/10等）	17,947	9,875	17,562
	休日・全夜間診療事業参画医療機関施設整備費等補助金（周産期連携病院）			-	1,782	2,262
	東京都在宅移行支援病床整備費補助金	東京都在宅移行支援病床整備費補助金交付要綱	在宅移行支援病床運営施設として必要な次の経費 ・各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 ・医療機器等の備品購入費（補助率：1/2）	1,571	1,523	1,411
	東京都がん診療施設施設・設備整備費補助金	東京都がん診療施設施設・設備整備費補助金交付要綱	がん診療施設 〔補助率 施設整備：0.33 設備整備：1/3〕 がん患者・家族交流室 〔補助率 施設整備：1/2 設備整備：1/2〕	11,281	13,112	38,116

所 管 局	補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福祉保健局	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく報告書等報告業務補助金	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく報告書等報告業務補助金交付要綱	医療保護入院者の入院届、措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告書に係る業務 各 1 通につき 3,000 円	483	411	534
	東京都感染症指定医療機関運営事業費補助金	東京都感染症指定医療機関運営事業費補助金交付要綱	感染症指定医療機関の運営に要する次の経費 ・維持管理的経費 ・常勤職員費 ・研究・研修経費 (補助率：1/2)	54,590	54,802	58,778
	東京都感染症指定医療機関感染防御体制強化事業費補助金	東京都感染症指定医療機関感染防御体制強化事業費補助金交付要綱	一類感染症患者の受入時における感染防止に要する資器材の整備等に要する経費 (補助率：10/10)	4,675	2,581	521
	院内保育事業運営費補助金	院内保育事業運営費補助金交付要綱	院内保育事業を行うために必要な保育士等の職員の人件費及び委託料（補助率：2/3）	2,300	3,045	2,386
合計				9,347,769	9,005,731	8,940,711

(注) 交付額は、確定額である。

(表 2) 委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
東京都地域リハビリテーション支援事業	6,575	8,676	7,749
地域リハビリテーション推進広域派遣アドバイザー設置事業	－	3,240	5,965
東京都脳卒中医療連携推進事業	2,241	2,199	2,212
精神科夜間休日救急診療事業	84,632	84,311	84,483
東京都精神科患者身体合併症医療事業	865	1,060	1,279
精神科医療地域連携事業	－	－	1,347
重症心身障害児(者)短期入所に係る病床確保事業及び超重症児等受入促進員配置事業	14,266	7,492	7,104
東京都高次脳機能障害支援普及事業	7,217	6,765	2,988
原子爆弾被爆者等健康診断事業	4,259	4,042	3,411
東京都認知症疾患医療センター運営事業	28,197	25,691	25,411
東京都生活習慣病検診従事者講習会事業	5,237	5,237	5,237
マンモグラフィ読影医師等養成研修事業	14,461	14,461	14,893
東京都におけるがん検診精度管理評価事業	2,107	2,107	2,107
合計	170,063	165,287	164,191

(注) 金額は税込であり、精算を要する事業の場合は、精算後の額である。

(表3) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位: 百万円、%)

科目		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
			構成比		構成比		構成比
合計		53,763	100	53,879	100	55,008	100
	都からの収益	9,558	17.8	9,315	17.3	9,191	16.7
	受取補助金	9,386	17.5	9,147	17.0	9,030	16.4
	事業収益(受託料)	156	0.3	149	0.3	144	0.3
	その他(注2)	14	0.0	17	0.0	16	0.0
	他の収益	44,205	82.2	44,563	82.7	45,816	83.3
公益目的事業会計		53,690	99.9	53,521	99.3	54,933	99.9
	都からの収益	9,481	17.6	8,956	16.6	9,117	16.6
	受取補助金	9,309	17.0	8,788	16.3	8,955	16.3
	事業収益(受託料)	156	0.3	149	0.3	144	0.3
	その他(注2)	14	0.0	17	0.0	16	0.0
	他の収益	44,208	82.2	44,565	82.7	45,816	83.3
法人会計		77	0.1	359	0.7	74	0.1
	都からの収益	77	0.1	359	0.7	74	0.1
	受取補助金	77	0.1	359	0.7	74	0.1
内部取引消去		△ 3	△ 0.0	△ 1	△ 0.0	△ 0	△ 0.0

(注1) 団体の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計(開放型病院の運営等に係る地域医療確保事業会計及びがん検診事業に係る健康増進推進事業会計)、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

(注2) その他は、実習謝礼金、不在者投票経費等である。

(表 4) 財産の貸付状況

(単位：㎡、千円)

病院名	分類	種類		貸付料（年額） （注 3）
		建物	工作物	
東部地域病院	普通財産	病院本館、宿舎棟等 計 24,290.18	貯槽等	無償
多摩南部地域病院		病院本館、宿舎棟等 計 35,646.32	貯槽等	無償
多摩北部医療センター		病院本館、職員公社等 計 29,977.15	貯槽等	無償
荏原病院		病院本館、看護宿舎等 計 57,035.80	貯槽等	無償
豊島病院		病院本館、看護宿舎等 計 51,598.72	貯槽等	無償
東京都がん検診センター		本館 8,740.43	—	87,841
大久保病院	—（注 2）	病院棟 23,480.42	—	無償

（注 1）土地（大久保病院を除く）については、建物等の貸付契約に付随して建物の敷地を使用している。

（注 2）大久保病院は、土地信託の建物を都が借り上げ、公益財団法人東京都保健医療公社に無償で貸し付けている。

（注 3）財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和 39 年東京都条例第 25 号）第 4 条に基づき、6 病院の貸付料は無償、東京都がん検診センターの建物貸付料は 50%減額。

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

(単位：百万円、%)

科目	平成 27 年度	平成 28 年度			平成 29 年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率
経常収益	53,763	53,879	115	0.2	55,008	1,128	2.1
当期経常増減額	△ 156	△ 16	140	△ 89.6	△ 17	△ 0	5.8
当期一般正味財産増減額	△ 162	△ 279	△ 116	71.7	52	331	△ 118.9
資産合計	20,922	21,041	119	0.6	21,001	△ 40	△ 0.2
正味財産合計	3,900	3,332	△ 567	△ 14.5	3,192	△ 140	△ 4.2

(1) 監査の観点

本監査では、公益財団法人東京都保健医療公社（以下「公社」という。）の事業について、主に、中期計画「公社活性化プランⅢ」（平成24年3月策定。以下「活性化プラン」という。）に基づき、病院運営やがん検診事業が適切に行われているか、また、利用者の利便性に配慮した対応が図られているかなどの観点から、団体からヒアリングを行うとともに、事業報告書、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

なお、病院施設の老朽化への対応について、維持保全計画（平成29年3月策定）の対象施設のうち、建物経過年数が25年以上の荏原病院と多摩南部地域病院を対象に、計画に基づき維持保全が適切に進められているかを技術的な観点から検証した。

(2) 事業実績

公社は、6病院及び東京都がん検診センターの運営を行っている。

病院運営では、6病院それぞれが立地する地域において必要とされている医療を提供するとともに、地域の医療機関との機能分担と連携を図りながら、地域における急性期医療の中核病院として運営を行った。入院患者の実績は、平成29年度に延べ患者数が57万7,219人となっており、平成27年度と比較して増加している。外来患者の実績は、平成29年度に延べ患者数が83万6,523人となっており、平成27年度と比較して減少している。

がん検診事業では、がんの専門検診機関として、多摩地域を主体とした検診事業、人材養成事業等を実施した。一次検診、一般・精密検診を合わせた延べ受診者数は、平成29年度に8万18人となっており、平成28年度以降減少している。

(3) 収益及び費用の状況

平成29年度の経常収益は、550億803万余円であり、増加傾向にある。これは主に、地域医療機関との連携強化や救急医療の積極的な受入れを行った結果、医業収益が増加したことによる。

当期経常増減額は、平成28年度及び平成29年度は、同水準であるが、当期一般正味財産増減額は、平成28年度は、損害賠償金の支払に備えるため、2億8,209万余円の損害賠償引当金を繰り入れたことにより、2億7,913万余円の赤字、平成29年度は、その戻入益があったことにより、5,264万余円の黒字となっている。

(4) 財政状態

資産は、固定資産については、主に建物附属設備や医療機器等什器備品等で構成されている。資産の合計額は、210億円前後で推移しており、正味財産は、平成27年度以降減少傾向にある。また、医療機器などの設備を更新するために積み立てている減価償却引当資産を、運転資金に流用することを毎年度繰り返している。

(5) 事業運営に関する評価

(病院運営)

救急患者や地域医療機関からの紹介患者を積極的に受け入れるなどして新入院患者の増加や単価の向上を図ってきたこと等により、活性化プラン最終年度の平成28年度の自己収支比率（自らの収益でどの程度まで経常費用を賄えているかを示す指標）は、目標値87.7%に対し、89.7%と達成し、平成29年度率は90.1%と更に向上している。

一方で、病床利用率は、活性化プラン初年度の平成24年度の77.9%から平成28年度は72.4%まで低下し、平成29年度は73.5%と回復したものの、低迷している。これは、新入院患者数は増加しているが、それ以上に平均在院日数の短縮化が進んだことによるものであり、一部の病院では、医師、看護師の欠員により、病棟が休止していることも影響している。

医師、看護師の確保は、公社病院全体の課題であり、医師については、大学医局からの派遣以外の確保策の充実が求められる。看護師については、看護学校への積極的な働きかけなどの確保対策により、一時期ほどの欠員傾向は解消してきたが、引き続き様々なPRを通じて優秀な人材を確保することが必要である。

さらに、診療報酬改定など制度改正に迅速に対応できるよう柔軟な人員配置が可能な仕組みづくりについて、公社事務局は、都との協議を進める必要がある。

なお、荏原病院及び豊島病院における休止病棟については、休止以来長期間経過しており、医療資源の有効活用という点においても、今後の対応について早急に結論を得る必要がある。

(がん検診事業)

一次検診の受診者数は、受託先自治体の減少等により、平成28年度以降減少している。精密検診の受診者数は、横ばいであったが、平成29年度は減少している。病院経営本部が平成30年1月に策定した「多摩メディカル・キャンパス整備基本構想」によると、東京都がん検診センターの精密検査機能への重点化を図り、一次検診は地域の状況を踏まえ段階的に縮小しながら廃止し、精密検診部門を東京都立多摩総合医療センターに統合するとしている。公社は、

基本構想の実現に向けて、病院経営本部と調整を図り、対応していく必要がある。

（利用者の利便性への配慮）

外来待合ホールなどの環境改善の実施や施設内の案内等を利用し易く分かり易いものとするなど適切に行われている。今後、患者支援センターの充実強化やＩＣＴ（情報通信技術）を活用した新しいサービスの検討を行うとしているが、着実な対応による患者サービスの向上が求められる。

（病院施設の老朽化への対応）

各施設は、十分な耐震性を保有しているものの、築２０年以上経過していることから、老朽化への対応が課題となっている。多摩北部医療センター及び東部地域病院については、都の第二次主要施設１０か年維持更新計画（平成２７年３月策定）による大規模改修が予定されている。それ以外の多摩南部地域病院、荏原病院及び豊島病院について、公社は、建築・設備に係る維持保全計画を平成２９年３月に策定した。監査対象とした荏原病院及び多摩南部地域病院において、計画に基づき、平成２９年度は非常用発電機の部品更新を行うなど、計画的に設備を更新しているが、今後の状況に応じて行うとしている毎年度の見直しを着実に実施することが望まれる。

（事務の執行）

契約事務に関して、多岐にわたる不適切な事例が見受けられた。また、過去の監査から毎回契約事務に関する指摘事項があるため、今後は、各病院でのチェック機能の強化などの取組はもとより、公社事務局による各病院への指導や事務職員の育成などを強化する必要がある。

東京都地域医療構想（平成２８年７月策定）によると、今後、平成３７年の東京における急性期病院の病床数の需要見込みは減少し、平成２７年度と比較して約６，１００床過剰になるとされているため、急性期病院の競合激化が見込まれる。こうした中、地域の急性期医療を担う中核医療機関として、これまで培ってきた医療連携を充実し、そのノウハウを活用しながら介護等の保健・福祉への支援や連携に一步踏み出すとしている。

地域医療の更なる充実や地域包括ケアシステム構築への貢献といった公社に求められている役割を果たしていくためには、一層の経営努力により、収支の改善と経営管理体制の強化を図ることが必要である。公社は、各病院・所において、年度ごとの実施計画（バランススコアカード）を作成し、進行管理を実施しているが、事務局機能の強化に努め、目標達成に向けた^{けん}牽引力を発揮し、着実な事業実施と経営の効率化に取り組むことが望まれる。

運営に関する事項は以上のとおりであり、公社の事業は監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項及び意見・要望事項を除き、出えん等の目的に沿って運営されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 契約事務を適切に行い、病院への指導を強化すべきもの

東京都がん検診センター、大久保病院、豊島病院及び多摩北部医療センターにおいて、契約事務を見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。

(ア) 東京都がん検診センターは、公益財団法人東京都保健医療公社財務規程（平成2年4月1日規程第10号。以下「財務規程」という。）第43条に基づき随意契約により婦人科検診台を購入（契約金額：196万5,600円）している。

受注者決定までの過程を見たところ、表5のとおり、実施原議で決定した見積りを徴取するとした者と実際に見積りを徴取した相手が異なる状況となっており、適正でない。

(表5) 受注者決定までの過程

見積徴取するとした者	A	B	C
実際の見積徴取者	A	D	E
受注者	D		

(イ) 大久保病院は、統合院内LAN複写サービスに関する契約（単価契約、契約期間：平成29年4月1日から平成30年3月31日まで、契約金額：654万8,580円。以下「原契約」という。）を締結している。

ところで、原契約に関連し、「院内LAN複写サービスに関する契約」（契約期間：平成30年3月1日から平成30年3月31日まで、契約金額：9万2,629円）を別途締結しているが、次のとおり、適切でない点が認められた。

- a 件名を「複写サービス」としているが、対象となる複写機の設置場所等が仕様書に明記されておらず、原契約との関係において、別途で契約する必要性、目的が不明
- b 予定数量及び予定単価の積算根拠が不明
- c 契約締結に当たり、見積書の原本が保管されておらず、決定単価の根拠が不明
- d 原契約と同様に実態が単価契約であり、財務規程第44条第2項に掲げる契約書の作成を省略できる場合に該当していないにもかかわらず、契約書を作成していない。

(ウ) 豊島病院は、表 6 の契約により、表 7 の清掃業務等を委託している。

業務の履行管理について確認したところ、次のとおり、適切でない点が認められた。

a 仕様書に定める作業計画について

仕様書において、受託者は、病院の指定に基づいて定期清掃及び特別清掃の年間作業計画書を提出すること、また、毎月の作業の実施にあたっては、当該月の日常清掃、定期清掃、特別清掃作業の作業計画表を提出し病院と協議することとしている。

しかしながら、受託者は各作業計画等の作成及び提出を行っておらず、病院も求めていることが確認された。

また、各作業計画等がなく、事前の調整を十分に行っていないため、病棟の都合がつかない等の理由で、仕様書で指定している作業の未履行が生じている状況が認められた。

b 清掃作業日報について

仕様書において、受託者は、作業終了後、事前に病院と協議して作成した清掃業務日誌に必要事項を詳細に記入の上、病院に提出して承認を得ることとなっている。

しかしながら、提出された清掃業務日誌は、履行した場所についてのチェック欄がなく、表 7 のとおり、日常清掃は清掃箇所によって毎日・隔日・週 1 回等清掃頻度が違うにもかかわらず、当日どの場所を清掃しているか確認できないものとなっている。また、定期清掃及び特別清掃は、一部箇所を除いて清掃業務日誌への記載による報告がされておらず、仕様書で指定した作業が履行されたか確認ができない。

c 清掃箇所について

特別清掃の作業面積等については、表 7 のとおりとしているが、面積や個数の内訳や場所が分かる書類が、監査日（平成 30 年 10 月 4 日）現在確認できず、受託者にも図面等で指示を行っていないことが認められた。こうした状況では、仕様書で指定した作業箇所について、受託者が履行を完了することは不可能である。

d 清掃作業面積について

清掃作業面積については、仕様書において、表 7 のとおり記載されている。しかしながら、①定期清掃の作業箇所は日常清掃と同じ範囲としているが、特段の理由なく両者の面積に不一致がある、②日常清掃及び定期清掃において、予定金額の積算における作業面積と不一致がある等、作業面積が適切なものであるかが確認できない状況が認められた。

(表 6) 契約の締結状況

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額（年額）
豊島病院建物清掃委託	平成 28. 4. 1～平成 29. 3. 31	75, 600, 000
豊島病院建物清掃委託 （長期継続契約）	平成 29. 4. 1～平成 32. 3. 31	80, 784, 000

(表 7) 仕様書における清掃作業の概要

清掃区分	実施回数	作業箇所	作業面積等
日常清掃	毎日	病棟、廊下、階段、踊り場、エレベーター ホール、トイレ、浴室、屋外等	23,961.52 m ²
	隔日	各事務室、会議室、当直室等	
	週 2 回	厨房等	
	週 1 回	N I C U ・ G C U 区域（閉鎖中）等	
定期清掃	年 4 回	日常清掃と同じ範囲（床の機械洗浄ワックスがけ、カビとり等）	23,193.74 m ²
	年 1 回	床の ^{はく} 剥離清掃	3,266.82 m ²
特別清掃	年 4 回	窓ガラス	2,866.40 m ²
	年 2 回	カーテンウォール	5,385.50 m ²
	年 2 回	空調吹込・吹出口	2,049 個
	年 1 回	照明器具	7,085 個
	年 1 回	ガラス清掃（建具、ガラスブロック等）	690.20 m ²
	年 4 回	調理室ダクト・調乳室フード等	一式
	年 2 回	バルコニー	一式

(エ) 多摩北部医療センターは、屋外及び職員住宅共用部分の清掃を行うための委託契約（単価契約、契約期間：平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで、契約金額：307 万 8,090 円）を締結している。

契約の履行確認及び支払状況を見たところ、表 8 のとおり、平成 29 年 5 月から同年 7 月にかけては、契約書に基づく単価で算定した本来の金額よりも過少に、同年 8 月及び同年 9 月は過大にそれぞれ支払っており、年間の合計で 9,229 円過大に支払っているなどの状況が認められたことは、適正でない。

これについて、センターの説明によると、平成 29 年 5 月から同年 7 月分については、受託者より平成 28 年度の同契約における単価により請求があったためであり、これらの過少支払分を調整するよう処理をした結果としている。

(表 8) 屋外及び職員住宅共用部分の清掃業務委託契約の支払状況 (単位: 円)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
正しい金額 (注)	241, 418	241, 418	271, 596	262, 727	271, 596	250, 287	
実際の支払金額	241, 418	234, 938	264, 306	255, 674	291, 846	260, 089	
差額	0	△6, 480	△7, 290	△7, 053	20, 250	9, 802	
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
正しい金額 (注)	250, 287	292, 904	241, 418	198, 802	262, 727	292, 904	3, 078, 084
実際の支払金額	250, 287	292, 904	241, 418	198, 802	262, 727	292, 904	3, 087, 313
差額	0	0	0	0	0	0	9, 229

(注) 契約書に基づく単価により各委託項目の履行回数に応じて算出した合計金額。5 月から 9 月分は履行回数に基づく監査事務局試算額である。

以上のとおり、契約締結までの手続、契約書及び仕様書の作成、履行確認、支払事務と多岐にわたって適切でない事例が散見される。

これらは、各病院及び東京都がん検診センター（以下「病院等」という。）において、

- ① 契約事務に関する手引きやマニュアルが活用されていないこと
- ② 事務担当者の適切な契約事務処理についての認識が不足していること
- ③ 病院等内でのチェック機能が十分に働いていないこと

などによるものである。

公社事務局は、契約事務に関する研修を実施し、毎年度 1 回各病院等を巡回して自己検査も実施している。平成 29 年度の自己検査項目の中には、表 9 のとおり、今回の指摘に該当する項目も入っている。しかしながら、前述のとおり各病院等において不適切な事例が発生している状況は、公社事務局の指導が病院等まで十分に浸透していないことによるものである。

病院等は、契約事務を適切に行われたい。

公社事務局は、契約事務が適切に行われるよう病院等の指導を強化されたい。

(公益財団法人東京都保健医療公社)

(表 9) 平成 29 年度の自己検査項目のうち不適切事例に関するもの

・ 実施原議、締結原議、契約書を作成しているか ・ 仕様書に記載の添付書類が提出されているか

イ 消防用設備について速やかな改善措置を講じるべきもの

消防用設備については、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく点検を行い、その結果を消防署に報告しなければならないとされている。

ところで、荏原病院において、消防署に報告した消防用設備の点検結果報告書を見たところ、過去に点検で不備を指摘され、今後改善予定とした設備について、表10のとおり、監査日（平成30年10月11日）現在、改善が行われていないことが認められた。

病院は、年中休みなく医療を提供しており、改善工事を実施するには、病院運営への影響を最小限に抑えるために様々な対応や調整が必要であるが、消防用設備の不備は、火災等の災害時に被害を拡大させる可能性があり、改善を先送りすることは病院利用者の安全を確保する上で適切でない。

病院は、消防用設備について具体的な改善計画を検討の上、速やかな改善措置を講じられたい。

（公益財団法人東京都保健医療公社）

（表10）監査日現在までに改善されていない設備

（単位：件）

設備名	所在	件数	点検結果	最初に不備を指摘された年度
排煙設備	地下2階	2	防火ダンパー（注1）機器不良及び軸固着による閉鎖動作不良	平成28年度
	地下1階	12		平成20年度
	2階	2		平成28年度
	地下1階	2	排煙口動作不安定による復旧困難	平成29年度
防火設備	地下1階	1	排煙口手動起動装置前に備品のため視認障害	平成28年度
	4階	1		
	5階	1		
	地下2階	1		
	地下1階	3	防煙スクリーン機器不具合による降下動作不良	平成29年度
	1階	3		平成28年度等
	2階	1		平成20年度等
	1階	1	備品によるシャッター下降障害	平成28年度
	2階	1	防火戸完全閉鎖せず	平成29年度
	4階	1		
	5階	1		
	地下1階	1	レリーズ（注2）復旧不良及びシャッター用電動スイッチ不良	平成29年度
	1階	1		平成28年度
	地下1階	1	シャッター用電動スイッチ不良	平成29年度
	1階	1		平成28年度
	2階	2		平成28年度
	5階	1		平成29年度
	1階	2	チェーンがスプロケット（注3）から外れあり	平成29年度

（注1）ダクトに取り付けられる空調装置。通常時は開放しているが、熱を感知すると閉塞し煙や炎の拡大を防ぐことができる。

（注2）防火戸を全開状態にするための電磁石。

（注3）チェーンの回転を軸に伝達するための歯車。

ウ 借上職員住宅の使用料の算定根拠を定めるべきもの

荏原病院は、敷地内に単身用の職員住宅を有している。単身用の職員住宅は、公社の職員住宅の利用及び管理に関する要綱（平成１７年３月３１日付１６保事総第６４６号）において、固有職員、東京都派遣職員及び１６日以上勤務する非常勤職員又はパート職員が使用することができるものと定められている。

病院は、看護師の住宅を確保するため、職員住宅運営細則（平成２５年１１月２８日付保荏病第１３０２号）を定め、平成２６年３月２５日以降看護師以外の職員を入居させないこととし、非常勤職員である専門臨床研修医については、病院から半径２キロメートル以内の住宅で院長が認めた場合、民間住宅を借り上げて職員住宅（以下「借上職員住宅」という。）としている。平成３０年３月３１日現在の戸数は、５戸となっている。

ところで、借上職員住宅の使用料について見たところ、住宅の契約金額から定額を控除した額としており、控除分は公社が負担していることが認められた。

都から財政支出を受けている監理団体として、支出の算定根拠を明確にすることは必要であるが、使用料に関する規程類がなく、控除分の算定根拠についても確認できない状況であった。

公社事務局は、借上職員住宅の使用料の算定根拠を定められたい。

（公益財団法人東京都保健医療公社）

（２）局及び団体

ア 補助金を返還すべきもの

福祉保健局は、新人看護職員研修体制の整備を促進し、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的として、都内の病院等が実施する新人看護職員等の研修に要する経費の補助を行っている。

ところで、東部地域病院の新人看護職員研修事業費補助金の支給状況を見たところ、表１１のとおり、基準額の算定に誤りがあり、平成２８年度の補助金が過大交付となっていることが認められた。これは、自施設の新人看護研修を公開し、公募により他施設の新人看護職員の受入れを複数月で実施する場合に基準額の加算ができるところ、４月のみの実施にもかかわらず基準額の加算をしたことによるものである。

病院は、過大となっている５万６，０００円を返還されたい。

また、局は補助金の審査を適切に行われたい。

（公益財団法人東京都保健医療公社）

（福祉保健局）

(表 1 1) 平成 2 8 年度補助金の算定

(単位：円)

区分	金額		
	(誤)	(正)	差額
基準額	1, 173, 000	1, 060, 000	113, 000
研修経費	630, 000	630, 000	0
教育担当者経費	430, 000	430, 000	0
医療機関受入研修事業	113, 000	0	113, 000
対象経費の実支出額	2, 159, 662	2, 159, 662	0
補助所要額 (注)	586, 000	530, 000	56, 000

(注) 補助所要額は、基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に、補助率（2 分の 1）を乗じた金額である（ただし千円未満の端数は切り捨てる）。

イ 応急用医療資器材について適切に管理し、状況把握の上、対応を促すべきもの

荏原病院は、災害拠点病院（注 1）に指定され、災害時に医療救護のために使用する応急用医療資器材等を整備している。

ところで、病院において、災害拠点病院として補助金（注 2）で整備している応急用医療資器材の管理状況を見たところ、浄水セット 1 点が、平成 2 3 年度以降、使用可否が不明な状態となっていることが認められた。

器材の管理については、要領（注 3）において「災害時に直ちに使用が可能な状態で保管し、このために必要な機器の点検等を実施すること」となっており、病院は、年に 1 回職員が行っている機器の点検において、老朽化により専門業者によるメンテナンスが必要であると判断したものの、その後の対応を長期間行っていないことは適切でない。

局は、病院から年に 1 回管理台帳を提出させており、管理台帳の提出時に機器の確認を行うよう口頭指導を行ったとしている。しかしながら、その後の状況把握を行っておらず、使用可否が不明な状態が長時間続いていることについて是正を促していなかったことは適切でない。

病院は、応急用医療資器材について適切に管理されたい。

局は、補助金で整備した応急用医療資器材の状況を適切に把握し対応を促されたい。

(公益財団法人東京都保健医療公社)

(福祉保健局)

(注 1) 東京都災害拠点病院設置運営要綱により、災害時における東京都の医療救護活動の拠点となる病院として都知事が指定した病院

(注 2) 東京都災害拠点病院応急用資器材整備事業に関する補助金

(注 3) 東京都災害拠点病院における応急用資器材の整備及維持に関する要領

3 意見・要望事項

(1) 団体

ア 回収不能な医業外未収金について

大久保病院は、退職した職員の手当等返納金など職員に対する未収金を管理しているが、表 1 2 のとおり、当該職員の所在が不明等の理由により、督促できない状況となっていた。

ところで、職員に対する未収金は、督促できない状況のものであっても財務諸表上、医業外未収金として計上されている。公社において、医業未収金とは異なり、職員に対する未収金については、貸倒損失処理を行う仕組みが整っていないため、病院としては回収できない債権にもかかわらず、財務諸表に計上し続けなければならない状況となっている。

公社事務局は、回収不能な医業外未収金の貸倒損失処理を行うための仕組みの構築について検討することが望まれる。

(公益財団法人東京都保健医療公社)

(表 1 2) 大久保病院における退職者等に係る未収金の状況 (単位：件、円)

調定年度	件数	金額 (税込)
平成 19 年度	1	21,700
平成 21 年度	6	533,680
平成 22 年度	4	97,785
合計	11	653,165

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

ア 開放型病院の運営

公社は、病床や医療機器等を地域の診療所の医師等に開放し、共同診療や共同利用を行う開放型病院として、6病院、病床数2,151床の運営を行っている。

(ア) 病院の概要（平成30年3月31日現在）

病院名	所在地	診療科目数	重点医療（注1）	病床数（注3）
			特色ある医療（注2）	
東部地域病院	東京都葛飾区亀有五丁目14-1	16	救急医療、循環器医療	300床
			がん医療	
多摩南部地域病院	東京都多摩市中沢二丁目1-2	19	救急医療、がん医療	300床
			がん医療、緩和医療	
大久保病院	東京都新宿区歌舞伎町二丁目44-1	18	救急医療、生活習慣病医療	300床
			腎医療、脳卒中医療、がん医療	
多摩北部医療センター	東京都東村山市青葉町一丁目7-1	25	救急医療、がん医療	328床
			がん医療	
荏原病院	東京都大田区東雪谷四丁目5-10	22	救急医療、脳血管疾患医療、集学的がん医療	500床
			脳卒中医療、がん医療、高気圧酸素療法、産科医療	
豊島病院	東京都板橋区栄町33-1	29	救急医療、脳血管疾患医療、がん医療	423床
			脳卒中医療、がん医療、緩和医療、産科医療	

（注1）「重点医療」とは、「地域の中核病院として、地域に必要とされる医療」として公社病院が取り組んでいる医療である。

（注2）「特色ある医療」とは、「病院のもつ専門性を生かし、地域からのニーズや医療環境の変化に応じて提供する医療」として公社病院が取り組んでいる医療である。

（注3）病床数は、予算病床数である。

(イ) 入院患者の実績

(単位：人、％)

病院名	1日当たり患者数（注1）			年間延べ患者数			病床利用率（注2）		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
東部地域病院	228.2	230.0	228.9	83,523	83,938	83,562	76.1	76.7	76.3
多摩南部地域病院	207.9	207.1	222.4	76,085	75,578	81,183	69.3	69.0	74.1
大久保病院	244.3	236.9	237.5	89,418	86,451	86,684	81.4	79.0	79.2
多摩北部医療センター	263.3	256.4	263.1	96,372	93,586	96,025	80.3	78.2	80.2
荏原病院	309.2	290.5	292.4	113,174	106,034	106,726	61.8	58.1	58.5
豊島病院	323.0	336.4	337.1	118,212	122,780	123,039	76.4	79.5	79.7
全病院	1,575.9	1,557.2	1,581.4	576,784	568,367	577,219	73.3	72.4	73.5

（注1）年間延べ患者数を稼働日数（平成27年度366日、平成28年度及び平成29年度365日）で除した数値である。

（注2）年間延べ患者数を予算病床数×暦日で除したものである。

（注3）荏原病院については、一部病床（43床）を休止している。

(ウ) 新入院患者の実績

(単位：人)

病院名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	年間延べ患者数	年間延べ患者数	年間延べ患者数
東部地域病院	8,242	8,266	8,234
多摩南部地域病院	8,054	8,523	8,598
大久保病院	6,778	6,940	6,874
多摩北部医療センター	8,527	8,555	8,577
荏原病院	7,969	7,803	8,238
豊島病院	10,131	10,066	10,436
合計	49,701	50,153	50,957

(エ) 外来患者の実績

(単位：人)

病院名	1日当たり患者数（注）			年間延べ患者数		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
東部地域病院	372.8	363.2	369.3	109,606	106,420	108,195
多摩南部地域病院	361.5	371.7	379.8	106,271	108,899	111,286
大久保病院	388.8	381.7	394.9	114,300	111,825	115,699
多摩北部医療センター	449.9	467.8	460.8	132,276	137,066	135,011
荏原病院	722.1	657.7	628.7	212,284	192,695	184,213
豊島病院	622.6	605.3	621.6	183,044	177,360	182,119
合計	2,917.6	2,847.3	2,855.0	857,781	834,265	836,523

（注）延べ入院患者数を稼働日数（平成27年度294日、平成28年度及び平成29年度293日）で除した数値である。

(オ) 診療単価

(単位：円)

病院名	入院			外来		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
東部地域病院	54,324	54,191	54,305	14,239	17,453	16,219
多摩南部地域病院	55,659	57,188	56,379	14,999	14,802	15,376
大久保病院	50,477	53,347	53,675	15,186	14,939	15,129
多摩北部医療センター	54,001	54,996	55,936	14,276	14,531	16,038
荏原病院	47,279	47,803	48,947	10,774	11,221	11,880
豊島病院	55,775	56,133	57,397	10,858	11,231	11,954
全病院	52,765	53,822	54,442	12,886	13,528	14,043

(カ) 地域医療機関との連携

a 紹介・返送・逆紹介患者数

(単位：人)

病院名	紹介（注 1）			返送（注 2）			逆紹介（注 3）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
東部地域病院	16,448	13,347	13,562	10,632	13,068	12,321	3,668	4,313	3,993
多摩南部地域 病院	12,074	12,274	12,407	5,585	6,089	6,538	3,871	4,943	5,185
大久保病院	5,390	5,462	6,385	5,974	6,107	5,419	2,508	2,070	3,134
多摩北部医療 センター	8,829	8,934	9,179	8,872	9,415	9,094	7,129	7,422	7,243
荏原病院	13,796	12,716	13,029	10,047	10,706	14,535	7,112	7,261	7,175
豊島病院	9,919	9,298	9,885	11,493	14,464	15,498	5,905	5,058	5,039
合計	66,456	62,031	64,447	52,603	59,849	63,405	30,193	31,067	31,769

(注 1) 他の医療機関から紹介状により紹介を受けること

(注 2) 症状が軽快・安定したことなどにより、紹介元の医療機関での受診に戻ることに

(注 3) 症状により新たな医療機関での診察、治療が必要な場合に他の医療機関を紹介すること

b 主な高額医療機器の共同利用実績

(単位：件)

病院名	MR I（注 1）			C T（注 2）			R I（注 3）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
東部地域病院	1,713	1,707	1,615	1,073	992	1,181	357	412	450
多摩南部地域 病院	923	733	715	1,047	1,093	1,188	123	127	135
大久保病院	1,640	1,592	1,414	641	641	656	50	27	35
多摩北部医療 センター	616	501	421	363	432	386	32	21	32
荏原病院	2,454	2,305	2,353	1,748	1,688	1,715	62	41	59
豊島病院	499	398	348	548	443	421	22	23	19
合計	7,845	7,236	6,866	5,420	5,289	5,547	646	651	730

(注 1) 磁気共鳴画像診断装置

(注 2) コンピュータ断層撮影装置

(注 3) 核医学診断装置

イ がん検診事業（東京都がん検診センター）

（ア）がん検診事業

（単位：人）

事業名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一次検診（注 1）		17 区市町村 48,628	16 区市町村 43,401	16 区市町村 41,917
一般・精密検診		44,464	43,875	38,101
	精密検診（注 2）	31,836	31,402	27,910
	職域検診等（注 3）	12,628	12,473	10,191
合計		93,092	87,276	80,018

（注 1）区市町村からの委託を受けて実施する検診

（注 2）一次検診を受けて要精密検査となった方等の検診

（注 3）職域団体からの委託を受けて実施する検診等

（イ）検診従事者に対する教育・研修事業

（単位：人）

内容	項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
がん検診医療従事者養成 研修及び細胞検査士養成 所の運営	受講者数	1,176	1,220	1,344

(2) 収益及び費用の状況

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

項目		平成 27 年度	平成 28 年度			平成 29 年度		
				増減額	増減率		増減額	増減率
合計	経常収益	53,763	53,879	115	0.2	55,008	1,128	2.1
	基本財産運用益	7	5	△ 1	△ 24.6	6	0	14.7
	事業収益	44,200	44,567	366	0.8	45,777	1,210	2.7
	受取補助金等	9,510	9,271	△ 239	△ 2.5	9,159	△ 111	△ 1.2
	その他	44	34	△ 9	△ 21.3	64	29	84.3
	経常費用	53,920	53,895	△ 24	△ 0.0	55,025	1,129	2.1
	事業費	53,843	53,818	△ 24	△ 0.0	54,950	1,131	2.1
	管理費	77	77	△ 0	△ 0.4	74	△ 2	△ 3.0
	当期経常増減額	△ 156	△ 16	140	△ 89.6	△ 17	△ 0	5.8
	経常外収益	13	58	45	350.7	77	19	32.5
	経常外費用	18	321	302	-	7	△ 313	△ 97.5
	当期一般正味財産増減額	△ 162	△ 279	△ 116	71.7	52	331	△ 118.9
公益目的事業会計	経常収益	53,690	53,521	△ 168	△ 0.3	54,933	1,412	2.6
	基本財産運用益	7	5	△ 1	△ 24.6	6	0	14.7
	事業収益	44,204	44,568	364	0.8	45,777	1,209	2.7
	受取補助金等	9,433	8,912	△ 521	△ 5.5	9,084	172	1.9
	その他	44	34	△ 9	△ 21.3	64	29	84.3
	経常費用	53,846	53,819	△ 26	△ 0.0	54,950	1,131	2.1
	事業費	53,846	53,819	△ 26	△ 0.0	54,950	1,131	2.1
	当期経常増減額	△ 156	△ 298	△ 142	91.0	△ 17	281	△ 94.2
	経常外収益	13	58	45	350.7	77	19	32.5
	経常外費用	18	321	302	-	7	△ 313	△ 97.5
	当期一般正味財産増減額	△ 162	△ 561	△ 399	246.2	52	613	△ 109.4
	法人会計	77	359	282	366.5	74	△ 284	△ 79.2
法人会計	受取補助金等	77	359	282	366.5	74	△ 284	△ 79.2
	経常費用	77	77	△ 0	△ 0.4	74	△ 2	△ 3.0
	管理費	77	77	△ 0	△ 0.4	74	△ 2	△ 3.0
	当期経常増減額	△ 0	282	282	-	0	△ 282	△ 100
	当期一般正味財産増減額	△ 0	282	282	-	0	△ 282	△ 100
	内部取引消去	△ 3	△ 1	1	△ 60.3	△ 0	0	△ 70.3

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	平成 27 年度	平成 28 年度			平成 29 年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率
流動資産	10,902	10,845	△ 56	△ 0.5	10,340	△ 505	△ 4.7
現金預金	2,735	2,722	△ 13	△ 0.5	2,624	△ 97	△ 3.6
未収金	7,578	7,508	△ 69	△ 0.9	7,117	△ 391	△ 5.2
その他	588	614	26	4.5	598	△ 16	△ 2.7
固定資産	10,020	10,195	175	1.7	10,660	465	4.6
基本財産	513	513	0	0.0	513	△ 0	△ 0.0
特定資産	5,646	5,774	127	2.3	6,352	578	10.0
その他固定資産	3,860	3,908	47	1.2	3,795	△ 112	△ 2.9
資産合計	20,922	21,041	119	0.6	21,001	△ 40	△ 0.2
流動負債	8,426	8,488	62	0.7	8,130	△ 357	△ 4.2
未払金	5,371	4,965	△ 406	△ 7.6	4,762	△ 202	△ 4.1
都補助金返還金	582	819	236	40.6	936	117	14.3
賞与引当金	1,362	1,352	△ 9	△ 0.7	1,343	△ 9	△ 0.7
リース債務	905	861	△ 44	△ 4.9	838	△ 23	△ 2.8
その他	203	489	285	140.4	249	△ 239	△ 49.0
固定負債	8,596	9,220	624	7.3	9,678	457	5.0
リース債務	1,864	2,021	157	8.4	1,960	△ 60	△ 3.0
退職給付引当金	6,732	7,198	466	6.9	7,717	518	7.2
負債合計	17,022	17,709	686	4.0	17,809	100	0.6
指定正味財産	7,324	7,036	△ 288	△ 3.9	6,843	△ 193	△ 2.7
一般正味財産	△ 3,424	△ 3,704	△ 279	8.2	△ 3,651	52	△ 1.4
正味財産合計	3,900	3,332	△ 567	△ 14.5	3,192	△ 140	△ 4.2
負債及び正味財産合計	20,922	21,041	119	0.6	21,001	△ 40	△ 0.2

(4) 維持保全計画に基づく施設の保全

ア 維持保全計画の概要

計画期間	平成 29 年度から平成 38 年度まで									
保全の概要	平成 29 年度から 10 年間で、病院施設の保全が必要と判断された機器等について適正なタイミングで保全を行うことで、施設の長寿命化と費用負担の軽減及び病院の収益性の向上を目指すものである。									
荏原病院（建物経過年数 25 年）										
										(年度)
主な保全項目	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
外壁補修				○						
屋根防水補修								○		
受変電設備改修				○						
非常用発電機	◎									
給水設備								○		
空調熱源機器			○	○	○					
多摩南部地域病院（建物経過年数 26 年）										
										(年度)
主な保全項目	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
外壁補修				○						
非常用発電機	◎									
上水受水槽	◎									
空調設備			○	○						
給水設備			○	○	○					
(注) 表の◎は保全が完了しているもので、○は主な保全が計画されているもの。										

2 参考資料

(1) 中期計画

ア 第三次中期経営計画「公社活性化プランⅢ」

(ア) 位置付け

公社が、経営力を強化し、地域医療の更なる充実に貢献していくための事業運営の方向性とその実現に向けた道筋を示した中期経営計画

(イ) 計画期間

平成24年度から平成28年度までの5か年間

(ウ) 主な経営指標の目標値と実績（病院事業）

(単位：人、%)

経営指標	活性化プランⅢ			(参考) 事業実績
	目標値 (計画期間終期)	実績		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
初診患者数	130, 427	135, 440	128, 370	131, 089
新入院患者数	45, 844	49, 701	50, 153	50, 957
延べ入院患者数	644, 388	576, 784	568, 367	577, 219
自己収支比率	87. 7	89. 4	89. 7	90. 1

(注) 平成29年度は、活性化プランⅢの考え方を引き継いで実施計画を策定して事業を実施

イ 第四次中期経営計画

(ア) 位置付け

医療環境の変化に伴い公社が果たすべき役割や存在意義を再確認し、2025年を見据えた次のステージへ進むための方向性を明らかにし、職員が主体的に行動するための指針として定めた中期経営計画

(イ) 対象期間

平成30年度から平成35年度までの6年間

(注1) ただし、医療に係る国の新たな方針策定や都の保健医療施策の見直し等により、本計画の内容を見直す必要性が生じた場合には見直しを図るとしている。

(注2) 終期は平成35年度であるが、2025年を見据えて策定している。

(ウ) 主要な経営指標とその目標値

公社は、計画策定に当たって、活性化プランⅢで計画化した取組の実施状況について検証を行っている。平成26年度の診療報酬のマイナス改定に伴い、方針転換を行い、延べ入院患者数の確保よりも新入院患者の確保や平均在院日数の短縮化を進めたことから、延べ入院患者数は、目標値を下回ったが、新入院患者数及び自己収支比率は、目標値を上回った。

これらの検証結果及び平成29年度の状況も踏まえ、新たな中期計画の着実な推進に向け、計画期間中の地域医療確保事業会計の主要な経営指標とその目標値を設定している。

(単位：人、%)

経営指標	平成30年度	平成31年度	平成32年度
新入院患者数	50,700	50,900	51,100
病床利用率	74.4	76.5	79.5
医業収支比率（注）	90.0	90.4	90.8

（注）（医業収入÷医業支出）×100 で算出する指標。なお、医業収入には、補助金収入は含まない。

公益財団法人東京しごと財団

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出えん等を行っている団体に対して、団体の事業が出えん等の目的に沿って適切に運営されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京しごと財団	平成30年10月11日から 同月23日まで	平成28年度及び平成29年度の事業
局	産業労働局	平成30年10月9日、24日及び25日	

2 団体の概要

設立の目的	働く意欲を持つ都民のために、その経験や能力を活かした雇用・就業を支援するとともに、東京の産業の振興に必要な人材の育成を図り、もって豊かな職業生活の実現と活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として設立
主な沿革	平成16年4月 財団法人東京都高齢者事業振興財団と財団法人東京都心身障害者職能開発センターを統合し設立 平成23年4月 公益財団法人へ移行
事業の概要	- 公益目的事業 - 東京都しごとセンター事業 - 障害者就業支援事業 - シルバー人材センター事業等 - 緊急就職支援事業 - 雇用環境整備事業 - 雇用・就業に関する調査・研究、情報の収集・提供及び普及啓発 - 収益事業 - シルバー人材センター会員等に係る損害保険に関する代理業
所在地	東京都千代田区飯田橋三丁目10番3号
組織	5課1室及び1事業所（しごとセンター多摩）

人 員		役員 13 名（理事長 1 名、理事 9 名、監事 3 名、うち非常勤 12 名） 職員 226 名
都との関係	出えん	基本財産 4 億 9,516 万 8,684 円のうち、2 億 5,000 万円（50.5%）
	基金への出えん （注 1）（表 1）	27 億 7,000 万余円（平成 28 年度出えん金残高） 32 億 6,710 万余円（平成 29 年度出えん金残高）
	補助金（表 2）	6 億 7,297 万余円（平成 28 年度交付額） 6 億 9,744 万余円（平成 29 年度交付額）
	事業の委託 （表 3）	1 億 3,809 万余円（平成 28 年度委託料） 3 億 44 万余円（平成 29 年度委託料）
	経常収益に占める都からの収益 （表 4）	経常収益 57 億余円のうち、51 億余円（89.2%）
	財産の貸付 （表 5）	建物（527.80 m ² ）を有償貸付（50%減額）
	職員の派遣等	常勤役員 1 名及び常勤職員 23 名を都から派遣 常勤職員 2 名が都退職者
	東京都監理団体等	都は団体を監理団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
	経営目標の 達成度評価	平成 28 年度：－ 平成 29 年度：B
	公の施設の管理 運営（表 6）	23 億 7,715 万余円（平成 28 年度指定管理料） 24 億 6,695 万余円（平成 29 年度指定管理料）
	指定管理者 運営状況評価	平成 28 年度：A 平成 29 年度：A

（注 1）特定事業を実施するための財源

（注 2）上記数値等は平成 30 年 3 月 31 日現在

(表1) 出えん金(取崩し型) 残高

(単位: 百万円)

出えん金名 (基金名)	平成 27 年度末 残高	平成 28 年度			平成 29 年度		
		出えん額	取崩し額	年度末 残高	出えん額	取崩し額	年度末 残高
東京都緊急就職 支援事業	273	0	28	245	0	6	238
長期離職者再就 職支援事業	93	0	5	88	0	88	0
東京都若者就職 応援基金事業	270	632	489	413	294	520	187
高齢者職域開拓 モデル事業	31	0	12	19	4	0	23
女性再就職応援 助成事業	30	0	3	26	0	26	0
職務実習型正規 雇用化支援	41	278	208	111	255	201	165
女性の活躍推進 等職場環境整備 事業	-	519	5	513	140	45	608
働き方改革支援 事業等	-	610	90	519	579	158	940
団体課題別人材 力支援事業	-	1,006	226	780	1,010	942	847
職場内ジョブコ ーチ養成基金事 業	-	100	49	51	100	63	88
企業主導型保育 施設設置促進事 業	-	-	-	-	202	36	165
合計	741	3,148	1,119	2,770	2,587	2,090	3,267

(表2) 補助金の交付状況

(単位: 千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平 成 27 年度	平 成 28 年度	平 成 29 年度
公益財団法人東 京しごと財団補 助金	公益財団法人 東京しごと財 団補助金交付 要綱	シルバー人材セン ター事業及び高 齢者・心身障害 者就業促進の支 援に要する経費 等(補助率:10/10)	543,858	672,979	697,445

(表3) 委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業	116,539	98,999	95,933
中小企業障害者雇用応援連携事業	-	39,098	39,474
中小企業採用力向上支援事業	-	-	133,968
企業による保育施設設置支援事業	-	-	31,066
合計	116,539	138,098	300,442

(表4) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
			構成比		構成比		構成比
合計		3,657	100	4,308	100	5,729	100
都からの収益	都からの収益	3,544	96.9	4,074	94.6	5,125	89.5
	受取補助金	517	14.1	646	15.0	677	11.8
	基金事業収益	577	15.8	912	21.2	1,680	29.3
	受託収益等	2,450	67.0	2,515	58.4	2,767	48.3
	他の収益	112	3.1	234	5.4	604	10.5
公益目的事業会計		3,589	98.1	4,238	98.4	5,660	98.8
都からの収益	都からの収益	3,528	96.5	4,057	94.2	5,107	89.1
	受取補助金	500	13.7	629	14.6	659	11.5
	基金事業収益	577	15.8	912	21.2	1,680	29.3
	受託収益等	2,450	67.0	2,515	58.4	2,767	48.3
	他の収益	60	1.7	181	4.2	553	9.7
収益事業等会計		51	1.4	51	1.2	52	0.9
都からの収益	都からの収益	-	-	-	-	-	-
	他の収益	51	1.4	51	1.2	52	0.9
法人会計		17	0.5	17	0.4	18	0.3
都からの収益	都からの収益	16	0.5	17	0.4	17	0.3
	受取補助金	16	0.5	17	0.4	17	0.3
	他の収益	0	0.0	0	0.0	0	0.0
内部取引消去		-	-	-	-	△ 2	△ 0.1

(注) 団体の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、損害保険代理業に係る収支を収

益事業等会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

(表 5) 公有財産の貸付状況

(単位：㎡、千円)

分類	施設名	目的	種類		使用料 (年額)
			土地	建物	
行政財産	東京都しごとセンター 建物 2 階、5 階及び 8 階	公益財団法人東京しごと財団 の事務室	-	527.80	10,222

(注) 東京都監理団体のため、50%減額

(表 6) 公の施設の管理運営状況

(単位：千円)

施設名 (所在地)	指定管理期間	指定管理料		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
東京都しごとセンター (東京都千代田区飯田橋三丁目 10 番 3 号)	平成 28. 4. 1 ～平成 38. 3. 31	2,333,528	2,377,154	2,466,959

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

(単位：百万円)

科目	平成 27 年度	平成 28 年度			平成 29 年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率
経常収益	3,657	4,308	650	17.8	5,729	1,420	33.0
経常費用	3,662	4,316	654	17.9	5,734	1,418	32.9
当期経常増減額	△ 4	△ 7	△ 3	68.9	△ 5	2	△ 34.0
当期一般正味財産増減額	△ 5	△ 10	△ 4	79.5	△ 7	2	△ 26.7
資産合計	2,304	4,635	2,331	101.2	5,470	834	18.0
正味財産合計	571	558	△ 13	△ 2.3	550	△ 7	△ 1.4

(1) 監査の観点

本監査では、公益財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）の事業について、主に、都からの受託事業（基金事業を含む。）を適正かつ効率的に執行しているか、運営状況について、経理及び会計処理は適正に行われているか、人材確保・人材育成について計画的なものとなっているかなどを観点として、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

なお、財団は、表6のとおり、指定管理者として東京都しごとセンター（以下「センター」という。）の管理運営を行っているが、センターについては、行政監査にて検証を行っている。

(2) 事業実績

財団は、公益目的事業として、主に東京都しごとセンター事業（指定管理者事業）、シルバー人材センター事業（注1）及び障害者就職支援事業を、収益事業としてシルバー人材センター会員等に係る損害保険に関する代理業（以下「損保代理業」という。）を行っている。

平成27年度から平成29年度における主な事業実績を見ると、東京都しごとセンター事業については、新規支援者数（注2）が3万人から3.2万人程度、就職者数は、1.7万人程度と、ほぼ横ばいで推移している。シルバー人材センター事業については、平成29年度の労働者派遣事業の延人員が8万人を超え、平成28年度に比べ約5倍となっている。これは、平成29年度より派遣事業を本格実施し、受注を拡大させているためである。また、損保代理業における保険事業収入は、5,200万円前後と、安定して推移している。

（注1）シルバー人材センターとは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、知事が1の区市町村に1団体を限度として指定した団体であり、働く意欲を持つ健康な高齢者が、その経験や能力等を活かし働く機会の確保等を目的とする社団法人である。現在、都内には23区26市5町4村に計58のシルバー人

材センターがある。

(注2) センターにおいて、就職支援を新たに受けた求職者数

(3) 収益及び費用の状況

財団の主な経常収益は、都からの受託収益等であり、主な経常費用は、東京都しごとセンター事業や基金事業などの事業費である。

経常収益は、基金事業のメニューが増えたことなどにより、平成27年度から平成29年度にかけて、5割以上増えている。これに伴い、経常費用も急増し、当期一般正味財産増減額は、500万余円から1,000万余円の赤字となっているが、これには、退職給付債務(6,926万余円)を15年(平成18年度から平成32年度まで)で費用処理している額(各年度461万余円)が含まれている。

(4) 財政状態

財団の主な資産は、都からの出えん金による基金資産や現金預金などの流動資産であり、収益同様、基金事業のメニューが増えたことにより、平成27年度から平成29年度にかけて出えん金が増加した結果、資産合計も急増している。

正味財産合計については、当期一般正味財産増減額が赤字傾向であることから、減少しているが、減少幅は小幅となっている。

(5) 事業運営に関する評価

財団は、働く意欲をもつ女性、高齢者、障害者及び全ての求職者等に対して、その経験や能力を生かした雇用・就業を支援するため、様々な事業を行っている。それらの事業は、指定管理事業も含め、局事業を補完する重要な役割を担っているが、経常収益において見ると、その9割程度が都からの事業収益で占められている状況である。

また、平成27年度から平成29年度における運営状況は、公益目的事業に平成28年度から雇用環境整備事業が新たに加わったほか、基金事業においても、東京都緊急就職支援事業など11の事業を実施し、平成29年度の執行額(取崩し額)は、約2倍(対前年度比)となるなど、事業量及び事業収益が急増している状況である。このため、財団は、東京都しごとセンター事業などを中心に、多様な事業を展開するとともに、業務の拡大に伴い、固有職員の採用を増加させている。今後も継続して安定した事業を行っていくためには、財団は、経験の浅い職員に対して、適切に業務のノウハウを理解させるとともに、求職者等の就職支援について影響が出ないよう、執行体制に万全を期す必要がある。

平成28年4月以降、都内有効求人倍率が2倍を超える好調な雇用情勢下にある中で、中小企業を中心とした求人側の人手不足は、深刻な状況となっており、その雇用ニーズに応えるため、財団には、潜在的求職者も含めた様々な就職支援について、更なるブラッシュアップが求められている。同様に、シルバー人材センター事業等における労働者派遣事業についても、活力ある高齢社会、地域社会づくりに貢献するための更なる自助努力が求められる。

今後も財団においては、引き続き、都が委託する様々な就業支援事業等を着実に実施するとともに、センターの指定管理者として、幅広い年齢層の就業支援について関係行政機関と密接に連携し、求職者等のニーズに的確に対応するなど、社会・雇用情勢の変化に応じた公益的な事業の積極的な展開が求められる。

運営に関する事項は以上のとおりであり、財団の事業は監査を実施した限りにおいて、出えん等の目的に沿って運営されていると認められる。

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

ア 東京都しごとセンター事業

(単位：人、%)

項目	実績		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
新規支援者数	32,617	30,874	30,907
就職者数	17,829	17,480	16,966
利用者満足度	86.3	89.7	88.4

イ 障害者就業支援事業

(単位：件)

項目	実績		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
職場体験実習助成件数	99	96	115
東京ジョブコーチ職場定着支援件数	733	756	781

ウ シルバー人材センター事業

(単位：人日、人)

項目	実績		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
都内シルバー人材センター就業延人員	8,233,501	8,256,591	8,285,244
都内シルバー人材センター会員数	81,578	81,951	81,696
労働者派遣事業就業延人員	1,099	16,947	83,633

エ 緊急就職支援事業

(単位：人)

項目	実績		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
登録者数	11, 228	11, 271	11, 289
就職者数	7, 628	7, 672	7, 678

(注) 各年度末の累積実績

オ 雇用環境整備事業

事業名	実績		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
働き方改革支援事業（申請承認）	—	36 件 9, 100 千円	229 件 56, 800 千円

カ シルバー人材センター会員等に係る損害保険に関する代理業

(単位：千円、%)

項目	実績		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
シルバー保険事業取扱保険料	211, 322	208, 498	206, 583
シルバー保険事業収入	51, 251	51, 951	52, 630
シルバー保険事業損害率 (損害率＝保険金÷保険料)	70. 5	59. 1	62. 0

(2) 収益及び費用の状況

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

項目		平成 27 年度	平成 28 年度			平成 29 年度		
			増減額		増減率	増減額		増減率
合計	経常収益	3,657	4,308	650	17.8	5,729	1,420	33.0
	基本財産運用益	5	5	△ 0	△ 0.5	5	0	0.2
	事業収益	2,539	2,726	186	7.3	3,351	625	22.9
	受取補助金	526	655	128	24.5	687	31	4.8
	その他	585	921	335	57.3	1,685	764	82.9
	経常費用	3,662	4,316	654	17.9	5,734	1,418	32.9
	事業費	3,643	4,297	653	17.9	5,714	1,417	33.0
	管理費	18	19	0	3.4	19	0	2.1
	当期経常増減額	△ 4	△ 7	△ 3	68.9	△ 5	2	△ 34.0
	経常外収益	0	0	0	-	0	0	-
	経常外費用	0	0	△ 0	△100	0	0	-
	税引前一般正味財産増減額	△ 4	△ 7	△ 3	68.9	△ 5	2	△ 34.0
	法人税、住民税等	1	2	1	115.6	2	△ 0	△ 7.1
	当期一般正味財産増減額	△ 5	△ 10	△ 4	79.5	△ 7	2	△ 26.7
公益目的事業会計	経常収益	3,589	4,238	649	18.1	5,660	1,422	33.6
	基本財産運用益	4	4	△ 0	△ 0.5	4	0	0.2
	事業収益	2,488	2,674	185	7.5	3,298	624	23.4
	受取補助金	510	638	128	25.1	669	30	4.8
	その他	585	921	335	57.4	1,688	766	83.2
	経常費用	3,604	4,267	662	18.4	5,686	1,419	33.3
	事業費	3,604	4,267	662	18.4	5,686	1,419	33.3
	管理費	0	0	0	-	0	0	-
	当期経常増減額	△ 15	△ 28	△ 12	83.9	△ 25	2	△ 8.9
	経常外収益	0	0	0	-	0	0	-
	経常外費用	0	0	0	-	0	0	-
	他会計振替額	5	10	4	84.2	10	△ 0	△ 0.9
	税引前一般正味財産増減額	△ 9	△ 17	△ 7	83.6	△ 15	2	△ 13.9
	法人税、住民税等	0	0	0	-	0	0	-
	当期一般正味財産増減額	△ 9	△ 17	△ 7	83.6	△ 15	2	△ 13.9

項目		平成 27 年度	平成 28 年度				平成 29 年度		
			増減額		増減率		増減額		増減率
収益事業等会計	経常収益	51	51	0	1.2		52	0	1.3
	基本財産運用益	0	0	0	-		0	0	-
	事業収益	51	51	0	1.4		52	0	1.3
	その他	0	0	△ 0	△100		0	0	-
	経常費用	39	30	△ 9	△ 23.2		31	0	3.0
	事業費	39	30	△ 9	△ 23.2		31	0	3.0
	管理費	0	0	0	-		0	0	-
	当期経常増減額	11	21	9	82.3		21	△ 0	△ 1.1
	経常外収益	0	0	0	-		0	0	-
	経常外費用	0	0	0	-		0	0	-
	他会計振替額	△ 6	△ 11	△ 4	71.5		△ 11	0	△ 3.9
	税引前一般正味財産増減額	4	9	4	97.6		9	0	2.4
	法人税、住民税等	1	2	1	115.6		2	△ 0	△ 7.1
	当期一般正味財産増減額	3	6	3	90.7		7	0	6.6
法人会計	経常収益	17	17	0	3.2		18	0	4.3
	基本財産運用益	0	0	△ 0	△ 0.5		0	0	0.2
	事業収益	0	0	0	-		0	0	-
	受取補助金	16	17	0	3.6		17	0	4.0
	その他	0	0	△ 0	△ 24.2		0	0	75.0
	経常費用	18	19	0	3.4		19	0	2.1
	事業費	0	0	0	-		0	0	-
	管理費	18	19	0	3.4		19	0	2.1
	当期経常増減額	△ 1	△ 1	△ 0	6.2		△ 0	0	△ 30.2
	経常外収益	0	0	0	-		0	0	-
	経常外費用	0	0	△ 0	△100		0	0	-
	他会計振替額	1	1	0	6.2		0	△ 0	△ 30.2
	税引前一般正味財産増減額	0	0	0	-		0	0	-
	法人税、住民税等	0	0	0	-		0	0	-
	当期一般正味財産増減額	0	0	0	-		0	0	-
内部取引消去		-	-	-	-		△ 2	△ 2	-

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	平成 27 年度	平成 28 年度			平成 29 年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率
流動資産	1,562	3,880	2,317	148.3	4,672	792	20.4
現金預金	798	1,081	282	35.4	1,324	243	22.5
未収金	9	40	30	305.7	91	51	126.9
基金資産	741	2,743	2,001	269.8	3,230	487	17.8
その他	12	15	3	28.0	25	10	66.9
固定資産	741	755	13	1.9	797	42	5.6
基本財産	495	495	0	0.0	495	0	0.0
特定資産	220	226	5	2.5	245	18	8.3
その他固定資産	25	33	8	32.2	57	23	70.1
資産合計	2,304	4,635	2,331	101.2	5,470	834	18.0
流動負債	1,544	3,876	2,332	151.0	4,674	798	20.6
未払金	743	1,042	299	40.3	1,329	286	27.5
都補助金返還金	0	0	0	-	0	0	-
賞与引当金	31	37	5	19.1	43	5	15.7
リース債務	9	4	△ 4	△ 52.4	5	1	30.0
その他	760	2,792	2,031	267.0	3,296	504	18.1
固定負債	188	200	12	6.7	245	44	22.1
リース債務	7	6	△ 1	△ 14.9	11	4	80.1
退職給付引当金	180	194	13	7.6	213	19	10.0
その他	0	0	0	-	19	19	-
負債合計	1,732	4,077	2,345	135.4	4,920	842	20.7
指定正味財産	500	498	△ 2	△ 0.5	498	△ 0	△ 0.0
一般正味財産	70	59	△ 10	△ 15.2	51	△ 7	△ 13.2
正味財産合計	571	558	△ 13	△ 2.3	550	△ 7	△ 1.4
負債及び正味財産合計	2,304	4,635	2,331	101.2	5,470	834	18.0

2 参考資料

(1) 財団の事業体系

事業分類		事業名	事業の性質
公益目的事業	東京都しごとセンター事業	東京都しごとセンター事業の管理運営	指定管理者事業
		総合相談窓口の設置、多様な働き方に対する支援	
		若年者の雇用就業支援	国からの受託事業
		中高年者の雇用就業支援	指定管理者事業
		高年齢者の雇用就業支援	
		女性の再就職支援	
		東京都しごとセンター多摩事業	
	障害者就業支援事業	総合コーディネート事業	都からの補助事業
		中小企業に対する支援	都からの受託事業
		障害者に対する多様な委託訓練	都を通じた国受託事業
	シルバー人材センター事業等	安全就業の推進	都からの補助事業 自主事業
		就業機会の確保及び提供等	都からの補助事業 自主事業 連合事業
		会員拡大の推進及び広報	自主事業 連合事業
		適正就業の推進	都からの補助事業 自主事業
		事業運営に関する援助及び育成等	自主事業
		会員能力開発事業	都からの補助事業 国からの受託事業 連合事業
	緊急就職支援事業		基金事業
	雇用環境整備事業		基金事業 都からの受託事業
	雇用・就業に関する調査・研究、情報の収集・提供及び普及啓発		自主事業
収益事業	シルバー人材センター及び会員等に係る損害保険に関する代理業		自主事業

(2) 主な事業実績の詳細

ア 障害者就業支援事業

(ア) 総合コーディネート事業（都からの補助事業）

この事業は、障害者及び企業に対して雇用・就業に関する普及啓発、職場体験実習等を行うなど、障害者の一般就業に向けたコーディネートを行う事業である。平成27年度から平成29年度における主な実績は、表7のとおりである。

(表7) 総合コーディネート事業の主な実績

事業		平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者に対する雇用・就業支援に向けたコーディネート	障害者を対象とした就業に関する相談会	4回 36名	4回 38名	4回 29名
	企業見学会・交流会	2回 49名	2回 40名	2回 18名
	障害者就活セミナー	6回 130名	6回 144名	6回 134名
企業に対する障害者雇用へのコーディネート	法定雇用率未達成企業向け普及啓発セミナー	6回 354名	6回 296名	5回 186名
	職場体験実習助成件数	99件	96件	115件
	精神障害者雇用サポート事業	30社	30社	31社
関係機関等との連携	一般就労に向けた保護者向けセミナー	2回 100名	2回 133名	2回 89名
	就労支援機関意見交換会	2回 192名	2回 220名	2回 215名
職場定着支援 (東京ジョブコーチ支援事業)	東京ジョブコーチ人材養成研修事業	68名	72名	70名
	東京ジョブコーチ職場定着支援事業	733件	756件	781件

(イ) 障害者に対する多様な委託訓練（都を通じた国からの受託事業）

この事業は、企業、民間教育訓練機関や社会福祉法人などの多様な委託訓練先を活用し、個々の障害者や企業ニーズに対応した委託訓練を実施することにより、雇用・就業を希望する障害者が身近な地域で職業訓練を受講できる機会を拡充することを目的とする事業である。平成27年度から平成29年度における障害者委託訓練の実施状況は、表8のとおりである。

(表8) 障害者委託訓練実施状況

(単位：人)

事業	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	修了者数	就職者数	修了者数	就職者数	修了者数	就職者数
知能・技能習得訓練コース	409	164	318	119	301	127
日本版デュアルシステム	17	14	6	2	7	4
実践能力習得訓練コース	119	70	76	41	81	53
e-ラーニングコース	5	0	5	2	5	2
在職者訓練コース	42	－	47	－	52	－
合計	592	248	452	164	446	186

イ シルバー人材センター事業等

(ア) シルバー人材センターの運営に関する援助、育成等（自主事業）

この事業は、各シルバー人材センターの運営に関する援助など、事業活動の促進を図る事業であり、平成27年度から平成29年度における主な実績は、表9のとおりである。

(表9) シルバー人材センターの運営に関する援助、育成事業の主な実績

事業		平成27年度	平成28年度	平成29年度
シルバー人材センター事業運営に関する援助等	日常業務に対する援助、指導	620件	394件	359件
	事業運営等に対する法律相談等	228件	196件	283件
普及啓発活動	「シルバーとうきょう」の発行	2回 各1,600部	2回 各1,600部	2回 各1,600部
役員等研修		6回 375人	6回 236人	6回 384人

(イ) 高齢者のための就業機会の確保及び提供等（都及び国からの補助事業）

この事業は、都からの補助金及び国から受け入れる「高年齢者就業機会確保事業費等補助金」を基に、財団がシルバー人材センター連合（注）として行う事業であり、平成27年度から平成29年度における主な実績は、表10のとおりである。

(注) シルバー人材センター連合とは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、知事が指定する団体であり、各シルバー人材センターの活動の支援等を行っている。

(表10) 高齢者のための活動分野の拡大等の主な実績

事業		平成27年度	平成28年度	平成29年度
連合交付金の交付	58地区シルバーセンター及び2支部	418,646,000円	461,456,000円	527,435,000円
活動分野拡大事業	就業の開拓	185件	114件	110件
安全・適正就業パトロール指導員の配置		2名	2名	2名

ウ 緊急就職支援事業（基金事業）

この事業は、都の出えん金を財源として、財団が基金を造成し、これを基に就業支援事業を行うことにより、東日本大震災の影響により就業支援が必要となった被災者及び非正規雇用経験が長い者の正規雇用化を促進することを目的とする事業である。平成 27 年度から平成 29 年度における主な事業実績は、表 11 のとおりである。

（表 11）緊急就職支援事業の主な実績（累計）

事業等		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就職者数		7,628 (717) 人	7,672 (761) 人	7,678 (767) 人
採用企業への支援（支援対象者を正社員として雇用した企業に対し、60 万円を支給等）	助成金支給 件数	1,260 (177) 件	1,270 (187) 件	1,276 (193) 件

（注）括弧内は被災者の件数

株式会社 P U C

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に経営されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	株式会社 P U C	平成30年10月23日から 同年11月12日まで	第13期（平成28.4.1～平成29.3.31）及び 第14期（平成29.4.1～平成30.3.31）の事業
局	水道局	平成30年10月22日及び 同年11月13日	

2 団体の概要

設立の目的	水道料金徴収業務のノウハウとIT技術を活用し、水道事業の円滑な運営に貢献することを目的として、平成16年4月に株式会社として設立
主な沿革	昭和41年8月 財団法人公営事業電子計算センター設立 平成14年1月 水道局水道料金ネットワークシステムの運用開始 平成16年4月 株式会社PUC設立 平成16年7月 財団法人から株式会社PUCへの事業譲渡 株式会社PUCの事業開始 平成17年1月 水道局多摩水道料金等ネットワークシステムの運用開始 水道局お客さまセンターの運用開始 平成18年4月 多摩地区5か所で水道局サービスステーションの運営開始（平成30年3月31日現在12か所運営中） 平成18年10月 東京都から監理団体の指定を受ける。 平成18年11月 水道局多摩お客さまセンターの運用開始 平成23年8月 区部1か所で水道局営業所の運営開始 （平成30年3月31日現在5か所運営中）

事業の概要		・ カスタマーサービス事業 水道料金徴収業務等の公益事業等に係る各種事務処理の代行 コールセンターの構築・運営 ・ I T 事業 情報処理システムの企画及び既存システム構築を含むソフトウェア・システムの開発 ネットワーク環境の総合運用管理サービスの提供 システムの運用・保守								
所 在 地		東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号								
組 織		2 室 5 本部								
人 員		役員 12 名（代表取締役社長 1 名、取締役 8 名、会計参与 1 名、監査役 2 名、うち非常勤 7 名） 従業員 1, 019 名								
都との関係	出資	資本金 1 億円のうち、5, 600 万円（56％） 出資の状況 <table><tr><td>会社が発行する株式の総数</td><td>8, 000 株</td></tr><tr><td>発行済株式総数</td><td>1, 326 株</td></tr><tr><td>うち、都の持ち株数</td><td>1, 120 株（議決権比率 84. 46％）</td></tr><tr><td>その他</td><td>第 13 期（平成 28 年度）に、会社は 674 株の自己株式を取得し、消却を行っている。</td></tr></table>	会社が発行する株式の総数	8, 000 株	発行済株式総数	1, 326 株	うち、都の持ち株数	1, 120 株（議決権比率 84. 46％）	その他	第 13 期（平成 28 年度）に、会社は 674 株の自己株式を取得し、消却を行っている。
	会社が発行する株式の総数	8, 000 株								
	発行済株式総数	1, 326 株								
	うち、都の持ち株数	1, 120 株（議決権比率 84. 46％）								
	その他	第 13 期（平成 28 年度）に、会社は 674 株の自己株式を取得し、消却を行っている。								
	事業の委託 (表 1)	112 億 6, 620 万余円（平成 28 年度委託料） 114 億 4, 220 万余円（平成 29 年度委託料）								
経常収益に占める 都からの収益 (表 2)	経常収益 120 億余円のうち、114 億余円（94. 8％）									
職員の派遣等	常勤役員 1 名及び常勤従業員 36 名を都から派遣 常勤役員 2 名及び常勤従業員 65 名が都退職者									
東京都監理団体等	都は団体を監理団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。									
	経営目標の 達成度評価	平成 28 年度：－ 平成 29 年度： B								

（注）上記数値等は平成 30 年 3 月 31 日現在

(表1) 委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料		
	第12期 (平成27年度)	第13期 (平成28年度)	第14期 (平成29年度)
カスタマーサービス事業	5,641,219	5,611,545	5,639,860
I T 事業	5,649,616	5,654,656	5,802,346
合計	11,290,835	11,266,201	11,442,206

(表2) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目		第12期 (平成27年度)		第13期 (平成28年度)		第14期 (平成29年度)	
			構成比		構成比		構成比
合計		12,167	100	12,174	100	12,065	100
	都からの収益	11,290	92.8	11,266	92.5	11,442	94.8
	管理運営受託収益等	11,290	92.8	11,266	92.5	11,442	94.8
	他の収益	877	7.2	907	7.5	623	5.2

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

(単位：百万円、%)

科目	第12期 (平成27年度)	第13期 (平成28年度)			第14期 (平成29年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
売上高	12,149	12,156	6	0.1	12,035	△ 120	△ 1.0
経常利益	353	179	△ 174	△ 49.3	93	△ 85	△ 47.6
当期純利益	214	115	△ 99	△ 46.3	58	△ 56	△ 49.1
資産合計	7,885	8,049	163	2.1	8,548	499	6.2
純資産合計	3,549	3,313	△ 235	△ 6.6	3,371	58	1.8

(1) 監査の観点

本監査では、株式会社PUC（以下「会社」という。）の事業について、主に、水道局からの受託事業及び当該受託事業に係る会社の再委託契約は適正に行われているか、お客さまセンターや営業所などの運営業務は利用者サービスの観点から適切に行われているかなどについて、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

（２）事業実績

会社は、局からの主要な受託業務として、区部営業所及び多摩地区サービスステーションの運営、区部と多摩地区における「お客さまセンター」の運用、水道料金ネットワークの運用業務等を受託している。このうち、区部営業所については、第１４期（平成２９年度）に５営業所の運営業務を行っており、第１３期（平成２８年度）と比較して１か所増加している。また多摩地区サービスステーションについては、第１２期（平成２７年度）から第１４期までを通じ、２６市町を対象に、１２か所の運営業務を行っている。

そのほか、局以外からの自主受託事業として、都の各局や他の地方公共団体等から、システム開発・運用業務等を受託しており、第１３期からは東京都教育庁の「教職員人事給与システム」の再構築等を行っている。

（３）経営成績

会社の当期純利益は第１３期、第１４期とも減少している。この主な理由は、第１３期は、割引率（注）変更に伴う退職給付費用の増加により売上原価及び一般管理費が増加したことによるものである。第１４期については、国土交通省及び埼玉県からの受託案件が第１３期で終了したことに伴い売上高が減少したことによるものであるが、会社の売上高は３期を通じて１２０億円程度で推移している。

（注）将来の価値を現在価値に換算するために用いる率。退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い長期の債券（長期国債など）の利回りを基礎として決定するとされている。

これらの債券の利率が低下したことから、会社は第１３期に割引率の変更を行った。

（４）財政状態

第１３期、第１４期とも、主にリース資産、リース債務の増加により、資産合計、負債合計とも増加しているが、借入金はない。また、第１３期については、当期純利益を計上したものの、自己株式を取得し消却したことにより利益剰余金が減少したため、純資産合計が減少している。

（５）経営に関する評価

会社は、局からの受託事業及び自主受託事業を行うに当たり、「ＰＵＣ中期経営計画２０１４」（平成２６年度～平成２８年度）及び「ＰＵＣ中期経営計画２０１７」（平成２９年度～平成３２年度）により、各事業の推進に向けた取組を行っている。

局からの受託事業のうち、区部営業所の運営については、平成２３年度から平成２９年度までに５か所の運営業務を受託しており、今後も受託拡大が見込まれていることから、これに対応するため、計画的な人員の確保・育成を図り、効率的で責任ある事業運営体制を整える必要がある。

また、多摩地区水道事業を都営一元化してきた過去の経緯などから、現時点では、区部と多

摩地区で異なる執行体制・システムで業務を行っているが、局及び会社は、平成34年1月に予定されている区部と多摩地区の業務統一・システム統合に向けて取り組んでいる。これにより、現在は区部、多摩地区それぞれで受付を行っているお客さまセンターにおいても、両センターの相互バックアップや都内全域を対象とした統一的な受付が可能となることから、一層の経営の効率化を図るとともに、利用者サービスの更なる向上に努めることが求められる。

一方、自主受託事業については、システム開発等のIT業務のほか、都の水道事業で培ったノウハウとIT技術を活用し、水道料金徴収業務と水道料金システムの運用を包括的に行う水道包括業務を、平成26年4月に秋田県秋田市から受託している。平成30年10月からは三重県松阪市の水道包括業務を新規に受託しており、これら2市の周辺自治体を中心に営業活動を展開している。今後増加が予想される水道事業の広域化を見据え、会社は今後も新規受託に努めることが重要である。

会社の売上高は、局からの委託料が約9割を占めており、局とは極めて密接な関係にある。

会社は、プロジェクト別採算管理を活用した事業管理体制を構築するとしており、平成29年度においては、プロジェクト別採算管理表を作成してこれを局と共有し、事業管理を行っていることから、局においても、これを活用して各事業のコストを把握し、委託料の積算を更に精査していくことが求められる。

また、会社においては、調達運用規程の定めるところにより契約事務を行っているが、選定した業者の辞退、失格が多く、実際には限られた事業者間での競争となっているなど、契約の競争性が実質的に確保されていない事例が見受けられた。これは、会社が、そうした現状があるにもかかわらず、辞退理由の検証や業者選定の方法を見直すなどの対策を取らず、従来の方法を踏襲しているなど、会社の構造的な問題によるものと考えられる。また、予定価格の積算についても、業者の下見積りをそのまま採用したことにより過大積算が生じているなど、積算方法が不適切なものが認められた。会社は、主に局からの委託料を原資に事業を行っていることを踏まえ、契約の公正性や透明性を担保し、説明責任を果たす観点から、今後は、より多くの事業者が競争に参加できるよう、例えば、外部からの視点を取り入れるなどにより、基準等の見直しを含めた契約事務の抜本的な改善と環境整備を行う必要がある。

局は、定型的業務などは可能な限り民間事業者に委託し、水道事業における基幹的業務を局と監理団体が担う、一体的事業運営体制を構築してきた。今後は、この体制を一層強化することで、公共性の確保と効率性の発揮を両立させていくとしている。

会社は、今後も、都の水道事業を補完・支援する企業として、水道に関する豊富な経験と業務ノウハウ、民間の有する柔軟性を最大限に発揮しながら、安定的かつ効率的な事業運営を推進するとともに、利用者のニーズや期待に応える良質なサービスを提供することが求められる。

経営に関する事項は以上のとおりであり、会社の事業は監査を実施した限りにおいて、別項指

摘事項を除き、出資等の目的に沿って経営されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 予定価格の積算を適切に行うべきもの

(ア) 積算根拠について

会社は、Aと表3の契約を締結しており、この契約には、Bの製品を多摩お客さまセンター用にカスタマイズしたソフトウェアの導入経費が含まれている。

そこで、当該ソフトウェアに係る予定価格の積算について見たところ、会社は、Bから下見積りを徴取した上で予定価格の積算の参考としているが、Bから金額に誤りがあったとして見積金額の増額を依頼され、増額となった価格を採用して予定価格を積算していることが認められた。

この結果、3倍近くに増額となっているソフトウェアもあることから、その積算根拠を確認したところ、会社は、同様の機器を使用した案件との比較は行ったとしているが、積算根拠を説明できない状況が認められた。

しかしながら、予定価格の積算は会社が行うものであり、積算の過程として、業者から下見積りをそのまま採用し、その積算根拠を説明できないことは適切でない。

(表3) 契約の概要

(単位:円)

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
多摩お客さまセンターの本番機器更新に伴うリース、保守及び導入一時作業に係る調達契約	平成29. 6. 1～ 平成34. 5. 31	799, 823, 160	A

(イ) 予定価格の過大積算について

会社は、Aと表4のとおり、「お客さまセンター機器更新に伴う機器・ソフトウェアのリース及び保守契約」(以下「お客さまセンター契約」という。)及び「多摩お客さまセンターの本番機器更新に伴うリース、保守及び導入一時作業に係る調達契約」(以下「多摩お客さまセンター契約」という。)を締結している。契約のうち、リース取引の部分において、システム構築に必要な機材等の一部として、お客さまセンター及び多摩お客さまセンター内に応答状況等を表示する大型ディスプレイを調達している。

この契約の予定価格は、Bからの下見積価格を参考に積算されている。そこで、会社が徴取した下見積価格を確認したところ、ディスプレイ1台当たりの見積価格が50万円となっていた。また、1台当たりの設置費は、お客さまセンター契約が10万円、多摩お客さまセンター契約が20万円となっていた。

ところで、ディスプレイの仕様を確認したところ、オペレーターによる電話対応業務の支障となるためディスプレイには音声出力は不要であり、実際に納品された物品も、金額が安価である音声出力のないデジタルサイネージ（注）用ディスプレイであった。また、設置費についても、一般的な設置業務単価・工数を基に算定すれば、より安価な額になる。

そこで、こうしたディスプレイの相場や一般的な設置業務単価・工数により監査事務局において試算したところ、お客さまセンター契約の予定価格が345万1,200円、多摩お客さまセンター契約の予定価格が89万240円過大となっている。

これは、仕様内容にディスプレイの音声出力が不要である旨の記載がないことなどが一因であることから、会社は、仕様内容を適切に記載するとともに価格の妥当性を検証する必要がある。

会社は、予定価格の積算を適切に行われたい。

（株式会社PUC）

（注）広告・案内等のためにデジタル技術を活用した平面ディスプレイ等による映像や文字を表示すること

（表4）契約の概要

（単位：円）

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
お客さまセンター機器更新に伴う機器・ソフトウェアのリース及び保守契約	平成29.6.1～平成34.5.31	1,127,677,680	A
多摩お客さまセンターの本番機器更新に伴うリース、保守及び導入一時作業に係る調達契約	平成29.6.1～平成34.5.31	799,823,160	A

イ 契約に係る競争性を担保すべきもの

会社は、契約締結に当たり、一定の条件により競争性を確保できないものを除き、予定価格が1億円以下5,000万円超の契約を指名競争入札、5,000万円以下200万円超の契約を複数見積りにより契約を行っている。

指名競争入札又は見積競争に係る業者選定に当たっては、会社の調達運用規程により、会社に業者登録している者から、原則として3者以上選定するものとしている。

ところで、平成28年度及び平成29年度における、リース契約13件及び搬送業務の外部委託契約（23区内等常用便及び多摩地区常用便。以下「搬送契約」という。）3件の指名競争入札又は見積競争の状況について見たところ、表5のとおり、業者の辞退・失格が多いことが認められた。

辞退届に記載された辞退の理由を見ると、表6のとおり、見積額の積算に要する期間不足

や、調達不可が主な理由となっている。

このため、会社は、辞退理由を検証した上で、十分な入札・見積対応期間の確保、業者の新規登録促進、調達能力のある適切な業者の選定等の環境整備に努め、競争性を担保されたい。

(株式会社PUC)

(表5)リース契約13件及び搬送契約3件の指名競争入札又は見積競争の状況 (単位:件、%)

区分	指名又は見積依頼を行った延べ件数	左記件数のうち 辞退等の件数		構成比率	
		辞退件数	失格件数	辞退率	失格率
リース契約	89	49	13	55.1	14.6
搬 送 契 約	15	9	1	60	6.7

(表6)リース契約13件及び搬送契約3件の辞退理由

(単位:件、%)

区分	理由	件数	構成比率
リース契約	期間不足	22	44.9
	製品調達不可	19	38.8
	その他	8	16.3
	合計	49	100
搬 送 契 約	指定期間内に対応できない	2	22.2
	仕様書指定の車両手配が困難 ドライバーの確保が困難	6	66.7
	その他	1	11.1
	合計	9	100

ウ 指名業者選定基準を見直すべきもの

会社は、平成29年度に、表7の契約を行っている。

これらの契約に係る業者選定について見たところ、表8のとおり、会社は、年度後期の契約において、他の登録業者がいるにもかかわらず、前期の契約で失格となった複数の業者を見積参加者として選定していることが認められた。これらの業者は後期の契約においても辞退又は失格となっており、結果として、落札者以外の大半の選定業者が失格又は辞退となっている。

これについて、会社は、指名業者選定基準に基づき、①過去3年分の実績評価等を点数化

した総合評価が上位の業者、②応札率が上位の業者、③指名率が下位の業者の区分ごとに、指名業者を選定しているとしている。

しかしながら、会社は、このうち応札率の算出に当たり、当該年度及び過去２年間に於ける辞退については反映させているが、失格については選定基準に定めていないことが認められた。

前期において失格となった業者を後期の契約時に再度指名することにより、他の登録業者の参入可能性が制限され競争性を阻害する結果となっていることから、指名業者選定基準に失格者の取扱いを定めるなど、見積参加の実態を反映させ、契約の競争性及び受注の公正性を担保することを検討すべきである。

会社は、指名業者選定基準を見直されたい。

(株式会社PUC)

(表 7) 契約の概要

(単位：円)

番号	契約件名	契約期間	契約金額
①	システム運用・保守・夜間ジョブ監視に関する作業の外部委託契約	平成29. 4. 1～ 平成29. 9. 30	59, 664, 600
	システム運用・保守・夜間ジョブ監視に関する作業の外部委託契約	平成29. 10. 1～ 平成30. 3. 31	59, 664, 600
②	センタープリントオペレーション作業の外部委託契約	平成29. 4. 1～ 平成29. 9. 30	11, 340, 000
	センタープリントオペレーション作業の外部委託契約	平成29. 10. 1～ 平成30. 3. 31	11, 988, 000
③	水道料金ネットワークシステム・多摩水道料金ネットワークシステムにおける統計資料の作成に係るシステム保守の一部業務委託契約	平成29. 4. 1～ 平成29. 9. 30	4, 860, 000
	水道料金ネットワークシステム・多摩水道料金ネットワークシステムにおける統計資料の作成に係るシステム保守の一部業務委託契約	平成29. 10. 1～ 平成30. 3. 31	4, 860, 000

(表 8) 各契約の応札状況

① システム運用・保守・夜間ジョブ監視に関する作業の外部委託契約

前期の契約

後期の契約

選定業者	見積状況	理由
C	応札	
D	失格	連絡なし
E	失格	連絡なし
F	失格	連絡なし
G	失格	連絡なし
H	辞退	要求を満たす技術者不在
I	失格	連絡なし

⇒

選定業者	見積状況	理由
C	応札	
D	辞退	対応困難
E	辞退	要求を満たす技術者不在
F	辞退	要求を満たす技術者不在
J	辞退	対応困難
K	失格	連絡なし
L	辞退	対応困難

② センタープリントオペレーション作業の外部委託契約

前期の契約

後期の契約

選定業者	見積状況	理由
C	応札	
M	辞退	要求を満たす技術者不在
G	失格	連絡なし
N	辞退	対応困難
O	辞退	対応困難

⇒

選定業者	見積状況	理由
C	応札	
P	辞退	対応困難
G	辞退	対応困難
Q	失格	連絡なし
R	失格	連絡なし

③ 水道料金ネットワークシステム・多摩水道料金等ネットワークシステムにおける統計資料の作成に係るシステム保守の一部業務委託契約

前期の契約

後期の契約

選定業者	見積状況	理由
S	応札	
T	応札	
D	失格	連絡なし
E	失格	連絡なし
G	失格	連絡なし
U	失格	連絡なし
V	失格	連絡なし

⇒

選定業者	見積状況	理由
S	応札	
T	応札	
D	失格	連絡なし
E	失格	連絡なし
G	失格	連絡なし
U	失格	連絡なし
W	辞退	対応困難

エ 辞退届の様式を見直すべきもの

会社は、業務及び購買品の調達方法について、競争契約、少額契約、独占契約、緊急契約及び特定契約としている。

このうち、予定価格が200万円超の契約を行う場合は、一般競争入札、指名競争入札又は複数見積りを行うとしていることから、会社は、指名業者が見積提出等を辞退する際には、会社で定めた辞退届を徴している。

ところで、辞退届の様式について見たところ、業者が正式に辞退したことを証明する押印欄がないことが認められた。このことは、責任ある者が適切に作成した書類とは言えず適切でない。

会社は、辞退届の様式を見直されたい。

(株式会社PUC)

オ 搬送業務委託契約を適切に行うべきもの

会社は、局から受託した業務の遂行に当たり、納入通知書等各種帳票を出力し郵便局や局関連の事務所等に搬送を行うため、表9のとおり、「搬送業務の外部委託(多摩地区等常用便)」(以下「搬送契約」という。)を、複数見積契約により再委託している。

この契約事務を見たところ、次のとおり、不適切な点が認められた。

(ア) 業者登録について

会社は、調達運用規程に基づき、22の業務種別ごとに業者登録を行っており、この搬送業務委託については業務種別「搬送業務」の区分から見積依頼業者を選定している。

運送事業を行う場合、一般貨物運送事業など運送業の登録が必要となるが、搬送契約の見積りを依頼した業者の中に、登録免許のない業者が入っていたことが認められた。

これは、会社の業者登録台帳に登録免許の有無を記載する欄がなく、会社が免許の有無を確認していないことによるものである。

会社は、一般貨物運送事業の登録免許を確認し、適切に業者登録を行うべきである。

(イ) 仕様書に適合した業者の選定について

会社は、搬送契約の仕様書において、プライバシーマーク(注)の認証の取得を条件としているが、プライバシーマークを取得していない業者を見積依頼業者として選定し、この業者は、プライバシーマークを取得していないことを理由に辞退している。

これは、会社が、業者登録台帳上から認証の有無を事前に確認できたにもかかわらず、これを行わなかったことによるものである。

このように、仕様条件を満たしていない業者を選定することは、見積競争を阻害することから、会社は、仕様書に適合した業者を選定し、適切に見積競争を行うべきである。

(ウ) 仕様書の条件について

搬送契約の仕様書によれば、「東京都及び自治体等公的業務での搬送経験があること。」を条件としている。その理由として、一般都民が来場する営業所等に貨物を持ち込む上で、適切な身なりや態度等を求めるためとしていることから、その旨を記載すれば足りるものである。

このように必要以上の条件をつけることは、事業者の参入可能性が制限され競争性を阻害することから、会社は、仕様書の条件を適切に定めるべきである。

会社は、搬送業務委託契約を適切に行われたい。

(株式会社PUC)

(注) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を評価した上で付与し、事業活動に関してその使用を認める制度

(表9) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額（平成29年度）	備考
搬送業務の外部委託 （多摩地区等常用便）	平成29.4.1～ 平成34.3.31	28,980,000	金額は1年ごとに 取り決める。

カ 営業所車両のリース契約を適切に行うべきもの

会社は、Xと覚書を締結し、区部の4営業所で所有していたオートバイ36台及び電動アシスト付き自転車56台を同社に売却した上で、表10のとおり、同社から同物品をリースする契約を締結している。

しかしながら、会社の調達運用規程によれば、予定価格が5,000万円以下で200万円超の契約は、複数見積りによると定めているにもかかわらず、これを行っていないことは適切でない。

会社は、営業所車両のリース契約を適切に行われたい。

(株式会社PUC)

(表10) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
「営業所車両のリース契約」に係る調達契約	平成29.4.1～平成33.3.31	9,075,888

キ 業務特性を活かした事業者の受注機会を確保すべきもの

会社は、平成28年度に、表11のリース契約を締結している。

これらの契約には、機器のリース及び保守業務（以下「リース及び保守業務」という。）のほか、システム設定の設計、システム設定、稼働試験、移設作業等（以下「システム設定業務」という。）までの一連の業務が含まれている。

しかしながら、「システム設定業務」について見たところ、受託者であるAは「システム設定業務」を機材等の製造・開発業者であるBに再委託しており、提出された成果物の報告書の作成主体、業務工程表等の内容からも、リース会社であるAは、「システム設定業務」の主

要な部分について実質的には関与していない。また、「システム設定業務」は、導入時に発生する一時的な作業ではなく、表１２のとおり、業務期間もそれぞれ契約時からリース開始までの約１０か月を要しており、かつ、金額も高額である。

こうした状況から、「リース及び保守業務」と「システム設定業務」を併せて契約しなければならない合理的な理由は認められない。また、「システム設定業務」を別契約とすることで、他のリース事業者の受注機会の向上を図ることができる。

会社は、契約から「システム設定業務」を分割し、それぞれの業務特性を活かした事業者の受注機会を確保されたい。

(株式会社PUC)

(表１１) 契約の内容

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額	契約内容	契約相手方
1	お客さまセンター機器更新に伴う機器・ソフトウェアのリース及び保守契約	平成 29. 6. 1～ 平成 34. 5. 31	1, 127, 677, 680	・ リース及び保守業務 ・ システム設定業務	A
2	多摩お客さまセンターの本番機器更新に伴うリース、保守及び導入一時作業契約	平成 29. 6. 1～ 平成 34. 5. 31	799, 823, 160		A
合計			1, 927, 500, 840		

(表１２) 契約金額の内訳等

(単位：円、％)

項番	契約金額				機器のリース金額に対するシステム設定業務金額の比率 (C/A)
	リース及び保守業務の金額		システム設定業務金額 (C) ＜業務期間＞		
	機器のリース金額 (A)	保守業務金額 (B)			
1	1, 127, 677, 680	481, 399, 200	452, 304, 000	193, 974, 480 ＜約 10 か月＞	40. 2
2	799, 823, 160	327, 881, 520	294, 840, 000	177, 101, 640 ＜約 10 か月＞	54. 0
合計	1, 927, 500, 840	809, 280, 720	747, 144, 000	371, 076, 120	45. 8

ク 文書廃棄委託契約の履行確認を適正に行うべきもの

会社は、表１３の契約により、多摩地区の１２サービスステーションにおける、保管期限を過ぎた文書類の廃棄処分を委託している。

この契約の受託者が提出した機密抹消処理証明書を見たところ、表１４のとおり、平成２９

年 9 月 1 日及び同月 4 日に廃棄処分を行っているものがあるにもかかわらず、会社は、8 月 31 日に会計伝票を作成していることが認められた。

会社は、契約の履行が完了したことを確認した上で支払手続を行うべきところ、これを行っておらず、適正でない。対象となる廃棄文書には個人情報が含まれていることから、会社は、受託者が廃棄処分を確実に行ったことを確認すべきである。

会社は、文書廃棄委託契約の履行確認を適正に行われたい。

(株式会社 P U C)

(表 1 3) 契約の概要

契約件名	契約日	契約金額 (確定金額)	契約の相手方
文書廃棄の委託 (単価契約)	平成 29 年 7 月 18 日	1,500,120 円	Y

(表 1 4) 契約の履行及び支払の状況

(単位 : 円)

サービスステーションからの廃棄文書の搬出日	機密抹消処理証明書に記載された処理日	支払決定日 (会計伝票の計上日)	支払金額
平成 29 年 8 月 16 日	平成 29 年 8 月 17 日	平成 29 年 8 月 31 日	1,294,380
平成 29 年 8 月 22 日	平成 29 年 8 月 23 日及び 24 日		
平成 29 年 8 月 23 日	平成 29 年 8 月 24 日		
平成 29 年 8 月 29 日	平成 29 年 8 月 31 日		
平成 29 年 8 月 30 日	平成 29 年 9 月 1 日		
平成 29 年 8 月 31 日	平成 29 年 9 月 4 日		
平成 29 年 9 月 6 日	平成 29 年 9 月 7 日及び 8 日	平成 29 年 9 月 29 日	205,740

(2) 局

ア 視覚障害者誘導用ブロックの配置が適切となるよう改善すべきもの

局は、行政財産として局が所有している庁舎を、町田サービスステーションの委託業務の履行場所として、会社を使用させている。

町田サービスステーションは、多摩ニュータウンを除く町田市の水道業務 (営業・検針・収納) を担っており、来所者は月間約 1,300 人から 1,500 人を数える。

ところで、施設の入口にある視覚障害者誘導用ブロック (以下「誘導用ブロック」という。) の設置状況について見たところ、写真 1 及び写真 2 のとおり、入口から誘導用ブロックをたどると壁面へ誘導される配置となっている状況が認められた。

国土交通省の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 (平成 29 年 3 月 31 日改正)」によれば、「役所等の日常的に多様な人が利用する施設では、点字・音声等

による案内設備又は案内所のほか、エレベーター、階段、便所、福祉関係の窓口等の利用頻度が高いところまでの、視覚障害者の誘導に配慮する。」としていることから、そのような配置となっていないのは適切でない。

局は、誘導用ブロックの配置が適切となるよう改善されたい。

(水道局)

(写真1)



(写真2)



第4 経営状況の概要

1 経営状況

(1) 事業実績

ア カスタマーサービス事業

(ア) 受託先別売上高（税抜）

（単位：千円、％）

受託先		第12期(平成27年度)		第13期(平成28年度)		第14期(平成29年度)	
		売上高	構成比	売上高	構成比	売上高	構成比
東京都（水道局）		5,615,861	93.4	5,571,627	92.9	5,617,080	96.1
自主 受託 事業	東京都（水道局以外）	25,358	0.4	39,917	0.7	22,780	0.4
	都内区市町村	64,034	1.1	65,990	1.1	56,800	1.0
	その他地方公共団体	189,101	3.1	186,516	3.1	119,640	2.0
	官公庁その他	118,475	2.0	131,589	2.2	26,650	0.5
合計		6,012,829	100	5,995,640	100	5,842,950	100

(イ) 主な受託業務

受託先	主な受託業務
東京都水道局	・ 総合受付業務「区部お客さまセンター」の運営 ・ 総合受付業務「多摩お客さまセンター」の運営 ・ 水道料金徴収窓口業務「多摩地区サービスステーション」の運営 ・ 区部営業所業務の運営
東京都昭島市	・ 水道料金等収納業務の運営
秋田県秋田市	・ 水道料金等徴収業務の運営

イ IT事業

(ア) 受託先別売上高 (税抜)

(単位：千円、%)

受託先		第12期(平成27年度)		第13期(平成28年度)		第14期(平成29年度)	
		売上高	構成比	売上高	構成比	売上高	構成比
東京都(水道局)		5,149,459	83.9	5,105,622	82.9	5,083,430	82.1
自主受託事業	東京都(水道局以外)	500,157	8.2	549,033	8.9	718,916	11.6
	都内区市町村	53,864	0.9	31,699	0.5	70,768	1.1
	その他地方公共団体	41,765	0.7	10,651	0.2	10,680	0.2
	官公庁その他	391,405	6.4	463,439	7.5	308,965	5.0
合計		6,136,651	100	6,160,446	100	6,192,760	100

(イ) 主な受託業務

受託先	主な受託業務
東京都水道局	「区部水道料金ネットワークシステム」の運用及び改善 「多摩水道料金等ネットワークシステム」の運用及び改善 「東京水道あんしん診断システム」の運用及び改善
東京都教育庁	「教職員人事給与システム」の運用、改善及び再構築
東京都羽村市	「水道料金システム」の運用
日本水道協会	「水道統計システム」の再構築
地方公務員共済連合会	「組合員等現況調査等に係るシステム」の改修

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位: 百万円、%)

科目	第 12 期 (平成 27 年度)	第 13 期 (平成 28 年度)			第 14 期 (平成 29 年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
売上高	12,149	12,156	6	0.1	12,035	△ 120	△ 1.0
売上原価	10,923	11,034	110	1.0	11,073	39	0.4
売上総利益	1,226	1,122	△ 104	△ 8.5	961	△ 160	△ 14.3
一般管理費	872	923	51	5.9	875	△ 47	△ 5.1
営業利益	354	198	△ 155	△ 43.9	86	△ 112	△ 56.7
営業外収益	18	18	△ 0	△ 2.7	29	11	65.4
営業外費用	19	37	18	94.1	21	△ 15	△ 41.6
経常利益	353	179	△ 174	△ 49.3	93	△ 85	△ 47.6
特別損失	2	3	1	53.8	3	△ 0	△ 6.8
税引前当期純利益	351	175	△ 175	△ 49.9	90	△ 85	△ 48.4
法人税、住民税等	128	178	49	38.9	21	△ 156	△ 87.8
法人税等調整額	8	△ 117	△ 125	-	10	128	△ 108.8
当期純利益	214	115	△ 99	△ 46.3	58	△ 56	△ 49.1

イ 主要経営指標の推移

項目	第 12 期 (平成 27 年度)	第 13 期 (平成 28 年度)	第 14 期 (平成 29 年度)	算式
総資本事業利益率 (%)	4.5	2.5	1.0	$\frac{\text{事業利益}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	2.9	1.6	0.7	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	1.54	1.51	1.41	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	97.1	98.6	99.2	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	-	-	-	$\frac{\text{事業利益}}{\text{支払利息}}$

(注 1) 事業利益＝営業利益＋受取利息＋受取配当金

(注 2) 会社は、借入金等がないため支払利息の計上はない。

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第 12 期 (平成 27 年度)	第 13 期 (平成 28 年度)			第 14 期 (平成 29 年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
流動資産	5,311	5,094	△ 216	△ 4.1	4,684	△ 410	△ 8.1
現金及び預金	2,553	2,645	91	3.6	2,244	△ 401	△ 15.2
売掛金	2,507	2,204	△ 302	△ 12.1	2,118	△ 86	△ 3.9
その他	250	244	△ 5	△ 2.1	321	77	31.5
固定資産	2,573	2,954	380	14.8	3,864	909	30.8
有形固定資産	1,134	1,447	312	27.5	2,255	807	55.8
無形固定資産	241	158	△ 82	△ 34.1	179	20	13.1
投資その他資産	1,197	1,348	150	12.5	1,429	81	6.0
資産合計	7,885	8,049	163	2.1	8,548	499	6.2
流動負債	2,010	1,753	△ 257	△ 12.8	1,757	4	0.3
買掛金	542	494	△ 47	△ 8.8	434	△ 60	△ 12.2
リース債務	404	435	30	7.6	554	119	27.4
未払法人税等	117	114	△ 3	△ 3.0	0	△ 113	△ 99.8
賞与引当金	268	291	22	8.5	269	△ 22	△ 7.7
その他	677	417	△ 259	△ 38.3	499	82	19.7
固定負債	2,325	2,982	657	28.3	3,419	436	14.6
リース債務	555	894	339	61.1	1,278	384	42.9
退職給付引当金	1,706	2,023	316	18.6	2,074	51	2.5
その他	62	64	1	2.0	65	1	2.0
負債合計	4,335	4,735	399	9.2	5,177	441	9.3
株主資本	3,549	3,313	△ 235	△ 6.6	3,371	58	1.8
資本金	100	100	0	0	100	0	0
利益剰余金	3,449	3,213	△ 235	△ 6.8	3,271	58	1.8
純資産合計	3,549	3,313	△ 235	△ 6.6	3,371	58	1.8
負債及び純資本合計	7,885	8,049	163	2.1	8,548	499	6.2

イ 主要経営指標の推移

(単位：％)

項目	第 12 期 (平成 27 年度)	第 13 期 (平成 28 年度)	第 14 期 (平成 29 年度)	算式
流動比率	264.2	290.6	266.5	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	45.0	41.2	39.4	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	43.8	46.9	56.9	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本}}$

(注) 長期資本＝資本＋剰余金＋固定負債

2 参考資料

(1) 事業実績

ア 東京都水道局からの受託業務（カスタマーサービス事業）

「区部お客さまセンター」 の運営	業務内容	コールセンター業務 給水開始、使用中止など各種申込みの対応 水道料金、漏水修繕など各種問合せの対応	
	受付時間	8：30～20：00（日・祝日を除く） ＜漏水事故等の緊急受付は、24 時間 365 日対応＞	
	オペレーター席数	344 席（電話受付 274 席、口座照合・クレジット申込み 45 席、清算料金管理室 20 席、還付事務室 5 席）	
「多摩お客さまセンター」 の運営	業務内容	コールセンター業務 給水開始、使用中止など各種申込みの対応 水道料金、漏水修繕など各種問合せの対応	
	受付時間	8：30～20：00（日・祝日を除く） ＜漏水事故等の緊急受付は、24 時間 365 日対応＞	
	オペレーター席数	128 席（電話受付 110 席、口座照合・クレジット申込み 18 席）	
「多摩地区サービスステーション」の運営	業務内容	水道料金徴収業務 窓口業務 検針・算定業務 徴収整理業務	
	受託事業所数	12 サービスステーション	
区部営業所業務の運営	業務内容	水道料金徴収業務 窓口業務 検針・算定業務 徴収整理業務	
	受託事業所数	平成 27 年度・平成 28 年度 平成 29 年度	4 営業所 5 営業所

イ お客さまセンターの電話着信数等

(単位：件、%)

区分	区部お客さまセンター			多摩お客さまセンター		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
電話着信数	1, 798, 479	1, 782, 827	1, 730, 720	573, 681	595, 803	624, 389
応答数	1, 653, 338	1, 624, 437	1, 579, 493	535, 914	529, 161	544, 294
不応答数	145, 141	158, 390	151, 227	37, 767	66, 642	80, 095
応答率	91. 9	91. 1	91. 3	93. 4	88. 8	87. 2

(注) 応答率＝応答数÷電話着信数×100

ウ 多摩地区各サービスステーションの所管区域及び給水件数

(単位：件)

サービスステーション名	所管区域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
八王子	八王子市	235, 785	237, 346	240, 211
立川	立川市、国分寺市、国立市	198, 671	201, 075	203, 922
府中	府中市	129, 088	130, 653	132, 089
町田	町田市	196, 821	198, 480	201, 019
小平	小平市、小金井市、東村山市	228, 258	229, 988	232, 661
日野	日野市	92, 116	93, 191	93, 996
調布	調布市、狛江市、三鷹市	263, 453	265, 997	270, 399
東久留米	東久留米市、清瀬市、西東京市	186, 383	188, 138	189, 827
武蔵村山	武蔵村山市、東大和市	70, 508	71, 086	71, 733
あきる野	あきる野市、福生市、日の出町	72, 827	73, 206	73, 670
青梅	青梅市、瑞穂町、奥多摩町	80, 839	81, 513	82, 298
多摩	多摩市、稲城市、多摩ニュータウン地域	155, 481	157, 116	158, 915
合計	26 市町	1, 910, 230	1, 927, 789	1, 950, 740

エ 区部各営業所の所管区域及び給水件数

(単位：件)

営業所名	受託開始年度	所管区域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
豊島	平成 27 年度	豊島区	192, 396	195, 414	197, 326
足立	平成 24 年度	足立区	344, 700	349, 597	355, 642
中野	平成 26 年度	中野区	212, 950	215, 914	218, 823
品川	平成 29 年度	品川区(一部区域を除く)	236, 702	240, 543	245, 777
板橋	平成 23 年度	板橋区(一部区域を除く)、練馬区の一部	315, 099	320, 288	325, 192
合計		5 営業所	1, 301, 847	1, 321, 756	1, 342, 760

(2) 都から団体への委託契約

(単位：千円)

局名及び委託件名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
水道局		10,765,320	10,677,250	10,700,510
	営業業務委託	3,062,700	3,051,600	3,160,200
	多摩地区営業業務委託	2,439,600	2,502,600	2,504,400
	水道料金ネットワークシステムに係る運用管理委託	2,600,400	2,619,900	2,608,200
	多摩水道料金等ネットワークシステムに係る運用管理委託	1,293,600	1,315,200	1,328,400
	財務会計システムの運用管理業務委託	203,880	203,850	217,200
	統合サポートデスクの運営委託	75,390	76,950	77,250
	東京都水道局グループウェアシステムの運用管理委託	71,250	63,660	61,470
	人事情報管理システム運用管理業務委託	53,310	53,010	53,460
	東京水道あんしん診断システムに係る運用管理委託	-	39,900	39,150
	給与計算事務システム運用管理業務委託	35,790	33,900	35,880
	固定資産事務システムの運用管理委託	18,690	18,660	19,650
	貯蔵品管理事務システムの運用委託	12,510	12,210	12,150
	その他（システム改修等）	898,200	685,810	583,100
教育庁		460,043	536,418	693,818
	教育庁教職員人事給与システムの電子計算機処理委託	301,621	306,721	299,033
	教育庁教職員人事給与システムの開発業務委託	-	36,530	252,131
	その他（プログラム修正等）	158,422	193,166	142,653
警視庁		35,767	23,892	22,010
	遺失物総合管理システムの改修委託	30,257	18,382	16,500
	遺失物総合管理システム保守委託	5,510	5,510	5,510
主税局		12,804	12,804	12,804
	軽油引取税に係る電算処理業務の委託	12,804	12,804	12,804
福祉保健局		7,930	7,161	7,855
	東京都心身障害者扶養年金システム及び東京都心身障害者扶養共済システムの運用支援委託	7,261	5,996	6,945
	その他（システム改修等）	669	1,164	910
下水道局		6,870	6,130	3,800
	固定資産システム保守作業委託	4,100	4,030	3,800
	その他	2,770	2,100	-
議会局		1,280	1,730	1,360
	議員報酬支給事務の委託（単価契約）	1,280	1,280	1,360
	その他	-	450	-
その他の局		818	814	47

(3) 中期経営計画

「PUC中期経営計画2017（平成29年度～平成32年度）」の体系

項目	事項	取組内容
都水道受託事業の確実な履行	準コア業務の安定運営	・ 持続可能で責任ある事業運営体制の構築 ・ 区部・多摩業務統一への対応 ・ 区部お客さまセンター移転への対応
	サービス水準の維持・向上	・ 営業業務ノウハウの確実な継承 ・ 地域広報・広聴の充実
	災害時対応力の強化	・ 危機管理能力の向上
高度なソリューションサービスの提供に向けた取組の推進	準コア業務を支えるIT技術の推進	・ 技術とノウハウの確実な継承 ・ 区部・多摩システム統合への対応
	高度なシステム運用の実現	・ 効率的なシステム運用の推進 ・ 情報セキュリティの強化
	自主受託事業の展開	・ 国内外水道事業体への貢献 ・ IT技術を活かした自主受託事業の推進
経営安定化へ向けた取組の推進	強固な経営基盤の確立	・ 人材（財）育成の強化 ・ 財務基盤の強化 ・ 営業力の強化 ・ 効率的な執行体制の整備 ・ 監理団体間の連携
自信とやりがいにつながる取組の推進	信頼される企業への取組	・ コンプライアンスの強化
	全社一体感の醸成	・ 全社一体化への取組
	魅力ある職場づくり	・ モチベーション向上への取組の推進 ・ 職場環境の整備

第 5 公の施設の指定管理者別監査結果

公益社団法人東京都歯科医師会（東京都立心身障害者口腔保健センター）

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が公の施設の管理を行っている団体に対して、公の施設の管理が適正に行われているか、また、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益社団法人東京都歯科医師会	平成30年10月31日から 同年11月7日まで	平成28年度及び平成29年度の指定管理事業及び補助事業
局	福祉保健局	平成30年10月30日及び 同年11月9日	

2 団体等の概要

設立の目的	日本歯科医師会及び地区歯科医師会との連携のもと、歯科医学・歯科医療に携わる東京都の歯科医師を代表する公益団体として、医道の高揚、歯科医療の確立、歯科医学・医術の進歩発達、公衆衛生及び予防医学の普及向上を図り、もって都民の福祉の向上と健康の増進及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として設立
主な沿革	昭和22年11月 社団法人東京都歯科医師会設立 昭和59年4月 東京都立心身障害者口腔保健センターが開設 管理運営を東京都より受託 平成18年4月 東京都立心身障害者口腔保健センター指定管理者として管理運営 平成26年4月 公益社団法人となる。
事業の概要	・ 歯科医学及び医術の進歩発達に関する事項 ・ 災害等緊急時における都民、国民の口腔保健の確保に関する事項 ・ 歯科医師の業権に関する事項 ・ 医療制度の研究及び歯科医業の合理化に関する事項 ・ 歯科医師の研修に関する事項 ・ 会員の健康増進を図り地域における安定した歯科医療を提供する事項 ・ 都民及び会員への広報活動に関する事項 ・ 歯科医療及び介護従事者の育成に関する事項 ・ 障害者歯科医療に関する事項 ・ その他本会の目的を達成するに必要な事項

所 在 地		東京都千代田区九段北四丁目 1 番 20 号	
組 織		本部、附属歯科衛生士専門学校、東京都立心身障害者口腔保健センター	
人 員		役員 20 名（会長 1 名、副会長 3 名、理事 13 名、監事 3 名） 職員 78 名	
都との関係	補助金（表 1）	2,885 万余円（平成 28 年度交付額） 2,851 万余円（平成 29 年度交付額）	
	事業の委託(表 2)	4,927 万余円（平成 28 年度委託料） 5,349 万余円（平成 29 年度委託料）	
	公の施設の管理運営（表 3）	4 億 5,746 万余円（平成 28 年度指定管理料） 4 億 4,962 万余円（平成 29 年度指定管理料）	
	指 定 管 理 者 運 営 状 況 評 価	平成 28 年度：A 平成 29 年度：A	
	都派遣職員	なし	
	職 員 数	55 名（現員：非常勤含む）	
	施設の概要	昭和 59 年 4 月開設 昭和 59 年 6 月診療開始 当初は、公の施設の管理委託で東京都歯科医師会が運営（受託）。 その後、平成 18 年から指定管理者制度となり、同じく東京都歯科医師会が指定管理者に選定され、以降運営している（表 4）。 施設概要	
		施設種別	診療所（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 8 条）
		施設名称	東京都立心身障害者口腔保健センター （セントラルプラザ事務棟）
所在地		東京都新宿区神楽河岸 1 番 1 号	
延べ床面積		1,584.47 m ² （8・9 階専有部分）	

（注）上記数値等は平成 30 年 3 月 31 日現在

(表 1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率等)	交付額		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
医学技術振興 事業補助	医学技術振興 事業補助金交 付要綱	歯科医師会及び地区歯科医師会が 行う、歯科医師等の資質向上事業 及び都民への普及啓発事業に要す る経費 (補助率：事業費又は補助基準額 を比較し少ない額の 2 分の 1)	19,668	19,836	19,496
東京都災害時 歯科口腔用備 品整備事業	東京都災害時 歯科口腔用備 品整備事業補 助金交付要綱	大規模事故・災害発生時における 身元確認作業に必要な歯科口腔用 備品等の設備整備事業に要する経 費 (補助額：事業費又は補助基準額 を比較し少ない額)	4,421	4,970	4,971
歯科保健普及 啓発事業費補 助金	東京都歯科保 健普及啓発事 業費補助金交 付要綱	かかりつけ歯科医機能の普及のた めに行う事業等に要する経費 (補助額：事業費又は補助基準額 を比較し少ない額)	4,050	4,050	4,050
合計			28,139	28,856	28,517

(表 2) 委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
東京都歯科医師会に対する講習委託	28,484	28,484	28,484
東京都在宅歯科医療推進支援体制整備事業	－	2,857	6,778
東京都周術期口腔ケアにおける医科歯科連携推進事業	－	6,342	6,052
東京都歯科口腔保健推進事業	2,955	5,448	5,633
エイズ歯科医療機関紹介事業	2,967	2,967	2,967
東京都 8020 運動推進特別事業	3,383	1,939	1,599
歯科医師・薬剤師・看護職員認知症対応力向上研修事業（注）	－	－	1,012
医療従事者（歯科）向け講習会	1,231	1,231	969
合計	39,022	49,270	53,497

(注) 平成 29 年度より事業開始

(表 3) 公の施設の管理運営状況

(単位：千円)

施設名 (所在地)	指定管理期間	指定管理料（精算額）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
東京都立心身障害者口腔保健センター (東京都新宿区神楽河岸 1 番 1 号 セントラルプラザ 8・9 階)	平成 28. 4. 1 ～平成 33. 3. 31	456, 654	457, 460	449, 629

(注) 指定管理料は管理業務に要する費用であり、年度協定で定めた額を都が指定管理者に概算払で支払い、事業年度終了後に精算している。施設の利用料（診療報酬）及び手数料（診断書発行等）については、徴収事務を指定管理者に委託し、都の収入としている。

(表 4) 指定管理契約の推移

指定管理契約期間等
第 1 回目 平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで（公募）
第 2 回目 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで（公募）
第 3 回目 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（公募）

第 3 監査の結果

1 指定管理事業及び補助事業の執行に関する事項

(1) 監査の観点

本監査では、公益社団法人東京都歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）が行っている東京都立心身障害者口腔保健センター（以下「センター」という。）に係る指定管理事業について、利用者の利便性に配慮した対応が図られているか、会計経理が適正に行われているかなどの観点から、また、歯科医師会に対する補助事業について、補助金額が各補助金交付要綱に沿って適正に算定されているかなどの観点から、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

ア 指定管理事業

センターは、「患者さんとの十分な相互理解のもと、スペシャルニーズのある方が住み慣れた身近な場所で、安心して歯科診療が受けられることを目指す」という運営理念のもと、地域での障害者歯科診療の普及啓発及び歯科医師や歯科衛生士の育成を目指すとともに、地域での治療が困難な重度・難症例の心身障害者（児）を対象とした歯科診療を実施している。

センターにおける診療実績は、平成 29 年度は延べ 1 万 5, 9 6 6 人（1 日平均約 6 5 人）であり、知的障害・自閉症・ダウン症等により、地域の歯科医療機関では対応困難な患者に対して、充実した歯科診療の提供を実施している。また、歯科診療車を活用した、多摩地区の障害者入所施設への巡回歯科診療及び千代田区の特別養護老人ホームへの訪問歯科診療に

より、平成２９年度は延べ１，３１４人の所外診療を行っている。

平成２８年度からは、障害者が地元地域の医療機関で安心して歯科診療を受けられることを目的として、初診患者及び治療が終了し地域での予防管理が可能と判断された患者については個別の「地域移行計画」を作成し、患者の住所地近隣の協力歯科への受け入れ調整を図っている。平成２９年度は合計１８４名の「地域移行計画」を作成し、地域への移行に取り組んでいる。

教育研修事業は、①歯科医師や歯科衛生士が、障害者歯科診療に必要な基本的対応方法を学ぶ「個別研修」、②学校教職員や介護者等、障害者に関わる方々を対象に講義形式で行う「集団研修」、③障害者施設や特別支援学校等へ、センターの歯科医師等を派遣して行う「地域派遣研修」、④摂食嚥下機能障害を有する患者に対応するための実地研修を行う「摂食嚥下機能評価医養成研修・リハビリチーム養成研修」があり、平成２９年度は延べ２，２１０人を対象に実施した。

利用者対応については、車いす専用に設計された歯科診療台を設置するなど、利用者の安全かつ快適な施設利用に向けた取組を行うほか、ホームページをスマートフォンからもアクセスできるよう変更するなど、利便性の向上に努めている。

事務執行については、契約事務及び文書管理に関する事務規程が整備されていないことに起因する不適切な事例が見受けられた。指定管理事業は、都民の税金に基づく指定管理料により運営されていることを踏まえ、センターは今後、事務規程を整備し適正に運用するとともに、競争性の確保や特命理由の妥当性の検証等、契約の見直しを継続的に行い経費削減に取り組むなど、より一層効率的な管理運営を行うことが求められる。また、局は、事務規程の整備はもとより、センターの適切な管理運営に向けて、歯科医師会を継続的に指導する必要がある。

都は、障害者歯科医療の更なる充実に向け、医療機関同士の連携方法や地域の歯科診療所に対する支援等の施策の構築を進めているところであり、その実施に当たっては、センターが培ってきた経験と業務ノウハウの更なる活用が期待される。

センターは今後とも、都内における障害者歯科医療の中核として、教育研修や地域移行計画等の事業をより一層推進することが望まれる。

イ 補助事業

局は、歯科医師会に対し、医学技術振興事業補助金等の補助事業を行っており、歯科医師会は局から交付された補助金を基に、歯科医師の資質向上を目的とした研修会や、都民の歯の健康づくりに関する普及啓発事業などを実施している。

指定管理事業及び補助事業の執行に関する事項は以上のとおりであり、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、事業は指定管理及び財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 指定管理事業に係る契約事務が適切に行われるよう規程を整備すべきもの

センターの指定管理事業の実施に当たり、歯科医師会が行う契約事務について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。

(ア) 契約における意思決定について

契約における意思決定について見たところ、次の状況が見受けられた。

- ① 表5の契約について、支払決定の起案文書に支払予定額は印字されているが、その予定額と相違する支払決定額が手書きで記入されており、決裁がどの時点でなされたかが不明である。

(表5) 平成28年度のホームページの改訂に係る契約 (単位：円)

契約件名	支払予定額	支払決定額	起案日
ホームページの改訂について	498,960	550,800	平成29.3.23

- ② 9F監視カメラ設置工事について、平成28年12月7日時点では、金額47万5,200円として、センター長の決裁が行われていたが、工事に係る物品の一部費用が漏れていたことから、平成28年12月20日付けで、当該決裁書類に見積書に訂正がある旨、見積書変更に伴い支払金額を49万6,800円に訂正する旨の記載があり、それぞれ担当者の押印はあるものの、変更後のセンター長の決裁が行われていない。

- ③ 8F監視カメラ設置工事について、平成28年12月7日付けで、センター長の決裁が行われていたが、工事に係る物品の一部費用が漏れていたことから、平成28年12月20日付けで、当該決裁書類に見積書に訂正がある旨、見積書変更に伴い増額となった物品に係る経費は全額受託業者の値引き対応となったことから支払金額に変更ない旨の記載があり、それぞれ担当者の押印はあるものの、変更後のセンター長の決裁が行われていない。

(イ) 契約関係書類の作成について

契約関係書類の作成について見たところ、表6の契約について、次の状況が見受けられた。

- ① 歯科医師会は、センターの業務内容を周知するため、項番1の契約により、施設紹介DVDを製作し、各関連施設や協力医等へ配布している。

ところで、このDVDの製作に当たり、歯科医師会は受託者と契約書を取り交わさず、簡易な仕様書と口頭・メール等による指示で行っていることが認められた。

「センターの管理に関する基本協定（以下「協定」という。）」では、個人情報保護に係る受託者の責務や、映像等の著作権の不正使用防止に関する規定があるが、これらの協定上の規定を受託者へ契約書及び仕様書として通知しておらず、また契約の履行遅延・不履行だった場合の対処についても契約書を取り交わしていない。

- ② 項番 2 及び 3 の印刷物契約について、歯科医師会は、成果品の原稿を受託者へ提示するのみであり、紙質の仕様や契約の履行遅延・不履行だった場合の対処について、契約関係書類を取り交わしていない。

（表 6）契約関係書類を取り交わしていなかった契約の事例

（単位：円）

項番	契約件名	契約金額	起案日	納品日
1	平成 28 年度版施設紹介 DVD の製作について	1,644,840	平成 28. 10. 5	平成 29. 3. 22
2	事業概要印刷	226,800	平成 29. 12. 27	平成 30. 1. 18
3	障害者（児）歯科保健医療の実態調査報告書の作成について	68,040	平成 30. 3. 29	平成 30. 4. 9

（ウ）契約における競争性の確保について

歯科医師会が行った表 7 の印刷物作成契約について見たところ、見積りの徴取が一者のみであった。契約における見積方法を確認したところ、印刷物作成契約の受託者については、A と B の二者が慣例として固定化しており、予定金額の多寡に関わらず、見積合せ等による競争が行われていない。

（表 7）一者見積による印刷物作成契約の事例

（単位：円）

契約件名	契約金額	起案日	納品日	契約相手方
「平成 29 年度教育研修事業計画」の作成について	739,584	平成 29. 2. 22	冊子：平成 29. 2. 23 チラシ：平成 29. 3. 2	A

上記（ア）（イ）（ウ）の事例が発生したのは、歯科医師会が、契約に係る事務手続について規程を設けず、長年にわたる慣例を基に事務を行っていることに起因するものである。

指定管理事業は、都民の税金に基づく指定管理料により運営していることを踏まえ、契約に係る意思決定の過程を明確にするとともに、経済性・公平性を意識した契約を行うべきである。

歯科医師会は、指定管理事業の実施に当たり、契約に関する規程を定め、契約事務を適切に行われたい。

（公益社団法人東京都歯科医師会）

イ 感染性産業廃棄物の保管に当たり適正な表示を行うべきもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第12条第2項及び廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第8条第1項では、表8のとおり保管基準が規定されている。

（表8）法及び省令

法	第12条第2項 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。
省令	第8条 法第12条第2項の規定による産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。 一 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。 イ （省略） ロ 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。 （1）縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。 （2）次に掲げる事項を表示したものであること。 （イ）産業廃棄物の保管の場所である旨 （ロ）保管する産業廃棄物の種類 （ハ）保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先 （二）（省略）

センターが排出する使用済み注射針等の感染性産業廃棄物は、人が感染し、若しくは感染する恐れのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらの恐れのある廃棄物であり、その管理は関係法令の規定に沿って適正に行われなければならない。

しかしながら、センターが感染性産業廃棄物を保管している倉庫には、法及び省令に定められた掲示板が設けられておらず、表示もなされていない状況が認められたことは、適正でない。

歯科医師会は、感染性産業廃棄物の保管に当たり、法令に定められた表示を適正に行われたい。

（公益社団法人東京都歯科医師会）

ウ 指定管理事業に係る文書管理を適切に行うべきもの

センターにおける文書の管理状況について見たところ、平成29年度には、平成17年度に起案した文書を廃棄しており、センターでは事実上、文書の保存期間を一律10年として事務を執行している。

しかしながら、文書の保存期間は、法令等の定め、当該文書の効力、重要度、利用度、資料価値等を考慮して定めるべきであるが、センターには文書管理規程が無いため、適切な文書の管理及び廃棄ができていない状況である。

歯科医師会は、指定管理事業に係る文書管理規程を定め、文書の管理及び廃棄を適切に行われたい。

(公益社団法人東京都歯科医師会)

(2) 局及び団体

ア 補助金の申請及び審査を適切に行うべきもの

局は、地域における保健医療の確保及び充実を図るとともに患者中心の医療の実現を図ることを目的として、医学技術振興事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、表9のとおり、歯科医師会及び都内の各地区歯科医師会が行う歯科医師の資質向上事業及び医療と健康に関する都民への普及啓発事業に対し、補助を実施している。

この補助金について見たところ、次のとおり、適切でない点が認められた。

(ア) 表9の事業のうち、各地区歯科医師会が実施するものについては、その申請内容を歯科医師会が確認し、取りまとめて局に申請することとなっている。

ところで、各地区歯科医師会の申請書類についてその内容を見たところ、補助対象外の経費（ホームページの更新等の委託料）が含まれているものや、計画はしていたが実施しなかった事業の経費についても、歯科医師会はそのまま申請していた。

(イ) 歯科医師会は、普及啓発事業として「東京デンタルフェスティバル」（以下「イベント」という。）を毎年実施している。平成28年度及び平成29年度の事業実績及び補助実績は、表10のとおりである。

イベントの実施に当たっては、運営全体について、表11の内容によりCと契約している。イベントの開催費用については協賛企業と分担し、歯科医師会はそのうち自らの負担分全額について、表12のとおり運営関係費、広報関係費、映像関係費、営業関係費等の名目に分けて補助対象経費として申請していた。

ところで、要綱では補助対象経費を表9のとおり定めており、業務委託に係る費用は補助対象とはしていないが、申請内容のうち①運営関係費におけるタレント出演交渉、イベントの司会進行、②映像関係費におけるイベントの記録映像の撮影等、それぞれの費目の中には業務委託に係る費用が含まれている。また、合計金額の10%相当分を営業管理費として支払っているが、これも業務委託に係る費用であり補助対象外である。

(ウ) 上記（ア）（イ）のとおり、歯科医師会の申請内容には補助対象外の費用が含まれていたが、局は、申請の全額を補助対象として交付額を算定していた。

補助金額を改めて算定したところ、補助金の返還は発生しなかったが、歯科医師会の申請及び局の審査が、補助対象外の費用を含めて行われていたことは適切でない。

歯科医師会は、補助金の申請を適切に行われたい

局は、補助金の審査を適切に行われたい。

(公益社団法人東京都歯科医師会)

(福祉保健局)

(表 9) 補助事業の補助対象経費

項番	事業名	事業の内容	補助対象経費
1	資質向上事業	所属会員等に対する講習会・研修会の開催など、資質向上対策として行う事業	賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、諸費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料(会場借料)、備品購入費(5万円以上10万円未満のものに限る)、補助金
2	普及啓発事業	都民向け講演会・相談会の開催、広報誌等の発行など、都民の医学知識の向上や健康の増進を目的として行う事業	
3	地区歯科医師会が行う上記1及び2の事業に対し、補助事業者を通じて補助を行う。		

(表 10) 普及啓発事業補助実績

(単位：円)

年度	対象経費の支出額	補助基準額	補助額(注)
平成28年度	5,311,885	4,816,000	2,408,000
平成29年度	9,452,628	4,816,000	2,408,000

(注) 補助額は、対象経費の支出額と補助基準額とを比較して少ない方の額に、2分の1を乗じた額である。

(表 11) イベント運営契約の内容及び契約額

(単位：円)

契約内容(両年度とも)	契約額	
	平成28年度	平成29年度
会場手配(一部)、参加者募集・集約、イベント機材・備品手配、イベント演出の企画及び運営補助、飲食手配、DVD制作、各項目に伴う精算	3,108,469	7,756,007

(表 1 2) 補助申請費目の内容

補助申請書類 の費目	主な内容	
	平成 28 年度	平成 29 年度
広報関係費	チラシのデザイン料、作成・配送	抽選により来場者 5 組へ送付する贈答品、送料
進行関係費	チラシの事前封入作業、運搬費用	イベント進行 (平成 28 年度負担がなかったスタッフの雇用を含む)
	アルバイトスタッフ	カメラマンによる記録ビデオの製作
	当日の飲料、弁当代	当日の飲料、弁当代
運営関係費	当日配布の物品代	イベント企画
	タレント出演交渉	タレント出演交渉
	専門家出演料	司会者手配、台本作成
		事前申込用往復はがき印刷、web 画面製作費
		事務局スタッフ人件費
看板・塗装・会場設営関係費	楽屋表示、スタッフ名札の作成	楽屋表示、スタッフ名札の作成
	看板等の製作、会場設営	看板等の製作、会場設営
		P R ビデオの製作
映像関係費	カメラマン 2 名による各団体インタビュー映像の撮影、DVD 作成費用	
	トランシーバー手配	
営業管理費	合計額の 10%	合計額の 10%

(3) 局

ア 指定管理事業に係る規程の整備について団体を指導すべきもの

センターにおける事務手続について見たところ、契約に係る事務処理や文書管理等の複数の事務の執行において、規程等がないことに起因する不適切な事務処理の事例が認められた。

指定管理事業に当たっては、都に準じた規程の整備を条件にしているものではないが、都民の税金を原資とする指定管理料によりその経費が支出されていることから、センターにおいても、適切な事務処理を担保するための規程を設けることが必要である。

局は、指定管理事業に係る規程の整備について団体を指導されたい。

(福祉保健局)

第4 運営状況の概要

1 運営の状況

(1) 事業実績

平成27年度、平成28年度及び平成29年度の事業経費の推移は表13、指定管理事業の主な内容及び実績は表14から表18のとおりである。また、補助事業の主な実績は表19のとおりである。

(表13) 東京都立心身障害者口腔保健センター事業経費の推移

(単位：円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
管理費	376,968,776	375,994,255	372,417,195
人件費等	367,552,118	366,664,449	363,847,609
管理運営費	7,941,304	7,882,364	7,063,898
センター業務調整費	1,475,354	1,447,442	1,505,688
事業費	45,645,832	47,347,150	43,669,711
診療事業費	38,360,377	36,137,773	33,347,986
教育研修事業費	3,553,715	5,935,889	4,248,621
情報管理事業費	3,731,740	5,273,488	6,073,104
建物維持管理費	213,680	232,983	236,480
光熱水費	7,680	7,797	7,680
施設等維持補修	206,000	225,186	228,800
消費税	33,826,263	33,885,951	33,305,871
歳出合計 (A)	456,654,551	457,460,339	449,629,257
指定管理料 (B)	495,263,000	509,061,000	511,196,000
東京都返戻額 (B－A)	38,608,449	51,600,661	61,566,743

(注) 指定管理料 (B) は、年度協定で定め、概算払した金額である。

(表 1 4) 診療事業の実績

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
年間患者数 (延べ人数)	18,334	17,254	17,280
1 日平均患者数 (人)	75.4	71.0	70.8
1 日平均診療収入 (千円)	705	694	686
患者 1 人 1 日平均診療収入 (円)	9,354	9,771	9,691

(表 1 5) 所内・所外別の患者数内訳

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ所内患者数	16,973	15,952	15,966
延べ所外患者数	1,361	1,302	1,314
合計	18,334	17,254	17,280

(表 1 6) 区分別患者構成比

(単位：%)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
知的障害	35.6	37.7	35.3
自閉症	26.8	24.8	29.7
ダウン症	14.8	16.7	17.2
脳性麻痺	8.8	8.7	7.6
四肢体感機能障害	4.1	3.4	2.8
脳機能障害	1.1	1.1	0.7
認知症	2.4	1.6	0.4
その他	6.4	6.0	6.3
合計	100	100	100

(表 1 7) 地域移行計画の作成

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
初診患者	－	70	89
治療終了者等	－	478	95
合計	－	548	184

(注) 地域移行計画の作成は、平成 28 年度より開始している。

(表 18) 障害者歯科研修事業等の実績

(単位：人)

研修種別		対象者	研修内容	延べ受講者数		
				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
個別研修	基礎 コース	歯科医師 歯科衛生士	・ 3 日間のコースを年 3 回実施 ・ 2 日間の講義と半日間の 臨床見学	172	141	107
	アドバンス コース	過去の個別研修修了者 基礎コース受講済みの者	・ 6 日間のコースを年 3 回実施 ・ 2 日間の講義及び実習と 4 日間の臨床実習	70	89	101
	フォロー アップ コース	アドバンスコース修了者	希望する症例や診療内容に 応じて調整した臨床実習	6	6	23
	短期個別 研修	巡回歯科診療施設近隣の 歯科医師・歯科衛生士	巡回診療車を利用した、患 者対応方法、口腔健診等の 実習を含む 3 日間の個別 研修	0	0	1
集団研修		歯科医師、歯科衛生士、 学校教職員、看護師、保 健師、ケアマネージャー、 施設職員、保育士、障害 者の保護者及び介護者等	1～3 日間のコース（職 種別）を合計で年 12 コ ース	906	962	1,072
地域派遣研修 (注)		特別支援学校等教職員、 施設職員、保護者等の障 害者に関わる人	・ 障害者福祉施設等に歯 科医師や歯科衛生士が出 向き講義を行う ・ 1 回当たり受講者数は おおむね 20 名以上、講 義は 60～90 分	-	432	660
摂食嚥下機能 評価医養成研修・リハビ リチーム養成研修 (注)		地域医療に携わる医師・ 歯科医師及びリハビリテ ーションを担うコメディカ ルスタッフ	研修課程は四つのステッ プから成る ステップⅠ、Ⅱは講義形 式 ステップⅢは実習形式、 ステップⅣは実習形式と 事例検討会	-	296	246
研修合計				1,154	1,926	2,210
見学受入				851	803	703

(注) 地域派遣研修、摂食嚥下機能評価医養成研修・リハビリチーム養成研修は、平成 28 年度から開始している。

(表 19) 補助事業の主な実績

医学技術振興事業補助				
	歯科医師会実施分			
	・ 歯科医師・歯科衛生士向け卒後実習研修会（20 講座）			
	参加者数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		683 名	731 名	679 名
	・ 東京デンタル・フェスティバル			
	参加者数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		759 名	772 名	902 名
	地区歯科医師会実施分（都内 55 の地区歯科医師会が各自で行う事業）			
	・ 地域保健講演会			
	・ 無料歯科検診			
・ 小学校等での口腔衛生指導				
・ 普及啓発用ポスター作成 等				
東京都災害時歯科口腔用備品整備事業				
身元確認用デジタルX線解析装置及びX線照射装置一式を毎年 2 台購入し、東京都第二次保健医療圏の地区別に配備				
配備先	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
	西多摩、南多摩	区南部、区東北部	区中央部、区東部	
歯科保健普及啓発事業費補助金				
・ 歯と口の健康週間事業（毎年 6 月に上野動物園で実施）				
実施事業		参加者数		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
かむ能力の測定と歯科相談		約 600 名	約 600 名	約 260 名
歯の健康・ケア相談コーナー		約 550 名	386 名	437 名
入れ歯の作り方コーナー		約 350 名	約 200 名	約 300 名
動物クイズ「だれの歯？だれの骨？」		約 500 名	578 名	471 名
動物スタンプラリー		約 3,800 組	約 3,400 組	約 4,000 組
・ 都民向けフォーラムの開催				
実施テーマ		参加者数		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
糖尿病予防フォーラム		131 名	64 名	108 名
禁煙支援フォーラム		61 名	51 名	74 名
口腔がんフォーラム		174 名	105 名	145 名

第6 団体索引

【あ行】	ページ	【か行】（続き）	ページ
伊豆諸島開発株式会社	159	学校法人順天学園	69
一般社団法人巨樹の会	79	学校法人松蔭学園	69
医療法人財団良心会	79	学校法人城西学園	69
医療法人社団恵仁会	79	学校法人女子学院	69
医療法人社団K N I	79	学校法人女子美術大学	69
医療法人社団健育会	79	学校法人白梅学園	69
医療法人社団三成会	79	学校法人杉野学園	69
医療法人社団成和会	79	学校法人駿河台大学	69
医療法人社団善仁会	79	学校法人駿台学園	69
医療法人社団天紀会	79	学校法人聖学院	69
医療法人社団同愛会病院	79	学校法人正秀学園	69
医療法人社団日成会	79	学校法人星美学園	69
医療法人社団博鳳会	79	学校法人青蘭学院	69
医療法人社団充会	79	学校法人世田谷学園	69
大島町	25	学校法人大成学園	69
大島町商工会	32	学校法人高千穂学園	69
【か行】	ページ	学校法人高輪学園	69
学校法人青葉学園	69	学校法人調布学園	69
学校法人麻生学園	69	学校法人戸板学園	69
学校法人足立学園	69	学校法人東邦大学	69
学校法人育英幼稚園	69	学校法人東洋大学	69
学校法人上野塾	69	学校法人東洋英和女学院	69
学校法人桜美林学園	69	学校法人獨協学園	69
学校法人鷗友学園	69	学校法人日本聾話学校	69
学校法人大妻学院	69	学校法人日本学園	69
学校法人大原学園	69	学校法人日本大学第二学園	69
学校法人小野学園	69	学校法人根津育英会武蔵学園	69
学校法人開智学園	69	学校法人日出学園	69
学校法人川村学園	69	学校法人文化学園	69
学校法人関東国際学園	69	学校法人文教大学学園	69
学校法人簡野育英会	69	学校法人宝仙学園	69
学校法人北豊島学園	69	学校法人星野学園	69
学校法人国本学園	69	学校法人保隣教育財団	69
学校法人恵泉女学園	69	学校法人本郷学園	69
学校法人光塩女子学園	69	学校法人町田学園	69
学校法人晃華学園	69	学校法人みどりかげ学園	69
学校法人国士舘	69	学校法人三輪田学園	69
学校法人駒込学園	69	学校法人武蔵野音楽学園	69
学校法人駒澤大学	69	学校法人武蔵野学院	69
学校法人駒場学園	69	学校法人武蔵野大学	69
学校法人コングレガシオン・ド・ノートルダム	69	学校法人武蔵野東学園	69
学校法人品川女子学院	69	学校法人明治大学	69
学校法人芝浦工業大学	69	学校法人明昭学園	69
学校法人芝学園	69	学校法人目黒学院	69
学校法人渋谷教育学園	69	学校法人明星学苑	69
学校法人自由ヶ丘学園	69	学校法人山崎学園	69

【か行】（続き）	ページ	【さ行】（続き）	ページ
学校法人大和学園	69	社会福祉法人七日会	79
学校法人立教学院	69	社会福祉法人南風会	79
学校法人立教女学院	69	社会福祉法人日本点字図書館	79
株式会社建設資源広域利用センター	287	社会福祉法人日本盲人会連合	79
株式会社セントラルプラザ	209	社会福祉法人練馬山彦福祉会	79
株式会社東京スタジアム	219	社会福祉法人のゆり会	79
株式会社PUC	339	社会福祉法人白寿会	79
公益財団法人がんの子どもを守る会	79	社会福祉法人原町成年寮	79
公益財団法人河野臨牀医学研究所	79	社会福祉法人ひふみ会	79
公益財団法人東京観光財団	138	社会福祉法人福音寮	79
公益財団法人東京しごと財団	323	社会福祉法人福栄会	79
公益財団法人東京都歯科医師会	365	社会福祉法人藤倉学園	79
公益財団法人東京都私学財団	42	社会福祉法人フロンティア	79
公益財団法人東京都中小企業振興公社	113	社会福祉法人ボワ・すみれ福祉会	79
公益財団法人東京都保健医療公社	294	社会福祉法人みずき福祉会	79
公立大学法人首都大学東京	184	社会福祉法人武蔵野千川福祉会	79
【さ行】	ページ	社会福祉法人睦月会	79
社会医療法人社団森山医会	79	社会福祉法人明徳会	79
社会福祉法人あかねの会	79	社会福祉法人もえぎの会	79
社会福祉法人あすはの会	79	社会福祉法人萌の会	79
社会福祉法人安心会	79	社会福祉法人もくば会	79
社会福祉法人えどがわ	79	社会福祉法人山鳥の会	79
社会福祉法人櫻灯会	79	社会福祉法人山鳩会	79
社会福祉法人恩賜財団済生会	79	社会福祉法人友愛十字会	79
社会福祉法人嬉泉	79	社会福祉法人佑啓会	79
社会福祉法人共生会	79	社会福祉法人悠々会	79
社会福祉法人キングス・ガーデン東京	79	社会福祉法人夢ふうせん	79
社会福祉法人金木星の会	79	社会福祉法人楽晴会	79
社会福祉法人敬愛学園	79	社会福祉法人洛和福祉会	79
社会福祉法人啓光福祉会	79	社会福祉法人緑水会	79
社会福祉法人三幸福祉会	79	社会福祉法人老後を幸せにする会	79
社会福祉法人品川総合福祉センター	79	神新汽船株式会社	159
社会福祉法人春和会	79	新中央航空株式会社	159
社会福祉法人浄栄会	79	全日本空輸株式会社	159
社会福祉法人杉の子保育会	79	【た行】	ページ
社会福祉法人巢立ち会	79	東海汽船株式会社	159
社会福祉法人すみれ会	79	東京信用保証協会	156
社会福祉法人清心福祉会	79	東京都住宅供給公社	239
社会福祉法人全国スモンの会	79	東京臨海高速鉄道株式会社	275
社会福祉法人田無の会	79	特定非営利活動法人青松の会	79
社会福祉法人千葉育美会	79	特定非営利活動法人ぶどうの木	79
社会福祉法人つつじ会	79	【な行】	ページ
社会福祉法人つるかわ学園	79	新島物産株式会社	159
社会福祉法人手をつなぐ福祉会	79	【は行】	ページ
社会福祉法人東京援護協会	79	八丈島空港ターミナルビル株式会社	175
社会福祉法人東京蒼生会	79	八丈町	35
社会福祉法人東京都福祉事業協会	79	八丈町商工会	39
社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会	79	【や行】	ページ
社会福祉法人徳心会	79	八幡丸漁業運輸株式会社	159